

令和5年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

北海道教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

4月、9月、12月の計3回、SSW活用事業について理解を深めるとともに、道SSWによるソーシャルワークの在り方について、問題解決に向けてのアセスメントやプランニングなどの支援方法を具体的な事例を通して協議を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

全道連絡協議会や地域別研修会を教職員が参加できるようにして実施するほか、SSW活用実践事例集を作成し、SSWの職務、主な活動、SSWの効果的な活用に当たっての留意点等、活動方針等についてより広く周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できるようにした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

〈課題〉

SSWの資質・能力の向上、SSW活用事業の周知

〈原因〉

SSWの活用方法の理解不足から、SSW派遣実績のない学校からの新規要請が少ない傾向にある。また、派遣要請が少ないエリアのSSWの資質・能力向上につながらない傾向にある。

②課題解決に向けた取組内容

SSWを対象とした研修を充実するとともに、児童生徒の困り感を抱えている学校及び教育委員会に対し、SSW派遣に係る相談の機会となるオンライン相談会を実施し、派遣要請しやすい体制を整備した。

③成果

SSWを対象とした研修において、スーパーバイザーから実践事例をスーパーバイズしてもらうことで、学びになったと感想が寄せられた。また、オンライン相談会を実施したことでSSWの活用方法の理解が深まり、SSWの派遣実績がない学校へ支援のきっかけをつくるとともに、新規の派遣申請につなげることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 118 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（週 1 回 / 1 回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、精神疾患を患う母親と生活するとともに、発達障がいと診断されている。
- ・当該児童及び当該児童の母親の体調不良を理由に、週1回の家庭訪問を延期されることが多かった。

②学校内での方針の検討

- ・学校は、当該児童及び当該児童の母親と信頼関係を構築し、悩みや心配事を把握する必要がある。
- ・学校は、家庭訪問を学級担任とSSWで行い、状況や課題の把握、解決の方策を共に考えた。

③支援の実施

- ・学校は、学校での生活が楽しいものとなるよう支援するとともに、SSWは、当該児童の母親から日々の悩みや心配事を把握し、関係機関と情報共有を図った。

④経過観察

- ・学校は、SSWと情報共有をすることで当該児童の母親から日々の悩み等の相談を受けるようになった。
- ・関係機関と情報共有を図ったことで、関係機関で活用できるサービスを紹介し、支援につなげた。

(3) 成果

- ・関係機関と情報共有を行うことで、つながる必要のある関係機関が明確になった。
- ・当該児童は、保護者や学級担任が登校を促すことなく、登校をすることができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 191 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (52 週/1回あたり 4～7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は、転校した小学校で同級生からのいじめにより不登校となった。
- ・当該生徒の母親は、当該生徒の将来に不安に感じ、学校を通じてSSWに相談をした。

②学校内での方針の検討

- ・学校は、当該生徒が登校再開できる環境整備と体制整備するとともに、まずは当該生徒と学級担任との信頼関係を構築する必要がある。

③支援の実施

- ・教育専門員は、当該生徒の考えや思いに寄り添い面談を継続し、自己存在感を高める支援を実施した。
- ・SSWは、当該生徒の母親と面談し、悩み等を聞くとともに、保護者としての対応を一緒に考えた。

④経過観察

- ・学校は、登校しやすい環境や登校後の学校での対応等の体制を整備した。
- ・SSWは、当該生徒の母親と面談した内容を学校と情報共有するとともに、当該生徒の変容を当該生徒の母親に伝えた。

(3) 成果

- ・当該生徒は、保健室登校を通じて、学校で給食を食べたり同級生と交流を図ったりすることで、登校する日数が増えた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 461 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 47 週/週 5 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、両親が離婚し、母子家庭となったことで、ネグレクト傾向が顕著になった。
- ・当該児童は、忘れ物が多く、数日間同じ服装で登校することが多くなった。

②学校内での方針の検討

- ・要対協で継続的に取扱い、母親の精神面や育児の状況等の情報共有を図る必要がある。

③支援の実施

- ・学校は、当該児童への支援をきめ細かくするとともに、当該児童の母親と面談し、当該児童の様子等の情報を子育て支援課や要対協の実務者会議において情報提供をした。

④経過観察

- ・SSWは、要対協の実務者会議に参加し、関係機関と情報共有を図るとともに、放課後等デイサービスを訪問し、当該児童の施設利用状況等について学校に情報提供した。

(3) 成果

- ・SSWが、要対協で情報共有をするとともに、当該児童の観察を生かし当該児童の母親を支援することを通じて、当該児童の忘れ物の減少など、当該児童の兄弟を含めて支援をすることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 194 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/ 1 回あたり 5.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は、母親が病死し、父子家庭であり、父親以外に協力を頼むことができる親族はいない。
- ・学校は、当該生徒の不快な匂いに困っていると当該生徒の同級生から相談を受け、S S Wを要請した。

②学校内での方針の検討

- ・不快な匂いに加え、経済的な理由で修学旅行への参加が困難である等、兄弟も同じ状況が見られていたため、S S Wが中心となり、中学校・高等学校・教育委員会等のケース会議を実施し、情報共有を図る必要がある。

③支援の実施

- ・中学校は、当該生徒と面談を実施し、不快な匂いについて声かけや洗濯の支援等を実施した。

④経過観察

- ・S S Wは、中学校や高等学校における情報収集を行い、学校間の連携体制を整備するとともに、関係機関と連携し、当該生徒の父親に経済的な支援を行うための情報提供を行った。

(3) 成果

- ・当該生徒は、衛生面への意識や学校への信頼感が高まり、匂いの問題が解消された。
- ・当該生徒及び当該生徒の兄弟は、経済的な理由で諦めかけていた修学旅行に参加することができた。

<学校生活への不適應>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 335 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (常駐)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、母親の養育困難により一時保護されており、里親制度により現在の小学校に転校してきた。
- ・当該児童は、基本的な生活習慣や社会性が定着しておらず、登校しぶりが見られるようになった。

②学校内での方針の検討

- ・学校は、当該児童に対する児童理解を深めるとともに、当該児童が安心して生活することができる支援体制の構築をする必要がある。

③支援の実施

- ・学校は、当該児童が頼ることのできる教職員や一緒に遊ぶ友達をつくることのできるよう働きかけたことで、学校と里親の信頼関係を高めるようにした。

④経過観察

- ・S S Wの働きかけにより実施したケース会議において、役割分担と情報共有を行った。

(3) 成果

- ・当該生徒は、S S Wの働きかけを受けた学校や里親の支援を受け、登校をすることができるとともに、課題に意欲的に取り組むなど学校生活への不適應が改善された。

青森県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①名称（実施時期）：ＳＳＷ活用連絡協議会（４月、２月）
- ②研修対象：ＳＳＷ、各教育事務所担当指導主事、県立学校（配置校）担当者
- ③目的や内容：ＳＳＷ配置事業の推進を図るために、配置校等における活用及び事業実施上の諸課題等について協議や情報交換を行った。また、外部講師による講演を実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度始めの研修会等において、スクールソーシャルワーカーについて周知した。

- ・生徒指導担当指導主事連絡協議会（対象：教育事務所、市町村教育委員会）
- ・高等学校及び特別支援学校 生徒指導主事研究協議会（対象：高等学校、特別支援学校）

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

①小・中学校への対応

各教育事務所にＳＳＷを配置し、巡回及び要請に応じて全ての公立小・中学校へ対応できるようにした（中核市は除く）。

②県立学校への対応

県立高等学校６校にＳＳＷを配置し、要請に応じて県内全ての県立学校へ対応できるようにした。

③他の事業を活用した配置上の工夫

不登校児童生徒支援の事業で研究指定校となっている４校に対して、ＳＳＷの派遣時間を拡充した。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・ＳＳＷの積極的かつ効果的な活用。

＜原因＞

- ・児童生徒の抱える課題や価値観が多様化しているため、支援が困難なケースが増加している。
- ・各学校において、ＳＳＷの派遣に関する認識に差があり、必要なケースでも派遣要請に至っていないことがある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷの存在や役割について、児童生徒や保護者等へ伝える方法を工夫し周知を図る。
- ・各教育事務所及び県立高等学校（配置校）のＳＳＷ担当者との連絡協議会の充実を図る。
- ・研修会の中で事例検討会等を実施し、具体的な事例について研修及び協議する場を設けて、見識を広めることやスキルの向上を図る。

③成果

- ・継続支援の相談件数は令和４年度９１５件、令和５年度９４３件であり、前年比３．０％の増加であった。年度始めに、定例の文書以外に、県立学校へＳＳＷの積極的な活用について文書を発送し、周知及び共通理解を図ったことも相談件数増加に影響していると考えられる。
- ・継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況では、不登校３０．１％、家庭環境１９．８％、発達障害に関する問題１７．１％と、この３項目が圧倒的に多い。ＳＳＷが関わることによる解決及び好転率は、不登校３７．７％、家庭環境２１．９％、発達障害に関する問題１５．０％となっており、今後、ＳＳＷの活用がさらに必要となってくると考えられる。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 170 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 12 週/週 1 回/1回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学校中学年から欠席が増え始め、小学校6年生では登校日の約半数が欠席という状態になった。保護者と学校側で話し合い、SSWへ対応を依頼することになった。

②学校内での方針の検討

- ・校長、教頭、学級担任、養護教諭、SSWの5名で校内ケース会議を行い、対応策を検討した。
- ・学校側は、児童が登校した際の見守りと進学に向けての支援をすること、SSWは母親と面談し、精神面のサポートと定期的な病院受診を促していくことを確認した。

③支援の実施

- ・母親はイライラすると物を投げる子どもへの対応や、義理の両親に子どもが学校に行かないことを知られることがストレスとなっており、その困り感を和らげるためにSSWとの面談を継続した。

④経過観察

- ・中学校進学に向けて取り組んできた結果、現在、ほとんど欠席することなく、中学校へ登校している。それに伴い、母親の状態もかなり改善された。

（3）成果

- ・当該事例の学校で、SSWが不登校支援として関わった件数は1件で、その1件は解消した。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 80 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 5 週/週 1 回/1回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・生徒Bが生徒Aに怪我をさせられたことから調査が始まり、AがBをいじめていたということがわかった。Aには発達障がいの特徴があり、学校からSSWへ要請が入った。

②学校内での方針の検討

- ・学校としてはいじめと認知した指導を進めるとともに、Aは発達障がいの特徴のある生徒であるため、SSWによる対応を進めることにした。

③支援の実施

- ・AとBの両方と面談をしながら、加害者Aには発達障がいの特徴に寄り添った面談を行った。

④経過観察

- ・指導を終えた後も、被害者であるBはAの行動が気になるということで、保護者と相談して自治体の別室に通うことにした。その後、Bは学校に登校する回数が増え、Aと一緒にの時間にも対応できるよ

うになり、学年が上がった現在は普通に教室で生活している。

(3) 成果

- ・当該事例の学校で、S S Wがいじめに対する支援として関わった件数は1件で、その1件は解消した。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 65 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 1 週/週 1 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・令和4年4月、当該児童(5年生)から学級担任に「父親から暴力を受けている」との訴えがあった。
その後、改善が見られず児童相談所で一時保護となったが、父親の申し出があり当日に帰宅した。

②学校内での方針の検討

- ・本人の日常の様子の確認、身体の確認。 ・家庭の様子聞き取り。
- ・児童相談所との情報交換。

③支援の実施

- ・本人の日常の様子の確認、身体の確認。 ・家庭の様子聞き取り。
- ・児童相談所との情報交換。

④経過観察

- ・本人からの聞き取りや身体の確認を継続したが、父親の暴力は認められなかった。
- ・児童相談所に月1回報告を行った。

(3) 成果

- ・当該事例の学校において、児童虐待について1名の児童に関わり、対応方針の決定に関わることで学校の継続的な見守りにつながり、好転した。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 200 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 17 週/週 1 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・令和4年8月、担任より登校渋りの男子生徒がいると相談があり、母とS S Wが面談を実施。その中で本人が発達障害をもっていること、借金と住宅ローンを残して夫が失踪したことがわかった。

②学校内での方針の検討

- ・本人について、学年の先生や生徒指導主事、管理職と情報共有し、本人の安否の確認、別室での個別対応、部活への参加などの方針を決定した。家庭について、社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業を使い債務整理を行うことをS S Wが提案し、事業の使用が可能であることを確認した。

③支援の実施

- ・担任が家庭訪問を継続し、部活での頑張りを保護者に話しながら本人の精神面の状況を都度確認した。
- ・学年の先生方で本人に電話連絡をし、登校の声かけを実施した。登校した際は、別室で卓球や漫画、好きな授業の時間などで不安感を取り除き、学校内での居場所の確保を行った。
- ・家庭については、債務整理を社会福祉協議会でやっている家計改善支援事業を使用し、支援調整会議で学校と連携を図った。債務整理手続きについては弁護士が残債務額を算定して債権者と交渉を行った。さらに、社会福祉協議会とＳＳＷが連携し、世帯分離や自己破産手続き等のフォローを行った。

④経過観察

- ・欠席が２、３日続くこともあったが、徐々に学校に足が向くようになり、滞在時間が長くなった。
- ・住宅の引っ越しの中で、本人が頼りにされることも多くなり、家庭内での居場所を取り戻していった。
- ・本人に変化が見られ、前向きに受検を意識して検定試験の勉強もするようになった。徐々に登校時間も早くなり、遅刻・早退もなく学校生活が送れる状態にまで回復し、現在は受検勉強を頑張っている。

(３) 成果

- ・本人の置かれた環境へ社会資源を使用しながら働きかけを行い、本人が前向きに受検勉強することができるようになり、不登校が解消された。家庭で抱えていた債務整理についても、本人に債務が発生しない状況を社会資源を使用して作り出すことができ、家庭で抱えていた債務の解消ができた。

<発達障害等に関する問題>

(１) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 20 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 12 週/週 1 回/1 回あたり 5 時間)

(２) 対応内容

①課題の発見

- ・当該学校を訪問した際に、転入生の行動について情報が入った。その転入生は、転入当初から思ったとおりにならないとトイレに長時間こもるなど、学校側も戸惑う行動を起こしていた。学校を訪問するたびに当該児童を観察し、担任や支援員と対応について一緒に考え、アドバイスを送るようにした。

②学校内での方針の検討

- ・発達障がいのある児童への対応について、全教職員で共通理解を図り、対応の仕方にズレがないようにした。情報交換会を定期的に行い、指導や対応について細かく確認しながら対応を継続した。

③支援の実施

- ・当該児童や保護者との面談等はなかったが、学校を訪問した際はその児童を観察し、担任や支援員と対応について一緒に考え、アドバイスを送るようにした。発達障がいの特性のことや教職員による情報交換会では資料提供や助言をし、当該児童への対応や保護者との関わりについて支援した。

④経過観察

- ・学校生活にも慣れ、以前より落ち着いて学校生活に取り組んでいる。今年度も継続して支援に努め、児童及び保護者との面談も行っている。

(３) 成果

- ・当該事例の学校で、ＳＳＷが発達障害等に関する問題に対する支援として関わった件数は１件で、その１件は好転した。今年度も支援を継続している。

岩手県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①研修の目的

スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修と効果的な事業推進のための協議を行い、学校不適応対策の充実を図る。

②研修回数

年4回（4月、7月、10月、2月）

③研修内容

指導主事による講義、スクールソーシャルワーカーの情報交換、事例検討等

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定・周知

令和2年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、毎年学校、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等に配付及び周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県内小中学校、高等学校及び特別支援学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して「スクールソーシャルワーカー活用指針」に基づいた研修会を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

学校・地域が抱える課題に応じて柔軟に対応できる配置の工夫として、県内6か所にある教育事務所にエリア型スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置、訪問型スクールソーシャルワーカー1～3名を割り当てた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

文科省の目指す全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するには、人材確保と予算確保が課題である。広い県土において、地域ごとのスクールソーシャルワーカーのなり手不足や業務に係る移動時間及び経費等が課題である。

②課題解決に向けた取組内容

年度初めに、通知文書とともに上記活用指針を県内の各市町村教育委員会や各県立学校等に広く周知するとともに、地域によっては域内の小中学校を指導主事とスクールソーシャルワーカーが定期訪問し、地域ごとの相談実績に応じながら、スクールソーシャルワーカーの勤務調整を図るよう体制の見直しを図った。また、エリア型スクールソーシャルワーカーの配置によって、教育事務所の指導主事、スクールカウンセラー、事務所関係者ら他職種連携を進めることで、チーム支援体制の整備を図った。

③成果

支援の対象となった生徒児童数やケース会議の開催状況等から、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度及び相談ニーズが引き続き高いと考えられる。

・支援対象となった児童生徒数	922人（R4 817人）
・ケース会議（学校、関係機関）	534回（R4 579回）
・ケース会議で扱った件数	2124件（R4 2147件）

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ）

②児童生徒数 170 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

S S Wの学校訪問時、教育相談担当教員と管理職から不登校状態にあった生徒について相談を受け、課題を発見した。具体的な相談内容としては、進路について、本人の意向が確認できないというものであった。初回にS S Wが家庭状況と本人の様子を聞き取り、アセスメントを行った。

②学校内での方針の検討

S S Wはアセスメントに基づいて、具体的な支援方法を学校へ伝え、一緒に支援方針を検討した。また、定期的に学校を通じて家庭や本人の状況を確認し、その様子に合わせ、支援方針を再度検討していくことを継続した。

③ 支援の実施

- ・進路決定に向けた具体的なスケジュールを本人・保護者に提示した。
- ・本人の意向が確認できない状態がしばらく続いたため、保護者の意向を再確認した。
- ・保護者の意向に添って、S S Wから本人と保護者へ多様な進路選択があることを説明した。
- ・S S Wの説明を受け、本人・保護者が通信制サポート校の見学を希望し実現した。
- ・本人と保護者の意向が一致し、願書を提出することが出来、希望校へ合格した。

④経過観察

S S Wは支援後も本人の様子を担当や進学先の担当者に確認しながら経過を見守った。

本生徒はその後、進学した高校へ自分のペースで通学することができている。また、校内のイベントに参加し、自分らしさを大事にしながら高校生活を継続している。

（3）成果

不登校生徒で進路の意向確認が困難であった生徒が、S S Wが関わったことにより、進路決定とその後の登校継続に繋がった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 388 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

被害生徒の母親から、学校に相談があった。その後学校はＳＳＷへ相談したことにより、課題の発見となった。

②学校内での方針の検討

ア 被害生徒に安心できる居場所を作る。

- ・本人の意向を細かく確認する。(どのような場所なら、学校にすることができるか・滞在時間等)
- ・授業内容や活動内容を事前に情報提供し、参加できそうな授業や活動に安心して参加できる体制を作る。

イ 被害生徒の保護者が納得できるいじめ対応、経過報告と今後の見通しについて説明を行う。

- ・保護者が安心して登校させられるよう、保護者の要望を確認して対応していく。
- ・保護者の様々な想いに寄り添う⇒ＳＳＷが担当

ウ 加害生徒達への指導⇒指導内容についてＳＳＷが助言

- ・いじめ行為の振り返り(どんな意図があったか、必要性等)
- ・被害生徒の負担感・辛さを伝える。
- ・被害生徒の負担感・辛さを知った上で、罪障感を抱かせ被害生徒との関係修復を図る。
- ・今後、とるべき行動をそれぞれに考える。

③支援の実施

- ・上記ア～ウを同時に行った。加害生徒・被害生徒の保護者への直接対応は、同じ職員ができる体制を作った。
- ・被害生徒が、加害生徒と接触しないことを最優先し、徹底した。

④経過観察

- ・被害生徒が持つ学校への不信感・恐怖感や被害生徒の保護者が持つ学校への不信感が徐々に軽減していった。

(3) 成果

- ・進級時のクラス替えをきっかけに被害生徒は連日登校するようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 62 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人がSCに相談したことにより明らかになり、学校における適応委員会において情報共有がされたもの。(義父による性的虐待の可能性が発見されたもの。)

②学校内での方針の検討

- ・毎月、適応委員会を開催して関係者で情報共有。
- ・各関係機関が所持している当該生徒に関する情報を、一元化できていなかったことから、SSWは1度関係機関担当者が集まる必要性を助言。

※関係機関：学校、教育委員会（指導主事）、児童相談所、警察、SC、SSW

③支援の実施

- ・毎月の適応委員会における関係者の情報共有。
- ・医療機関との情報共有。

④経過観察

- ・SCのカウンセリングから、義父による性的虐待の事実とその継続の可能性が発覚。関係機関への情報提供と様子確認。
- ・適応委員会において、今後の対応が協議された。その際、SSWは対応に係る役割分担の確認と今後も情報交換が必要であることを助言。
- ・当該生徒の食欲不振や風貌の変化等から警察が介入し、当該生徒は急遽入院することとなった。
- ・その後、両親は離婚。

(3) 成果

- ・継続的な適応委員会の開催や関係機関との積極的な連携により、当該生徒の変化にいち早く対応することができたと考えられる。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 77 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

S S Wが当該児童のケースを引き継いだ際、校長よりそれまでの経緯を伝えられた。家庭は家計が苦しく住居環境は決して良いものではなかった。市の社会福祉協議会の支援も受けていた。家庭の養育能力も低く、当該生徒とその弟の食生活が心配される状態でもあった。

②学校内での方針の検討

問題が家庭生活全般にわたっているため、各支援機関による数回のケース会議が開催され対策が検討された。会議には、小中学校 (校長・副校長・担任)、主任児童委員、児童相談所・子育て支援課・教育委員会・社会福祉協議会・少年補導員が関わってきた。

③支援の実施

生活保護の申請を再度促していくこと、医療扶助を利用した母親の病気治療入院、子どものゲーム障害、健康面の改善を図るための治療入院を検討していくことが話され、その方向で各部門が連携しての実践が行われてきた。その中でS S Wと学校が取り組んだのは「学習保障」である。

④経過観察

当該生徒が中学3年に進級したタイミングで卒業後の「学びの保障」に向けて学校と地域資源の活用を図り取り組んだ。当初、学校での面談やS S Wによる家庭訪問を重ね、地域の通信制高校の見学相談を促したが、実行までには至らなかった。そこで、地域の主任児童委員に協力を呼びかけ動いてもらったところ、見学相談を経て願書提出に至り進学することができた。

(3) 成果

現在当該生徒は通信制に入学し、通学が続いている。経済面での懸念は残されており、就学援助制度を利用させるなど今後もサポート校と連携を取り見守っていく予定である。本ケースの成果としては、

①S S Wと学校が連携しての面談・家庭訪問の継続、②ケース会議を通した各支援機関の連携、③地域福祉など地域資源の活用、④受け入れ先の通信制サポート校との連携、の4点が挙げられる。

<友人関係の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 67 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

巡回訪問日に学年主任から依頼があった。学年主任及び養護教諭とケース概要を共有した。当該生徒は保健室に来るとすぐに涙を流し情緒不安定である状態が続いているとのこと。

②学校内での方針の検討

当該生徒は養護教諭を希望してよく保健室に来るとのこと。本人の気持ちを軽くできるよう S S W も面談等で関わりを持つ方針とし、まず 15 分程度で顔合わせを行うこととなった。

③支援の実施

初回面談は顔合わせだけの予定だったが、生徒が学校での人間関係等の悩みを話し、もっと話したいと希望したため面談時間を延長して対応。自分を客観視して狭くなっていた視野が広がるように働きかけを行った。生徒が更に面談を希望したことから、次回訪問時に面談時間を設けることとした。学校には面談概要を共有し、現在の支援体制を継続するようお願いした。

④経過観察

次の巡回訪問時、再度面談を実施。前回面談後の様子を聞くと当該生徒は前向きなコメントがあった。S S W からメンタルヘルスの大切さや生徒が持っている様々な強みについてフィードバックし、必要な場合は相談できることを伝えた。

(3) 成果

面談後は年度末まで安定して学校生活を過ごした。当該校の教育相談体制が充実していたことが後ろ盾となったこと、本人が持っているストレングスに言語的サポートが加わったことで自身の力で回復することできた。

宮城県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①研修の目的

○ 義務教育課

連絡協議会：スクールソーシャルワーカー活用事業の在り方等について協議し、事業の円滑な運営を図る。

研修会：教育相談に係る講話や研究協議等をとおして、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、児童生徒の問題行動等の改善と未然防止に資する。

○ 高校教育課

連絡協議会：スクールソーシャルワーカー活用事業の在り方等について協議し、事業の円滑な運営を図る。

研修会：スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、生徒の問題行動等の改善と未然防止に資する。

②研修回数（頻度）

○ 義務教育課 連絡協議会２回（５、１月）（ＳＳＷ及び教育委員会担当者）、研修会３回（５、８、１０月）（ＳＳＷ）

○ 高校教育課 連絡協議会１回（１２月）（ＳＳＷ及び学校担当者）、研修会１回（８月）（ＳＳＷ）

③研修内容

○ 義務教育課 ＳＳＷの服務、ヤングケアラー、ＳＳＷに求められる専門性と今後の事業展開、事例検討（性的被害対応）、事例検討（ケースの終結について考える）、情報交換等。

○ 高校教育課 県の施策やＳＳＷの配置・活用等についての説明と事例検討、外部機関との連携について情報共有等。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○ 義務教育課 市町村教育委員会において任用しているＳＳＷが講師となり、教員対象の研修会を実施し、ＳＳＷの役割等について周知している。

○ 高校教育課 ＳＳＷ連絡協議会で学校担当者がＳＳＷと共に研修等を受ける機会を設けている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○ 小・中学校においては、県教育委員会及び市町村教育委員会にＳＳＷを配置している。また、市町村教育委員会の配置については、希望する市町村への委託事業として実施し、当該教育委員会が所管する学校等に派遣している。

○ 高等学校においては、希望する高等学校４８校にＳＳＷを配置している。また、非配置校の求めに応じ、配置校から派遣することにより、全ての県立高校に対応できるようにしている。問題行動の現状、学校からの希望を調査し、配置校や配置回数、配置時間の見直しを図っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・「問題が解決した件数」及び「支援中であるが好転した件数」の割合が低下するなど、好転に結び付きにくい深刻化複雑化した事案が多くなってきている。

＜課題の原因＞

- ・深刻化してからＳＳＷが対応するケースが多く、早期発見や早期支援を行うための情報共有の機会が必要である。
- ・ＳＳＷの更なる資質向上が必要である

②課題解決に向けた取組内容

- ・市町村教育委員会や学校、関係機関との連携体制の構築が図られている地域の情報を好事例として紹介、共有した。
- ・ＳＳＷの更なる資質向上のため研修会の内容を工夫した。また、グループ討議の際には経験年数や地域等を考慮してグループ編成を行い、資質向上を図った。
- ・高等学校においては、連絡協議会での事例発表や研究協議、及び活用事例集の作成等により、各校におけるＳＳＷの

効果的な取組を共有したり、職能団体や関係機関等から講師を招き研修会を実施し、外部機関との連携について知識を深めた。また、スーパーバイザーからスクールソーシャルワークに関する事例を基に、対応におけるアドバイスをいただいた。

③成果

- ・ スーパービジョンや模擬面接、好事例の紹介を通して、ＳＳＷに必要な知識・技能を身に付け、資質向上につなげることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ）
- ②児童数 １０３名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年３７週/週１回/１回あたり６時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校不登校傾向の男子生徒。登校する日は毎日遅刻して昼過ぎに登校、または部活動のみ参加。起立性調節障害の疑いがあるが、母が忙しく、医療機関につながっていない。登校途中で体調不良で動けなくなることもある。父母は仕事で早朝に家を出て夜遅く帰宅することが多く、朝食や夕食が準備されていない疑いがある。学校から母への連絡が通じない傾向がある。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが保護者と関わる機会を設け、医療につなげる。本生徒、保護者との面談を通して困り感や不安を共有し、解決策をアドバイスしていく。

③支援の実施

ＳＳＷが学校の３者面談時に偶然を装って母・本人と顔合わせ。その後、学校を通じて母に受診同行の承諾を得て、中学校の養護教諭、ＳＳＷで本人の小児科受診に同行し、起立性調節障害の診断・投薬を受けた。ＳＳＷが母と定期的に面談を実施し、家庭の状況や母の悩みを傾聴し、子育てについて助言した。

④経過観察

ＳＳＷが朝に登校勧奨のため家庭訪問し、本人と雑談などをしながら登校の意欲を高めるよう試みた。

（３）成果

服薬により本人は体調や目覚めがよくなり、また、学校の工夫や働きかけ、ＳＳＷの家庭訪問・登校勧奨により午前中から登校できる回数が増えた。さらにＳＳＷとの定期面談により家庭の状況や母の困り感を知ることができ、それに伴い母もエンパワーメントされ、学校への協力や本人への適切な働き掛けができるようになってきた。

＜虐待＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ）
- ②児童数 ９１４名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（ 年５０週/週２回/１回あたり６～７時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校5年生女兒（不登校）。父からの虐待的、高圧的な関わりを母子共に受けてきた。その為母子密着が非常に強く、次第に母への強い反発、長期欠席へと課題が変化してきた。中学生の兄に次いで長欠になり、部屋に引きこもり昼夜逆転の生活を送っていた際、母と繋がり状況を把握、継続支援となった。

②学校内での方針の検討

福祉課と情報を共有し、父との面談の機会を持ち、父親のニーズ確認、子どもの気持ちの推測を共に行った。母親のエンパワーメントを目的に定期的に面談を実施。母の辛さを受容しながら子どもの気持ちに焦点を当てる関わりを継続した。担任と継続して繋がる方法を学校と検討。放課後登校や本人と電話やリモートで繋がることで担任とのラポートを形成していった。

③支援の実施

本人の発言を大人が担保する機会を確保する事や家庭での学習支援を通じて、学びの保障を受けることを目的に様々な大人が本児に関わり、大人への安心感をえられる機会を作った。

④経過観察

父との面談や母親への支援を継続したことで母や兄が父の変化を求めるようになり、家族のバランスに変化が生じた。父は威圧的、管理的な関わりを改めるようになった。今まで双方から密着を強めていた母子関係に変化。母が子ども達の自立を意識するようになり、本児の意欲やできることが増えた。

（3）成果

担任と母が協力し継続して本児と関わりを持てた事で担任との関係に変化。安定した様子で登校出来る日が増えた。青少年支援員の学習支援を継続的に受けたことで寄り添ってくれる大人への安心感や学習への自信が生まれ、心のケアハウスへ通い学習の機会を増やしたいといった意欲も芽生えた。

一人親家庭、生活困窮、ヤングケアラーの問題等、子どものことについて学校と協力するのが難しい家庭が年々増加しているが、子ども福祉課や生活保護担当ワーカーと連携し、家庭に出向く等の積極的な支援が、市のSSWの役割として定着しつつある。福祉部局との連携やアウトリーチ型の支援により卒業後の進路や学校内外の教育機会の選択につなげることができた。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 544名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式） 配置方法（ 年50週/週1回/1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校6年生男児。本児・両親の3人家族であるが、父親は単身赴任のため母親とのふたり暮らし。5年時の頃より登校渋りが始まる。学校では別室にて支援員と過ごしていたが、6年時になり支援員が移動になり欠席日数が増え始める。

②学校内での方針の検討

SSWは支援員からの情報と母親との面談を行い、本児が置かれている環境についてアセスメントを行う。不登校の要因が学校にあるのか、家庭にあるのか面談を通して明らかにしていく。

③支援の実施

SSWによる母親との面談を続ける中で、ある日母親より、不登校になった原因は家庭かなという話があった。単身赴任中の父親から生活費や養育費が振り込まれず、連絡を取るが繋がらない状況が続いていたようだ。更に本児も父親に連絡を入れるが着信拒否。そのストレスで母親に反抗することが増え、暴言を吐くようになっていたとの報告を受け

る。母親も子どもが傷ついていることに傷つき、傷つきながらもサポートしており、親子関係も悪化（母親もストレスを抱えていた）していた。

④経過観察

本人や母親の思いを同じ地区のＳＳＷや教育相談員／心のケアハウスＳＶと共通理解し、町の関係機関全員で見守りと介入を行い、経過を観察した。特に思春期を迎え本児への対応には男性スタッフからの働き掛けの必要性を感じ、心のケアハウス利用と本児が家以外で楽しく生活しようとする意欲を引き出せるように、ＳＳＷより外部資源（森の学校等の課外活動）を紹介した。

（３）成果

外部機関との連携により、本児は心のケアハウス利用の他、母親以外の大人と関わることで次第に登校も可能となった。卒業式を控え、担任の家庭訪問の回数を増やすだけでなく、心のケアハウスＳＶも登校支援を行い卒業式の練習にも参加できるようになった。母親も一人で抱え込むことなく、周りからの支援（相談や課外活動の利用）を受けることでレスパイトがでただけでなく、現在抱えている家庭の状況にもしっかり向き合うことが可能となった。また新しい生活に向け、司法の専門家からの介入を行い、家庭環境を抜本的に見直すことができるほど母親のエンパワーメントが引き出されてきた。

<発達障害>

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 ３５５名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式） 配置方法（年２９週/週２回/１回あたり６時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校１年生男児。授業中に立ち歩いたり、教室を抜け出して虫や花を探したりしていた。興味のままに衝動的に行動することもあり、学校外に出てしまうこともあった。母子家庭であり、母親は本児への接し方に困り感を持っていた。

②学校内での方針の検討

校内で本児への対応を検討し、ＳＳＷが学校を訪問するたびに本人の授業を参観し、その後教職員との情報交換を密に行うこととした。保護者との面談もできるだけ多くもつことにした。

③支援の実施

ＳＳＷによる授業参観や教職員との情報交換、そして保護者との面談を通して、医療へつなぐことができた。受診の結果、ＡＤＨＤの診断を受け服薬をしている。

④経過観察

医療につながったことで、診察を通して本児の実態を正確に把握することができた。また、医師から本児への対応の仕方についての助言を得て、学校では本児へ支援員を配置した。

（３）成果

ＳＳＷによる丁寧な見取りと関係者との情報交換によって、該当児童生徒の状況を的確に把握することができ、保護者や担任等が本児に適切に対応できるようになった。その結果、本児・保護者の精神的な安定が図られ、離席することなく授業を受けることができるようになった。

また、関係機関と情報交換やケース会議を開催し、情報共有を行うことで効果的な支援が展開できた。さらに医療機関につなげることで適切な環境整備を整えることができた。

秋田県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）SSWを対象とした研修の実施状況

- ・全県指導主事等連絡協議会（年2回）
- ・生徒指導総合支援事業連絡協議会（年1回）
- ・教育支援センター等ネットワーク協議会（年1回）
- ・SSW活用事業研修会（年1回）

（2）SSWの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・事業内容やSSWの役割、活動例について記載したマニュアル「SSWの効果的な活用のために」を作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

（3）SSWの配置上の工夫

- ・秋田明德館高校、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、北教育事務所山本出張所、中央教育事務所由利出張所の計7箇所に、校種や地域バランスを考慮して配置した。

（4）SSWの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・当該の家庭をつなぐ先の関係機関が多方面に渡っており、今後も様々な外部機関の情報収集を行っていく必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・教育支援センター等ネットワーク協議会を開催し、SSWがつかない外部機関の情報やフリースクール等の民間団体や施設に関わる情報を参加者で共有した。

③成果

- ・事業の趣旨や活用方法の周知が進み、ケース会議等への参加や不登校児童生徒宅への家庭訪問、児童生徒との面談など、活用内容に広がりが見られた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 123 名

③SSWの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（県内7箇所に配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間576時間）

（2）対応内容

①課題の発見

本児童の保護者が、校長よりSCもしくはSSWとの面談を勧められ、SSWとの面談を希望したため、校長から総合教育センターに依頼の電話があった。SSW2名で学校を訪問し校長と面接後、保護者（母親）と面談を行った。本児童は、5年生の4月に転入してきた。同じクラスの男子児童と話した内容を、女子児童にも本児童が言いふらしたことで、女子児童から睨まれたり、強く言われたりして、5月頃から登校できなくなった。

②学校内での方針の検討

本児童が4年生の時に両親は離婚しており、母親がダブルワークをしながら、4人の子どもを育てている。本児童へのからかい、いじめについては、学校として指導を行ったが、学校としてもどうにかし

て、再度登校できるようにしたいと考え、校長自ら担任と一緒に家庭訪問を何度も行い、学校とのつながりが途切れないようにした。

③支援の実施

毎月1回、定期的に学校訪問を行い、本児童、保護者、校長・教頭・教職員との面談を重ねていった。本児童と母親、SSW2名により構成的グループエンカウンターを行い、コミュニケーションと相互理解を深めた。その都度、学校へ状況報告を行い、情報の共有化を図った。また、市の福祉課、教育委員会、民生児童委員とも学校で情報共有を行い、民生児童委員による地域での見守り、声掛けなどをしてもらい、家庭全体の状況把握と情報共有に努めた。

④経過観察

定期的な面談を行う中で、本児童・保護者との関係性も深まっていった。今後について、解決志向アプローチで「どのようにしたら、登校できるか」をSSWより質問し、「自分が来たい時に登校し、帰りたいときに『早退します』と伝える。」と答えた。6年生に進級してからは、週1回のペースではあるが登校し、校長室で勉強できるようになった。

(3) 成果

本児童の希望は、前の小学校の友達と一緒に中学校に通いたいということであったため、保護者に対してSSWより、本児童の希望を尊重するために、以前の小学校への転校について校長へ相談することを勧めた。その後、教育委員会との相談を経て、6年生の秋に以前の小学校に転校した。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校）

②生徒数 315 名

③SSWの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間576時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

中学校1年の3学期に保護者から、本生徒が友人からいじめを受けていると学級担任に訴えはあったが、学校で適切に対応してもらえなかったこと、発達の遅れが目立ち始めたため、保護者が学校に心理検査をお願いしたがうまく話が伝わらず、心理検査に至らなかったこと、などにより不信感を募らせていた。中学校3年の進路選択の時期になって不安になった保護者が、基幹相談支援センターに相談し、SSWの紹介を受けたことで支援を開始した。

②学校内での方針の検討

本生徒の不登校が続いている要因や心理検査の必要性などについて、学校と家庭に考えの相違があったため、SSWが学校に対して本生徒の思いや状況などについて代弁し、理解を求めた。本生徒の学校に対しての不信感は軽減することがなく、学校との話し合いにも消極的であったため、SSWが本生徒及び保護者に同行するなどして、意思決定を支援した。特別支援学校高等部に進学するために必要なこと（心理検査、学校見学、願書提出など）については教育委員会と学校に進めてもらうことにした。

③支援の実施

本生徒は学校からの問い掛けや支援について、拒否的な反応を示したため、S S Wが学校と家庭の間に入り、本生徒を支援した。学級担任との保護者面談や生徒面談に同席し、本生徒の思いを代弁したり、学校と本生徒の歩調合わせを行ったりした。本生徒及び保護者は、いじめを受けたことやその後の学校の対応などについて納得できない様子も見受けられたが、それを受け止めながら進路選択を前向きに進められるように相談支援を行った。

④経過観察

S S Wは、本生徒と学校に対して互いの理解を促し、学級担任から本生徒に対して、学校で入学試験対策実施の提案はあったものの、本生徒が学校に行くことを拒否したため、面接練習のプリントを渡すなどの対応をした。無事に特別支援学校高等部への願書を提出し、入学試験を迎えることができた。

(3) 成果

本生徒は、いじめを受けたことやその後の学校の対応及び心理検査が実施されなかったことなど、複数の要因によって不登校となったが、本生徒の気持ちを受容しながら、進路選択について本生徒及び保護者と一緒に考えることができ、その結果、本生徒に対して、前向きな進路選択を学校と一緒に支援することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類（ 小学校 ）

②児童生徒数 508 名

③S S Wの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間576時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見 <ネグレクト傾向の家庭への支援>

母親の精神疾患・異性関係により、本児童が自分の家庭環境に不満を抱き、母親に反抗し、不登校になっている。母親は、自身の心身の状態が思わしくない事もあり、本児童の養育が難しく、食事の準備や世話をパートナーが行うことが多くなっている。母親の養育能力に大きな課題があると感じた学校がS S Wに支援を要請した。

②学校内での方針の検討 <ネグレクト傾向の家庭への支援>

学校と家庭の状況について面談を行い、丁寧アセスメントを行い、現状においてどのような支援があるかについて協議を行っている。その上で、保護者と面談を行い、保護者、児童自身の困り感とニーズと学校の思いのすりあわせを行い、どのような方向性で支援を進めていくか検討をした。

③支援の実施

保護者、本児童それぞれが障害特性を抱えているため、保護者、本児童の医療機関の受診に同行し、現状の治療方針等を主治医に聞き、それを学校とも共有した。保護者は、病院の医療相談室の医療ソーシャルワーカーにも支援をつなげ、保護者自身が福祉的に支援を受けられるように準備をした。母親の

状態が悪化した際、病院の医療相談室と連携し、入院先を確保し、児童相談所にも相談をし、本児童の一時保護の相談を行った。

④経過観察

見学したフリースクールにしばらくは通所できていたが、通所出来なくなり、自宅で保護者という時間が長くなるに連れ、母親の心身の状態が悪化し、養育を行うことが難しくなった。母親を入院病床がある医療機関につなぎ、本児童の処遇について児童相談所に依頼し、一時保護となった。現在は、母親と児童相談所が面談を重ねながら、今後の本児童とどのように生活をしていきたいかも含めた話合いを継続している。学校は、児童相談所との情報共有がしっかりと図られるように支援を行っている。

(3) 成果

養育に関して課題があり、保護者自身も養育に困難さを抱えていたが、児童相談所に相談する所までいくことが出来なかった。SSWが支援に入り、医療機関との連携を図ることにより、母親の入院、本児童の児童相談所への一時保護につながり、今後の養育について支援機関を交えての話し合いを持つことができるようになっていく。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ）

②児童生徒数 81 名

③SSWの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間576時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

新年度になり欠席が増え始め、担任と本生徒とで面談をしたところ、家庭内の問題に起因している様子が見えた。学校から本生徒、家族の希望に基づき、SCの派遣要請があり、まずは本生徒の悩みというところでSCが対応した。面接の中で、不登校の要因として「家族のことで悩んでいて、学校に行く気持ちになれない」との相談があった。SCより生活面での支援が必要との助言もあり、家族に本生徒の気持ちを伝えることについて本生徒も了承した上で、学校からSSWに対して派遣要請があった。

②学校内での方針の検討

学校としても、本生徒の不登校の他、学校集金の未納など家庭の経済的な面で課題があり、SSWの支援を要請し、まずは本生徒自身の生活の安定を図り、気持ちの安定につなげていくこととした。

③支援の実施

本生徒から、自身の悩みについて家族に伝えてもよいとの同意をもらった上で、SSWと家族とで面接を行った。本生徒が感じている家庭内の問題について、家族自身も自覚があり、今の生活を改善したいという気持ちがあったため、市町村の相談窓口について情報提供を行った。市町村の相談窓口を訪問し、本生徒、家族からアセスメントした情報について共有し、金銭管理や就労支援等生活改善に向けての支援をお願いした。

④経過観察

家計の収支についての相談や就労先についての相談など、家族が具体的な相談ができる窓口が見つかったことで、家庭内での本生徒に対する不適切な態度が減った。市町村の相談窓口との情報共有を行い、本生徒、家族との定期的な面接をした後には、市町村相談担当者と情報共有を行い、支援が途切れないようフォローした。

(3) 成果

家庭環境が多少改善したことによって、本生徒の不登校については改善傾向となった。経済的な不安により気持ちの余裕がなくなり、攻撃的、否定的となっていた本生徒への対応が、相談先ができたことで家族に気持ちの余裕ができ、関わり方が変わった。依然、経済的な問題については平行線ではあるが、市町村担当者とつながりは継続している。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類（ 高等学校 ）

②児童生徒数 306名

③SSWの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 県内7箇所に配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間576時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

元々ストレスから体調を崩しやすい本生徒が、父親の肝臓病による入院で不安感が増し、保健室で過ごす時間が多くなった。祖父母と同居しているが、経済的に厳しい環境で弟の世話などをしなければいけない状況でありヤングケアラーと思われる。市役所を交えたケース会議が予定されている段階でSSWも支援チームに加わり、社会福祉協議会との連携を図った。

②学校内での方針の検討

市役所において、ケース会議を実施しSSW、高校、中学校、市子ども未来課、社会福祉協議会、市教育委員会が参加した。本生徒の健康状態や経済状況に対して、学校が関係機関と連携しつつ、自立支援制度や生活保護制度の活用などを踏まえ、継続的に支援することとした。

③支援の実施

家庭が行政や福祉と関わることについて、否定的であったが、学校とSSWや市役所との連携により、生活保護の申請がされた。また、社会福祉協議会が家庭と接触し、生徒の精神的不調についての医療機関の受診を勧めた。

④経過観察

経済的な不安の軽減や高校の日常的な声掛け等により、安定して授業に出席できる状況となった。

(3) 成果

ヤングケアラーと思われる事案に関係し、SSWが関わったことにより状況が好転した。

山形県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

目的：①生徒指導に関する支援の在り方について研修し、教育相談活動の充実を図る。

②チーム学校生徒指導支援体制整備事業の一環として、効果的な研修の在り方を探る。

内容：①全体研修「発達凸凹の子どもたちの理解とチーム援助～心理職の視点から～」

②グループ別研修

時期：6月5日（月）

※この他にも、各教育事務所（4箇所）において、年2回研修会を開催し、関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討等を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、事例を用いた意見交換を行い、連携・協力体制の構築を図っている。また、県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定している。また、特に生徒指導業務に精通している者を各教育事務所に1名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止及び適切な対応に努めている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

・有資格者の人材確保（地区による偏り） ・県内全域を支援できる配置計画の検討

＜課題の原因＞

・雇用形態（会計年度任用職員・パートタイム）によるもの ・限られた予算（県）の範囲内での任用数

②課題解決に向けた取組内容

・SSWCは複数市町村をまたいだ配置を可能にし、県内全域を支援できる体制を整えること

・県ホームページにおいての公募 ・社会福祉協議会及びSSW養成の大学との連携、情報交換

③成果

・県ホームページによる公募や社会福祉協議会等との連携により、有資格者を確保することができた。

・複数市町村をまたいだ配置を行うことで、広域的に支援できることや市町村独自で任用しているSSWとの連携も図ることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類：小学校

②児童数：約250名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態：派遣方式 配置方法：年35週/週3回/1回あたり4時間

（2）対応内容

①課題の発見

・児童Aは6月下旬から登校しぶりが見られ、学校生活においても、本人の状態から友達と一緒に遊ぶことができない状況だった。

・両親は当初、無理やり学校に連れていく対応を取っていたが、不登校状態になってしまった。

・日中はゲームや動画を見て過ごすことが多く、学習の遅れが二次的な不登校の要因となっていた。

・本人の性格等については、自信をもつことが難しく、失敗することを過度に恐れる傾向がある。

②学校内での方針の検討

・校内でケース会議を設け、現状や今後の方向性についての検討を行った。

- ・母親の困り感が強く、母親自身に身体的症状が出始めていた。
- ・母親の安定を図ることを第一の目的に、ＳＳＷ等を活用しながら支援していくことを確認した。

③支援の実施

- ・要請を受けたＳＳＷが支援に入った。まずは、家庭訪問を実施し、母親に寄り添いながら話を聴いた。
- ・家庭訪問を繰り返す中で、親同士のつながりを求める様子がかがえたため、不登校児童生徒をもつ親の会を紹介した。親の会に参加した母親は同じ悩みをもつ親同士で話を聴き合うことができた。
- ・自治体の福祉部局の相談窓口を紹介し、子どもの特性を踏まえた対応について、心理の専門家からのアドバイスを受けることができた。
- ・ＳＳＷの家庭訪問も定期的に継続して行い、母親に寄り添いながら関係性を保っていった。

④経過観察

- ・母親の気持ちが少しずつ安定したことで、母親の本人に対する接し方が変わり、本人の安定にもつながった。
- ・本人の気持ちが少しずつ外に向くようになったため、教育支援センターに通所することになった。
- ・運動会を見学したことをきっかけに、学校へも興味を示すようになったため、放課後の登校から始まり、給食時間の登校など、徐々に登校回数を増やしていき、友達との交流も増えてきている。

(3) 成果

- ・ＳＳＷを有効に活用できる市町村教育委員会や学校が多くなってきたため、チーム学校としての対応が充実し、児童生徒や家庭の状況改善が図られている。

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類：中学校
- ②生徒数：約 480 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態：派遣方式 配置方法年 35 週/週 3 回/1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・生徒Bは部活動のトラブルをきっかけに、友達と不仲になってしまった。トラブルは両者に原因があったが、生徒Bの被害意識（いじめられたという意識）が強く、教室に入ることも困難になり、別室登校から徐々に不登校になっていった。
- ・母親同士も言い分がかみ合わない状況にあり、学校でも対応が困難な状況となった。

②学校内での方針の検討

- ・教育委員会が両母親とそれぞれに面談を行った際、生徒Bの母親は生活面での困難も抱えており、生徒Bと友達、母親同士の関係にも少なからず影響している状況であったため、ＳＳＷに母親をつないで、母親の支援をきっかけにして進めていく方針となった。

③支援の実施

- ・ＳＳＷが母親と面談を行う中で、金銭面での困難さ、体調がすぐれないことがあると、食事を作ることができないことがあるなど、生活面での困難さを抱えている状況があったため、自治体の福祉部局と連携を図って支援していくことを確認し、さらに子ども食堂を紹介し母子をつないだ。

④経過観察

- ・学校では継続して、学校、教育委員会、ＳＳＷにより、両母親と面談を行い、それぞれの考えを丁寧にすり合わせていった。
- ・母親同士の関係が改善することによって、子ども同士の関係も少しずつ改善に向かい、いじめの解消につながった。
- ・生徒Bは子ども食堂などに参加する機会をきっかけに、少しずつ学校の別室にも登校することができるようになり、改善の方向に進んでいる。

(3) 成果

- ・ＳＳＷを有効に活用できる市町村教育委員会や学校が多くなってきたため、チーム学校としての対応が充実し、児童生徒や家庭の状況改善が図られている。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類：中学校
- ②生徒数：約 150 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・生徒Cは小学生の頃から朝食を食べずに登校するなど、家庭の養育力不足が心配されていた。学習面の遅れや体調を崩すことも頻繁にあった。
- ・本人が数日間、学校を欠席したため、校内で対応を検討し、同時に所管の教育委員会にも報告、相談された。

②学校内での方針の検討

- ・S S Wが教職員から情報収集し、現状の把握と今後の対応を検討した。
- ・担任が家庭訪問を行った際、本人の様子はこれまでと大きく変わらなかった。
- ・本人が後日登校できた際、担任が話を聴くと、食事也十分にとることができていない状況でもあったため、校内で自治体の福祉部局も交えたケース会議を開催し、支援の方向性を検討した。

③支援の実施

- ・母親の支援に当たっては、S S Wがつなぎ役となり、福祉部局の産後ケア事業を活用しながら、助産師等が母親の心身のケアを行った。
- ・生徒Cに対しては、学習面の支援として、自治体が主催する民間支援団体等による訪問型学習支援を活用し、S S Wと同行しながら、支援を受けることができた。また、学校でもS Cが定期的な面談を行い、S S Wと情報共有しながら継続的な支援に当たった。

④経過観察

- ・母親は育児の援助サービスを受けることで、時間的、精神的な余裕が生まれ始め、家事の時間を確保することもできるようになり、生徒Cともかかわる時間が増えてきた。
- ・生徒Cも生活が安定し始め、母親との関係も少しずつ良くなることで、気持ちも前向きになってきた。また、学習支援を受けることで、学習面での精神的な不安が少しずつ解消され、授業の中でも少しずつ前向きな姿が見られるようになった。

(3) 成果

- ・S S Wを有効に活用できる市町村教育委員会や学校が多くなってきたため、チーム学校としての対応が充実し、児童生徒や家庭の状況改善が図られている。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類：小学校
- ②児童数：約 280 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・S S Wが学校訪問時、児童Dの欠席状況と母親の精神的不調から、学校や関係機関を交えたケース会議を開催した。

②学校内での方針の検討

- ・学校や関係機関を交えたケース会議を開催した際、子育て関係課と地域福祉関係課と連携を図りながら支援すること、S S Wが母親の面談を通して、母親の困り感をその都度把握することになった。

③支援の実施

- ・母親への養育支援として、本人への対応についての相談及び学校との関係づくりの支援を、自治体の子育て支援担当、S S W、基幹相談支援センターを中心に実施した。また、生活支援として、子ども食堂、フードパントリーの利用、さらに経済的支援や就労支援に関して受けられる支援をS S Wや社会福祉協

議会が連携しながら対応した。

- ・児童Dへの支援については、SSWが保護者との面談等を通して、本人の状況を学校と共有しながら、支援策を検討した。教育支援センターへの通所や自治体の学習交流の場、訪問学習（民間）を紹介し、本人が状況に応じて選べる選択肢を準備した。

④経過観察

- ・母親の状況が本人の状態に大きく影響するため、母親の支援が進むことで、状況が好転していった。特に、経済的支援や生活支援が母親の生活を安定させることにつながった。
- ・児童Dにとって学習交流の場が居場所になったため、そこでの支援が本人の安定につながった。本人が学習面で少しずつ自信をもつことができたことで、学校への投稿も安定してきている。

（３）成果

- ・SSWを有効に活用できる市町村教育委員会や学校が多くなってきたため、チーム学校としての対応が充実し、児童生徒や家庭の状況改善が図られている。

＜民間支援団体との連携＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類：中学校
- ②生徒数：約310名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態：派遣方式 配置方法：年35週/週3回/1回あたり4時間

（２）対応内容

①課題の発見

- ・生徒Eは小学生の頃から不登校になってしまい、中学進学後は毎日数時間程度、親の送迎で登校を続けることができた。
- ・中学卒業後の進学は考えていないが、卒業後どこにもつながらずにひきこもりになることを心配した母親から学校に相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・学校では、学校、自治体の福祉部局等の関係者によるケース会議を開催し、対応策を検討した。まずは、現状の把握のために、SSWが面談や家庭訪問等を実施し、状況に合わせた支援策を適宜検討することとした。

③支援の実施

- ・SSWが母親と面談した際に、考えられる選択肢を説明した。通信制高校と放課後デイ等障がいサービスの利用、民間支援団体の居場所利用、就労支援事業所（B型）の利用、医療機関に相談し精神科医療デイケアの利用等を選択肢として提示し、母親が本人の状況を踏まえ、まずはひきこもりにならず、人と触れ合う機会を確保できるように、民間支援団体の居場所を利用する方向に進めた。

④経過観察

- ・地域にある民間支援団体をSSWと本人、母親で見学し、本人が気に入った場所を選ぶことができた。
- ・安定して利用できる状況になった後で、通信制高校等への進学等、今後の更なる支援を母親と検討している。

（３）成果

- ・SSWを有効に活用できる市町村教育委員会や学校が多くなってきたため、チーム学校としての対応が充実し、児童生徒や家庭の状況改善が図られている。

福島県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○ 新規採用スクールソーシャルワーカー研修会（9月に開催）

新規採用SSWを対象に、研究協議、事例研究、スーパーバイザーからの講義を実施することで、日頃のソーシャルワーク課題を解決し、SSWとしての資質・能力の向上を図っている。

○ スクールソーシャルワーカー研修会（10月に実施）

家庭支援や保護者対応をはじめ、教育相談について造詣の深い有識者を招いての研修、情報交換、スーパーバイザーから指導助言により、SSWの資質・能力の向上を図っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○ スクールソーシャルワーカー推進連絡協議会（4月、1月に実施）

教育事務所や市町村に配置しているSSW、担当指導主事を対象に推進連絡協議会年に2回実施している。SSWの活動事例研究や、情報共有、好事例の紹介等を行い、SSWの資質・能力の向上を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害の大きかった市町村や多くの児童生徒を受け入れている市町村や学校へSSWを派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

SSWの支援が必要とされる場面でも要請がかからず、対応が遅くなり事態が深刻化する事案がある。SSWは、福祉の専門家であり、学校での対応が難しい福祉分野や家庭等への介入・支援、行政や関係機関との連携等を行うことの周知を行う場が設定されておらず、十分に周知が図られていない。

②課題解決に向けた取組内容

周知の場として、県内7つの域別校長会等を設定し、SCやSSWの具体的な活用事例や要請の方法について周知する。年に2回実施している「SSW推進連絡協議会」に、SSWを配置している市町村以外にも参加を促し、SSWの活用について周知する。

③成果

SSW推進連絡協議会には、SSWを配置している市町村以外の参加者もあり、SSW活用について周知することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童数 82 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（常駐・年 52 週/週 1 回/1回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は、集団に加わることに不安を訴え、不登校になった。母は震災をきっかけに鬱病を発症。母の鬱病の症状が重いときでも、父は家事や育児に全く関わらない上、本児の前で母に暴言を吐いたり、支配的に振る舞ったりしていた。

②学校内での方針の検討

母親が鬱病であること、父親との関係性も問題であることから、関係機関と連携しながら支援するため、SSWを要請した。

③支援の実施

SSWが介入し、母の主治医から父に対して、母の病状や関わり方、病気のリスク等について説明し、母の鬱病の理解を促した。また、本児の状態も理解を促すために、今まで学校からの連絡は母を窓口としていたが、父にも連絡するようにした。

④経過観察

父は、本児の状態や母の鬱病に理解を示すようになり、両親の関係性は、少しずつであるが、改善した。それに伴って、本児も登校できる日が増えてきた。

(3) 成果

SSWが介入し、医師や学校と保護者をつないだ結果、父の本児や母への理解が深まり、両親の関係性が改善し、本児が登校することができるようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②生徒数 79 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態(派遣方式)

配置方法(年 52 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は、中学校1年生時より同級生から受けたいじめがきっかけで欠席が続いた。学校行事がある日は、登校したが、他の生徒の目を常に気にして行動していた。

②学校内での方針の検討

該当中学校の生徒指導委員会の協議で、本件に対する指導体制について協議し、関係機関と連携して支援することが必要とし、SSWの派遣を要請した。

③支援の実施

SSWは、本生徒の保護者と面談し、1年生時のいじめがトラウマになっているのではないかと感じ、心療内科受診を勧めた。SSWは、家庭訪問を何度も行った。

④経過観察

心療内科に通院し、話を聞いてもらうことで、生徒自身の心の整理がつき、表情が明るくなってきた。SSWの3回目以降の面談では、実際に会ってSSWに自分の思いを話すことができた。SSWが本生徒の思いを聴き取り、中学校の先生方と情報を共有するように努めた結果、登校する環境が整い、登校できる日が増えた。

(3) 成果

SSWが介入し、心療内科受診を勧めたこと、SSWが本生徒の思いを聴き取り、学校に伝えたことで、登校できる環境が整い、不登校を解消することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 836 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本生徒は、父、祖父母(父方)の4人家族である。東日本大震災により自宅倒壊。市内を転々としながら父方祖父母と両親と避難していた。避難先で両親が離婚。父が親権者となった。高校2年生の10月頃から起床が辛くなり、欠席が続く。祖母が本生徒を受診させたところ、「起立性調節障害」ではなく心因性のものと診断。心療内科を受診し、本人の不眠や不安に対する薬を処方したが良ならず、3年生に進級したが、長期欠席が続いた。

②学校内での方針の検討

長期欠席が続くことで、進路にも影響が出る可能性もあること、長期欠席の原因が長く続いた避難生活に関係する可能性もあることから、関係機関と連携して支援するため、SSWを要請した。

③支援の実施

SSWが祖母と面談を行い、本生徒と祖母との関係に課題があると感じた。その後、父親と面談したところ、本生徒が祖母から心理的虐待を受けていることが分かった。そこで、医療機関を含めた地域連携を行った。その中で、心療内科からカウンセリングを受けることができる病院への転院を勧められ転院。転院先で本生徒は、祖母からの心理的虐待による重度の抑うつ状態と診断。服薬治療の前に環境を変えていくことを提案された。

④経過観察

環境を変えるため、本生徒は、母のアパートに転居した。母と生活するようになり、昼夜逆転していた生活も改善することができた。

(3) 成果

SSWが介入し、本生徒と祖母との関係に課題があると感じたことをきっかけに、地域連携を行い、転院したことで、事態が好転した。本生徒は、母のアパートに転居したことで、心も安定し、生活も改善することができた。本生徒は、その後、通信制高校に転学、登校し、卒業することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 109 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本生徒は、長女(本人)、次女、父の3人家族。長女は、集団での学習理解は難しく、中学1年から学習支援員がついている。貧困により食事をとれないことも多い。中学校2学期から不登校となる。長女の不登校の影響からか、次女も中学校1年3学期から不登校となる。

②学校内での方針の検討

姉妹で不登校となり、貧困も不登校の原因の一つとなっていることから、関係機関と連携を図るた

め、学校は、S S W派遣を要請した。

③支援の実施

S S Wは、学校でケース会議を実施。情報を共有して、支援方法や役割分担を確認した。S S Wと学習支援員が家庭訪問をして、姉妹の状況を確認。支援員と学習プリントのやり取りをすることになった。長女は、適応指導教室には興味を示したため、適応教室につないだ。S S Wと姉妹との面談で、父親は仕事が忙しく、姉妹が家事をしていること、そのことで学校に行けない日もあったことが分かった。姉妹は、朝食を食べずに来室していたので、中学校で給食を食べることを提案した。

④経過観察

姉は、適応指導教室で、得意な運動をすることからスタートし、短い時間ではあるが、学習することもできるようになった。姉が適応教室に通うようになり、妹も一緒に適応指導教室に来ることができるようになった。中学校の別室で給食を食べるようになり、給食時に友達や担任と話をすることができるようになった。

(3) 成果

S S Wがケース会議を開き、支援方法や役割分担をし、関係機関とつないだことで、事態が改善した。長女は適応教室で過ごし、給食の時間から中学校内の支援教室に登校できるようになった。次女は、支援教室から得意教科の授業に参加できるようになり、教室復帰している。

<その他>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 87 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 52 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は、東日本大震災により避難してきた家族。当該児童が住んでいる町にある復興公益団地に住居がある。本児は、入学直後から友達関係が原因で不登校になった。母親は、養育能力が低く、本児とうまく関わるできない。また、復興公益団地内の付き合いがなく、孤立しているようだった。

②学校内での方針の検討

当該児童も保護者も、関係機関と連携した支援が必要であると判断し、S S Wを要請した。

③支援の実施

S S Wは、学校でケース会議を実施。情報を共有して、支援方法や役割分担を確認した。S S Wは、復興公益団地内サポートセンターに、復興公益団地内の子どもたちの見守りを依頼した。

④経過観察

復興公益団地内サポートセンターから、学校に復興公益団地の該当児童の情報がタイムリーで入るようになり、学校で本児への働きかけを検討し、実施することができた。

(3) 成果

S S Wが介入し復興公益団地内サポートセンターと学校をつないだことで、本児は、学校からの働きかけに応じ、保護者とともに登校することができるようになった。学校での滞在時間も増えてきている。

茨城県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞（義務教育課・高校教育課）

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 第1回連絡協議会 令和5年4月24日（月）（義務・高校）
 - ・目的：いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援、関係機関や専門家との連携について講話や演習及び協議を通して、スクールソーシャルワーカーの資質の向上と支援策の充実を図る。
 - ・内容：本年度の活動について（組織及び体制づくり、活動の方向性など）
茨城県警本部による講話（学校における被害者支援の在り方）
スーパーバイザーによる講話（支援の重点事項、よりよい支援の在り方）
令和4年度の事例発表（義務教育課1事例、高校教育課1事例）
- 第2回連絡協議会 令和5年8月に5教育事務所で実施（義務）
 - ・目的：教育事務所単位での少人数の実施により、スクールソーシャルワーカーが個別にスーパーバイザーからの助言を受け、今後の活動においてより良い支援の充実を図る。
 - ・内容：各スクールソーシャルワーカーが関わっている事案についての検討
事案の現状と課題を把握し、スーパーバイザーからの助言
- 第3回連絡協議会 令和6年2月13日（火）（義務・高校）
 - ・目的：不登校や家庭環境等の課題を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援について、講話や協議を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上と支援策の充実を図る。
 - ・内容：行政説明（本県の不登校に関する対応について（フリースクールの情報を含む））
認定特定非営利活動法人カタバリによる情報提供（メタバースを活用したヤングケアラー支援）
グループ協議による事例検討及び協議
- 研修会 令和5年8月29日（火）（高校）
 - ・目的：福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー同士の情報共有や事例検討等とおして、スクールソーシャルワーカーの資質向上及び各学校への支援の充実を図る。
 - ・内容：グループ協議による事例検討及び協議
- 新規採用SSWに対する採用前研修会 令和6年3月27日（水）
 - ・目的：新規に採用されたSSWに対し、本県SSW活用事業の仕組みやスクールソーシャルワークにおける留意点などについて研修を行い、次年度の業務を円滑に進める。
 - ・内容：経験豊富なスーパーバイザーから、SSWとしての心構えや仕事を進めるうえで大切なことなどを話していただく。
新規採用SSWが心配や不安なことなどについて、スーパーバイザーからアドバイスをいただく。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 派遣事業説明会 令和5年4月27日（木）（高校）
 - ・対象：県立中学校・県立高等学校・県立中等教育学校の生徒指導・教育相談担当職員 95名
 - ・目的：派遣事業の趣旨や、スクールソーシャルワーカーの業務及び活用方法を理解し、事案に応じて適切な連携を図るなど、スクールソーシャルワーカーのより実効的な活用に資する。
 - ・内容：事業説明
有識者による講演（大学教授 ヤングケアラーのためのスクールソーシャルワーカーの支援について）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 小中学校、義務教育学校、県立高等学校等の派遣要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。
- 豊富な経験と幅広い知見を有したスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして派遣し、スクールソーシャルワーカーの資質向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備している。
- 採用の際、県内とともに隣県を含んだ一般公募で、広域に人材を募っている。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

[課題]

- ・ S S W人材の確保
- ・ S S Wの資質や能力の向上（多様化し複雑化する課題に対応する力）

[原因]

- ・ S S Wの雇用拡大に係る人材が不足している
- ・ S S Wの研修機会が十分に確保できていない
- ・ S S Wの研修内容の充実（スーパーバイザーの活用方法の周知不足等）

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 募集の際に、HP等を活用して県内外に向けて広範囲に周知
- ・ 新規S S W等への支援体制として、スーパーバイザーによる指導や助言できる機会の充実
- ・ 研修会において、スーパーバイザーによる指導や助言を含んだグループ協議や事例検討を実施し、併せて情報交換等を行い、S S W同士の繋がりを強化

③成果

- ・ S S Wを増やすことができ、迅速な派遣に繋げることができた。
- ・ 複雑な事案に対してS S Wとともにスーパーバイザーを派遣することができ、実効性のある幅広い支援や援助を展開することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 3時間×12回

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 不登校の原因については不明
- ・ 相談者父のとの諍いがきっかけとなり部屋から出られず家族と顔を合わせない状態が続く
- ・ いっさい家族と話さない生活が3年続いた。（家族構成：父、母、姉、相談者）

②学校内での方針の検討

- ・ 学校は全欠及び家庭訪問でも本人に会えない状況が続いており、1学期にS S Wの派遣を要請

③支援の実施

- ・ 相談者両親との面談を通して、保護者の心理的サポートと相談者への関わりについて具体的な提案を行う。
- ・ 両親の焦りをゆっくりと解消することで、相談者をそっと見守る環境づくりを心掛けてもらう。

- ・毎日、相談者に声をかける。
- ・相談者母親は、正社員となり日中働きに出て、家を空ける時間をつくる。（日中の生活は相談者に任せる）
- ・メッセージを送り続ける。（リビングに写真や手紙を置いておく、スマホでメッセージを送信する）

④経過観察

- ・ゆっくりと相談者が母親に心を開くようになり、夕食づくりの手伝いをするようになる。
- ・3年が経過し、家族と話をするようになり、父親も含めて一緒に食卓を囲んで食事ができた。

（３）成果

- ＳＳＷが不登校に起因した事案を支援した件数 524 件（義務・高校）

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

小学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 1回2時間

（２）対応内容

①課題の発見

- ・相談者はＳＮＳでのトラブルがあり、相手からの謝罪があったが、後日、相手から「勘違いだったことにして」と口止めされ登校が不安になった。

②学校内での方針の検討

- ・担任が家庭訪問を行っていたが、相談者はそれを拒否するようになり、ＳＳＷへの相談を提案した。
- ・学校が相談者に対し、「学校外の人に困っている状況を話してみては？」という提案をしたところ、教育支援センターでの面談を了承し相談をすることになった。

③支援の実施

- ・面談を重ねていくうちに、相談者とは良好な関係となり、ＳＳＷに「家に来て見て欲しいものがある」と話すようになってきた。
- ・その後、毎週金曜日は放課後登校できるようになり、さらに毎日教育支援センターに登室してから、放課後登校できるようになった。

④経過観察

- ・ＳＮＳトラブルについての状況は改善されてはいないが、相談者は毎朝30分程度の登校できるようになってきた。

（３）成果

- ＳＳＷがいじめに起因した事案を支援した件数 67 件（義務・高校）

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

小学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 3時間×12回

（２）対応内容

①課題の発見（精神疾患、友人関係を含む）

- ・相談者には、心臓に疾患のあるきょうだいがおり、自分が遊ぶ際には、必ずきょうだいを連れていくよう両親から強く言われ、普段から何かときょうだいの面倒をみるように言われていた。
- ・このことで母親と口論になり、夜に家を飛び出し、近くのコンビニエンスストアから通報されることがあった。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議を行い、相談者が家庭を離れて療育・集団生活の機会を得ること、きょうだいや母親とのレスパイト（息抜き）を目的とし、放課後デイサービスにつなげてはどうかという提案がされた。

③支援の実施

- ・相談者とＳＳＷの面談の中で、母親の機嫌がよくない時は強い言葉で叱られ、ぶたれることもあることが分かる。
- ・三者面談にＳＳＷが同席し、母親から家庭生活や療育の困り感やニーズを聞き取った。
- ・放課後デイサービスに入る手続きについて、ＳＳＷがかかわることでスムーズに進み、相談者両親の負担感がなく進めることができた。

④経過観察

- ・ＳＳＷの介入により、子育て支援課に継続的な支援をお願いし、相談者両親の日常生活の負担を軽減したことで、相談者の悩みも少しずつ解消しつつある。
- ・相談者父親が病氣療養の必要が出てきたため、引き続き市の福祉部と連携して支援が必要である。

（３）成果

- ＳＳＷが虐待に起因した事案を支援した件数 41 件（義務）

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

高等学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 2時間×8回

（２）対応内容

①課題の発見（精神疾患、友人関係を含む）

- ・父親からの言葉のDV被害の訴え（母親は辛辣な言葉はDVであるという認識はない）
- ・本人には摂食障害があり、自尊感情の低下から他者との関係を築けない様子があったため

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議参加者
副校長、生徒指導主事、保健厚生部長、学年主任、担任、養護教諭、ＳＳＷ、ＳＣ
- ・方針
ＳＳＷと父親の面談とともに、父親を医療機関につなぐ支援が必要と判断

③支援の実施

- ・ＳＳＷと生徒、父親、母親の面談を実施した。
- ・ＳＣと生徒のカウンセリングを継続し、父親にもカウンセリングを提案した。
- ・ＳＳＷが医療機関にて、相談員と母親の面談に同席した。
- ・進路実現に向けての相談を実施した。

④経過観察

[本人]

- ・精神的に落ち着く回数が増え、母親へ当たることも少なくなった。
- ・進路についてしっかりと考えることができるようになった。
- ・ＳＣとの面談回数も減り、最終的には実施しなくても大丈夫な状況になった。
- ・父親との心的距離をある程度バランスを取りながら生活できるようになった。

[家庭]

- ・母親が、本人と父親との調整役となり、話し合いや相對しない工夫をした。
- ・ＳＳＷと保護者が信頼関係を築いたことにより、家庭内での関係が改善した。
- ・保護者は、本人の自立を求め、引き続き様子を見て継続的に支援している。

(3) 成果

- ＳＳＷが虐待に起因した事案を支援した件数 59 件 (高校)

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校、中学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 3時間×12回

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学生と中学生のきょうだいは保護者のネグレクトの疑いがあり、生活は昼夜逆転傾向が見られる。
- ・相談者母親は、きょうだいを積極的に登校させる支援をしていない。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷ派遣後の小中合同ケース会議により、きょうだいは興味のある行事や授業には参加できることが分かる。

③支援の実施

- ・家庭訪と面談を継続的に実施し、ラポール（信頼関係）形成に努めた実施した。
- ・相談者は教育支援センターへの興味をもち始めたので、教育支援センターが企画する体験教室への参加を勧めた。
- ・ＳＳＷが子ども食堂にきょうだいをつなぎ、地域ぐるみの家庭支援が展開できた。
- ・きょうだいを利用するようになった放課後等デイサービスの存在が大きく、療育の場がきょうだいの社会性を高めた。

④経過観察

- ・学校への登校意欲が高まり、欠席がほとんどなくなった。
- ・母親との連携が図れるようになり、母親の情緒が安定してきた。

(3) 成果

- ＳＳＷが貧困に起因した事案を支援した件数 53 件 (義務)

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

高等学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 2時間×3回

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本人を残して、保護者が他県へ転居してしまい、十分な経済的支援を受けることができない状況に陥ってしまったため

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議参加者
副校長、進路指導主事、学年主任、担任、S S W、市町村生活福祉課担当
- ・方針
本人への経済的支援と自立に向けた支援

③支援の実施

- ・家庭訪問を実施した。
- ・国民健康保険取得及び生活保護申請等の手続きへの指示、助言を実施した。
- ・今後の自立に向けて必要となる書類等の収集をした。

④経過観察

[本人]

- ・S S Wの助言により、母親と連絡を取りながら手続きを速やかに行った。
- ・本人は4月から自立ができる環境となった。

[家庭]

- ・S S Wの指示により、母親は本人へ直接連絡を取って手続きが速やかに行われるようにした。

(3) 成果

- S S Wが貧困に起因した事案を支援した件数 15 件 (高校)

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 3時間×12回

(2) 対応内容（暴力行為、児童虐待を含む）

①課題の発見

- ・小学生のきょうだいは、全欠の不登校となり、2年程度経過している。
- ・ひとり親家庭であるが、母親は無職で、児童扶養手当や前夫からの仕送りで生計を立てている。
- ・母親が子供を積極的に登校させようとする様子は見られない。

②学校内での方針の検討

- ・校内ケース会議において、きょうだいの状況の改善を図るために、S S Wの派遣要請を決定する。

③支援の実施

- ・ケース会議に教育委員会、子ども相談課に同席してもらい、これまでの支援と今後の支援方法について検討
- ・相談者母親とS S Wが玄関先での面談などを重ねながら、話し合いの中で母親が子供を登校させないネグレクトの疑いがあることから、母親と以下の3点について約束を交わし継続的支援を行う。
 1. 定期的な家庭訪問には母親、きょうだいの3人が必ず顔を見せること
 2. 学校の授業はオンラインで参加させる

3. 病院を受診させる

上記の約束が守られなければ、児童相談所による一時保護の可能性があることを伝えた。

- ・家庭訪問を続けていくうちに、相談者母親、きょうだいと話ができるようになり、表情も穏やかになってきた。
- ・相談者母親は3つの約束を守り、12月には5回ほどきょうだいで登校することもできた。

④経過観察

- ・子ども相談課が具体的な約束事を母親に示し、家庭訪問により随時確認するなどの継続的支援の効果が大きい。
- ・前年度までは、学校に対する不信感があったようだが、学校として相談者家族の状況に寄り添った対応により、母親の気持ちが良い方向に変化してきている。

(3) 成果

- S S Wが家庭環境に起因した事案を支援した件数 291 件 (義務)

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類

高等学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

派遣方式 2時間×4回

(2) 対応内容（暴力行為、児童虐待を含む）

①課題の発見

- ・欠席が連続する傾向であり、また諸経費の支払いが滞ることがあったため

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議参加者
教頭、事務長、学年主任、担任、S S W、S S W担当教員
- ・方針
父親がDV傾向、諸経費の使い込み、家庭環境等の表面化しづらい部分への支援

③支援の実施

- ・家庭状況とともに、児童相談所及び市町村生活福祉課との役割分担の確認と情報共有を図った。
- ・S S Wは市町村生活福祉課と連携し、本人及び母親と面談を実施した。
- ・諸経費の支払い事案については、市町村生活福祉課と学校が連携して対応した。
- ・市町村生活福祉課は、母親に金銭管理について助言、指導を実施した。

④経過観察

[本人]

- ・学業が上向きになり、各種資格取得に挑戦し、欠席も少なくなった。

[家庭]

- ・諸経費を全額支払うことができた。
- ・市町村生活福祉課の介入により、安全で安心できる生活基盤を再構築することができた。
- ・市町村生活福祉課が月1回の家庭訪問を継続的に実施することになった。

(3) 成果

- S S Wが家庭環境に起因した事案を支援した件数 238 件 (高校)

栃木県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 令和5年7月20日(木)：第1回スクールソーシャルワーカー研修会(県・市町SSW、担当者等対象)
 - ・ ヤングケアラーへの対応に関する講義を実施した。
- 令和5年12月21日(木)：第2回スクールソーシャルワーカー研修会(県・市町SSW、担当者等対象)
 - ・ スクールソーシャルワークにおける地域アセスメントと学校アセスメントについての講話や演習を実施した。
- 各教育事務所が指定した日：地区スクールソーシャルワーカー連絡協議会
 - ・ 支援活動等に関する情報交換や事例検討会を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

県スクールソーシャルワーカーの学校訪問及び県教育委員会主催の会議等において、スクールソーシャルワーカーの役割、相談内容、活用事例等を掲載した「スクールソーシャルワーカーガイドブック」(H29.3)等を用いてスクールソーシャルワーカーの職務等を周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 中核市を除く全127中学校区に中学校区配置スクールソーシャルワーカーを38名配置したほか、県内を3地域に分け、県立学校スクールソーシャルワーカー3名配置した。
 - ・ 中学校区配置スクールソーシャルワーカー：市町の実情に応じて、巡回型、拠点校型等にて活動。
 - ・ 県立学校配置スクールソーシャルワーカー：配置校を拠点校とし、同一地域内の要請に応じて活動。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- 経験豊富なスクールソーシャルワーカーが新任のスクールソーシャルワーカー等に対し、家庭訪問等への同行や指導・助言を行うための時間が不足している。
- 県立学校（高等学校、特別支援学校）からの支援要請が増えている中、支援要請に対応するための時間が十分ではない。

②課題解決に向けた取組内容

- 教育事務所単位地区に1名ずつ、新任のスクールソーシャルワーカー等に対し、家庭訪問等への同行や指導・助言を行う県スクールソーシャルワーカーを地区スーパーバイザーとして指名した。
- 県内を県北・県央・県南の3地域に分けて、県立学校対応のスクールソーシャルワーカーを3名配置した。

③成果

- 以前に比べ、地区スーパーバイザーからの指導・助言の時間は増えたが、地区スーパーバイザー自身も相談対応等の時間があるため十分な時間は確保できなかった。
- 県立学校からの要請は増えたが、スクールソーシャルワーカー一人当たりの担当学校数が多いため、対応が困難であった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②生徒数約 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 入学当初から急に教室からいなくなってしまうたり、気にいらないことがあると暴れたりすることが多くあった。
- ・ 落ち着かない日々を過ごす中でクラスメイトとトラブルになり、そこから欠席が続いた。
- ・ 家庭内でも部屋に籠もったり気に入らないことがあると暴れたりするようになり保護者は心配していた。

②学校内での方針の検討

- ・ 当該生徒(以下、A)の様子を心配し、医療機関を受診することを勧めるよう検討した。
- ・ 現状を心配し、S S Wの要請をした。
- ・ ケース会議を開催し、今後の支援について検討し役割分担を決めた。
- ・ S S Wは、今後の支援のために保護者と面談をすることとなった。

③支援の実施

- ・ S S Wは、Aの保護者に対して、Aの医療機関の受診を勧めた。
- ・ Aの保護者は、S S Wとの面談で、「医療機関受診を本人に話しているが『僕は病気じゃない。』と受診を拒否している」と話した。
- ・ S S Wは、Aの保護者に対して訪問看護を提案した。また、Aへの伝え方についても助言した。
- ・ Aの保護者がAに対して訪問看護の話をすると、Aは前向きに捉えた。
- ・ 訪問看護、学校、S S Wとの間で情報共有を行い、連携しながら対応した。

④経過観察

- ・ 訪問看護の利用が始まり、Aは担当看護師との関係は良好である。
- ・ A自身も落ち着いてきており、医療機関を受診することもできるようになった。

(3) 成果

- ・ 医療機関への受診と訪問看護を利用することで状態が安定してきた。
- ・ 次年度はもう一度同じ学年に在籍し、学校を継続することになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童数 約 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 該当児童(以下、A)はクラス数名によるいじめ(からかい、仲間外れ、死ねなどの言葉)により、『学校に行くのが怖い』と言って登校を渋るようになった。
- ・ Aの母親は泣き叫ぶAを無理やり車に乗せ校門まで送迎し、学校で待機していた教員になだめられながら保健室に行くこともあった。
- ・ Aの登校渋りをきっかけに、Aの母親は情緒不安定になった。

②学校内での方針の検討

- ・ クラス(学校全体)で、いじめについての話し合いの場を設けた。
- ・ Aの気持ちを受け止め、学校内で安全に過ごせる居場所を作った。
- ・ 情緒不安を訴える母親の支援をするためSSWを要請した。

③支援の実施

- ・ Aの母親は、SSWとの面談の中で、「我が子がいじめを受けたことがきっかけで登校渋りが始まり、このまま不登校になってしまうのではないかという不安と、いじめた児童に対する怒りが湧いてきて、気が付くと我が子を殴っている自分がある。このままではこの子を殺してしまうのではないかと恐ろしくなる。」と話した。
- ・ Aが登校した際は、養護教諭が保健室で対応した。
- ・ 市役所、児童相談所、生涯学習センターなどとケース検討会議を開催し、共通理解を図りながら支援にあたった。
- ・ 学校以外にも学べる場所があることなどを伝え、A及びAの両親の思いを尊重しながら支援した。

④経過観察

- ・ Aは、週2日学校に登校し、3日は教育支援センターで過ごしている。

(3) 成果

- ・ SSWが、Aの母親の気持ちを受け止めたことによりAへの暴力も収まった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童(以下、A)に対して、Aの母親からの言葉による暴力やAの母親の自傷行為を当該児童に見せる等の心理的虐待があった。

②学校内での方針の検討

- ・ 管理職、担任および養護教諭との情報共有、支援方針の検討を行い、SSWの要請をした。
- ・ SSW等を含めた校内ケース会議を実施した。

③支援の実施

- ・ SSWは、A及びAの母親それぞれと面談し、母子関係の改善に向け働きかけを行った。
- ・ SSWは、Aの母親に対して、医療機関への受診を勧め、受診に同行した。また、Aの発達上の課

題について、Aの主治医とも共有し、主治医の助言を参考に支援した。

- ・ 学校を通じて、行政の担当部署と家庭をつなぎ、見守り体制の構築や各種制度の利用につなげた。
- ・ 貧困の課題について、フードバンクやこども食堂の紹介や食料の支援を行った。

④経過観察

- ・ 面談や家庭訪問を継続し、医療機関への受診を継続するよう支援している。
- ・ 学校と連携しながら、Aが登校できるよう支援している。

(3) 成果

- ・ Aの母親は、仕事を退職し生活保護を受けるようになった。
- ・ 行政、医療機関、民間団体、学校とのネットワークを構築し、家庭環境や母子関係に一定程度の改善がみられた。
- ・ Aの母親に寄り添いながらエンパワーメントし、援助希求能力を高めた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該生徒(以下、A)は、経済的な理由で修学旅行に参加できなかった。(母子家庭)
- ・ 同居の祖父が死亡後、Aの母親は祖父が経営していた自営業を引き継いだが、諸経費等学校からの集金で滞納が発生するようになった。
- ・ Aの母親は、弁護士を立てて父親との離婚調停中であり費用がかかっていた。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校は、Aの母親が行政等からの経済的な支援を受けることができるよう S S W の要請をした。

③支援の実施

- ・ Aの母親との面談において、行政からの支援が可能な項目を説明しAの母親の意向を確認した。
- ・ Aの母親の都合がつかなかったため、S S W が代わりに役場に出向き、就学支援の申請書の書き方を確認し、学校を通じてAの母親に書類等を渡した。
- ・ 「つながりサポート」を利用することで生理用品を定期的に支給できることを紹介した。

④経過観察

- ・ 就学支援の申請書提出の有無を定期的に確認した。

(3) 成果

- ・ 離婚調停終了の時点で、Aの母親は児童扶養手当の申請を行い、支給されるようになった。
- ・ Aの母親から、滞納分の経費が一括で納入された。
- ・ Aは、無事に卒業することができた。

群馬県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

巡回型ＳＳＷ、派遣型ＳＳＷを対象に、年に１回研修会を実施した。「ヤングケアラーへの支援」について、県福祉部局担当及び派遣型ＳＳＷによる講演を行い、その後、班別協議の中で「関係機関等との連携」について、巡回型ＳＳＷそれぞれが抱える課題や解決方法についての協議を行った。さらに、それぞれの課題について、派遣型ＳＳＷより具体的な解決策についての助言を行った。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷやＳＣの職務内容の理解や協働体制の構築に向けたリーフレットを県教育委員会ホームページに掲載するとともに、小学校・中学校生徒指導対策協議会（年各１回開催）において、県内全ての生徒指導主事等担当教諭に対して、リーフレットを基にＳＳＷの役割や、教育相談体制の構築、ケース会議の開き方等について、説明を行い、各学校での共有を依頼した。

また、巡回型ＳＳＷ未配置の中学校を訪問し、状況の把握や派遣型ＳＳＷによる支援の必要性について、情報交換を行った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ＳＳＷ２６名を巡回型として、県内６０指定中学校区に配置し、隔週で対象中学校区を巡回し、継続的な支援ができるようにした。さらに、５名のＳＳＷを派遣型として、県内に５つあるうちの３教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、巡回型未配置の学校も含め、県内全域の学校に幅広く支援できるようにした。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- 学校が、福祉機関等と連携して支援するためにＳＳＷを有効活用し、福祉機関等と円滑な連携が図れるように、ＳＳＷの役割や有効性を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- 地域や学校ごとにＳＳＷの活用方法等に差があるため、ＳＳＷ自身だけでなく活用する学校の職員に対してもＳＳＷ活用に関する方針を周知していく必要がある。
- 教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保し続けることが必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- 小・中学校の生徒指導主事等を対象とした協議会や市町村教育委員会の指導主事を対象とした会議において、ＳＳＷの役割や関係機関との連携に向けた役割分担等について説明を行った。さらに、教育事務所指導主事による学校訪問の際には、ＳＳＷの役割等について管理職と情報交換を行った。
- 人材確保に向けて、例年の募集方法に加え、県の社会福祉協議会等と連携し、ＳＳＷ募集の周知に取り組んだ。

③成果

- ＳＳＷが新規に配置される学校もあったが、ＳＳＷの役割等の理解により、ＳＳＷによる支援件数の増加につながった。
- 様々な機会でも周知を図ったことにより、例年より多くの募集につながった。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 220 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり 3 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒は発達・精神面に課題があり、発達支援センターの支援を受けているが、家庭は小児医療機関ともつながりたいと希望し学校へ相談した。その結果、小児医療ともつながることで、困り感が少しでも解消できると考え、医療機関との連携のため、SSWへ依頼をした。

②学校内での方針の検討

SSWが保護者と面談を実施し、その後ケース会議を開き、それぞれの情報を基に、家庭（保護者）の抱える困り感と、実際に起きていることを整理した上で、長期・中期・短期目標を設定し、短期目標達成に向けて本人と家庭に対する支援について、学校、SSW、SCで役割を明確にした。

③支援の実施

○学校は支援計画を基に、当該生徒と学校または周囲の人との信頼関係づくりを中心に行った。

○SCは保護者の面談を継続して行いながら、当該生徒への関わり方等について助言を行った。

○SSWは保護者と面談し、SCと事例検討後に学校へフィードバックを行った。

○ケース会議を繰り返し開催し、支援経過の共有と支援計画の検討を行った。

④経過観察

当該生徒については、登校リズムや対人関係の面で良好な変化が見られた。当該生徒と保護者も安定の様子が見られたので、SSWが保護者を医療機関につなぎ、その後、子育ての相談先の一つとして市町村福祉部局とつないだ。また、学習支援について、学校としてできること等を検討した。

（3）成果

不登校生徒数 9名（うち、SSWが関わったことにより好転した生徒数 3名）

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり 3 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

前年度にクラスの友人から嫌がらせを受けたことが原因で不登校になり、学校も加害児童へ指導を続けたが、解決までは至らなかった。当該児童の支援について、ケース会議を行う際に、SSW未配置校であったため、事

務所配置の派遣型ＳＳＷへ要請があった。

②学校内での方針の検討

当該児童については、ＳＣが対応していたため、事前にＳＣとＳＳＷで情報共有を行った。ケース会議では、それぞれの視点から、該当児童の家庭環境や昼夜逆転による生活リズムの乱れや学習面の遅れ等について情報共有をすることで、人間関係のトラブル（いじめ）は不登校のきっかけであり、それ以外の課題を丁寧に解決していくことになった。

③支援の実施

- 加害児童は他の児童ともトラブルを起こすことがあるため、担任を中心として加害児童への指導やＳＣによるカウンセリングを行った。
- 当該児童が学校の行事に興味があるため、運動会や学校で実施される様々な行事に対して、本人の意思を尊重していった。
- 保護者に対しては、主任児童委員との関わりがあったため、主任児童委員が関わりを継続した。
- ＳＳＷは定期的に訪問するとともに、必要に応じて関係機関からの情報を学校に伝えた。

④経過観察

それぞれが役割分担をして、支援することにより、当該児童も少しずつ登校できるようになった。保護者に対しては、主任児童委員からの話を基に学校が丁寧に対応し、少しずつ安定していった。

当該児童の状況が落ちついてきたことにより、学校からＳＳＷの派遣要請もなくなった。

（３）成果

いじめ認知件数 ３５件（うち、ＳＳＷが関わったことにより解消した件数 １件）

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 ７００ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 １７ 週/１回あたり ６ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

前年度から欠席が増え、学校にほとんど登校しない姉妹がいたが、この姉妹が突然登校することもあり、相談室担当教員から、家庭訪問も含め該当生徒達の生活実態把握等のため、ＳＳＷへ依頼があった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷの面談にて、生徒達からの父親が体を触ってくることや、母親が夜中にいなくなったり、食べ物がなかったりするという話から、ネグレクト、性的虐待等の家庭環境からの課題があることを把握したため、生徒達の要望を踏まえながら、まずは安心して暮らせる生活基盤を強化していくことになった。

③支援の実施

○性的虐待については、児童相談所に対応を依頼し、児童相談所が養育指導を行った。

○SSWは生徒達や母親とそれぞれと面談し、生徒達の気持ちを母親に伝えたり、母親自身の相談に対応したりした。

④経過観察

面談を通して、母親自身が生徒に寄り添い、食べ物をきちんと用意するようになった。また、生徒達も自分の困ったことをSOSとして出せるようになった。父親は児童相談所の指導等を通して、自身の行いに気付くことができた。最終的には、家庭環境が整ったことで、生活が徐々に安定し、登校できるようになった。

(3) 成果

虐待件数 2件（うち、SSWが関わったことにより解消した件数 2件）

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1回あたり 2 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

本人と母親の二人暮らしで、別宅に祖母が生活している。母親は難病指定の病気に罹っている。母親が入院しており、収入源がなく、祖母の年金と母親のわずかな貯金を切り崩して生活費にしていた。母親が入院し、家庭に母親が不在となった頃から、生活リズムが乱れ、遅刻、欠席が更に増えていった。母親は本人の要求通りに金銭を与えてしまうため、現在は母親の幼少期からの友人が通帳を預かり、家計を管理していた。

②学校内での方針の検討

母親の退院後の生活費において不安がある上に、母親の身体が本来の健康状態になる可能性が難しいことと身体に不自由が出てくる可能性がある。学校は引き続き本人の意欲が向上していくよう関わっていきつつ、経済面での負担を軽減できるように公的な支援を受け、生活の安定を図っていくことになった。

③支援の実施

○祖母が助言し、病院に行き、母親の病状が障害認定できないか、まずは医師に相談した。その上で祖母が市役所に行き、障害年金と生活保護の申請をした。

○学級担任が本人に連絡し、大学進学に係る費用を奨学金や就学奨励費等で賄えることについて話をした。

④経過観察

SSWの支援を受けながら、祖母が障害年金と生活保護の申請をした。また、本人に対しては、担任から大学進学に関する費用について申請すれば公的な支援を受けられることを伝え、少しずつ学習に意欲が向き始めた。

(3) 成果

貧困件数 2件（うち、SSW が関わったことにより好転した件数 2件）

埼玉県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①新規採用対象：1回（4月）
- ②全員対象：3回（5～6月、7月～8月、9月～10月）
→5～6月：地区別で実施 7月～8月：机上研修（SCとの合同） 9月～10月：地区別で実施
- ③市町村教育委員会配置対象：1回（5月～6月）
→地区別で実施
- ④県立学校・事務所配置対象：3回（4月、7月、2月）
→5月：地区別で実施 7月：講義、事例による研修 2月：事例による研修

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針を作成し、市町村教育委員会及び学校へ配布し、活用を図っている。また、市町村教育委員会に対して、生徒指導に関する会議で各学校への周知の依頼を行っている。併せてSSWに対しては、年度当初の連絡協議会で周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

小・中・義務教育学校対応のSSWについては、配置を希望する市町村教育委員会から配置申請書を県に提出する。県教育委員会は、申請書と市町村教育委員会の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内のバランス等を考えて配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

「問題が解決した件数」または「支援中であるが好転した件数」の向上。

＜原因＞

- ・事後対応においてSSWは活用されているが、未然防止・早期発見の観点では活用が進んでいない。
- ・学校とSSWの連携が十分ではない。
- ・SSWの資質向上。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SVの活用を配置先に促し、ケース会議への参加や少人数の研修会等を実施する。
- ・スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを各研修会等で活用する。

③成果

- ・県内公立学校児童生徒（政令市・中核市を除く）、5,218人を支援した。
- ・SSWが継続的に支援をした件数のうち、1,369件（18.3%）は「問題が解決した」又は「支援中であるが好転した」である。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 352 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）

配置方法（年 4 5 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

当該生徒は友人トラブルがきっかけで、学校への登校や部活動への参加ができなくなった。学校は当事者同士の話し合いを実施し、解決の方向で動いたものの、本人の納得できる結果とはならず登校ができなくなった。令和４年１０月頃から不登校になっている生徒に対し、学校長から依頼を受けて当該生徒の父親と連絡を取りＳＳＷとの顔合わせを実施し、２回目の相談にてインテークを実施した。

②学校内での方針の検討

友人関係トラブル、トラブルの未解決である。併せて、母親の存在がないこと、父親・祖父母との関係性がよくないこと、自室を望んでいるのに叶わないこと等が不登校の背景である。また、家庭内でのイライラが友人に向いてしまう（怪我をさせてしまう）ことも重なり、不登校が継続している。

週１程度、担任と学年職員で家庭訪問を実施しており、管理職や学年主任等と検討会議を実施している。また、父親との面接を実施するとともに、生徒本人の生育歴や地域との繋がりを把握し、具体的な支援策等を検討した。

③支援の実施

- ・本人へのアプローチが困難なため、伝達事項は手紙等を用いて関わりが切れないようにしている。
- ・学校用タブレットを貸出、学習補填や学校行事等の視聴を促した。オンライン授業等の参加は困難であったが、音楽会（行事）の視聴はすることができた。
- ・学習補填のため、市委託のアスポート学習支援について、こども支援課と連携して週１回実施した。
- ・本人の生活環境を整えるため、祖父母の介護認定やデイサービス利用への支援等を実施した。
- ・本人の精神面の支援として、保健センターと連携して精神医療の受診等を勧めている。

④経過観察

家庭内に本人の居場所を確保できたことや学習支援アスポートにつなげることができたこと、祖父母の介護認定やデイサービス利用に繋ぐことができたこと、行政関係と協力関係を築くことができたことは効果の１つである。また、家庭がＳＳＷの関わりを好意的に捉えてくれているため、支援を継続していく。

（３）成果

不登校児童生徒数１名。うちＳＳＷが関わったことにより登校する又はできるようになった児童生徒数０名。ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数１名。

<いじめ>

（１）学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 926 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 4 5 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

当該児童は加害児童から首を頭突きされることや、肩をつかまれる、髪を抜かれる、背中をたたかれる、暴言を吐かれる、後ろから押され階段を数段落とされる等の行為を繰り返し受けていた。また、体育の授業中、後ろからぶつかられ顔を床に打ち付け、顎捻挫および左奥歯抜歯等の怪我を負った。保健室登校開始後、難聴症状が出現、頭痛や発熱、嘔吐当の症状に加えて徐々に登校渋りを見せ、現在は不登校となっ

ている。いじめ事案が発生し、学校と家庭の関係は悪化し、被害者保護者と学校の仲介役及び被害生徒の精神面のケアのため、SSWの支援が開始した。

②学校内での方針の検討

なりたかった自分へなれないのかもしれないという不安や、理不尽な目に遭ったことで積み上げてきたものが崩れてしまったこと、親の期待に過剰適応しようとするも現在の当該生徒には目標高く失敗体験として自身喪失、無気力、抑うつ症状が進行している。いじめに関しては大事にしてほしくなかったが、対応に納得できない保護者は警察や弁護士に相談し、当該児童の気持ちに対して適切な支援を行うことができなかった。

当該児童の自己肯定感の向上や社会生活（学校生活）復帰に向けた支援の実施のため、身体症状・精神症状の治療を優先し、規則正しい生活や外出ができるように支援を実施していく。

③支援の実施

- ・親子面接、面談を繰り返し実施し、親子別々での支援を開始した。
- ・小児精神科の受診や教育サポートセンターと連携し、適応指導教室への利用を開始した。
- ・心理セラピーの受診のための手続きを実施した。

④経過観察

適応指導教室の利用は他の利用者の声が耳に響き、頭痛や気持ち悪さの症状が出現してしまい、教室に入ることはできなかった。また、心理セラピーは数回通うことができたものの、人と接することの負担等の理由で継続することができなかった。小児精神科でPTSDの診断となり、服薬治療も開始となった。少しずつ基本的な生活（入浴・食事・歯磨き等）ができるようになり、自己肯定感が向上しつつある。しかし一方で母親が望む子の姿と大きな乖離が見られる。母親からの強制的な課題等を遂行することにより、リストカット等の自傷行為を誘発してしまった。

本人の意志を尊重しながら、今後も関係各所と連携し本人・家庭への支援を継続していく。

（３）成果

いじめにおける支援が必要な児童生徒数１名。うち、SSWが関わったことにより状況が好転した児童生徒数０名（０家庭）。SSWが継続して関わっている児童生徒数１名（１家庭）

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ）
- ②児童生徒数 667 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 年 45 週/週 3 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校より、当該児童が認知症の祖母からたばこの火を押し付けられているとの相談を受け、SSWの支援が開始した。父子家庭で祖父母と同居しており、当該児童は支援級に在籍している。学校も休みがちで父親とも連絡が取りにくい。児童の身なりも整わず、忘れ物も多く用具等も整わない。学校からの通知も家庭に届くことは少なく、集金等も滞りがあり、家庭訪問をしても会えないことが多い。学校と当該家庭の仲介役を行いながら、福祉へ繋げて家庭内の環境改善の支援を実施してほしいとのことで関わることとなった。

②学校内での方針の検討

当該児童が家庭のことを口止めされているのか、あまり話を聞き出すことができないので、本人が家のことを話せるキーパーソン（SC・SSW・相談員等）を設定すること、や本人を放課後デイサービスに繋げることで家庭以外の居場所をつくること、父親との面談を通して家庭内の課題を明確にするとともに、祖母からの虐待やヤングケアラー防止の対策を各関係機関と連携しながら検討していく。

③支援の実施

- ・当該児童との面談を定期的実施し、子供の気持ちを聞くことに時間を費やした。
- ・学校や担任への不信感を和らげ、学校との連携がうまくいくように連携した。
- ・民生委員と家庭をつなぎ、本人や家庭の見守り及び情報共有を密に行った。
- ・放課後デイサービス利用のため、医療機関への同行や相談支援事業所と連携し手続きを実施した。
- ・祖父母のためにケースワーカーや包括支援センターと連携し、介護支援を行った。

④経過観察

当該児童と良好な関係を築くことができ、SSWや特別支援コーディネーターへ気持ちを開示できるようになった。また、父親との関係性も良好になり親子の間でも気持ちを伝える頻度が増えた。放課後デイサービスへの利用も週2回のペースで通うことができている。

祖父母の体調当は悪化し、家庭状況の悪化が懸念されたが、包括支援センター等を通じて専門的な機関と連携することができたため、今後も関係各所と連携しながら本人・家庭への支援を継続していく。

（３）成果

虐待における支援が必要な児童生徒数1名。うち、SSWが関わったことにより状況が好転した児童生徒数1名（1家庭）

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 高等学校 ）
- ②児童生徒数 363 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 45 週/週 2 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

担任より、卒業後の進路（専門学校への進学）の資金面が心配であると相談があったことでSSWの関わりが開始した。母子家庭であるうえに外国籍の家庭で兄弟も多いため、金銭的な面について母親に連絡をするも、「市役所がやってくれるから大丈夫である」と他人事である。専門学校への受験料や入学金等の支払いが翌月に迫っており、緊急性が高い。本人の求める支援方法を確認したうえで必要な支援を開始することとなった。

②学校内での方針の検討

本人は調理師の免許を取得し、就職したいという願望がある。資金に関しては本人なりに母親に確認しても大丈夫というだけで、先が見えない。また、何度も区役所の担当者へ訪問しているものの、話が進まないで不満を抱いている。奨学金の書類を持って福祉事務所に相談へ行ったが、進まなかった。SSWが本人と共に区役所へ同行することや生活保護担当者と面談することの了承を保護者にとり、迫る支払手続きの緊急性も高いことから、学校とも協力し進めることとなった。

③支援の実施

- ・母子生活福祉資金の相談窓口へ同行し、相談を行った。

- ・学校にて、本人、母親、生活保護担当、資金担当相談員、ＳＳＷでの面談を実施した。
- ・返済計画や資金の契約のため、本人、母親、生活保護担当、資金担当相談員、ＳＳＷで事務所へ同行し、手続きを行った。

④経過観察

高校生３年生でありながら、携帯電話を所持していないことや自由に使えるお金は全くなかったものの、今まで何とかやってきたが、進学等が進むにつれて必要性を感じる事ができた。携帯電話を手に入れるための計画を立てた、アルバイトも開始したり、自身のことについて整理して周囲の人に頼る力向上してきたように感じる。卒業してしまうので、継続支援はできないが、課題に対して自己解決できる力を身につけること等を助言するため、本人と確認するよう予定である。

(３) 成果

貧困における支援が必要な児童生徒数１名。うち、ＳＳＷが関わったことにより状況が好転した児童生徒数１名（１家庭）

千葉県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

目的：S S Wの資質向上を図る。S S W相互の情報交換及び活動の在り方について協議を行う。

内容：年間7回実施し、2回は訪問相談担当教員と合同で実施し、2回はS Cと合同で実施している。
講話や講義、グループ別研修や事例検討を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢を明記した「活用の指針」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。また、管理職を対象とした会議で周知を図る他、各教育事務所主催の研修会で小・中・高の生徒指導主事を集めS S Wの活用を促している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

様々な困難を抱える児童生徒の状況について、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行うため配置している。担当地域を市町村ごとに細分化し、その地域の小・中・高等学校全てを一人のS S Wが担当する。地域ごとの担当とすることで、小・中学校・高等学校との系統的な支援ができ、支援が途切れることを防ぎ、子どもを長期的な視点で支えることができる。

各教育事務所5カ所にS S Wを3名ずつ配置し、虐待等、児童生徒を取り巻く緊急・困難事案に迅速に対応できるようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校によっては、S S Wの活用方法やどのような案件に対応してもらえるかの理解が乏しく、介入することができていないケースもあると考えられる。自治体ごとに独自に採用しているS S Wとの情報共有も重要であり、取り組む必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

年度初めに、市町村教育委員会のS S W担当と一緒に学校訪問をし、身近に感じてもらうように関係づくりに努めている。県S S Wと市町村S S Wが同席する連絡協議会で情報共有を図っている。

③成果

県S S Wと市町村S S Wが情報を共有することで、中学卒業後も切れ目のない支援を行うことができる。多種多様な課題を抱えている児童生徒や家庭への支援のニーズは高まっているので、今後の拡充を目指して取り組んでいきたい。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類
（中学校）

②児童生徒数
737名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（年35週/週2回/1回あたり7.75時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小4時に全欠に。特別支援コーディネーターが、S S Wを提案し当該S S Wが担当になり訪問相談担当教員（以下、訪問教員）と支援を開始。部屋でゲームに夢中だが話し掛けると笑顔で応えた。家庭は困窮しトラブルが続いていた。S S Wの交代はあったが各S S Wは福祉制度、地域資源につなぎ見守り体制を構築。中3時に当該S S Wが再度担当すると変わらない笑顔を見せたが、背中丸まり体力が低下していた。

②学校内での方針の検討

- ・関係機関による福祉支援は継続しつつ、学校とS S Wは生徒本来の力を引き出す支援を行う。
- ・S S Wは個別支援の都度、生徒と家庭の様子を学校へ報告し必要があれば支援の見直しを話し合う。
- ・進捗により、複数S S Wによる支援と訪問教員の依頼を検討する。

③支援の実施

当該S S Wは関係機関職員や教頭先生と訪問を行った。体調不良で会えない日もあったが、次第に話が弾み

友達を求める気持ちを感じた。他生徒の声や姿を怖がり裏口から入り給食、自作のイラストを相談室に掲示、校長先生と会話ができたと、少しずつ中学校に近づいた。特別支援学校の見学会に申し込み、ＳＳＷ２名の付添いで数年振りに電車に乗り見学、高校への関心が生じてきた。支援回数を増やす必要から体制の見直しを図り、他ＳＳＷが主支援を担い、当該ＳＳＷは補助的支援に回った。

④経過観察

主支援のＳＳＷは訪問教員の依頼のタイミングと考えた。１１月頃に希望の県立高校を見学、名前の練習、掛け算やアルファベットの学習から取り組んだ。驚く習得スピードであったが発達特性と学習経験の不足も目立った。本人と保護者の意向を確かめ手帳取得と特別配慮の申請を補助。県立高校受検に臨み合格。入学手続きを補助。先生方からエールを贈られ中学を卒業。高校入学後（Ｒ６．４～）高校配置のＳＳＷが定期的に面談を行い、支援は継続している。

（３）成果

不登校生徒１名について約６年間複数のＳＳＷが支援を継続し、中３時はより生徒に合った支援を行ったことから、生徒は本来の力を発揮し進学した高校において毎日の登校が回復した。

<いじめ>

（１）学校の概要

- | | | |
|--------------------|------------------------|--|
| ①学校の種類
（ 高等学校 ） | ②児童生徒数
<u>258</u> 名 | ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 年35週/週2回/1回あたり7.75時間 ） |
|--------------------|------------------------|--|

（２）対応内容

①課題の発見

当該生徒が遅刻、早退等の回数が増え欠席するようになった。保護者から担任へ連絡は入り、ＳＮＳ絡みのトラブルだとわかった。具体的には生徒同士で遊びに行き一緒に撮影した写真を当該生徒の合意がないままＳＮＳ上にアップしたことがきっかけだとわかった。担任がトラブルの原因となった生徒に聞きとりと指導を実施。当該生徒は不眠が続き保護者が学校に頻繁に電話をしてくるようになった。＜この時点からＳＳＷに経緯について情報提供がある＞

②学校内での方針の検討

当該生徒と、トラブルの原因となった生徒の話を担任が聞き対応。
当初は不安を感じる保護者の対応も担任が担っていた。
保護者の不安感に対してＳＳＷが保護者と面談を実施。
保護者の思いに寄り添い困り感を整理し学校に伝えた。

③支援の実施

- ・担任が本人およびトラブルの原因となった生徒の話を聴く。
- ・早急の対応を求める保護者の怒りに対してＳＳＷが保護者の学校に対する不信感や対応の遅さについてのクレームや怒りの感情を聴き要望をまとめ報告。
- ・不眠や不安を感じている生徒の心身の状態等について保護者から確認をし、医療機関等の情報提供。
- ・当該生徒は医療機関を受診。不眠が改善される。
- ・クラスの様子や座席等の確認、生徒が安心できるようクラス内の座席等の配慮について担任に助言

④経過観察

- ・医療機関に繋がることで当該生徒は眠れるようになった。
- ・学校に対する保護者の怒りが少しずつ緩和していった。

（３）成果

当該生徒の不眠等の状態が改善されるまでは、保護者は学校に対して怒りをぶつけ建設的な話ができる状態ではなかった。教員のみでの対応では対話的な話し合いにならず、他職種が介入することで保護者と建設的な話ができるようになっていった。当該生徒が登校できるようになり、安心、安全に学校生活を送れるようにサポートすることができた。

<虐待>

（１）学校の概要

- | | | |
|--------|--------|----------------------|
| ①学校の種類 | ②児童生徒数 | ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 |
|--------|--------|----------------------|

（ 高等学校 ） 258 名 配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年35週/週2回/1回あたり7.75時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

高校1年（定時制課程）の夏、母親の飲酒トラブルに警察が介入したことで、家庭内の問題が発覚した。この時点で、小学校時の保護者による身体的虐待・心理的虐待、母親のアルコール依存症、母子家庭、生活保護受給中、中学校時代は不登校であったこと等を学校は把握した。さらに、該当生徒から母親を支援してほしいと要望があり、学校からSSWへ支援依頼があった。

②学校内での方針の検討

支援目標は、当該生徒の安全な学校生活と母親への飲酒問題含めた生活支援となった。支援の役割分担として、母親への支援を子育て支援課と保健師が中心に行い、当該生徒へは学校が寄り添い支援、SSWは家庭状況の把握と関係機関との連絡調整を行うこととなった。

③支援の実施

母は、子育て支援課及び保健師による支援に拒否的であったため、保健師は電話対応を行いながら母との関係性づくりに尽力した。学校では、担任を中心に当該生徒を細やか観察し、適宜、当該生徒が相談できる体制を整えた。SSWは生活保護担当者や子育て支援課等と密に情報交換しながら生活状況の把握を行い、当該生徒や学校へ母親支援の状況を伝えた。

④経過観察

母親の飲酒は日常的であったが、警察が出向くほどの大事になることは徐々に減り、当該生徒は学校生活に集中して過ごすことができていた。当該生徒が18歳（高校2年）となり、子育て支援課の支援は終了した。保健師の支援も母自身が生活指導に拒否的であったため、半年ほどで終了となった。この頃には当該生徒が母とのトラブルを未然に防ぐことができるようになり、表向きには大きな問題となることは概ねなくなった。高校3年に進級すると、当該生徒は進路を意識してアルバイトを始めた。今後は、当該生徒の就職や生活に関する悩みを中心に支援を行う予定である。

（3）成果

SSWは、学校と他機関の役割を明確にし、お互いが情報共有できるよう連携・支援を行うことで、当該生徒が安心して学校生活を送ることに寄与できた。また、本ケースでは、学校が当該生徒にとって心の安全基地として機能したことで、当該生徒が安心して友人関係や社会経験を学ぶ場となり、これらの経験をもとに心身共に成長することができ、さらに「困ったときに誰かを頼っても良い」と相談希求能力を獲得できたことは大切な成果であると考えている。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類
（ 中学校 ）

②児童生徒数
95 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年35週/週2回/1回あたり7.75時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

精神疾患により母は家事や家計管理ができず、カードローンの債務（100万円以上）返済に迫られる状態。父もパニック障害になり夫婦げんかが絶えず別居。長男（中3）の問題行動（深夜徘徊、飲酒、喫煙、バイク無免許運転、他校生徒との喧嘩など）がエスカレートし、母の精神疾患がさらに悪化。多機関が関わる個別ケース会議に中学校から要請を受けてSSWが参加した。

②学校内での方針の検討

中3になってからはほぼ不登校状態で、教室はもちろん部活にも居場所を失いつつあったが、部活動最後の大会（7月）には参加させ達成感を持って卒業後の進路を考えさせることを目標にした。

③支援の実施

最後の大会に参加したい本人の気持ちを担任と顧問が励まし、問題行動を改善することを参加の条件にチームメイトの協力も要請。学校は本人との関係性継続に努めた。母への連絡やサポートはSSWが担当し、家庭生活を立て直すための債務整理方法や入院治療費について、主に電話での相談を重ねた。また、家児相や生活困窮支援団体に母の状態や希望を伝え、積極的に支援してもらった。

④経過観察

最後の大会に参加できた後、三者面談に母と来て本人が高校進学希望を表明した。しかし、夏休み以後、問題行動がエスカレートし警察沙汰にもなった。母はショックを受けて自殺未遂。緊急入院となった。母の入院中、本人は父や祖父に付き添ってもらって警察や児相の指導を受けた。SSWは警察や児相と連絡をとって中学校と情報共有し、卒業式や高校進学については父や祖父と相談して進めた。

(3) 成果

SSWが家庭内の問題に寄り添って関係機関から必要な支援を受ける手助けを行うことで、学校は本人や保護者と良好な関係を保つことができた。本人は全体の卒業式には参加できなかったが、個別に卒業証書を受け取り、最も授業料負担の少ない通信制高校に入学することができた。

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類
(小学校)

②児童生徒数
200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年35週/週2回/1回あたり7.75時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

離婚して実家に転居し、当該小学校に低学年で転校してきた。本児童が発熱けいれんを起こしているのに1人親の母が病院受診させないという虐待通告があった。子ども支援課が母への指導に入り、病院への受診は行われた。病院では熱性けいれんとは別に発達障害(ASD、ADHD)と元夫(実父)から虐待によるトラウマ症状と診断された。その後病状が落ち着いたことや距離の問題等でこの病院から離れてしまう。本児童は4年生頃から行き渋りが始まり、徐々に完全に不登校になっていった。祖父からの暴言等の虐待もあり要対協案件で、不登校であることで5年生からSSWの派遣要請があり、支援に入る。

②学校内での方針の検討

- ・本児童の生育歴が大変な状況であったこと、特性が見られること、又少人数学級での指導を本児童が受けられること等により5年生後半でWISC検査を受けて6年生より特別支援学級に在籍する。
 - ・同居している祖父からの暴言や偏りのある思考から守るために、保健室登校も受け入れ、支援員の配置を行う。
 - ・本児童の他人への拒絶や不安定さ等に懸念し、病院受診を誘う。
 - ・学校へ来られやすいように、月1回放課後登校し、訪問相談担当教員とSSW、母との4人で会う。
- 以上の方針を立てたが、不登校状態は長期化する。

③支援の実施

SSWとして母親との面談を行い、ニーズの掘り起こしを行った。要対協案件でもあるので、子育て支援課との情報共有、又サービス(発達障害児の親の会、放課後等ディサービス等)の紹介を行った。又、受診を誘った。病院には同行支援をしつつ、2回受診したが、その後本児童が嫌がり、又母も効果がないと感じてしまい、中断してしまっている。サービスについても親子共々結局繋がらなかった。

④経過観察

サービスの紹介等の前に人と交わる事の楽しさを感じてもらうために、月3回程度訪問相談担当教員と家庭訪問を始めた。始めは家の中に入れなかったが、本児童の方から部屋へ案内してくれ、一緒にボードゲーム等して過ごせるようになった。相手が傷つけるような言葉も言うが、少しずつ私たちに慣れ、楽しんでくれるようになった。実家から転居したことで母に就学援助金制度の紹介を行い、申請・認可される。又、卒業も近づき、放課後に担任と訪問相談担当教員、SSWと学校で過ごすことが出来た。母もSSWからの話に耳を傾けてくれるようになった。子育て支援課とも情報共有しながら、次の社会資源に繋がる手立てを検討しつつある。

(3) 成果

特性もあり、本児童が一度感じたこと(学校生活は苦痛である等)を覆すには時間がかかるが、丁寧に関わることで親子共々変化が起きた。小学校の放課後に過ごせたことから、小学校への心理的抵抗も軽減されたようだ。今後、中学校入学するという変化が本児童には相当なストレスとなりそうであるので、焦らずにゆっくりと現在の支援を継続したい。社会資源紹介も含め、進路等について学校と共にサポートできるように努める。

東京都教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ア 研修の目的

スクールソーシャルワーカーに期待される役割について共通理解を図ることにより、公立学校におけるスクールソーシャルワークの一層の充実を図る。

イ 研修の内容及び実施時期

（ア）スクールソーシャルワーカー連絡会

実施時期：令和5年7月

対 象：区市町村に配置されているスクールソーシャルワーカー

実施内容：福祉等の関係機関への確実な接続

不登校の児童・生徒への支援の充実

スクールソーシャルワーカーとして包括的に連携するためのアセスメント力の向上

（イ）ユースソーシャルワーカー課題研修

実施時期：令和6年6月～令和7年2月（計5回）

対 象：ユースソーシャルワーカー、区市町村に配置されているスクールソーシャルワーカー

実施内容：ヤングケアラーの課題と支援

15歳からの社会保障

子ども・若者にとっての居場所

生徒指導提要のポイントの理解

青少年のメンタルヘルス

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

区市町村の生活指導を担当する指導主事や校長を対象とした連絡会において、スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向け、チーム支援の充実を図ることの重要性や、スクールソーシャルワーカーの職務を具体的に説明した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態に応じた配置をしている。

都立高校においては、自立支援チーム派遣事業として、就労支援系・福祉支援系のユースソーシャルワーカーを配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）

- ・スクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充、質の高い人材を確保できる仕組みの構築。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割や連携についての理解の促進。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上。

（原因）

- ・区市町村が主体となり配置するため、区市町村の体制の整備や人材の確保方法により、配置に偏りが生じる場合がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用法について、教職員に対する研修や周知が十分に行えていない。
- ・スクールソーシャルワーカーが学ぶ機会が少ない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・専門性の高い人材を週1回3時間以上配置できるように補助金を交付する。
- ・スクールソーシャルワーカーの認知度を高めるため、校長対象の連絡会でスクールソーシャルワーカーの効果的な活用事例等についての研修を行う。
- ・研修会や連絡会などスクールソーシャルワーカーの研修する回数を増やす。好事例の紹介やスクールソーシャルワーカー同士で対応を協議するなど、地区を越えてスクールソーシャルワーカー同士が情報交換する場を設ける。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 約 200 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）、 配置方法（ 年 30 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

中学校に入学後、不登校となり保護者が教育相談を希望し、スクールソーシャルワーカーによる支援を開始した。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を開催し、保護者に対する支援はスクールソーシャルワーカーが行い、担任や学年の教員は本生徒に対して、進路に関する支援を中心に行うなどの役割分担を決定した。

③支援の実施

本生徒は、集団内でのコミュニケーションが苦手で、相談の場面では母を介在し会話することが多かった。担任とスクールソーシャルワーカーが働きかけ、適応指導教室に入室することができた。

また、中学校の進路指導の結果、高校に進学することができた。

④経過観察

高校では欠席が増え、退学をすることになった。生徒の自立に向け、利用可能な支援につなげるためにスクールソーシャルワーカーから保護者と生徒に様々な提案を行った。障害福祉サービス受給者証を取得し、計画相談受託事業所において、援助方針を策定し支援を行っている。現在は、NPO法人のピアサポーターを利用するなど、外部との接触を絶やさないように支援を引き継いでいる。

（3）成果

スクールソーシャルワーカーが、中学校から高校入学後も支援を継続することで、福祉的な支援につながり、引きこもりを予防することができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 義務教育学校 ）
- ②児童生徒数 約 1,000 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）、 配置方法（ 年 38 週/週 4 回/1回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

いじめ問題をきっかけとして不登校になった生徒について、保護者から教育センターに相談を受け、スクールソーシャルワーカーによる支援を開始した。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を開催し、生徒の学びを継続させるための支援方法について方針を検討した。学校に対する保護者の不信感が強いことから、スクールソーシャルワーカーは、初期対応として保護者の困り感の聞き取りや、保護者に校内別室や地域の学習支援施設などを紹介していくこととし、学校は家庭訪問を継続しながら、生徒の不安感に寄り添うなど、役割分担について決定した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーは、保護者から聞き取りを実施し、また、生徒に校内別室について紹介をした。聞き取りの中で、いじめ問題に対する保護者と学校の認識の違いについて明らかとなった。担任は家庭訪問を続け、いじめ問題への実態を把握するなど対応を行い、生徒への支援を継続した。

④経過観察

当初、保護者は、面と向かって学校側と話すとき興奮してしまう様子があったが、スクールソーシャルワーカーの面接により、学校と保護者との認識に違いがあったことが明確となり、保護者は冷静に話し合うことができるようになった。生徒はスクールソーシャルワーカーに紹介された校内別室に興味を持ち、校内別室に通うことができるようになった。

(3) 成果

外部機関に所属するスクールソーシャルワーカーが俯瞰した立場で事例を捉え、面談を通して保護者に寄り添うことで、学校と保護者の関係改善が図られ、いじめ問題を起因とする不登校の改善につながった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 約 300 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式) 、 配置方法 (年 45 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

本児は、連絡なく欠席することが多く、担任に対して、母や義父が本児に下の子の育児を任せて、夜に出かけることなどを話すなど、家庭環境の問題を抱えていた。本児が、学校と家庭の支援員に対して、保護者に理不尽に叩かれることがあることを話したことで、スクールソーシャルワーカーによる福祉的な対応を開始した。

②学校内での方針の検討

校内のケース会議において役割を決定。外部機関と連携する必要性が高いことから、スクールソーシャルワーカーが本児と面接する機会を設け、状況を把握することとした。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーとの面接から、早急に対応を要するケースと判断。直ちに学校へ報告し学校から子ども家庭支援センターに通告した。

④経過観察

子ども家庭支援センターの面接では、本児の状況や、保護者に話して欲しくない強い希望があることが分かり、学校と子ども家庭支援センターで今後の対応について協議をした。「我慢することはないこと、つらい気持ちは言葉にしてよいこと、助けてくれる人はいること」などを担任が分かりやすく説明した。児童相談所、子ども家庭支援センターからの保護者指導を行った上で、本児の希望により一時保護・施設入所が迅速に行われた。

(3) 成果

本児は、当初保護者に知られたくない気持ちが強くあり、外部との連携に前向きではなかった。児童相談所への通告や施設の紹介役をスクールソーシャルワーカーがすることで、本児と日頃から関係性のある担任や学校と家庭の支援員との今後の関係性を切らず、外部に連携することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 約 400 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式) 、 配置方法 (年 30 週/週 2 回/1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児は、年度途中で他地区より転入。前の学校からの引継ぎでは不登校との情報があった。担任が生徒と話していくうちに、不登校となった要因が貧困によりひきおこされたものであることが発覚した。

②学校内での方針の検討

校内でケース会議を開催し、外部の機関につなげるため、家庭への支援をスクールソーシャルワーカーが行うことになった。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を継続し、保護者と関係を作ることで、家庭の状況を把握することができた。父は現在就労しているが、借金が多数あり生活に支障が出ていることが分かった。

④経過観察

学校、教育支援室、子ども家庭支援センター、生活福祉課、フードバンクと役割分担し、借金・母の就労支援・不登校について連携を図りつつ、家庭状況の改善に取り組んでいる。

(3) 成果

学校が介入しにくい家庭の借金問題について、スクールソーシャルワーカーが介入することで、家庭状況の改善を図ることができ、生徒は安心して学校に通うことができるようになった。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式) 、 配置方法 (年 50 週/週 4 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本生徒は、小学校から「家庭への支援が必要な生徒である」と引継ぎがあった。特別支援学級に在籍しており、祖母と父と3人暮らし。祖母は歩行に困難があり、父は病気を患い入退院を繰り返し、本生徒が食事の準備や介護をしている。

②学校内での方針の検討

進学に向けて、家庭の協力が得られないことから、スクールソーシャルワーカーが受検準備の同行や、家庭への支援を行うことになった。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが祖母と面接をする中で、父は家族に対して支配的な態度を取り、介護サービスの利用を拒否していることが明らかとなった。

④経過観察

福祉サービス導入検討のため、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会ケース会議を開催した。地域包括支援センター、障害福祉課、子ども家庭支援センターと連携し、父と祖母に介護福祉サービスを導入することになった。

(3) 成果

本生徒は、学校生活に集中できる環境が整い、高校に進学することができた。スクールソーシャルワーカーが介入し学校と連携して支援することで、本生徒の負担を軽減することができた。

神奈川県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【新規採用研修会】（令和5年3月開催）

公務員、ＳＳＷとしての自覚と責任感をもつとともに、事故・不祥事防止や、ソーシャルワーク業務力の向上を図るための研修を行った。

【アドバイザー連絡会議】（令和5年5月より月1回開催）

令和5年度に新たに各教育事務所に配置したＳＳＷアドバイザーを対象に年11回開催。ＳＳＷの育成を図るアドバイザーの資質向上とともに、各地区の課題等について協議を行い、県内の「ＳＳＷの質の平準化」について検討した。

また、「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいく「かながわ子どもサポートドック」（令和5年度から実施）の推進について協議した。

【連絡会】（令和5年4月、11月開催）

年2回開催。第1回は、令和5年度ＳＳＷ活用事業の方向性等について共有した。また、学校の教育相談体制の充実にむけた「かながわ子どもサポートドック」について、情報提供するとともに、ＳＳＷの役割について共有した。第2回は、小・中・県立高校のＳＳＷの合同開催で、令和4年度神奈川県問題行動・不登校等調査の概要、神奈川県のＳＳＷ資質向上の取組、勤務上の留意事項について情報提供した。また、「校内研修の作り方～メゾ・ソーシャルワーク～」というテーマで、講義を行った。

【連絡協議会】（令和5年6月、令和6年2月開催）

第1回は小・中・県立高校のＳＳＷの合同で開催した。令和5年度神奈川県の不登校対策等に係る事業、県立総合教育センターの活動状況、不登校対策自然体験事業「きんたろうキャンプ」、青少年センターの相談活動、虐待防止に関わる取組について情報提供をした。また、「他機関連携の支援を考える」をテーマに、保健福祉事務所や市町村福祉部局、児童相談所、フリースクール等とともにグループワークを行い、機関連携のポイントを共有した。

第2回は、ＳＳＷ活用事業の神奈川県の取組状況について情報提供をした。また、「子どもの自殺予防」について講演を行い、「子どもの命と心を守るためにできること」をテーマに協議を行った。

県立高校のＳＳＷについては、第1回は県立高校配置のＳＣと合同で実施、全校配置になったことを受け、それぞれの役割や協働について再確認を行うとともに、「かながわ子どもサポートドック」の実施に向けた「模擬スクリーニング会議」を実施した。第2回は、小・中学校ＳＳＷ連絡協議会との合同開催、第3回は小・中学校ＳＳＷ連絡会と合同で開催するなど、ＳＳＷとしてのスキルアップや資質向上に努めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷが学校教育における役割や、学校と関係機関との連携が円滑に進んだケースを示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を策定した。また、学校とＳＳＷが協働する際の参考になるよう、「学校向けＳＳＷ活用ハンドブックー児童・生徒を支える学校とＳＳＷの協働ー」とともに、保護者等にＳＳＷを紹介するチラシを作成した。

これらのことについて、県のホームページに掲載するとともに、県教育委員会や各教育事務所、市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援

の手法等を取り入れ、児童・生徒指導・支援の充実を図るための取組を推進している。

また、ＳＳＷが各学校等において、実情に応じて職員会議などを通じてＳＳＷの理解促進に向けた情報発信や教員向け校内研修を行っている

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

政令市・中核市を除く市町村立学校においては、各教育事務所に配置されたＳＳＷが、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、管内の市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

令和５年度から各教育事務所に新たに配置したＳＳＷアドバイザーは、同教育事務所に配置されているＳＳＷに対し、ＯＪＴや事例検討等で育成を担うとともに、市町村教育委員会や学校と連携し、学校の状況に応じた「かながわ子どもサポートドック」の推進を図る。また、市町村が雇用している相談員等に指導助言を行う。

県立学校においては、令和５年度より県立高等学校及び県立中等教育学校に原則週１日の全校配置となった。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

<課題の概要>

長期化するコロナ禍により、子どもの貧困、ヤングケアラー、自死等の深刻な課題が顕在化している。問題の長期化・重篤化の未然防止につながるマクロ的アプローチができる教育相談体制づくりが課題である。

<課題の原因>

子どもが抱える困難は、自覚しづらく、自ら声を上げづらく、周囲からも見えづらい。潜在化している子どもが抱える困難を積極的に把握し、早期に対応し、アウトリーチによる支援につなげていく体制づくりが必要である。

②課題解決に向けた取組内容

指導主事等とＳＳＷＳＶが配置校、教育事務所を訪問し、スーパービジョンを行うとともに、ＳＳＷからの個別相談等に対応し、ＳＳＷの資質向上に努めている。また、各教育事務所に配置しているＳＳＷアドバイザーとともに、「かながわ子どもサポートドック」を推進することにより、潜在化している子どもが抱える困難を積極的に把握し、早期に対応し、アウトリーチによる支援につなげている。

③成果

潜在化している子どもが抱える困難を、ＳＳＷ等によるスクリーニングによりキャッチし、プッシュ型面談でニーズを把握し、アウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組により、虐待を早期に発見し、児童相談所につなぐことで改善に向かったケースや、子どもの課題の背景が貧困であることがわかり、保護者を福祉機関につなぐことができたケースなどがある。

【２】対応事例<令和５年度>

<不登校>

（１）学校の概要

①学校の種類 （中学校）

②児童生徒数 235 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（常駐・年 35 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

1年生の男子生徒（以下A）は、両親と当該生徒の3人暮らし。小学校の頃から、不登校が続いていた。当該生徒は、人前ではほとんど話をしない。家の中は不衛生で、物が散乱し、必要な物を探すのも困難な状態である。母親は精神疾患が疑われるが、未治療。父親は多忙で、父方祖父母の家が近くにあり、支援をしている。学校が家庭訪問すると、保護者は家の中にいるようだが、出てこない。担任から話を聞いたコーディネーターは、小学校からの引継ぎの情報も含め、家庭環境も背景要因であると考え、SSWに相談をした。

②学校内での方針の検討

情報を持ち寄り、校内ケース会議を開くことをSSWからコーディネーターへ提案した。管理職の許可を得て、SSWも情報収集。その後、校内ケース会議を開催し、持ち寄った情報から状況を、生物学的要因、心理的要因、社会的要因に整理し、方針を検討した。

③支援の実施

父との面談を実施し、母の受診や治療についても理解はしているが、仕事が多忙で、今後の治療に向けた、母の受診先との医療連携にも同意した。母の受診に向け、SSWが医療機関と情報共有を行った。受診後、入院加療との治療計画が定まり、入院当日は、祖父母がAをサポートした。

また、登校に向けて学校は、校内教育支援センターへの登校を促し、短時間からの登校を開始した。

④経過観察

Aは、校内教育支援センターに毎日登校している。周囲の生徒と話をしないことは変わらないが、自分なりのペースで過ごしている。高校進学については、通信制高校・サポート校を視野に入れているという話があった。母の入院に伴い、市役所障害福祉課、子ども家庭センターともつながった。病状が重度であったため、入院加療を継続している。学校生活や家庭生活の様子は、SSWを介して母に必要な応じて伝わっている。そのことにより、多忙な父は、Aとの時間を優先することができている。

（3）成果

この事案を通して、教職員のSSWに対する理解が広がった。そのことにより、SSWが校内教育支援センターを利用する生徒の支援に関わるが増えた。登校していないあるいは途絶えがちな生徒4名の支援に関わり、1名の生徒が進学し、3名の生徒が登校する又は登校できるようになった。教育支援センター利用生徒数は10～15名いる。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（常駐・年 35 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

1年生の女子児童（以下A）は、夏頃より行き渋りが多くなったが、その理由は、友人から、においに

ついて指摘されたことであった。Aは服装等が清潔に保たれておらず、S S Wは母と定期的に面談を行い、家事支援などのサービス利用について提案したが、母は家に人が来るが増えることなどに抵抗があり進んでいなかった。

②学校内での方針の検討

Aは、兄も不登校という環境で、登校したい気持ちを保ちにくいことと、母が精神疾患のため基本的な生活習慣などを伝えることや家事支援などを入れることが難しいことから、まず生活習慣を身につけるための支援、学校にAが通えるように環境調整、子育て支援課と連携し、チームで支援を行っていくこととした。

③支援の実施

夏休み明けより、ほぼ登校できない状況になったため、兄と同じ別室利用を勧めた。S S Wは母との月1回の面談を継続し、Aの様子の把握、学校やS S Wと母との信頼関係づくりに努めた。また、両親同席でケース会を行い、両親のニーズ、学校ができる支援について協議した。子育て支援課の保健師より、社会福祉協議会のヘルパー制度を提案した。

④経過観察

Aの服装等を清潔に保つための具体的な方法について、教員とS Cから伝えるなど、Aが学校に居場所を見つけられるための継続した支援を実施した。また、家庭への支援として社会福祉協議会のヘルパーを母親が受け入れたことによって、家庭環境の衛生面等が整っていった。

(3) 成果

母との信頼関係を保ちながら、子どもへの適切な支援を父母も交えたチームで考えていくことができた。また、Aの目標のために、学校ができること、家庭ができることを確認し合い、母に過度な負担がかからないように、関係機関と連携したAと家庭への支援体制を構築した。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (常駐・年 35 週/週 1 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

1年生の女子生徒(以下A)は以前から担任や養護教諭に相談をしており、学校はAが抱える困難(自傷行為、家庭環境)について把握していた。そのような状況の中、「かながわ子どもサポートドック」の実施をきっかけに、S S Wによるプッシュ型面談から支援に繋がったケースである。S S Wとの面談では、「親と意見が合わないことにより学校生活にも支障をきたしている」こと、「先生には時々助けてもらっている」という話があった。

②学校内での方針の検討

当該学年の教育相談コーディネーター及び養護教諭と打合せを行い、担任やS Cへの申し送りを依頼する等、対応方針を決定した。また精神科への受診については、S Cに相談すること、受診に向けての状況が進まない場合に、再度S S Wに相談することとなった。

③支援の実施

Aの遅刻や欠席が増えたことで、Aの状況が多くの教職員に把握されるようになった。またAは面

談だけでなく、保健室で関係教職員やＳＳＷと話す機会が増え、その後、改めてＳＳＷとの面談をおこなったところ、家族に知られず精神科を受診したいという希望があること、その理由や精神科に期待することについての話を詳しく聞くことができた。Ａは母との関係性について虐待と捉えており、精神科を受診させてもらえないことも含めて、児童相談所に相談をしたいという希望があることを話した。ＳＳＷからはＡに対し、学校と調整し可能な限り努力することを伝えた。

④経過観察

Ａの希望を受け、担任や教育相談コーディネーター等とケース会議を実施。Ａには「選択肢として管理職から児童相談所に通告する方法がある」と提案し、児童相談所に通告した。その通告を受け、児童相談所のＣＷ２名が来校し、Ａを児童相談所との面談に繋げることができた。

(３) 成果

Ａが抱える困難について、学校は把握していたが、関係機関につなげるところまでには進められていなかったケースであり、ＳＳＷが関わることで本人の意向に沿いながら、関係機関に繋げることができた。

<貧困>

(１) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 800 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (常駐・年 35 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間)

(２) 対応内容

①課題の発見

１年生の男子生徒(以下Ａ)は家庭環境が複雑で、今後を心配した教員からの紹介でＳＳＷとの面談を実施。面談ではＡから経済面や今後の生活に対する不安が訴えられた。具体的には、母と姉、本人、弟２人の母子家庭で、県外に事実婚の義父がおり、その義父からの仕送りと発達障害のある弟に支給されるお金で生活をしているが、仕送りが不定期で、経済的に困窮することが多いことや、Ａ母はうつ病でＡ母の代わりに高校３年生の姉が家事の大部分を担っていることをＡからの面談で把握することができた。

②学校内での方針の検討

Ａに対する個人への支援だけでなく、Ａ家庭への支援と、Ａが不安を解消できるよう支援を並行して行っていくことをＳＳＷ含む教職員間で確認した。

③支援の実施

Ａ母が病気のため、学校での面談が困難であることから、担任、副担任、ＳＳＷでＡ宅への家庭訪問を実施し、Ａ母から家庭の状況について聞き取りを行った。そして、Ａ母より聞き取った状況から、Ａ家庭が利用できる行政サービス等についてＳＳＷから説明を行った。また、Ａに対しては経済面での不安を解消するため、Ａに該当する奨学金を紹介した。

④経過観察

Ａは奨学金の採用が決まったものの、「お金の管理に不安がある」ということから、ＳＳＷと一緒にお金の管理方法について考えていくことを提案した。

また、Ａ母に案内していた高校生等奨学給付金の手続きが行われず、諸会費が未納となっていたことから、担任及びＳＳＷだけでなく事務職員とも連携し、Ａ及びＡ母に必要な手続きを進めるように

伝え、給付金の支給に繋がった。

(3) 成果

AがSSWとの面談で、自らの不安を伝えたことで、Aだけでなく家庭全体の支援に繋げることができた。Aが抱える困難の背景にあった家庭環境が落ち着くことで、今後はAが不安なく学校生活を送ることが期待される。

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

特別支援学級に在籍している生徒(以下A)が、情緒不安定な状態であった。Aに話を聞く中で、母(精神疾患)の影響が大きいことが分かった。Aも母も複数の外部機関の支援に繋がっていたため、SSWがケース会議を行うこととなった。

②学校内での方針の検討

Aは、授業中に教室を飛び出したり、自分の思い通りにならない場面で暴力をふるったりしたため、複数の教員で対応していた。落ち着いて学校生活を送るために必要なことを検討すると共に、暴力行為等があった場合の家庭との連携について検討した。また、地域の友だちと共に学びたいというA、保護者の意向が強いため、交流学級での居場所も大切するという方針を立てた。

③支援の実施

- ・ Aのよさ、強みを見直し、自立活動を計画する。
- ・ 生活習慣等の見直しを、放課後デイサービスやケアマネジャー等とも共有する。
- ・ 職員室内のホワイトボードを利用して、状況把握が全教職員でできるようにする。
- ・ 母の情緒が不安定な時に、Aが落ち着かなくなる傾向にあるため、家庭の許可を得て、病院や児童相談所、警察とも必要に応じて情報共有を行う。
- ・ 保護者と連携する場合は、母だけでなく、祖父母や母方の兄弟にも協力を得る。
- ・ SSWが、ケース会議を3カ月に1回程度設定する。

④経過観察

母が入院することになり、Aにとって、母の情緒に振り回されることが減った。

(3) 成果

ケース会議により関係機関の連携が強化された。各機関の役割の明確化や情報共有により、地域で子ども、家庭を支える体制が構築された。また、各機関がどのように本人、家庭にアプローチしていくのか、短期目標を確認する場面を設定した。

新潟県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S Wの対応力向上を目的とした研修会を年に3回実施している。事例検討を中心としながら、S S Wのニーズに沿った研修も行っている。令和5年度は「S S Wと担当指導主事との連携」をテーマに研修を行った。また、施設訪問研修を年に1回実施している。令和5年度は不登校支援から、フリースクールと市の教育支援センターを訪問し、実際の取組を直接学び、不登校児童生徒の支援等について理解を深めた。

また、S S Wと担当指導主事が年間の方針確認をする「S S W連絡協議会」を年1回実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

令和4年度末に「S S W活用リーフレット」の教職員向けと保護者向けを作成した。令和5年度はこれを、学校、保護者、市町村教育委員会へ配布し、S S Wの職務内容や支援方法の例、学校が派遣を依頼する際の手続き等について周知を図った。併せて各種研修会でもリーフレットを配布し、S S Wの積極的な活用について働きかけを行った、

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ①市町村立小中学校、特別支援学校に対応するS S Wを県内3ヶ所の教育事務所に7人（上越2人、中越3人、下越2人）、県立高校や中等教育学校に対応するS S Wを県教育庁生徒指導課（以下、生徒指導課）に5人配置している。令和5年度は、課題を抱える生徒の多い県立高校定時制1校に、生徒指導課配置のS S Wを週に4日間常駐させ、生徒や保護者、学校の支援にあたった。
- ②課題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等のネットワークの構築、連携・調整等の業務を円滑に推進できるように、社会福祉士等の専門的な資格を有する者を採用している。また、一定の要件を満たせば資格を有していなくても準ずる者として採用する場合もある。
- ③学校や市町村教育委員会からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、教育事務所指導主事と連携する「連携派遣型」の支援を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

S S Wの派遣について、学校から要請があつてから対応をはじめるまでに、すでに事案が複雑化、重大化してしまい、数回の介入では事案が解決、好転しないことが報告されている。学校がS S Wの活用についての認識が不十分であったり、学校や市町村が、まずは自分たちで対応を進めていこうという気持ちが強かったりするため、S S Wの要請に時間がかかることが原因と考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

S S W活用リーフレットを令和4年度末に作成した。そこに、S S Wの派遣要請について、どのような事案で申請できるか、事案に介入した結果、どのように事案が解決に向かうか、具体例を示した。

③成果

S S Wについて、学校や保護者、市町村教育委員会の認知度が高まり、積極的にS S Wを活用しようとする学校や教育委員会が増加した。令和6年度以降は、S S Wが早期に事案に介入できるよう、電話相談やオンラインでのケース会議参加も視野に入れ、対応を検討したい。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②生徒数 637 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（学校の要請で配置。支援回数年 21 回、1 回あたり約 2 時間 ※別途電話相談等あり）

（2）対応内容

①課題の発見

Aは中学3年になり、急に登校を渋り始め、登校できない状況となった。同時にSNSや手紙で友人に希死念慮を表出するようになった。A母は仕事で帰りが夜遅い。また、A両親は関係が悪く、学校がAの状況をA父に伝えることについて、A母が強く拒んだ。これ以降、A母は担任に対して攻撃的な態度をとるようになり、学校と家庭の連携が難しくなった。

②学校内での方針の検討

要請を受け、まずは担任、学年部職員からAの状況について情報を収集した。その後、SSWがアセスメントを行った。アセスメント結果をもとに、校内ケース会議を行い、Aを医療機関に繋げること、Aの悩みや不安を受け止める存在を確認すること、A母を相談機関へつなげることを確認した。

③支援の実施

まずは、A母とSSWが面談を行い、Aについての情報収集とA母のニーズの把握に努めた。学校でAの悩みを受け止める存在については、Aの希望で、A担任が担うこととなった。そのため、A担任の負担を減らすため、管理職を中心に校務の調整を図った。また、SSWがAとA母に医療機関を紹介することで、医療につながり、病院の心理士による月に1回カウンセリングが行われるようになった。

④経過観察

Aは病院のカウンセリングを心待ちにするようになり、食欲も回復したが、学校にはまだ足が向かなかった。A母とSSWの面談で、当初は泣きながら話していたA母にも次第に笑顔が見られ、笑い声が聞かれるようになった。また、面談の中でA父からの経済的DVがあることもわかり、A母を行政の女性相談窓口につなげることができた。

（3）成果

A母が回復し、Aと関わる時間が増加したことから、夏休み後毎日登校するようになった。また、「死にたい」等の発言がなくなり、進学に向けて学習に意欲的に取り組み、希望する進路へ進むことができた。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童数 162 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（学校の要請で配置。支援回数週 1 回程度、1 回あたり約 2.5 時間 ※別途電話相談等あり）

（2）対応内容

①課題の発見

学級全体が終始落ち着かず、トラブルの報告が教育委員会に多く上がっている学級であった。その後、担任が管理職と相談し、トラブルが発生するたびに個別対応を行ったが改善が図れないこと、所管の教育委員会に相談し対応したが、学級全体が落ち着かないことが続き、授業が成立しない状況が続いた。

②学校内での方針の検討

当該学級の支援チームを、担任、級外職員、SSWを含めた外部機関で結成し、担任が中心となり行っていた支援を組織で行うこととした。また、学級支援チームが、組織で該当学級に在籍する児童の特

性や周囲の環境を確認、アセスメントを行った結果、支援チームで休み時間等の見守り、感情的になった児童が気持ちを落ち着かせるための空間確保、定期的な保護者との情報共有を方針として決定した。

③支援の実施

感情のコントロールが難しい児童のクールダウン対応や、離席、教室を飛び出した児童の対応等の具体例をS S Wが例示し、その中から対応可能なものを、学級支援チームを中心に進めた。

活動が伴う授業や、授業以外の時間の児童の見守りを含めた対応について、全教職員で対応するようS S Wが会議等で説明した。

また、S S Wが必要に応じて保護者面談に同席し、保護者の困り感、ニーズ等を把握した上、家庭環境を含めたアセスメントを行い、学級支援チームで共有し、方針の見直し等に活かした。

④経過観察

S S Wが週単位で学校を訪問、学級を参観し、児童に対する理解が深まり、適切なアセスメントを行うことができるようになった。また、感情的になった児童をクールダウンさせ、児童が自身を振り返る時間を設けるなど、学級支援チームの方針を基に支援を行うことで、少しずつトラブルが減少した。それにより、少しずつ児童同士の関係が改善するとともに、児童と教職員との関係にも改善が見られた。

(3) 成果

教員の目の届きにくい授業以外の時間に発生した児童間トラブルについて、学級支援チームを組織し、組織で対応することで、早期に発見・対応できるようになった。また、クールダウン対応からトラブルも減少し、学級全体に安心安全の雰囲気が生まれた。これらの変化から、以前は学校に不信感を抱いていた保護者の態度も協力的になり、児童の支援を、学校と家庭が連携して行えるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類（高等学校）

②生徒数 1,085 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（学校の要請で配置。支援回数週1回程度、1回あたり約2.5時間 ※別途電話相談等あり）

(2) 対応内容

①課題の発見

Bは体調不良で保健室に来室。養護教諭と担任で状況を確認した。希死念慮を訴えたため、詳細な状況確認をした。幼いころに親族里親に引き取られたが、BとB里親の関係が悪く、B里親からいわれなき叱責や他の家族と同じ食事を与えてもらえない等の不適切な対応を受けている事が分かった。

②学校内での方針の検討

担任、養護教諭を中心に、Bの困り感を傾聴した。それを受け、管理職、担任、養護教諭とS S WでBの支援方針について検討した。まずは、担任と養護教諭を中心に、全職員で、希死念慮を訴え、リスクが高い状態にあるBの見守りを行うこととした。併せて、Bについて、児童相談所や要保護児童地域対策協議会（以下、要対協）と情報共有し、関係機関が連携し、Bの支援を行うことにした。

③支援の実施

S S Wが児童相談所、要対協と早急に情報共有した。その後、児童相談所はB、B里親との面談を設定した。結果、B里親に里親手当の搾取が確認されたため、児童相談所が、Bに返金するよう指導した。

Bは就職内定中であり就職に向け安心できる環境を確保するため、B里親と分離させて自立援助ホーム措置入所に向けて検討を開始した。B祖母に対してもB里親による高齢者虐待が疑われたため、地域

包括支援センターが支援することになった。B祖母については、市の高齢介護係と地域包括支援センターから現在置かれている状況の確認が行われ、身体自立度にあわせたサービスの提供が検討された。

④経過観察

Bは、支援を中心となつて行う担任や養護教諭の前ではしばらく不安定な状況が続いた。しかし、関係機関がB里親にへの対応を進めるにつれ、Bの不安定な状況が改善され、希死念慮も訴えなくなった。

(3) 成果

里親手当である就職準備金と自動車免許取得費用と手当残金がBに直接渡されることになり、就職に向けて施設職員の支援を受けながら無事に卒業を迎えることができた。Bは内定していた企業に就職して職場近隣のアパートに入居。就職後も施設職員による支援を継続して受けることができている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②生徒数 131 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (学校の要請で配置。支援回数 20 回程度、1 回あたり約 2.5 時間 ※別途電話相談等あり)

(2) 対応内容

①課題の発見

Cは体育の授業後に体調を崩し、空腹を訴えることがあった。C父は働いているが、C母は毎日C祖父の介護をしている。Cは脱毛症の悪化がみられ、受診歴がある。Cは再受診を希望しているが、家の金銭面の問題で受診できないと訴えがあった。諸費未納もある家庭。

②学校内での方針の検討

Cの校内ケース会議を行い、SSWも参加した。その後のCとの面談から、食事を十分摂っていない状況が判明したため、虐待の疑いありとし、すぐに児童相談所に通告した。

学校にはCの様子、特に昼食時の状況を確認するよう依頼した。また、SSWがC、C母と面談を継続して行うことで、ニーズを把握し、SSWがニーズに合わせた制度や関係機関を紹介した。

③支援の実施

SSWが社会福祉協議会を訪問し、近隣のこども食堂やフードバンク等の情報を収集し、学校をとおしてCに情報提供した。また、SSWとSCが情報共有する機会を設けた。

Cとの面談では、SSWとの関係を築きながら、脱毛症について受診方法の検討を行った。また、C母と面談で、C母が金銭面での困り感を抱えていることが分かり、相談を行える窓口を紹介した。また、同居するC祖父の介護についても、福祉関係の窓口に相談できることを助言した。

④経過観察

CはSSWとの面談を継続するなかで、就職説明会等に現在の姿で参加することを決めた。就職希望先の面接でも髪がない状態で行ったが、そこで温かく対応されたこと、学校やSSWの励まし等をきっかけに、少しずつ自己肯定感が高まり、自分に自信をつけていく様子がうかがえた。

(3) 成果

SSWと面談を重ねたことにより、C自身の心理的負担が軽減された。また、エンパワメントによりC自身が髪のない自分を認めることで、自己肯定感が高まった。これにより受診のニーズそのものを訴えることも減少し、最終的にはなくなった。それに伴い家庭や学校生活の困り感も減少した。卒業後は希望する会社に就職し、経済的にもある程度自立できる目途を立てることができた。

富山県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・年2回、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・県教育委員会が作成したリーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」「不登校児童生徒への支援の在り方について」を配布し、スクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について周知している。
- ・1回目のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会において、市町村教育委員会事業担当者にも参加していただきスクールソーシャルワーカーの職務について説明を行った。
- ・生徒指導主事研修会において、スクールソーシャルワーカーを講師に招き、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用事例についての研修を行った。
- ・生徒指導推進会議、学校訪問研修等でもスクールソーシャルワーカーの職務について周知を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内全ての公立中学校区（中核市として単独実施の富山市を除く48校区）と義務教育学校（3校）に派遣し、各中学校区において、小・中学校のスクールソーシャルワーカーの活用時間等を調整している。
- ・市町村教育委員会へ派遣し、学校の要望に応じてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整えている。
- ・県立高等学校（定時制）4校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて支援している。
- ・緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- ・深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの経験年数、資質、能力は様々であり、個々のニーズに応じた研修内容を組み立てることが難しい。

②課題解決に向けた取組内容

- ・合同研修会の回数を2回に増やすとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを交えた「グループ協議」の場を設定した。
- ・スクールソーシャルワーカーが希望すればスクールカウンセラースーパーバイザー（公認心理師）のコンサルテーションを受けることを可能にした。

③成果

- ・「グループ協議」を導入したことで、それぞれのスクールソーシャルワーカーが持つ課題に焦点を合わせた研修が可能となり、参加者の満足度の高い研修を実施することができた。
- ・公認心理師からの助言を得たいと考えるスクールソーシャルワーカーのニーズに応えることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 106 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

遅刻の回数が増え、登校時刻もどんどん遅くなっていった。昼過ぎから夕方にかけて登校する日も多くなった。授業については、忘れ物をすることも多く、集中できていないこともあった。よくトイレに行き、授業中席を外すことも多かった。保護者の送迎時は朝から登校できる日があったが長続きはせず、遅刻が増えた。

②学校内での方針の検討

- ・当該生徒が規則正しく学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・当該生徒に積極的に関り、生徒との関係づくりを行う。
- ・当該生徒の家庭と連携し、保護者との関係づくりを行う。
- ・家庭と学校との連携を図るための、情報共有を行う。

③支援の実施

- ・2学期に入り、当該生徒が登校したときにS S Wから挨拶をして、お互いを認識した。
- ・授業中や休み時間などの巡回の時に、当該生徒への声掛けをした。
- ・母親と連絡を取り、日中当該生徒が家にいるときは、家庭訪問をして様子を見るように提案した。
- ・教頭を中心に、当該生徒に関する生徒指導上の情報が学校教職員と保護者で共有できるよう体制を整えた。

④経過観察

- ・当該生徒は、S S Wが家庭訪問するかもしれないことを承諾した。
- ・S S Wが来校する時間帯に、当該生徒と会話をしながら入学当時と変わらず、学校にいる間は学級や部活動の友人と楽しく活動している。

（3）成果

- ・遅刻はしてくるが、朝から登校できる日が少しずつ増え、表情も明るくなったように見える。学校にいる間は学級や部活動の友人と楽しく活動している。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 233 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

同学級の男子生徒の視線が気になることが理由で、欠席をしたり教室ではなく相談室登校をしたりするようになった。

②学校内での方針の検討

- ・ 相談室での学習を見守り、本人の思いに寄り添いながら支援を行う。
- ・ 定期的に面談を行い、当該生徒の心をほぐし、学習や学校生活への意欲を高める。

③支援の実施

- ・ 2 学期から S S W が勤務する日には、面談を行った。(月 2 ～ 4 回。)

④経過観察

- ・ 面談では、本人の悩みや家族関係、趣味等の話をした。
- ・ 次年度に行われる行事等や進路選択についての話も話題に出すようにした。
- ・ 面談を進めるにつれ、会話の内容が、「仲良しの友達が〇人できた」「今度の行事で〇〇に行くことになった」「合唱コンクールに参加することを目標にしている」などのような、発言が多くなった。

(3) 成果

友達への思いや学校行事について前向きにとらえることができるようになり、表情も明るくなってきた。

S S W の助言により、学校生活への意欲や進学に対する気持ちが高まった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 462 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母、母方の祖母、曾祖母と暮らしている。母は遠方の商業施設内で働いており、休日も仕事があって当該生徒と話せる時間がほとんどもない。母、祖母、曾祖母がそれぞれぶつかり合う場面が多く、当該生徒は各々の愚痴を聞く役割となっている。母が仕事で不在のことが多く、祖母の相手を一人でしなければならないことで心理的な負担になっていた。その不安からか友達とのトラブルが絶えない状態であった。

②学校内での方針の検討

- ・当該生徒の心理的負担を取り除くとともに、母や祖母、曾祖母の話を聞くなど家庭への支援も進めていく。福祉の面で関係機関と連携を図る。
- ・当該生徒には、相談室登校も可とするなど、担任や養護教諭、カウンセリング指導員等、関係教職員との共通理解を図る。

③支援の実施

- ・カウンセリング指導員との話の中で、S S Wへ相談することとなった。S S Wの来校時に継続的に面談を行った。
- ・母との面談の時間を設け、母の悩みを聞きながら、当該生徒の話も聞いてやってほしいことを伝えた。

④経過観察

- ・S S Wは当該生徒から祖母の症状や家庭での家族との関わり方について丁寧に話を聞き、当該生徒の気持ちの持ち方や祖母との距離の取り方など具体的なアドバイスをした。
- ・自分の悩みや家庭内のトラブルなど、カウンセリング指導員やS S Wに話すようになった。また家庭のこと以外でもS S Wに打ち明けるようになった。

(3) 成果

- ・当該生徒の話を丁寧に聞き、具体的なアドバイスを行うことにより、当該生徒は学校生活において、自分なりの対処法を少しずつ身に付けており、家庭内でのトラブルを訴える回数は減っている。
- ・母の悩みを聞き、家庭に寄り添うことにより母の気持ちも和らぎ、当該生徒への接し方も改善した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (拠点校は年 162 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父と本人の二人暮らし。長期に渡り、学費が未納となっている。担任と本人との面談により、父親の健康状況に問題があり、貧困状態にあることを把握する。

②学校内での方針の検討

本人は希望する進路をあきらめる必要があると考え高校生活そのものへのやる気も失っている状態であった。本人への支援とともに、家庭への働きかけも必要と考え、S S Wを交えて支援方針について検討を行った。

③支援の実施

本人が希望したため、本人とS S Wとの面談を設定した。父親にも、S S Wという福祉の専門家に相談することが可能であることを伝えた。

④経過観察

本人との面談及び家庭訪問を継続した。

(3) 成果

S S Wとの面談を通して、本人は、卒業後の生活について見通しを持つことができ、前向きに生活しようとする意欲を取り戻すことができた。父親はS S Wとの面談を拒み続けているが、担任を通してS S Wからの助言を父親に伝えている。

＜希死念慮＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 480 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 拠点校は年 142 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

情緒不安定の様子が見られたため担任が面談を行う。それにより、希死念慮について把握した。家庭内不和（夫婦間、嫁姑間）など家庭環境に要因のあることが伺えた。

②学校内での方針の検討

S C、S S Wを交えて支援方針について検討。

③支援の実施

希死念慮への対処として、S S Wにも同席してもらい、本人、保護者に医療機関受診の必要性について説明を行った。生活環境の改善に向けて、S S Wも交えて保護者との情報共有を行った。

④経過観察

本人との面談及び家庭訪問を継続した。

（３）成果

S S Wから説得をしてもらったこともあり、受診について保護者に理解していただき、医療機関につなげることができた。また、保護者に生活改善の必要性についても理解していただいたこともあり、本人の情緒も安定してきた。

石川県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県内教育事務所管内ごとに毎月ミーティングを実施し、事例検討等から、指導主事やスーパーバイザーの役割を担うスクールソーシャルワーカーが、他のスクールソーシャルワーカーに対して、支援や連携等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教育委員会主催の研修会を年間2回（8月・2月）実施し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。
- ・関係機関が実施する研修会を周知する。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・県内公立学校の代表1名（校長、副校長または教頭を対象）が参加した「ヤングケアラー講座」において、ヤングケアラーの対応の他、スクールソーシャルワーカーの職務についても紹介した。
- ・県内公立学校の全教職員に「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」を配付した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・各教育事務所管内における児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、36名のスクールソーシャルワーカーを4教育事務所に配置、学校へ派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題1：スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。

原因：支援にあたり、問題が複合的な場合が多く、幅広い知見が必要。

課題2：必要性の高い研修を開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。

原因：スクールソーシャルワーカーの活動時間・研修機会の確保が困難。

課題3：スクールソーシャルワーカーの役割を学校に周知徹底すること。

原因：スクールソーシャルワーカー派遣に関する認識に差があり、校内での情報共有が不足。

課題4：人材確保。

原因：職務遂行のために高度な専門性が求められること。

②課題解決に向けた取組内容

取組1・2：集合型のミーティングの他、オンラインでのミーティングを実施。

取組3：県内公立学校の教職員全員にスクールソーシャルワーカー活用リーフレットを配付。

取組4：社会福祉士会・精神保健福祉士会にスクールソーシャルワーカーの推薦を依頼。

③成果

- ・ミーティングの参加率が向上し、幅広く意見交換ができた。
- ・派遣実績のない学校からの派遣依頼が増えた。
- ・年度途中に、新たにスクールソーシャルワーカーを委嘱し、増員することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 89 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

児童Aは前年度の3学期に起こったトラブルがきっかけで、新年度当初より登校できなくなった。学校は支援計画を立て、担任による週二回程度の家庭訪問を行ったが、現状に変化が見られなかった。

②学校内での方針の検討

派遣依頼を受け、SSWはケース会議の場で、学校が作成した支援計画の説明を受けた。

これまでの学校の取組に加え、SSWの立場から保護者の思いや本人の思いを傾聴することとする。

③支援の実施

児童Aの特性を理解し、その特性に配慮し関わりを持った。また、課題整理から目標設定し、立案したアクションプランの進捗状況や児童Aの変化を学校と保護者、SSWで情報共有した。

④経過観察

学校、保護者、SSWがアクションプランに沿った対応を行ったことにより、放課後や昼食時間に学校に行くことができるようになった。また、担任とチャットでやり取りを行うなど、保護者以外の人に自分の思いを伝えることができるようになり、友達と遊びたいという気持ちも湧いてきた。

（3）成果

SSWが継続して関わっている児童生徒数 42名

SSWに関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 25名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 高等学校 ）

②児童生徒数 145 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

生徒Bは悪口を言われると訴えてきた。学校は関係生徒への指導や保護者に連絡をしているが、生徒Bの父親は学校の対応が悪いと不満があった。

②学校内での方針の検討

生徒Bが安心して学校生活を送ることができるように、SSWの派遣日数を増やし、教員とともに休み時間を含めて、学校で見守る体制を強化した。

③支援の実施

SSWは休み時間に生徒Bの教室付近を巡回し、授業担当の教員と連携し、生徒Bの見守りを行った。

④経過観察

全校生徒対象の道徳教育やＳＳＷと授業担当者が連携して見守りを強化した結果、生徒Ｂからの訴えや父親の不満がなくなった。

（３）成果

ＳＳＷが継続して関わった児童生徒数 ２９２名

ＳＳＷが関わったことによりいじめ・暴力行為等の事案が好転・解消した件数 ２７７件

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 ２２０ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 ４２ 週/週 １ 回/１回あたり ３ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

児童Ｃは、過去に母による兄への虐待を目の当たりにしていることから、精神的不安が強くなり、他の児童へのいじめなどの問題行動が起こってきた。

②学校内での方針の検討

児童Ｃ周辺の人間関係のトラブルにより、母親の学校に対する要望や不満が強くなり、児童Ｃに対しても強く叱責することが増えてきたため、学校は母と子、母と学校とのパイプ役として支援を依頼した。

③支援の実施

ＳＳＷが定期的に家庭訪問し、母や児童Ｃと面談した。定期的な面談以外にも、母からの要請があった場合にも家庭訪問し、母や児童Ｃの困りごとの相談に乗った。

④経過観察

児童Ｃは学校で他の児童とトラブルになることはあるが、ＳＳＷが家庭に入ることにより、母子ともに落ち着いた状況が続いている。

（３）成果

ＳＳＷが継続して虐待に関わった児童生徒数 ５名

ＳＳＷが関わったことにより虐待の事案が好転・終結した件数 ５件

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 ４９４ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 ４２ 週/週 １ 回/１回あたり ３ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

生徒Dは母親の転職の都合で転校を繰り返しており、登校意欲が低く、学校諸経費の滞納もあった。
校内支援会議の結果、S S Wの派遣依頼が決定した。

②学校内での方針の検討

拡大支援会議を開き、S S Wの他、町の子育て支援課や福祉事務所、社会福祉協議会等と連携し支援を開始した。

③支援の実施

子育て支援課や福祉事務所に相談した結果、生活保護が決定し、住居と経済が安定した。生活保護家庭となり、歯科医院への通院が可能になったり、眼鏡を購入したりするなど、健康面も改善した。

④経過観察

修学旅行費を支払うことができ、修学旅行に参加することができた。また、不登校の改善には至らなかったが、社会福祉協議会の学習支援にはほとんど休まず参加でき、全日制高校に合格し入学した。

(3) 成果

S S Wが継続して関わった児童生徒数 7名

S S Wが関わったことにより貧困やヤングケアラーの事案が好転・終結した件数 7件

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 212名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生徒Eは母子家庭で体調の悪い母に代わって家事を全てになっている。母親の病状の悪化や今後の生活について不安を抱え、精神的に不安定になり、欠席が多くなった。

②学校内での方針の検討

生徒Eが卒業できるよう支援環境を整えるとともに、S S Wをとおして関係機関と連携する。

③支援の実施

S S Wは児童相談所の担当者と連携し、養護施設への入所を実現させた。退院後自宅療養となった母については、市の福祉部局や母が受診している病院のMSWと連携し、支援体制を構築した。

また、今後の生活にかかる費用に関して、生活保護の世帯分離の提案や各種費用に対する補助金、また、奨学金の返金など、生徒Eの相談に乗り対応を行った。

④経過観察

母親の病状の悪化に伴い、看護のために登校できない日もあったが、関係機関の支援により、生徒Eの負担が軽減され、無事に卒業できた。また、就労プログラムにより就職も内定した。

(3) 成果

S S Wが継続して関わった児童生徒数 7名

S S Wが関わったことにより貧困やヤングケアラーの事案が好転・終結した件数 7件

福井県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○研修会について

目 的：教育相談業務等において、適切な支援・助言ができるよう研鑽を積むとともに、情報交換等により業務のあり方等を見直すなど、その改善を図る。

内 容：講義、グループ協議、スーパーバイザー指導助言

実施時期：2回（8月、11月）

○事例検討会について

目 的：情報交換やスーパーバイザーによる指導・助言等から、スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を図る。

内 容：事例検討、グループ協議、スーパーバイザー指導助言

実施時期：6回（4月、6月、7月、10月、12月、2月）

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○担当者連絡協議会の実施

- ・主に各学校の教育相談担当者、各市町教育委員会のSSW配置事業担当者を対象に4月に実施。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

県内9市に21名配置（福井市5名、越前市4名、敦賀市・大野市・鯖江市・坂井市・あわら市各2名、他2市各1名）するほか、県下全域担当5名、県南部担当2名、県立高等学校定時制7校には4名を配置している。また、SVを1名配置し、困難事案への対応の支援とSSWの資質・能力向上のための指導助言を得ている。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・人材の確保が困難である。
- ・地域や学校によって、SSWの理解と活用に差がある。ケース会議による役割分担等がなく、SSWにすべての対応を任せる場合がある。

＜課題の原因＞

- ・有資格者は常勤の他職に就くことが多いと考えられ、非常勤であるSSWは選択されにくい。
- ・SSWの効果的な活用方法についての教職員の理解やチームが学校として取組む認識や意識が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・人材確保のため、SVと連携し公募の周知の充実を図る。
- ・ガイドラインの内容を見直し、学校とSSWとの連携方法、家庭との関わり、関係機関との連携等、チーム学校としての体制作りを記載し、SSWの役割や活用方法について教職員の理解を深化させる。また、教職員が児童生徒を見取るためのチェックシートを配布する。

③成果

- ・人材確保に関してSSWのSVと連携して周知することで、新たなSSWの応募があった。
- ・SSWの仕事内容に対する学校の理解は少しずつ深まってきている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 79 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

・家庭環境の大きな変化をきっかけに不登校になり、学校より S S W 派遣依頼申請があった。

②学校内での方針の検討

・要保護児童であったため、要保護児童対策地域協議会個別ケース会議の開催を市担当課に依頼した。
ケース会議で関係機関とともに、情報共有と役割分担を行った。

③支援の実施

・関係機関と連携しながら、本人の安否確認を行った。
・本人の登校に向けて、定期的にケース会議を開催した。（参加者：本人、保護者、学校、S S W）
・学校の本人に対する支援について、S S W が助言やアドバイスをを行った。

④経過観察

・学校、家庭、S S W が定期的にケース会議を重ね、相互信頼・相互理解を強めながら本人の支援を行った。
・学校が中心となって、保護者や S S W と連絡調整や情報共有を行った。

（3）成果

・本人と保護者の、学校に対する信頼感や安心感が高まった。
・家庭や本人に対する理解が深まったことにより、学校と家庭でよりよい連携ができるようになった。
・完全不登校状態から徐々に登校日数が増え、支援開始から 4 か月後には週 4 日登校できる週もあった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 185 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

・Aさんは家庭環境での不安面を抱えていたことで S S W が以前から関わっていたが、家庭訪問で S S W にクラス内でいじめを受けていると訴える。

②学校内での方針の検討

・S S W が担任にその件を伝える。その生徒は担任の先生を信頼しており、担任の先生がその件に関して話を聞くと、素直に話したが、相手の生徒には一切指導しないで欲しいとのこと。方針としては様子を見守って行く方針。

③支援の実施

・S S W、担任共に定期的に本人からいじめの件について話を聞く。
・職員会議で全職員に周知し、生徒達の行動を学校全体で注意深く見守る。

④経過観察

- ・本人がいじめだと感じることは続いていたため、S S Wと担任が定期的に情報交換。

(3) 成果

- ・担任とS S Wが定期的にAさんの情報共有を行うことやいじめた生徒の様子を注意深く見守り、声かけを行っていった。また、全体指導を行うにより、Aさんがいじめと感じる行動は年度末には無くなったと本人も感じるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 18 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・虐待の発見の前から、本人が発達障害を抱えていることから、S S Wは関わりを持っていた。
- ・本人が部活中に顧問の先生に母親から背中を殴られたと訴えた。

②学校内での方針の検討

- ・本人が発達障害を抱えているだけでなく、家庭環境を含め、総合的な支援が必要であると考え多くの外部機関との連携が必要であると考えた。
- ・必要があれば医療・福祉・行政と情報共有し、連携して支援を継続していく。
- ・母親や本人が満足して卒業することを最終目的とする。

③支援の実施

- ・S S Wは児童相談所、医療機関、要保護指導対策協議会、発達障がい相談支援事業所、市役所生活支援課との連携。
- ・学校は本人の自己肯定感を上げる関わり方、医療機関や発達障害相談支援事業所、S S Wは母親の困り感を相談しやすい体制づくり、市役所生活支援課は家庭内の環境整備のサポートを行うなどの役割分担を行った。

④経過観察

- ・虐待対応後も関係機関と連携を図りながら、支援を継続して行った。複合的な要因が重なっており、その後も生徒に落ち着きのない行動が見られた。

(3) 成果

- ・多くの機関と関わる中で、母親の困り感を減らしたり、生徒の自己肯定感を高める接し方をしたりすることで虐待の事案を解消することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数

509 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

（２）対応内容

①課題の発見

要保護児童対策地域協議会で管理されているケースで、中学校からも集金の滞納、持ち物がそろわない等の連絡がＳＳＷに入る。下の兄弟も含め、食事也十分にとれていない可能性もあったため、市役所と連絡を取り、母親にお話を聞いたところ、お金に困っているということが分かる。

②学校内での方針の検討

支援会議を行い、まずは情報共有をし、今後も、学校で気付いたことについてはすぐにＳＳＷに連絡を入れてもらう。また、持ち物によっては、学校保管にしておくものもあった。

③支援の実施

まずは、生活保護をすすめ、市役所の福祉総合相談課につなぎ、生活保護のケースワーカーに入ってもらい。その後、学校で必要なものに関しては保護費で用意できるか検討し、食料に関しては、保護費が入るまでは社会福祉協議会より提供してもらう。ＳＳＷも含め、その都度、関係機関で情報を共有する。

④経過観察

ＳＳＷは、病院受診同行（本児が発達障害等により病院受診中。）家庭訪問を通して、母親からの困り感を聞き、その中で経済的な困り感（例：携帯代が払えず連絡が取れない、学校で必要なものが買えない等）が出た場合は、生活保護のケースワーカーに相談することを促し、ＳＳＷからも市役所に連絡を入れる。

（３）成果

たくさんの機関とつながり、情報共有ができることで支援がスムーズになった。また、母親自身が頼れる人や機関ができたことで、母親が抱える悩みなどを打ち明けやすくなってきたように思われる。貧困問題に関しても、まだ不安定ではあるが、兄弟が安心して生活できるようにはなっている。

<家庭環境>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 420 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 40 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本人は、夏休み明けから不登校になり精神面の不調を訴えたため、学校よりＳＳＷ派遣依頼申請があった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開催し、学校とＳＳＷで役割分担を行った。

③支援の実施

- ・保護者に対して支援が必要であったため、保護者を相談支援事業所につないだ。
- ・必要に応じて適宜、外部機関を交えたケース会議を開催し、支援の方向性について話し合った。
- ・週 1 回家庭訪問を行い、本人の気持ちや意思を確認しながら医療とつないだ。また、本人の状態を見ながら徐々に適応指導教室につないだ。その後、本人の意識が学校に向いていったので、登校支援を行い、校内での居場所やキーパーソンになる職員を本人と一緒に見つけていった。登校が安定した後は学校やＳＣと連携し本人を見守った。

④経過観察

高校へ進学し、担任やＳＣに支援を受けながら登校している。

（３）成果

学校が外部機関と直接連携できるようになった。

山梨県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・運営会議＜年２回＞
- ・担当者会議＜年２回＞

【内容】

事例検討会を行い、相互の研鑽・学習の機会とした。

学習会 統括ＳＳＷを講師とした研修を実施した。

関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題を協議した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ガイドラインやリーフレット（Ａ４枚１枚表裏）を作成し、全小・中学校、高等学校に配付し、小中学校への定期的な巡回訪問によって周知を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の４教育事務所に配置（教育事務所管内の学校数を考慮し、２名～５名を配置）する。また、高等学校への対応も必要な事例が増えているため、総合教育センターに２名配置する。
- ・（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるようにするため）社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者が少なく、関係機関との連携についての知識不足している。ＳＳＷを必要とする問題が多様化しているため、ＳＳＷのさらなる資質向上は課題となっている。
- ・ＳＳＷの活用について、各学校への周知がまだ足りていないため、各学校へのＳＳＷの職務や役割、活用方法についての更なる周知が課題である。
- ・児童生徒を取り巻く社会や家庭環境の複雑化により、ひとつの案件で解決までの時間がかかってしまうため、ＳＳＷの活動時間数が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・担当者会議において、県がＳＶ的な役割として採用した統括ＳＳＷによる学習会を実施し、ＳＳＷのあるべき姿、具体的な支援事例を共有し、関係機関との連携についての研鑽を積んだ。
- ・問題未然防止等に係る校内での研修会への参加や、所属事務所から年度内に数回に渡ってＳＳＷの申請書やガイドラインの周知を図った。

③成果

- ・ＳＳＷも会議や学習会に積極的な姿勢で参加し、研鑽を積むことで資質向上に繋がっている。また、研修会等で得た繋がりを活用し、一人で抱えずに協力できる体制が構築されていることも様々な案件への対応に役立っていると考えられる。各教育事務所が統括ＳＳＷとも連携をとり、統括ＳＳＷが学習会等で指導助言を行ったり、事例の相談を受けていることも、対応に役立っていると考えられる。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 2 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年 週/週 回/1回あたり 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・不登校傾向の姉妹だったが、母方の祖母の病気・入院をきっかけに、母が姉妹の登校の付き添いが不可能になり、完全に不登校になった。
- ・母からそれまで伺っていた家庭の状況から、市の子育ての部署との連携が必要ではないかということで、関係をつなげていった。
- ・母ばかりではなく、父親の姿が見えてくるように母に話し、定期的な家庭訪問の姿を昨年度末までに計画することができた。

②学校内での方針の検討

- ・教育支援室、市の子育てと一緒にの学校訪問時に、情報共有を行った。
- ・校内で、できる支援方法を考えてもらっている。

③支援の実施

- ・市の子育てと一緒に、家庭訪問を行い、そのときの状況を学校に伝えている。

④経過観察

- ・自分たちの部屋から出てこない姉妹と会えないという状況もあったので、支援の幅を広げていこう、ということで次年度は進めたい。
- ・また、次年度は、児童相談所にも相談をするという事にも、繋げていきたい。

（3）成果

- ・多くの関係機関がこの家庭に関わりを持つことができた。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年 週/週 回/1回あたり 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・学校生活でトラブルがあり、その解決のため話し合いの場を設けるなどの対応をとっていたが、度重

なる警察を巻き込んだトラブルが発生し、話し合いでの解決が困難になる事案が起こった。トラブル発生から時間が経ち、本人も新しい友人関係で落ち着いて過ごしていたため、経過観察をしていたが、いじめアンケートにより本人からストレスや不安を感じているとの訴えがあったため、SC が面談を行い、SSW も情報を共有した。

②学校内での方針の検討

- ・ ケース会議を開き、対応を検討した。
- ・ 声かけが多いことや心配されることを嫌うため、様子を注意深く観察した。
- ・ 学校の先生方との関係が希薄であるため、関わりをもってもらった。

③支援の実施

- ・ 母親と月に 1 回面談を行い、本人の様子の共有と経過に合わせた対応を一緒に考えた。
- ・ 母親がなかなか学校に言いにくいという用件は間に入ってパイプ役になった。
- ・ 本人にも面会し、本人のケアもしている。

④経過観察

- ・ 弟の小学校入学(同市他小学校)を機に本人も弟と同じ小学校に転校した。
- ・ 転校後は学級で役をやるなど積極的に過ごしている

(3) 成果

- ・ 児童は新しい小学校で楽しい学校生活を送っている。(継続観察)
- ・ 母親との繋がりは継続している。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 父親からの DV が原因でシェルター生活を送った後、両親が離婚し、母と子 3 人で生活している。生徒本人が学校で体調不良を訴え、病院受診を勧めたが、受診に至らず生徒の体調不良の状況が続いていることから SSW に相談が入った。

②学校内での方針の検討

- ・ 市の子育て支援課とも連携をとり情報共有をしている。

③支援の実施

- ・ 市の職員が同行して病院を受診するなど、SSW と市が協力して支援している。

④経過観察

・体調も回復し、高校進学にも意欲を見せるなど、積極的に学校生活を送っている。

(3) 成果

・他機関と協力して手厚い支援ができた。

<貧困・ヤングケアラーの複合型>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校で授業中の生徒に対して、毎日のように精神疾患の母親から電話連絡がきて、不安な気持ちを訴えたり用事を依頼したりした。本人が勉強に集中できない状況があったことから、学校(教頭が電話連絡)から「ヤングケアラーの疑い」という相談があり、県立学校担当 SSW が対応することになった。

②学校内での方針の検討

まず、高等学校内の関係者にインテークを行った。当該生徒と SSW をつなげるため、担任が、生徒本人に SSW との面談を希望するかを聞いたところ、面談を希望したので、以後、SSW が本人から聞き取りを行い、支援を進めることになった。必要に応じてケース会議を実施し、支援の経過を学校に報告・共有したり、支援の方向性を検討したりした。

③支援の実施

SSW が学校にて本人との面接を重ねた。家庭内の状況を聞き取り、家計が貧困であることを把握した。本人が大学進学を希望していたので、費用の工面が必要だったため、各種奨学金制度を紹介し、申請を支援した。経済面に関わることだったので、父親との面接も行った。進学費用のシミュレーションや、収入がある兄からの支援を検討したりするなど、父親と相談する中で、具体的な対応を提案し支援した。母親に対する支援としては、すでに訪問看護やヘルパー制度を利用していたが、自治体の障害者支援担当や地域の基幹相談支援センター、訪問看護ステーションなどと連携し、母親本人はもちろん、当該生徒や家族の状況にこれまで以上にマッチした支援ができるよう、働きかけを行い環境調整を行った。

④経過観察

当該生徒は、自分の進路に見通しと希望をもてるようになった。母親への支援は充実し、精神的な不安定さが軽減した。父親は、家庭の経済的な問題を相談できる相手や頼ることができる相手ができること、家計について具体的に考える機会を得たことから、経済状況の現実を受け止めるようになっていった。兄は、生徒の進学に対し、親身になって考え、協力的な姿勢を示すようになった。

(3) 成果

当該生徒が第一希望の大学に進学を果たし、大学生活をスタートすることができたことが成果である。ヤングケアラーとしての孤独感や不安感に苛まれていた受験前の生徒が、SSW の介入により、伴走者を得て、勇気をもって困難な状況に立ち向かうことができた。

長野県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- （対象）県で任用しているSSW39名（市町村で任用しているSSWにも指定研修のうち1回案内を通知）
- （回数）指定研修（年7回）、選択研修（年1回、3hを上限）
- （内容）・いじめ不登校地域支援事業 全県研修会（年2回実施）
 - いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
 - ・SSW実務者研修会（年5回 うち2回は全県研修会と兼ねる）
 - SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討含む）
 - ・SC/SSW合同研修会、教育相談者連絡会議（年1回実施）
 - SCや各学校の担当者との連携を図る
 - ・SV研修会（年1回実施）→SSWに対する助言及び援助力を高める研修
 - ・初任者研修会（年1回実施）
 - 初任者や任用2～3年を対象としたSSWの職務理解や資質向上を図る研修
 - ・選択研修（年1回3hを上限）
 - 長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、長野県社会福祉協議会等の研修講座などから選択

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度当初に、県内スクールソーシャルワーカーを集め、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修
- 新規SSWへの研修含め、制度説明と年度初めの確認を行いスムーズな事業の進行を推進
- ・「長野県スクールソーシャルワーカーガイドライン」の作成検討
- 今後の支援活動が適切かつ有効に実施されることを目的にした、県SSWの任務、職務内容、業務体制を共有するための活動指針
- ・市教委派遣SSWによる中学校区ごとの定期的な巡回訪問（小学校、中学校）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内5ヵ所にある教育事務所に配置し、事務所内の「いじめ・不登校地域支援チーム」で活動
- ・配置人数や配置時間を有効活用し、学校からの派遣要請により全県を広域的にカバー
- ・19市教育委員会（中核市を除く）へ派遣し、スクリーニング会議や要対協へ参加
- ・各教育事務所にSV1名を配置し、SSWへの日常的な助言や援助を実施

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

1. SSWの人材確保 →募集に資格条件があり、応募が少ない（年度途中での採用は特に難しい）
2. SSW、SVの資質向上と支援の質の均質化 →事業拡充に伴い、新規SSWの割合が高くなった
3. SSW活用に关わる学校側への周知

②課題解決に向けた取組内容

1. 社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者も任用
2. 初任者研修やSVの育成及び資質向上のためのSV研修実施
3. 定期的な学校訪問や学校配布リーフレット等を作成して周知を拡大

③成果

SSWの認知は広がりつつあるため、更に学校へ活用についての働きかけを継続する。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約 80 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校時代から不登校気味。中学校では平均週2日登校。数時間のみ。大人数が苦手、人との関わりがストレス、勉強についていけない等、口数の少ない本人に代わって母が学校に伝え、学校はそれに応じた配慮をするが母はさらに様々な配慮を求めてくる。家庭訪問は玄関先のみ、母のキャラクターが特徴的ということもあり、家庭の背景も含めて見立てて欲しいと相談申込があった。

②学校内での方針の検討

本人の得意不得意や好き嫌い等を本人の登校時に確認し、気持ちを伝える手段として絵カードを用意する、登校したら自分の予定を自分で決める等の対応を臨機応変にしてきた。本人の様子からはマッチしているように見えるが、母によると帰宅後に本人から愚痴が出るそうで、その内容から対応方法に修正をかけていた。「学校で安心安全に過ごせるように」という目的は全員一致。

③支援の実施

学校で関係教諭からの聞き取り後、母面談、本人を参観、家庭訪問で家族と対面。面談、参観後は、本人と直接関わる相談室担当教諭と登校時の対応について詳細を打ち合わせる。母は発達障害や精神疾患についてよく学ばれていて、正しい理解をされていることがわかり、本人の主治医からの説明や父（精神疾患あり）の治療のこと等は母を介して学校が情報を受け取るのが良いと判断し、SSWが補足しながら母と学校の関係が深まった。

④経過観察

母と学校の信頼関係が深まったことにより、母は学校の本人に対する支援に安心して委ねられるようになった。それに伴い、本人も学校で安心できるようになり、学校にいる時間が延び、日数が増え、授業（個別）での発言や笑顔が増えてきた。気持ちや要望を示す絵カードは全く使わなくなった。

（3）成果

学校と母の信頼関係が構築されたことにより、それまでと大きくは変わらない学校の支援や思いが本人と母に届くようになり、本人と母も支援をしっかりと受け取れるようになった。今後は、学校の支援がよりの確なものになるよう、本人が家族の見守りの中でチャレンジすることが増えるよう、モニタリングのための面談を続ける。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

入学後、7月より不登校。9月に本人から家族への訴えでいじめが発覚。精神科よりいじめによるPTSDの診断がされた。母も同時期より精神的に不安定となり母子で引きこもり状態となる。学校はいじめ対策委員会を設置し、それに伴いSSWへ支援要請がされる。

②学校内での方針の検討

いじめ重大事案として対応していくとし、教育委員会やSC・SSWを入れて対応策を検討。加害生徒への指導と併せて、本人の学びの場の確保と同時に、父との支援会議を継続していく。

③支援の実施

SSWは定期的に家庭訪問を実施。本人と母の思いを聞き取り、本人を野球のできる場に繋げる。母に対しては、まいさぼ（生活就労支援センター）、保健師、町の健康教室へつなげる。学校内での父を入れた支援会議に参加し、状況報告や助言を行う。

④経過観察

学校では家庭訪問をしながら学習支援を行い、中間教室へとつなげたことで、その評価を本人から聞き取り、学校へ伝える。母の状況を学校、保健師に伝え、対応の仕方を統一。

(3) 成果

母を、まいさぼや保健師につなげたことで手帳や年金取得、外出の機会ができ、母が安定。本人も野球をきっかけに外出や同世代との交流ができた。さらに中間教室利用で学習への意欲が出、高校進学に向かうことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

支援級在籍児童が担任に「勉強のことでパパから殴られる。家を出される勉強が沢山あって大変」と訴える。校内で本人の暴言暴力が目立ってきたため、母を含めた支援会議でSSWが介入する

②学校内での方針の検討

支援会議を行うに先立ち、校内関係者とSSWとで打合わせを行い、SSWが母と繋がりながら家庭状況を確認し、必要に応じて市の子育て支援部門と協働する方針とした。学校は本人への支援、SSWは家庭への支援をする方向で役割分担を行った。

③支援の実施

支援会議を通して母に繋がることができ、面談を通して母から「本人の癩癩が強く その対応に困っている」「父も一生懸命であるが本人と口論になり手を挙げることもある」と困り感が表出したため、学習のことは学校が対応し、癩癩への対応はSSWから父母を市のペアレントトレーニングへ繋ぎその過程で父母面談を実施。

④経過観察

父母が面談やペアレントトレーニングに参加する中で本人への適切な関わり方を学ぶことができ、本人も褒

められる機会が増えた。学校でも落ち着いて過ごせるようになり、学習や活動への意欲も増した。

(3) 成果

学校とＳＳＷとで役割分担し本人と家庭に同時にアプローチすることにより、両者の安定を図ることができた。市のペアレントトレーニングに参加することで、父母は市の子育て支援課とも繋がり、家庭だけで抱え込まず子育てに関する相談をできるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

感染症罹患を機に、回復後も登校を渋るようになった児童。半年前に父母が離婚し生活環境が大きく変わったことは学校も承知していたが、この時期を境に児童が母と一時も離れられず、次いで小学生の妹も登校を渋るようになっていた。母は仕事に行くことができなくなりやむなく退職。経済的に逼迫していた。

②学校内での方針の検討

学校は、母にＳＳＷを紹介し、母が経済的困窮について相談できる関係作りを進めた。片時も母の傍を離れられない本児には他のＳＳＷが遊びを通じて関係を深めながら、母が実情に添った相談に集中できるようにした。母の経済面の不安を解消する支援を行っていくこととなった。

③支援の実施

ＳＳＷは、母の意向を確認し社会福祉協議会へ食料支援を受けるための相談と生活保護受給の申請の相談に同行した。市町村子ども家庭支援部局との関係構築を促進し、本児の受診先医療機関との連携を図った。

④経過観察

生活保護受給が開始され、基本的な生活基盤は安定した。校内の支援体制の整備と学校外の居場所や学びの場の検討および見学や、受診先医療機関および福祉事務所との支援会議を母の承諾を得ながら続けた。

(3) 成果

母の生活上の不安軽減が図れ、短時間の就労が叶うようになった。校内でも本児が活動できる場や場面が増え、母から離れる時間が少しずつ増えた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校時代から不登校傾向、ヤングケアラー疑いで児童相談所がかかわっていたことがあった。

中学１年になり毎日登校ができていたが、５月GW以降欠席が増えてきた。

リモート学習を提案したところ、画面上に弟（未満児）を抱いて参加する姿がみられた。

②学校内での方針の検討

家庭と連絡がとりにくく、又家庭訪問を嫌がる。

家庭内の様子がみえないことから本人との接触と保護者支援のためにＳＳＷの依頼を決めた。

③支援の実施

関係者会議を開催（教頭、担任、コーディネーター、養護教諭、市町村子ども家庭部局、地区保健師、ＳＳＷ）。支援会議を開催（本人、保護者、教頭、担任、コーディネーター、養護教諭、市町村子ども家庭部局、地区保健師、ＳＳＷ）

会議を経てＳＳＷは本人アプローチをし、市町村子ども家庭部局と地区保健師は連携しながら両親の相談につながった。

④経過観察

両親は居酒屋経営をしており、本人が家族の代わりに幼い弟の世話をしていた。

両親については、仕事と子育ての相談を市町村子ども家庭部局と地区保健師が実施をした。

本人は世話をすることで昼夜逆転の生活になっていた。

途中からの登校はしたくないという理由から、まずは体調を整える事を目標に教育支援センターをＳＳＷが紹介をした。それと同時に月に１回本人、担任、ＳＳＷとの面談も開催し本人の気持ちを丁寧に聞き取った。

（３）成果

保護者は外部機関と面談を開催することで、保護者の気持ちに変化が出てきた。本人も弟の世話をすることを理由に欠席をしたい気持ちがあったが、進路に向けて教育支援センターで体調を整えたことにより登校ができるようになり、クラスでの学習に取り組めるようになった。

岐阜県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年3回（6月、9月、12月）にわたり、各教育事務所配置スクールソーシャルワーカー及び学校安全課配置スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施した。

＜主な研修内容＞

- ・スクールソーシャルワーク実践の理論的根拠
- ・生徒指導提要の改訂から見える多職種連携の展望
- ・自殺予防について
- ・発達障がいのある子どもとその保護者への支援・対応
- ・服務について
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業の活用状況と課題
- ・岐阜県の学校の現状

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

策定した「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）をもとに、「活用ハンドブック」を作成・改訂し、高等学校・特別支援学校校長会議、高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議、小・中・義務教育学校の生徒指導主事連絡協議会、経年研修等においてスクールカウンセラー等及び県内全小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の校長、生徒指導主事や教育相談担当者等を対象に、スクールソーシャルワーカーの活用を推進するため、スクールソーシャルワーカーの活動内容を説明した。また、スーパーバイザーによる講演を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内の6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての公立小・中・義務教育学校、公立高等学校及び特別支援学校からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課にスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、研修やスーパービジョンの実施、個別の案件についての相談等を行う。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課に、暴力行為等の問題行動の未然防止に特化したスクールソーシャルワーカーを配置し、要請のあった学校に計画的に派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上及び人材確保

＜課題の原因＞

- ・教職員が、スクールソーシャルワーカーを活用することによる効果を実感できていなかったり、どのような活用が可能なのか、どのように活用することが有効なのかを知らなかったりするため。
- ・派遣型で実施していることもあり、学校や市町村教育委員会において様々な支援を実施したが状況が好転せず、場合によっては時間が経って状況が悪化してからスクールソーシャルワーカーの派遣を要請するケースや、状況が好転に至るまでスクールソーシャルワーカーが継続した支援を行うことができないケースが多いため。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いがあるため。
- ・任用形態や報酬が不安定であるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・各学校の教育相談担当者や生徒指導主事等が集まる会議、経年研修等にて、スクールソーシャルワーカー活用事業担当者やスーパーバイザー等がその活動や活用事例について話す機会を設けるなど、早期の活用や中長期的な活用等、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を促した。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課及び各教育事務所の担当が、様々な事案に対応する学校からの相談を受けながらスクールソーシャルワーカーの活用を促した。
- ・年3回の研修会において、集合型での開催や情報交換の場を設けた。また、スーパービジョンの実施計画や手続きを整理して定着させた。

③成果

- ・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を推進することができた。
- ・スーパービジョンの効果的な活用により、スーパービジョンによる研修効果を向上させることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 高等学校 ）
- ②児童生徒数（ 約３８０名 ）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年３回／１回あたり２時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

１年生の春の「心のアンケート」をきっかけに担任に人間関係の相談があった。ＳＣにつないだところ、「死にたい」と話したため、その後も継続的にＳＣによるカウンセリングを実施。死にたい気持ち、市販薬の多量服薬、自傷行為、小学校時代のいじめ、友人関係等について話した。２年生から欠席・欠課が増加。春にＳＣによるカウンセリングを実施したが、その後はカウンセリングの希望はなかった。夏季休暇明けは週の半分以上を欠席。冬になり精神科を受診。その後、担任との面談の中で、死にたい気持ちなどを打ち明けた。

②学校内での方針の検討

ＳＣによるカウンセリングや教員による相談を継続的に実施する中、校内のケース会議において、福祉と医療の視点からのアセスメントも必要なケースであるというＳＣの助言があり、ＳＳＷの派遣を申請。医療・心理・福祉との連携によるアセスメントに基づく支援の再構築を図った。

③支援の実施

- ・ＳＳＷによる母親の面談
- ・医療機関との連携
- ・ＳＣや教員による相談の継続

④経過観察

医療・心理・福祉との連携によるモニタリングを継続中。３年生からは高校卒業と進学という目標に向けて前向きに取り組んでおり、欠席も減少している。

（３）成果

ＳＳＷがケース会議に加わり関係機関をつないだことで、医療・心理・福祉との連携による支援体制を再構築することができた。また、役割分担や本人・家庭への配慮事項を明確にすることができた。

＜虐待＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ）
- ②児童生徒数（ 約８０名 ）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年６回／１回あたり２時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

本生徒と両親との3人暮らし。小学校6年生から登校を渋るようになり不登校の状態になったことからSSWの派遣を申請。中学校入学後も不登校の状態が続いたため、1年生の時にSSWの派遣を申請した。

②学校内での方針の検討

SSWの提案で校内でのケース会議を開催。小学校からの情報を含め、校内で知りうる本生徒の情報を整理したところ、父親の母親に対するDV、本生徒に対する面前DV、本生徒が学校の先生に「父親に殺されそうになったことがある」「死にたい」と話したこと等が分かった。そこで学校が児童福祉課に通告し、要対協ケースとして対応することとなった。

③支援の実施

学校は本生徒にとっての居場所になれるようにし、SSWは定期的に母子との面談を行った。

④経過観察

その後も父親の虐待は改善されず、1年生の終わりには本生徒が家出をしたことから警察が介入し、一時保護が提案されることもあったが、関係機関が連携し、在宅のまま学校生活を送った。2年生の夏休み明けに要対協ケースとして終結することとなったが、学校とSSWとが経過観察は継続した。

(3) 成果

再び父親から虐待があった際に、児童相談所に通告し、いち早く母子を保護することができた。3年生になってからも経過観察のためSSWによる定期的な母子との面談を行い、高校進学に向けた経済面での相談にも対応することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（高等学校）

②児童生徒数（約300名）

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年4回/1回あたり2時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

本人と母親ときょうだい2人の4人暮らし。入学後すぐに家庭の経済状況が厳しいことを学年主任に相談。ユニフォーム代が期日までに払えないことやアルバイトがしたいという理由で運動系部活動を退部。夏の懇談時には、母親から学校諸費等の支払いが厳しいため本人に退学を促すが、本人は学校を続けたいと母に訴える場面が見られたため、SSWの派遣を申請した。

②学校内での方針の検討

SSWが情報を収集してアセスメントシートを作成し、校内のケース会議を実施。経済的困窮についての対応を第一とし、関係機関と連携した上でSSWによる母親との面談等を計画した。

③支援の実施

S S Wが母親と面談して本生徒の生育歴や家庭の状況を聞き取った上で、2回目のケース会議を実施。母親が子育てと経済面について不安を抱いていたことから、母親が市役所へ相談に行くときにはS S Wも同行した。

④経過観察

担任・学年主任による経過観察の他、S Cによる母子のカウンセリングを実施した。

(3) 成果

S S Wの支援により、高等学校等奨学給付金等の利用に繋げることができた。また、経済的な不安が軽減されたことで、母親の心理的な負担も軽減され、母子関係も改善。本人も将来について前向きに考えることができるようになった。

<虐待・ヤングケアラー・家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数（約700名）

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年3回/1回あたり2時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

両親が不仲になり、急激に家庭の状況が変化。母親はアルコール依存症を患い、自殺未遂等の行為もあったため入退院を繰り返すが、改善の兆しは見えず、家で暴れ、本生徒に対する暴言・暴力も繰り返し行われた。父親は仕事を理由に家にいないことが多く、家事やきょうだいの世話は主に本生徒が行っていた。学校は、教育委員会・警察・市町村福祉部局・児童相談所・小学校と個別に連携して支援にあたっていたが、1年が経過しても改善が見られなかったことから、S S Wの派遣を申請した。

②学校内での方針の検討

S S Wが情報を収集してアセスメントシートを作成し、校内のケース会議を実施。

③支援の実施

学校が市町村福祉部局に通告し、要対協ケースとして対応することとなった。医療機関も加わり、支援体制の再構築を図った。

④経過観察

本生徒ときょうだいが、離れて暮らす祖父母宅で一時的に生活することもあったが、オンラインでの授業や面談により、学校生活を継続することができた。

(3) 成果

S S Wの派遣を契機に、関係機関が連携し、本生徒や祖父母が困ったときにどこに連絡をすればよいかなど具体的な整理がされたことで、連絡を受けた機関が素早く対応できるようになるなど、支援体制を整えることができた。

静岡県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（4月）
→行政説明、SSWの職務説明、市町教育委員会担当者と任用SSWの打合せ
- ・第1回スキルアップ研修会（5月）
→講義「ジェネラリストソーシャルワークについて」、演習「アセスメントシート、エコマップ作成」
- ・第2回スキルアップ研修会（6月）
→講義「チーム学校の構築について」、演習「アセスメントを生かした生徒指導～不登校～」
- ・第3回スキルアップ研修会（10月）
→講義「いじめへの対応について」、演習「アセスメントを生かした生徒指導～いじめ～」
- ・第4回スキルアップ研修会（2月）
→協議1「支援事例について」、協議2「学校への効果的なアプローチについて」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・4月にSC・SSW合同連絡協議会において、各市町教育委員会担当者が悉皆として参加している。本県の活用ビジョンについて説明したり、連絡協議を行ったりしている。
- ・スキルアップ研修会に各市町教育委員会担当者を参加させることで、理解を図っている。
- ・要望があれば、SSWが講師となり、各学校で研修会を行っている。
- ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会（悉皆）にてSSW活用事業について紹介し、SSWの職務の理解促進と活用促進を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・政令市を除く全33市町へ配置した。
- ・各市町や各学校の実態に合わせて運用できるよう、配置時数を学校数、児童生徒及び活用状況をもとに8段階で算出し、配置している。各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにしている。
- ・児童生徒数が多い市町に対し、優先的に配置時数の拡充を実施した。
- ・各市町が活用ビジョンを作成し、計画的に運用できるようにした。
- ・高校については、単位制定時制（三島長陵・静岡中央・浜松大平台）は年間350時間を基準に、他の8校に年間178時間を上限に配置した。配置校以外の学校は、配置校に派遣依頼をし、配置校が調整した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・勤務日数や時間が少なく、学校のニーズに合うタイミングでの活用が難しく、学校体制に働き掛けることが思うようにできていない。
- ・問題解決が中心の活用が多く、未然防止を進めるための活用がまだまだ少ない。
- ・SSWについての学校の理解をさらに深めていく必要がある。研修会で教員への理解を進めたが、一部の教員のみになっている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・配置時間の拡充に努める。市町教育委員会と協働し、配置計画を工夫する。市町教育委員会とSSWとの情報共有を行う連絡会を定期的に行う。
- ・教員が参加できる研修を設定する。

③成果

- ・ケース会議の件数等が減少している一方、支援対象児童生徒数が増えていることから、ケース会議の必要性が高まる前に、SSWによる積極的な支援が行われていることが分かる。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができてきた。
- ・スキルアップ研修会に各市町教育委員会担当者の参加を呼び掛け、理解を図ることができている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 高等学校 ）
- ②児童生徒数 446 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 4.25 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

小学3年生頃より不登校が始まった。家庭内のトラブルから児童相談所や行政も定期的な支援を行ってきたが、根本的な解決ができない状態が続いていた。高校入学後も登校することができず、担任・学年主任等が家庭訪問をした際に家を飛び出すことがあり、SSWが関わることとなった。

②学校内での方針の検討

児童相談所、行政とのケース会議を行ったうえで、学校側で対応していくこととなった。年度内での単位修得は難しい状態であったため、支援方針として、次年度の学校復帰を大目標に定めた。

③支援の実施

本人については担任を中心に相談室が担当、母親については養護教諭が担当、SSWが全体をフォローする体制とした。本人は登校意欲を持っていたため、対人関係や教室へ入ることができない不安等を改善する必要性から、通級指導を並行して実施した。

④経過観察

担任、養護教諭、相談室とSSWが連携して1年半以上にわたり支援を継続した。本人については、通級指導はほとんど休まず参加し、対人関係や教室へ入ることができない不安等も軽減して授業に参加できるようになった。母親については、当初は毎週のように養護教諭との面談を繰り返していたが、徐々に精神的に安定して面談回数が減った。

（3）成果

SSWが継続支援している不登校案件 43 件
うち、支援中であるが好転している 6 件
支援中 30 件
その他 7 件

＜虐待＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 583 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 巡回方式 ）
配置方法（ 常駐 ・ 年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

父、母、兄（小4）、弟（小1）の4人家族。父から兄に対する兄弟間差別や暴言があり、暴力も時々ある。学校が把握し、虐待対応で市が父と面談をしたが、その際の対応で父が市に対して不信感を持っている。学校が母と面談をする機会をつくるが、日中にしか時間を取れず、担任が対応できないた

め管理職が面談を行っている。

②学校内での方針の検討

要対協にケースをあげ、関係機関と情報共有し、対応の検討を行う。学校体制として、担任が電話で母の話を聞き、寄り添っていく。管理職は担任と情報共有し、面談対応を行う。SSWと母の関係作りを行い、父との関係作りにもつなげていく。

③支援の実施

- ・母と市(こども未来課)との関係をつくるため、母との電話で得た情報を学校とこども未来課と共有する。
- ・月に一度、定期的に母親と面談を行い、父にも都合をつけて同席してもらうように促す。
- ・母が自信を持てるように寄り添い、父の虐待から子どもを守れるようにしていく。
- ・兄とSCをつなぎ、兄が気持ちを伝えることができるようにしていく。

④経過観察

父が面談に同席し、その際に父の思いを聞くことができた。その後しばらく父からの暴言はなくなった。父から再度、子どもへの暴言があった際には、母が父を制止できるときがある。市(こども未来課)との関係性も以前に比べて改善の方向に向かっている。

(3) 成果

虐待は、継続的な関わりが必要であるため、解消したと判断がしにくい。このケースについては、父親との関係づくりが進んだことと、こども未来課との関係性が改善の方向に進んでいる点で、支援中であるが好転したケースととらえている。

愛知県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 7月と11月に、県内のスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置している47市町村の生徒指導担当指導主事及びSSWが参加する連絡協議会を開催した。
- ・ 連絡協議会では、大学教授を講師とした「スクールソーシャルワーク～理論・エビデンスに基づく支援とは～」の講話と、SSWが事例を持ち寄った事例を基にグループ協議によって研修を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 4月に県内53市町村の生徒指導担当指導主事及び7か所の教育事務所・支所の担当指導主事を対象に、SCとSSWについての研修会を開催。スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SCSV」という）による講話「SC・SSWとSCSVの活用について」と、県教育委員会作成のSSWガイドラインを基にしたSSWの職務や専門性についての確認を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 全中学校区へのSSWの配置を推進している。令和4年度は77.4%の中学校区への配置だったが、令和5年度は86.0%の中学校区への配置となり、配置率が増加している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ SSW配置人数及び配置時間数が十分でないため、必要としている支援に時間がかけられなかったり、支援の間隔が伸びてしまったりしたという事例があった。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 未配置の市町村に配置を促したり、実施主体の市町村に配置人数の増加を促したりした。

③成果

- ・ 令和4年度のSSWを配置している市町村は83.0%であったが、令和5年度は88.7%となっており、5.7ポイントの増加となっている。
- ・ 令和4年度の配置人数に比べて、令和5年度の配置人数は15.6%増加しており、相談件数も令和4年度のと令和5年度を比べると、29.6%の増加となっている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年44週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

母親、児童A（低学年）、妹（年長児）とともに他県から転入したが、一度も登校できず不登校である。Aはゲームに依存しており昼夜逆転している。欠席が続いたため支援を開始した。

②学校内での方針の検討

SSW、自治体の子ども若者支援課、子育て支援センター、精神科クリニックが連携して支援を行った。ケース会議を開催し、Aの学校生活への目標と支援の方向性を協議した。

③支援の実施

子ども若者支援課とSSWが連携し、通院や夕方登校に同行する等を重ね、本人との関係構築を図った。ケース会議を行い、各関係機関が具体的な支援のイメージを共有できたことで、役割分担が進み、連携した支援を実施することができた。

④経過観察

Aは学校に徐々に慣れ、通級指導教室の利用や別室登校をすることができるようになった。登校が徐々に増えているが、母親は「毎日学校に行ってほしい」という希望をもっていたり、妹もゲーム依存気味になっていたりするため、今後も関係機関と連携し、家族への見守りと支援が必要である。

(3) 成果

ケース会議で情報共有と支援のイメージを共有し、行政、子育て支援センター、医療機関等とが役割分担をして支援を行ったことが登校日数の増加につながったと言える。家庭環境や家庭内の人間関係が複雑であるため、継続した支援は今後も必要である。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 10 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

発生したいじめ事案に対し、被害児童の保護者からの学校批判が強まり、解決が困難になった段階でSSWへの関与の依頼があった。

②学校内での方針の検討

中立的な立場で、被害者と加害者双方の保護者の心情に寄り添って問題の解決に向けて働きかけを行う。ADHD傾向のある加害児童とその保護者との面談を継続的に行い、いじめの再発防止を働きかけるとともに、加害児童が落ち着いて学校生活を送るための支援を検討した。

③支援の実施

被害児童の保護者から、担任の児童たちへの関わりについて不適切ではないかとの疑義が出されたため、SSWが学級全員の児童に聞き取りを行った。謝罪の場を設定し、SSWが中立的立場で立ち会うことで、被害者と加害者の間の調整を行った。

④経過観察

謝罪の場を設けたことにより、一定の解決を図ることができたが、被害者・加害者双方の児童及び保護者の傷は深い。加害児童に対して、いじめの再発防止や、落ち着いた学校生活を送るための支援を行うために、面接を継続している。双方の児童が元気に登校できるように引き続き見守りを行っていく。

(3) 成果

被害児童の保護者からの批判が強まる中、SSWが中立的な立場として事案に関わることで、事案の解決に寄与することができた。事案がかなりこじれた段階での関与であったため、チーム学校の一員として、早期に関わることでよりよい解決に向けた支援が必要な事案であった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（高等学校）
- ②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（学校の要請により派遣/ 1 回 2 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

担任と当該生徒の面談から、当該生徒は父親との関係が悪く友人宅に身を寄せていることが分かり、S S Wにつないだ。

②学校内での方針の検討

S S Wと関係教員でケース会議を開き、方針の検討を行った。

③支援の実施

担任と養護教諭が当該生徒と定期的に面談するとともに、支援機関へ情報提供を行い、協働を依頼した。

④経過観察

学校は当該生徒の心身の回復を見図らいながら、当該生徒と父親の仲をとりもった。

(3) 成果

虐待に関する相談件数 47件

うち、S S Wが関わったことにより問題が解決した件数 19件

S S Wが継続的に関わった相談件数 31件

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（高等学校）
- ②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 40 週/週 2 回/ 1 回あたり 7 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

担任と当該生徒の面談から、当該生徒は電気やガスが止まっている保護者不在の家に一人で暮らしていることが分かり、S S Wにつないだ。

②学校内での方針の検討

S S Wと関係教員でケース会議を開き、方針の検討を行った。

③支援の実施

S S Wはライフラインの再契約支援を行ったうえで、児童相談所への入所や住み込みの就職先斡旋などを提案した。また、学校は市役所とも連携し、当該生徒を支援を行うN P O法人にもつなげた。

④経過観察

当該生徒名義でアパートの賃貸契約や市役所による見守り体制の構築など、当該生徒が一人暮らしを始める体制を整えた。

(3) 成果

貧困に関する相談件数 84件

うち、S S Wがかかわったことにより問題が解決した件数 43件

S S Wが継続的に関わった相談件数 53件

<ヤングケアラーの疑い>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校）

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式） 配置方法（年 42 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

9月に他市から転校してきたA（高学年）について、これまでに数回の児童相談所通告があったという事前の情報があったため、支援を開始した。

②学校内での方針の検討

S S Wが児童本人との関係構築を図るとともに、自治体の子育て支援課と連携して支援を行った。父親への働きかけは在籍校の校長より行うこととなった。

③支援の実施

S S Wの定期的な面談の中で、Aが家事の全てを請け負っていることが分かった。S S WがAの担任との連携を密に行い、教育委員会や子育て支援課と情報共有を確実に行った。

④経過観察

S S W同席のもと、校長から父親へ働きかけを行うことで、Aの不安な思いの解消や家事の負担軽減につながることができた。家庭が不安定で、1週間の間にA本人や家庭の状況が大きく変わることが多くあり、1週間に1度の訪問では対応が難しい場面があった。

(3) 成果

S S Wが中心となり、子育て支援課や教育委員会との連携を継続的に行うことで、本人や家庭の状況に迅速に対応することができ、Aの家庭的な負担を軽減することができた。S S Wが家庭訪問や面談を継続的に行うことで、学校だけでは確認できない事柄を知ることができ、関係機関と共有することで支援につなげることができた。

三重県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・大学教授によるスーパービジョン（年間2回11月、2月）＜スクリーニングについての講義、事例検討＞
- ・事務局職員を講師とした研修会及び事例検討会等（年間14回）＜教育財務課職員による高校進学後の各種支援制度について等、スーパーバイザー主催の事例検討会等＞
- ・各種研修会への参加（適宜）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

スクールソーシャルワーカーが教職員を対象に研修会を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について説明し、周知を進めている。また、高等学校の生徒指導担当者が集まる会議でスクールソーシャルワーカー活用事業の周知やスクールソーシャルワーカー等の外部人材と連携した生徒指導の在り方について話をした。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

各市町に年間の時間を配当し、拠点となる中学校区を中心に必要に応じて、近隣の小中学校の支援を行えるよう、市町の実情に合わせて活用されている。

令和5年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に33名を配置し、市町等教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校24校及び54の中学校区、教育支援センター17箇所配置し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

課題

- ・スクールソーシャルワーカーが事案を一人で抱え込んでしまう
- ・質の高いスクールソーシャルワーカーの人員を継続して確保していくこと。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験値の差が業務に影響を与えていること。

原因：

- ・スクールソーシャルワーカーが、面談してこそ意味があると考え、当事者と直接向き合うことを求めている。教員や関係機関につなぐための面談というよりも、自分で関わってなんとかしようと思ってしまうことが原因である。
- ・貧困やヤングケアラー等、スクールソーシャルワーカーに対する学校現場のニーズは多様化しており、経験値の差によってその対応の仕方にも差が生まれている。

②課題解決に向けた取組内容

以下のポイントを焦点化した研修会を開催する

- ・管理職を含む教員らと協働したチーム支援の構築
- ・SSW不在時の学校が行う対応やシステムの構築
- ・関係機関と学校、SSWの連携

③成果

スクールソーシャルワーカーの研修を定期的に行うことにより、事例検討が効果的になされ、現場の多様な課題について幅広く対応ができた。また、スクールソーシャルワーカーの人数が年々増えていることから、地域でのミドルリーダーを任命したことで、同じ地域に配置されたSSW同士できめ細やかな共有が随時行えた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 221 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（ 年 週/週 回/1回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

不登校により出席日数が増え、進級が厳しい状況になった。起立性障害であったが、医療につながっているのか確認ができていなかった。トラウマになる事案が起き、精神科の受診も必要になった。

②学校内での方針の検討

学校のケース会議にSSWが参加し、医療機関リストの作成と予約までの確認を支援する。未履修にならないように期限を見極めて助言を検討していく。

③支援の実施

医療受診につなぐとともに、本人に選択肢を提案したうえで、カウンセラーとの面談を受ける。管理職、学年主任、担任、養護教諭とのケース会議を行い、学校と連携、共有しながら支援を行っていく。

④経過観察

SCとのカウンセリング、面談を定期的に行ってきた。

（3）成果

医療への受診は長く続かなかったが、不登校は解消されて進級もできた。母親が兄中心で動いていた状況から、本人と向き合えたことが登校できるきっかけとなった。学校と家庭の連携を図れたことが解消につながった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 393 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（ 年 週/週 回/1回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

付き合っていた女子生徒のプライベートゾーン画像を要求し、スマホで送らせた。また、その画像を他の男子生徒に転送した。

②学校内での方針の検討

母親との情報共有の中で、性的ないじめをしたことに対して、二度と繰り返さないための手立てを講じたいという強い意志があり、SSWが介入することになった。

③支援の実施

母親が法務少年支援センターとの関わりを希望していることを学校と共有した。本人とも面談し、教育支援センターの心理士が関わることについて相談し、了承を得た。

④経過観察

担任が代行であることと、地域の関係性が身近であることに困惑していたため、学校の窓口対応を学年主任に一本化した。母、本人との面談、関係職員との調整をS S Wが担うことを調整し、継続して対応した。

(3) 成果

法務少年支援センターとの調整は直接学校がとることになり、継続支援ができている。学校との事前打ち合わせの方法についてはZOOM対応とし、複数の職員が参加できた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 356 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 週/週 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学6年(生活リズムの乱れ、学校への滞納、衣服の汚れ、虫歯、不潔)。学校では椅子を投げる、暴言を吐く回数が増え、母親も困っていた。母親からは本児へ虐待がみられ、本人から弟への暴力がみられた。

②学校内での方針の検討

S Cが支援していたが改善がないことと、家計が不安定で食べることに困っているため、学校は外部の福祉とつなげたい思いがある。

③支援の実施

S S WがS Cと担任と協働し、本人と母親との面談を行った。。市の福祉、社会福祉協議会、児童相談所、発達支援センター、精神科病院、N P O (フードバンク)、児童家庭支援センター、保育園とのケース会議、同行訪問との連携を繰り返した。

④経過観察

母親の再就職が実現し、本人と弟の療育手帳申請をして手当を受給できるようになった。本人の投薬治療を開始したことで、穏やかになり、登校できるようになった。

(3) 成果

社会福祉協議会へつないだことで家計支援、フードバンク、フードパントリーの利用へつながった。虐待がなくなり、母親の相談先が増えた。学校の校内チームが再構築され、役割分担が可能になった。また、学校への滞納が減った。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 472 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 週/週 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

高校入学時から卒業後の進路を就職で進めていたところ、高校3年の夏に看護師を志し、専門学校進学に進路変更をした。ひとり親家庭で経済的に厳しい状況のため、進学費用を準備できない課題がある。また、看護師志望の思いや経済的支援を母親に伝えられていない。

②学校内での方針の検討

就職希望で進めていたため、日本学生支援機構の貸与型、給付型いずれの奨学金申込みの手続きを行っていない。進学費用を捻出できる制度や機関を探して、母子に情報提供して利用の有無を確認する。

③支援の実施

SSWから母子に就学支援新制度の説明、「就学金シュミレーター」の使い方、貸付制度等を伝えた。

SSWは、社会福祉協議会を訪問して審査会の期限の確認、志望専門学校に奨学金利用状況を確認して担任に伝えた。

④経過観察

看護師志望に至った思い、進学に伴う費用捻出について母と向き合って話し合うことを見守りながら経過観察をした。

(3) 成果

母子が奨学金シュミレーターで給付型利用可能を知り、母は入学金等を準備して進めることにより、入学試験前の宿泊代を出すなど応援し、本人は志望する専門学校に合格した。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 458 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ヤングケアラー、ネグレクトが疑われる家庭で、自宅にはゴミで足の踏み場がない状態である。ゴミを捨てられない今の家庭環境は衛生面でも心配がある。兄弟が9人で、本人が学校のことや妹たちの世話を行っている。中学時代より支援が必要と情報共有されていたが、母親が他者の介入を望まず、継続した支援とはな

らなかった。

②学校内での方針の検討

S S Wが、教員とともに本人と面談をしながら関係性を作り、三者面談に同席をする。

③支援の実施

子どもの居場所づくりや食材提供など、積極的に家庭支援を行うN P Oのライン登録をし、母親の望むタイミングで対応してもらえる資源とつなげた。学校もN P Oを訪問し、つながった。

④経過観察

母親がライン登録し、紹介した支援団体を担任、生徒指導主任に説明し、学校と共有した。

(3) 成果

S S Wと本人、母親との連携がとれるようになり、生活全般が安定してきた。本人は飲食店でアルバイトが決まり、新たなスタートが切れた。学校側もN P Oと連携ができており、訪問を重ねている。

滋賀県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールソーシャルワーカー研修会
S Vが講師となり、全S S Wを対象に研修を実施。年間6回（1回4時間）の開催。
- ・新規スクールソーシャルワーカー研修会
S Vおよび指導主事が講師となり、新規S S Wを対象に研修を実施。
（第1回…4時間 第2回…2時間 第3回…2時間）
- ・1年目～3年目へのスーパーバイズ
対象S S Wの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間4回 2、3年目…年間2回 1回3時間）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・滋賀県が大切にしているスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、職務内容、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記し、S S W活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等で周知。
- ・指導主事による学校訪問における助言。
- ・S Vを講師とした教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

さまざまな課題を多く抱える小学校にS S Wを配置し、配置したS S Wは同一市町内小中学校を訪問することを可能とする。また、S S Wおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等を訪問する体制を整えている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・教職員が子どもたちを取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点の定着が不足している。
- ・S S Wのさらなる資質向上に向けた研修の内容の検討。

＜課題の原因＞

- ・生徒指導上の課題に対しては、子どもたちを取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点が必要であるが、教職員の年齢の若返りに伴い、そのような視点を持ちながら、適切なアセスメントとプランニングで支援することに不慣れな者がまだまだいることから。
- ・生徒指導上に課題のある児童生徒数が増加しており、さらに高いスキルを求められるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・指導主事による学校訪問での協議や、教職員向け研修会の進め方の工夫。
- ・S S Wに対する研修会の持ち方や内容の検討。

③成果

- ・指導主事による学校訪問での協議や、教職員向け研修会の進め方の工夫を提示することができた。
- ・S Vを講師とした教職員への研修会を開催し、スクールソーシャルワーク的視点を広げることができた。
- ・S S W研修会を定期的実施することにより、S S Wとしての基礎が定着するとともに、S S Wとしての困りごとや悩み事等をワーカー同士が共有することで、資質向上を図ることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 470 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 53 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

2年間不登校状態が続いており、現認ができない状態であることからS S Wが関わるケースとなる。

②学校内での方針の検討

本児の状況や家族の状況等、本児に関わる周辺の情報を把握し、アセスメントを進めることと同時に本児の姿を現認することも目標においた。

③支援の実施

S S Wが保護者と面談を行い、不登校に対する考え方や思いを確認。面談を重ねることで、信頼関係を構築することができ、保護者から家庭での関わり方について助言を求められるようになり、具体的な助言を行った。

④経過観察

保護者からの面談を継続する中で、家庭訪問が実施でき、本児と面会することができた。また、このことをきっかけに、家族が本児に積極的に関わるようになり、登校できるようになった。

（3）成果

S S Wが保護者と関わることで、家庭内での保護者と本児の関わり方も変化し、好転に至った。また、S S Wが保護者との面談で得た情報を学校と共有することによりチームでアセスメントとプランニングを行うことができた。

不登校に関してS S W関わった件数 3 件

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1070 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（年 57 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本児が保護者に複数の児童から避けられるといったいじめを受けているという旨を相談。保護者から学校へ連絡が入り発覚。その後、ＳＳＷがいじめ対策委員会に参画し介入。

②学校内での方針の検討

保護者からの連絡を受け、教員による家庭訪問を実施。状況を聴き取った上で、ＳＳＷを含めた校内いじめ対策委員会を開き情報の共有と整理をし、翌日の関係者への聴き取り方法等について検討した。

③支援の実施

関係児童への聴き取りを実施し、状況を整理した上で、関係者へ指導を実施した。本児が登校しづらい状況にあったため、被害児童が安心して登校できるよう、教師の見守りを行うことを提案。保護者とも連携を密にし、放課後登校を実施することから支援を行った。

④経過観察

教員による家庭訪問を繰り返し、つながりを持ったことで、放課後登校を経て教室に復帰することができた。解消の確認についてもＳＳＷの助言をもとに丁寧に実施した。

（３）成果

保護者からの一報を受け、すぐに家庭訪問を実施し、その後、ＳＳＷとともに、校内いじめ対策委員会で役割分担と具体的な方針について共有し、対応できたことで事態の重篤化を防ぐことができた。

いじめに関してＳＳＷ関わった件数 4 件

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 190 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 57 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

精神疾患に罹患している母から本児への暴言や「死にたい」等の発言がある心理的虐待のケース。学校からＳＳＷへケース相談の依頼があり介入。

②学校内での方針の検討

母の病状を安定させるために母に受診していただくことを短期目標とし、対応について検討。これまで、警察が介入することが繰り返されていたことから、警察との連携を密に行うことに。また、保健所等地域の機関とも連携し、母の支援先の素地を整えた。

③支援の実施

その後、警察が介入する状況となった際に、警察および関係機関の連携により母を説得し、受診に至り、医療保護入院の措置となった。

④経過観察

親族が本児の保護者となり、母が退院した後も適切な距離を保つことができている。また、関係機関による母のサポート会議が月 1 回の頻度で開催されている。

（３）成果

S S Wの助言により、警察や保健所等の関係機関と密に連携することができ、適切な対応により支援につながることができた。

虐待に関してS S W関わった件数 26 件

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 53 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

日常的に問題行動や他事とのトラブルがあり、指導の対象となること多い本児は、自己肯定感も低く、登校できなくなる状況に陥ることもあった。学校からS S Wへケースの相談があり介入。

②学校内での方針の検討

家庭支援のために、S S Wから子ども食堂利用の提案。

③支援の実施

参加当初はS S Wや学校の教員と一緒に参加し、本児が安心して参加するために伴走支援を行った。

④経過観察

子ども食堂では、地域の方、大学生、教員や福祉部局の職員等がボランティアで参加しており、学校や家族以外の人と出会うことのできる居場所となり、明るい表情で参加できるようになり、学校での問題行動やトラブルも減少した。

（３）成果

S S Wが直接本児と関わり子ども食堂へのつながりを実施することで、本児が安心して子ども食堂に参加することができた。

貧困に関してS S W関わった件数 7 件

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 51 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本児からS S Wへ相談があり、母が家事をせず、本児が家事の多くを担っていること、父から暴力を受

けていることが発覚。通告し、一時保護となったものの、家庭の状況は変わらず。

②学校内での方針の検討

S S Wが父母と面談を実施し、思いを聴くとともに、本児を支援団体へつなぐことを短期目標とした。

③支援の実施

S S Wが父母と面談し、本児を支援団体へつなぐ許可を得ることができた。

④経過観察

本児は、定期的に支援団体のイベント等に参加しており、自分のしんどさを団体スタッフやS S Wに打ち明けることができるようになった。また、S Cとも連携し、父母との面談を定期的実施。父母の気持ちを聞き取りながら家庭の様子を見守ることができている。

(3) 成果

S S Wが介入することにより、適切な関係機関へつなぐことができた。また、S S Wと父母がつながることで定期的な面談を実施することで可能となり、継続して家庭を見守る状況を作ることができた。

ヤングケアラーに関してS S W関わった件数 1 件

京都府教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・府教育委員会主催のＳＳＷが参加する研修を年２回実施している。（７月～９月及び３月）
- ・全ＳＳＷに対して、スーパーバイザーの巡回派遣を年１回実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・例年、５月と３月には、校内コーディネーター（教員）及び市町教育委員会担当者向けの、ＳＳＷの効果的な活用を進めることをテーマとした研修を開催している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・学校や地域的な課題に応じて、配置時間を工夫している。
- ・小学校の単独校には、「社会福祉士等の資格を持たないが、教育や福祉分野での経験が豊かな者（退職教員等）」を配置することで、地域や学校のニーズに対応している配置もある。
- ・府教育委員会社会教育課の施策と連携した配置を行っている。（一部の小学校）

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）

- ① ＳＳＷの資質向上と、配置校の校内コーディネーターのＳＳＷの業務についての理解向上及び協働体制の構築が不十分である。
- ② ＳＳＷ（有資格者）の配置校と未配置校との協働体制の構築が不十分である。
- ③ 教育支援センター等に配置したＳＳＷを効果的に活用できていない部分がある。

（課題の原因）

- ① ＳＳＷの配置時間が少ない学校では、教員へのコンサルテーションを行える時間が十分ではない場合や教員がＳＳＷの業務に対して十分に理解を深められていないため連携が十分にとれない場合がある。
- ② 児童生徒への継続的な支援や見守りのためには、小学校、中学校、高等学校等が連携して、児童生徒に関わる情報を共有することが必要であるが、それぞれの学校におけるＳＳＷを中心とする支援において必要な情報が共有されていないケース、ＳＳＷが情報を把握できていないケースも見られる。
- ③ 令和元年度より教育支援センター等に配置したＳＳＷの業務についての理解が進んでいない側面がある。各教育支援センター内及び学校等への連携と家庭へのアウトリーチ等により、活用の幅を広げることが前提とした周知が不十分である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・研修会には、ＳＳＷや校内コーディネーター（教員）だけでなく、市町教育委員会担当者も出席できる機会を設けることで、ＳＳＷの基本的な活動及びアセスメントシートを活用した支援が周知・推進されるよう行っている。
- ・研修会では、アセスメントシートを活用した児童生徒支援を学校体制で行えるよう、ＳＳＷには、アセスメント及びプランニングの中心となって活動することを目的に、スーパーバイザー（有識者）の講義や事例検討の機会を設定している。

- ・巡回のスーパーバイズにより、支援の手立ての制度を高め、幅広く支援対応がとれるよう、ＳＳＷや各学校の教員に指導する機会を設定している。
- ・教育支援センター等に配置したＳＳＷについては、今年度も訪問を行い、指導助言を行うとともに、巡回のスーパーバイズによる指導を行う。

③成果

- ・アセスメントシートの活用方法やプランニングについての理解はＳＳＷ、校内コーディネーター（教員）のそれぞれに深まっており、効果的な支援につながっている事例も出ている。
- ・ＳＳＷ養成講座を受講する社会福祉士の中では、ＳＳＷに対する認知は上がっている。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 720 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・中学２年生から登校しにくくなっていた。
- ・学力も低い。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷが管理職と相談し、「不登校生徒の保護者の孤立と不安が、生徒自身を精神的に不安定にしまう状況があるため、保護者同士の交流を深める機会を持ち、保護者が他者から学び、子育てに余裕を持てる関係をつくる必要性」を確認した。

③支援の実施

- ・不登校生徒の保護者を対象に懇談会を実施（年２回）
- ・三者面談にもＳＳＷが同席することで、母親の支えとなっている。

④経過観察

- ・生徒は、ほぼ登校できない状態になったが、ＳＳＷが電話相談で対応を続けている。
- ・母親への支援はおおむね順調に行えているが、担任は、母親との思いの相違から、生徒にゆっくりと休んでよいと言い切れないことに、もどかしさを感じている。

（３）成果

- ・保護者支援の必要性から、校内で保護者行事を創出できたこと。
- ・担任が母親と生徒対応の方向性について共有できていない状況に対して、ＳＳＷが母親に寄り添う支援を継続できていること。

＜虐待＞

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 498 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・生徒が食べた給食の量が著しく多かったことから、SSWが生徒本人と面談したところ、家庭で十分に食事を食べさせてもらえていないことが分かった。

②学校内での方針の検討

- ・SSWと保護者との間で経済面での相談を急ぐことで、子どもの環境の改善を行う。
- ・市町の支援拠点に、両親をつなぐ。

③支援の実施

- ・両親揃っての面談を実施したところ、父母の不仲、父親の不安定な雇用、母親の発達特性のようなこだわりが強く見られ、それらの影響により、子どもが十分に食事をとれていなかったことが分かった。
- ・お金のことで子どもたちの前で激しい夫婦喧嘩もしており、心理的虐待も発覚したため、通告した。
- ・経済状況の改善のため、父親に転職を勧めた。
- ・市町の若者サポートセンターを紹介し、アサーション講座に両親とも出席するよう促した。
- ・食事環境の改善のために、フードバンクを紹介した。

④経過観察

- ・母親とは月 1 回のSSW面談を継続している。
- ・加えて、母親が様々な関係機関（こども支援の担当課等）に相談に行くようになったので、学校と行政、若者サポートセンターから社会福祉協議会への連携を、それぞれ行っている。

(3) 成果

- ・生徒については、家で食事を十分に食べられるようになった。
- ・母親については、子どもの前での激しい夫婦喧嘩を思いとどまることができており、心理的虐待は今のところ防げている。
- ・父親については、転職できたことで、経済的な状況は改善に向かっている。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 519 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年11週/週1回/1回あたり4時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・SSWが児童下駄箱で外靴をチェックしたところ、靴底の擦り減りが著しい靴を見つけたので、当該児童の家庭環境等を確認した。
- ・該当児童は、この頃から欠席が目立ち始めていた。

②学校内での方針の検討

- ・児童の学校での様子、家庭状況、福祉制度の活用状況を確認。
- ・市町福祉部局との連携。

③支援の実施

- ・訪問調査の結果、電気が止まっている、入浴や食事も不十分な状態となっていることが分かる。
- ・父親は自営業であったが、ほぼ失業状態であり、同居の祖母は認知症を発症していた。

④経過観察

- ・要保護児童対策協議会と連携し、該当児童を要保護児童として受理することとした。
- ・市町の子育て支援課等の福祉部局に支援対応を要請した。
- ・父親の収入安定のために、生活困窮自立支援制度等を活用し、父親の就労がなかったことから、家庭の経済的状況は大きく改善した。

（3）成果

- ・該当児童は、欠席せず登校できている。
- ・市町の福祉部局との連携がとれ、早急な対応につながった。
- ・祖母の認知症により、ヤングケアラーになる可能性等もあるので、今後の見守りは必要である。

<障害を持つ児童生徒への支援>

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 694名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年11週/週1回/1回あたり4時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・転入による面談の際、該当生徒が重度の難聴であること、また幼稚園の頃に難聴への対応が遅かったことへの幼稚園担任からの叱責により、専門機関とのつながりを持っていないことが分かった。
- ・京都府スーパーサポートセンターには繋がっていたが、他にも支援してくれる機関がないか、担任か

ら S S W に相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・児童を専門機関につなぎ、適切な支援を受けられる環境を整えること。
- ・母親に適切な情報を提供するとともに、孤立感を持たせないこと。

③支援の実施

- ・利用できる機関の情報を提供するとともに、京都府聴覚言語障害センターを紹介し、担任と S S W で訪問する。
- ・担任による継続的な関わり。

④経過観察

- ・担任と S S W による継続的な関わりにより、母親の孤立感は大幅に減っていたようであった。
- ・児童は専門機関のサポートを受けはじめた。

(3) 成果

- ・母の気持ちが前向きになったことで、母が手話を覚え始める。
- ・児童がより専門的な支援を受けられる環境を整えるために、進級のタイミングで難聴学級のある小学校への転校が決まった。
- ・S S W が担任をエンパワメントすることで、保護者の行動が前向きに大きく変化した。

大阪府教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○SSW連絡会（兼 研修） 【年間5回（うち1回は府内4地区のブロック別に開催）】

- ・府からの補助事業として実施する各市町村のSSW事業におけるSSW活用体制の構築及び充実をめざし、生徒指導上の課題への対応や社会資源の開拓・連携等、喫緊の課題をテーマに実施。
- ・テーマは以下のとおり
 - 市町村事業における支援ネットワーク（社会資源含む）の開拓と構築
 - 児童虐待防止とヤングケアラーの理解とその対応
 - 多様化する不登校ケースへのSSWの関わり
 - （府内4ブロックに分けて実施）地域に応じた社会資源との連携の在り方
 - SSWとCSWとの組織的な連携による教育と福祉の連携のすすめ方

○システム構築検討会 【年間3回】

- ・市町村教委が明確な事業方針を持ち、府雇用の市町村担当SSWスーパーバイザー（以下SV）、市町村雇用SSWと連携しながら事業体制の見直し、機能充実を図る機会として実施。当該自治体に関わるSSWSV等がマクロ的な観点を持って事業運営に携わる資質等を高めることを目的のひとつとする。
- ・テーマとして、①市町村事業の1年間の事業目標、成果指標の設定、②上半期のSSW事業の進捗確認と活動計画修正、③SSW事業のアウトカム指標に基づいた次年度の活動計画 を取り上げた。

○SSW育成支援研修（勤務1～2年の市町村雇用SSWを対象に実施） 【年間5回】

- ・いじめや不登校、虐待等の課題対応に必要なスキル定着をめざす。
- ・テーマとして、①SSWが校内に位置付くために、②児童虐待への対応、③ケース会議のすすめ方、④社会資源等への「つなぐ」役割とは、⑤いじめへの対応とSSWの役割 を取り上げた。

○ミドルリーダー研修（勤務3年以上の市町村雇用SSWを対象に実施） 【年間4回】

- ・困難なケース緊急支援等、高度な専門性が求められる対応のスキル定着をめざす。
- ・テーマとして、①重大な事件・事故への緊急支援時のSSWの関わり、②関わりの難しい不登校児童生徒への支援、③深刻ないじめ対応にも止まれる専門性、④性被害・加害対応でのSSWの関わり を取り上げた。

○地区別生徒指導対策連絡会 【地区ごとに年1回】

- ・警察や福祉の関係機関連携の充実を目的として府内7地区に分けて実施する連絡会。子ども家庭センター、少年サポートセンター、SSWSV、チーフSC、市町村指導主事が参加。

○専門家多職種連携地区別ブロック連絡会 【ブロックごとに年1回】

- ・ケース対応における専門家多職種連携推進を目的として府内4ブロックに分けて実施する連絡会。スクールロイヤー、SSWSV、SCSV、チーフSC、市町村指導主事が参加。

○SSWSV活動交流会 【年1回】

- ・府雇用の市町村支援担当SSWSVが、担当市町村での効果的な助言や研修実施に資するため、市町村支援担当SSWSVの資質向上を図るべく、1人ずつ取組みの成果と課題を報告、府内全域担当SSWSV等から助言を行う。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「SSW活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるSSWの活用促進を図っている。
- 府が実施する「SSW連絡会」、「システム構築検討会」において、市町村教育委員会に対し、府が望むSSWの果たすべき役割と、そのための事業体制へのSSWの位置付けについて理解促進させるとともに、府雇用のSSWSVに対しては、これらの機会に加え、「SSWSV活動交流会」を通して、市町村に適切な助言等を行うことができるよう自身の役割や活動の目的を明確化させている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 市町村によるSSW配置への補助
政令市・中核市を除く府内市町村の中学校区に1名、SSWを配置できるよう補助を行う。
- 市町村への府雇用SSWSVの派遣
高い専門性や経験を持つSSWSVを府より派遣し、市町村雇用SSWへの助言や研修、市町村支援等を行う。
- SSWSVの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- I 児童虐待や不登校、暴力行為等、要因が複雑に絡み合っていたり、特定しにくかったりするケースが増加している。難解なケースに対応できるよう、多角的なアセスメントと、社会資源等との連携を含めた多様な支援メニューの整備を、各市町村で構築、機能充実させる必要がある。
- II 府が市町村への補助事業を開始して５年経ち、市町村によってＳＳＷ事業体制の構築状況に差異が生じているが、明確な事業目的のもと事業実施を行っているかどうか要因のひとつである。また、市町村で新たに雇用されるＳＳＷが増えているものの、自治体によって資格要件が異なることから専門性が担保されないことに起因して、その資質に課題があるＳＳＷも多い。

②課題解決に向けた取組内容

- I 「専門家多職種連携地区別ブロック連絡会」により、ＳＳＷ、ＳＣ、ＳＬ等の専門家が連携して多角的なアセスメントを可能とするためにどうすればいいのか、各専門家の専門性を発揮したプランニングにどうつなげるかについて検討した。また、「ＳＳＷ連絡会」の第４回を、府内４ブロックに分けて実施し、地域の支援ネットワーク充実や具体的なケースにおける関係機関との連携について、近隣自治体の取組みの進捗や工夫等について交流し、各自治体の取組みの見直しを図った。
- II 市町村のＳＳＷ事業の運用や構築を見直す機会として、「システム構築検討会」を年３回実施し、事業評価の在り方や課題や目的に沿った事業構築について、講義や協議等から深める機会を設けた。また、市町村で雇用したＳＳＷが資質を理由に辞めることのないよう、「育成支援研修」や「ミドルリーダー研修」等の通年で定期的実施する研修の機会を府が設定した。

③成果

- I 各市町村での専門家配置等の状況に応じて、専門家と連携したケース分析の進め方を各自治体で深めることができた。なかでもＳＳＷについては、福祉的な観点での支援のみならず、ケース会議のコーディネーター役を担う等の役割について、今後どう域内で果たしていくか検討を進めることができた。また、地区別のブロック連絡会等の機会を通じて、各自治体の把握した社会リソースの共有や、社会資源把握に向けた好事例の報告から、各自治体での支援ネットワークの充実に寄与した。
- II 「システム構築検討会」を通じて、市町村指導主事、市町村雇用のチーフ的役割のＳＳＷ、府雇用の市町村支援担当のＳＳＷが、勤務自治体ごとに分かれて協議することにより、各市町村において明確な事業計画に基づいた事業運営方針の設定に至った。その際、新規不登校者数や改善ケース数等、アウトカム指標に基づいた計画内容とし、そのために必要となるＳＳＷの資質向上や学校での定着等のアウトプット指標についても明確にした。本検討会を通じて、ＳＳＷ資質向上を求める各市町村から、府実施の研修への参加者数増加、また参加したＳＳＷが各市町村に戻って研修内容のフィードバックを行う等の好事例が見られた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類
（ 中学校 ）
- ②児童生徒数 320 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校入学時に登校しぶりがあると引継ぎのあった生徒（以下、Ａ）。学校に行くことに不安があり、入学後、欠席が増えたことから、ＳＳＷが担任とともに家庭訪問して一緒に勉強したり、登校に付き添ったりしながら関わっていた。

②学校内での方針の検討

４月下旬にＳＳＷが管理職に打診し、校内ケース会議を実施。Ａの母親にネグレクト傾向があり、夜間に家に一人でいることが多く、家事も一人でこなすといったヤングケアラーと判断できる状況にあることから、欠席日数が増えていたことを把握した。福祉等の関係機関との連携が必要とのＳＳＷの助言から、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）への登録を検討することになった。

③支援の実施

S Cとも連携して丁寧な関わりを続けることで、Aが徐々に家庭のしんどさを話すようになり、家庭状況の厳しさが明らかになった。児童相談所への通告に加え要対協に登録されたことから、市福祉担当部署や保健所、社会福祉協議会とも連携しながら支援を進めた。要対協の実務者会議に継続的にS S Wが参加し、検討内容をふまえ、校内で行う支援を管理職や支援担任、特別支援コーディネーターと共有しながら調整を図った。

④経過観察

要対協実務者会議での検討を経て医療的な支援も必要と判断されたことから、S S WがAを保健所のP S Wにつないだ。Aが不安に感じていた学習面については学校が全面的にサポートし、その結果、学校が本人にとって安心できる居場所となり登校できる日が増えてきている。

(3) 成果

保健所や市児童福祉担当部署とつながることで、卒業後も相談できるところがあるとAが安心できたことを契機に支援が進んだ。本生徒の希望に沿いつつ、家庭の状況が改善した結果、生活が整い、高校進学に向けて順調に登校している。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学5年の被害児童(以下、B)の父母が来校し、「Bが加害者から継続的に暴言・暴力を受けていると聞いた。学校は状況を把握しているか」との訴えがあったため、担任と管理職は、事実確認して適切に対応する旨を伝えた。

②学校内での方針の検討

父母の来校後、その日のうちに第1回いじめ対策委員会を開催し、学校としての対応の方針を定めた。翌日にBと加害児童から聞き取りを行い、事実確認を行った。第2回いじめ対策委員会では検討の結果、教員に加えて、BにはS Cが、加害者にはS S Wが関わっていくことにした。

③支援の実施

Bに対しては、S Cの見立てをもとに、不安を抱えた本人の希望に寄り添い、まず別室対応してから教室復帰をめざす支援計画を策定した。また、被害者に対しては、毎日連絡ノートで本人の学校での状況を伝えることを続けた。加害児童に対しては、ケース会議にS S Wが参加し、本人や家庭のアセスメントのうえ、本人との約束をチェックするシートをS S Wが作成した。その後、Bに対しては、毎日、連絡ノートで本人の学校での状況を保護者に伝えるとともに、加害児童に対しては、約束が守って行動できた際に、担任等から肯定的な評価を本児に伝える等の指導を継続した。

④経過観察

Bは、徐々に不安が軽減したことで欠席が減り、教室復帰することができた。加害児童は、S S Wの助言もあり、児童精神科を受診、徐々に落ち着くようになり、暴言や暴力、離席が減少した。また、いじめ対策委員会にて継続的にBと加害児童に加え、学級の様子もS S Wが見立てを深め、継続的に見守りを行った。その後、Bや父母と面談し、いじめ行為がないこと、心身の苦痛を感じていないことを確認し、いじめの解消とした。

(3) 成果

S S W及びS Cが、いじめ対策委員会、校内ケース会議に参加し、法をふまえたうえで適切な見立てに基づいた対応を行ったことからいじめの解消につながった。Bは登校できるようになり、加害者は、これを機に発達面の課題に応じた個別支援を行うことで状況改善につなげることができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 391 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（ 2 ） 対応内容

①課題の発見

生活保護家庭で母親に精神疾患がある小学4年の当該児童（以下、C）は、これまでも登校しぶりがあったが、次第に登校する日が減り、学校に行くことが少なくなった。家庭と連絡がつかなくなってきたため、学校がCの母の通院している医療機関に連絡、母が子どもの養育に意識が向いておらず、ネグレクト状態であることが分かったため通告を行った。

②学校内での方針の検討

SSWがCの母と面談を行い、Cにとって適切な家庭環境が整えられるよう丁寧に説明した。SSWが前面に出て母と関わりを持つことで、これまで母が不信感を感じていた学校ともスムーズにやりとりできるようになった。家庭に対するアセスメントを深めたところ、Cの弟も発語が少なく、保育所で何とか対応する等、C母の子育てに関する困り感も明らかとなってきた。市の虐待担当課と連携し、学校、保育所、市福祉担当課、医療機関、市教委にて拡大ケース会議を行い、それぞれが役割分担しながら支援を行っていくことを確認した。

③支援の実施

関係機関等での支援に並行して、学校ではSSWと担任が家庭訪問し、CとC母の不安を受け止め、学習支援等に対するニーズを引き出したことを受けて、「校内教育支援センター」を活用したCの登校スケジュールを立てることにつなげた。また、医療機関から母親の知的障がいの可能性について情報共有されていたことから、SSWより「やる気のない母親」ではなく「一生懸命だがうまくできない母親」と教職員に見立てを伝えることで、その後の教職員の家庭への関わりについても意識を変えることができた。

④経過観察

支援の結果、登校時間こそ一定ではないが、毎日登校できるようになった。また、同級生とも少しずつであるが関わる時間が増加し、会話の回数も増えた。また、SSWと担任が継続して母親とも関わり、Cの学校生活のために家庭で準備してほしいことを丁寧に説明するとともに、Cの学校での頑張りを伝えることで母の養育に対する意欲が上がった。

（ 3 ） 成果

学校との関係がよくなり、孤立していた家庭に対し、SSWが中心となって関わるきっかけを持ったことで、学校と関係機関が連携する等、地域のネットワークを活用した支援へと広げることができた。また、Cが学校に対して興味を持ち登校に踏み出せるよう、学校と家庭との橋渡しを行い、学習機会の保障につなげることができた。これらの支援の結果、家庭環境の改善、不登校状態の解消につながった。

< 貧困 >

（ 1 ） 学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 480 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 20 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間 ）

（ 2 ） 対応内容

①課題の発見

不登校対策委員会で、母子家庭で、登校状況が心配な小学3年児童（以下、D）の検討を行っていた際、直近にDの母が急死し、今後のDの生活については不明との情報があった。

②学校内での方針の検討

担任からDの祖母に連絡し、学校が心配している旨を伝え、SSWと生活指導担当教員が祖母と面談し、今後について状況を確認したうえで支援方針を決定することとした。

③支援の実施

S S Wとの面談のなかで、Dは祖母と生活することを希望しているが、経済面で苦しいと祖母は感じていること、Dを引き取った場合、仕事の都合で夜間放置となることが分かった。今後、自治体等の持つ制度をS S Wが確認し、利用できるか検討するとともに、市の子育て担当課等の協力を得ながら生活へのサポート等を考えていくことをS S Wから伝えた。

④経過観察

未成年後見人の手続きや遺族年金受給、就学援助申請等、祖母へのサポートにS S Wが関わるとともに、Dの学校生活について、祖母の不安や相談をふまえて、Dを支援する体制を学校として整えた。また、家庭に対する継続的な支援につなげるようS Cを祖母につなげ、心理的な不安に関する相談ができる体制を組むようにした。

(3) 成果

祖母の気持ちが落ち着いたことで、Dの養育に関する相談が増えるようになった。学校生活上で便宜を図れる支援等については学校が受け持つことを祖母に伝え、引き続きS S Wも関わりながらサポートを続けている。

<暴力行為>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 630 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 45 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

クラス内で友人とのトラブルが多く、その際に暴力を振るうことが多かった小学6年児童(以下、E)。Eの保護者に、学校でのトラブルについて担任が連絡した際、Eが家族の財布からお金を取ることがあること、習い事教室で友人とのけんかが絶えないことで本教室から苦情があることについて、保護者から相談があった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を実施したところ、過去に保護者からの身体的虐待で要対協に登録されていたケースであったことから、S S Wの調整のもと、市の児童福祉部局や児童相談所等、関係機関と連携して支援を行うことにした。

③支援の実施

S S Wが教室内でのEの行動観察を行い、保護者の困り感を聞くためにS Cが母の面談を実施した。その後、S S WやS Cも入って対応の検討を行ったところ、Eの発達上の課題により、保護者が育てにくさを感じており、その結果、虐待的なしつけとなっている可能性が高いことを見立てた。その後、児童相談所への相談にEと母をつなげ、Eの特性等に係る状況を正確に把握して適切な支援につなげることで、母の負担を軽減できるように働きかけた。

④経過観察

Eが児童相談所での発達検査の結果をふまえ、継続的にEと保護者が児童相談所での面談を受けることになったところ、S S Wと担任も面談に同行して支援方針を共有することにより、学校で実施すべきサポートの内容や進め方等を固め、学校全体で共通理解を持ち、校内で統一した声かけや指導に当たることとした。

(3) 成果

どの教職員も同様の対応をEに行うことにより、余計な軋轢が減ることからE自身に落ち着きが見られるようになった。また、教室内でのトラブルが減ることで、周囲の児童からの関わりも温かくなり、教室全体も落ち着くようになっている。Eの母に対しては、暴力を使わないで対応する方法をS S W、S C、養護教諭と考える機会を持つことで、母のEへの関わり方も変わり、虐待的なしつけをすることがなくなった。

兵庫県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県教育事務所配置スクールソーシャルワーカー（以下、「ＳＳＷ」という）、県内市町組合教育委員会が配置しているＳＳＷ（中核市は希望者）及び担当指導主事（希望者）等を対象にした連絡協議会の開催（2回）
- ・県教育事務所配置ＳＳＷを対象にした合同研修会の開催（1回）
- ・教育事務所配置ＳＳＷ、市町配置ＳＳＷを対象とした、ＳＳＷ活用事業に係る学識経験者（スーパーバイザー）の派遣（6回）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷに関する指針をまとめた冊子（「ＳＳＷの効果的な活用のために」）県教育委員会のホームページで公開している。また、ＳＳＷに相談できることをまとめたリーフレットを作成し、生徒指導担当等教員研修会の研修等で配布説明をしている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

指定都市・中核市を除く36市町の全166中学校区に配置を補助

県内6か所の教育事務所に配置し、学校問題サポートチームの一員として活動

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

学校現場がＳＳＷの活用について十分理解していないことや、事案が一層解決困難な状況になってからの相談となる場合があること。また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有しない教員ＯＢや福祉関係機関ＯＢがＳＳＷの場合、これまでに経験のない相談内容に対しては対応が難しいこと。ＳＳＷの制度面としては、週1回の配置では、教員や関係する保護者、児童生徒との人間関係づくりが難しい。

＜課題の原因＞

- ・管理職、教員に対するＳＳＷの理解促進に関する研修の必要性
- ・経験の蓄積、振り返りができる仕組みづくりの支援の必要性
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者の確保が困難

②課題解決に向けた取組内容

- ・「ＳＳＷの効果的な活用に向けたリーフレット」の作成、配布（※H28～継続実施）
- ・生徒指導担当研修や各種研修において職務内容を周知
- ・ＳＳＷによる校内研修等の実施の工夫により、ＳＳＷの理解や、支援を要する子どもの早期発見や理解の深化
- ・ＳＳＷの資質向上に向け、経験に応じた研修等の工夫及び充実（児童相談所等、関係機関との連携強化）
- ・国に対して、ＳＳＷを教職員定数として、全小中学校に配置するよう要望
- ・各教育事務所に設置している学校問題サポートチームにおいて各事案の情報の一元化を図り、ＳＳＷ、スクールカウンセラー（以下、「ＳＣ」という）等がチーム内での情報・支援方策の共有を図ることで、横断的な対応を実施
- ・学識経験者の指導のもと、ＳＳＷの資質向上を図るため、学識経験者作成のガイドラインの活用

③成果

- ・令和5年度のＳＳＷによる支援の対象となった児童生徒数は11,138人と、令和4年度の8,700人と比べて、128%となっており増加している。
- ・令和5年度の児童生徒の相談区分件数24,143件のうち、6,279件と26%が問題が解決又は好転している。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 333 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（年 42 週/週 2 回/1回あたり 8 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

対人不安のために教室に入りづらく、不登校傾向にあった生徒Aが、「幼いきょうだいの面倒を見るため睡眠不足が続いている」と関係の教員に話し始めた。両親が仕事や遊興のために夜間に子どもだけになることがあり、Aがきょうだいの面倒を見ていることや、発熱時に病院に連れて行ってもらえない等、家庭の中でAのことがなおざりにされているように思われた。

②学校内での方針の検討

Aの話は時々が変わっていったり、聞き取りの中でも訴えを取り下げたりするので、本人の話が事実なのかがはっきりしなかった。関係の教職員とSSWで話し合いを持ち、学校から家庭児童相談室（市福祉部局）へ報告し、SSWが家庭児童相談室の相談員と情報共有を行い、家庭の状況について情報収集を行う。教員が、本人の進路希望について保護者面談を行い、保護者と関係づくりを行い、家庭の状況や困っていることについて確認する。AへのカウンセリングをSC、SSW、不登校担当教員で行う。

③支援の実施

進路指導を通して学校が保護者とつながり、状況確認を行った。保護者はAが語った家庭の状況を一部は認めつつも、Aの家庭での身勝手な行動に困っていた。家庭の状況からAのヤングケアラーとしての側面を理解して、学校と家庭児童相談室とで連携しながら支援を行っていくことになった。

Aは、SCとSSW、不登校担当教員との面談を継続した。Aは家庭への不満や教室での人間関係への不信感等を話しながら、自分の感情に向き合うようになっていった。また、進路についてのイメージを語り、諦めかけた高校進学に希望を持つようになっていった。

④経過観察

家庭環境については大きな変化はなかったが、Aが情緒的に安定し、進路決定に向けて前向きに取り組むようになった。Aは幼い時、大人に対して不信感を持つ一方で、大人に関わってもらいたい気持ちが満たされないままに過ごしてきた。学年の先生に自分の状況を理解してもらい進路の相談ができたこと、SCとのカウンセリングで自分のためだけに時間を使ってもらえることなど、大人から大事にされることを喜んでいる様子であった。

Aは、卒業を前に教室で過ごせる時間が増え、あまり力まずに集団の中に居られるようになった。カウンセリングの中では困っていることを聞いてもらい、大人との関わりを心地良いものとして受け入れることで援助希求力が高まった。担任や関係の教員に高校受験の面接練習や論文指導を受けて、公立高校を受検し合格した。卒業後の相談先としてAに家庭児童相談室の相談員を紹介した。本人の希望に合わせて在学中に顔合わせを行い、卒業後も連絡を取り合うことになった。

（3）成果

不登校児童生徒数 15 名

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 4 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 14 名（うち、不登校児童生徒数 8 名）

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 491 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1回あたり 7.25 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

12月の朝、発達に特性のある2年男子Aの保護者より、欠席連絡メールにて「同じクラスのBを中心とする男子4名のグループが、『Aをイジる会』を作っているという噂を息子が聞いて、学校に行きたくないと言っているので、欠席する。」という連絡が入った。

この連絡を受けて、担任はすぐに学年主任に連絡。その日の1時間目には学年連絡会(「校内いじめ対応会議」とメンバーの多くが重なっている)が開催されたので、この問題を中心に協議がなされた。

その結果、Bを呼んで調査に入る前に、外部専門職の意見を聞いてみようとの結論に達した。(SCは出勤日ではなく、拠点校配置のSSWは長期間休んでいた。) この結論に基づいて、教育事務所SSWに電話で校長より相談があり、事務所SSWが対応することになった。

②学校内での方針の検討

当日の夕方、「校内いじめ対応会議」が開催された。校長はSSWからの下記助言内容を軸に方向性を示し、被害者、加害者への支援が開始されることになった。

③支援の実施

当日の昼過ぎ、SSWが校長との面談で、SSWは以下の見立てを共有し支援を実施する。

- ・被害者に対しては、すぐに登校を促すことより、冬休み中に学校との信頼関係を醸成し、安心できる状態を確立することが必要。また、嫌だと思った時に逃げ込むことができる部屋を決めておくこと。
- ・いじめ対応については、加害者に十分に配慮する必要がある。加害者に対しても支援的であることが重要であり、叱責、責任追及だけになってはいけない。
- ・加害者の思いにも、時間をかけて耳を傾けることが必要である。
- ・加害者との面接前には、加害者の褒められるべき点、優れた点について事前にしっかりと情報収集し、整理しておくこと。
- ・「いじめ」と「イジリ」は違うという主張が一部にあり、Bら4人がこれらの主張の影響を受けていたとしたら、このことについて十分に指導してこなかった学校の責任も認識しておく必要がある。

④経過観察

支援の結果、Aは終業式も含め、数日間は欠席したものの、3学期からは登校している。Aの特性のある行動はあるものの、BらのグループからAへ「ちょっかい」をかけるような事例は発生していない。

(3) 成果

当該校では、いじめ事案は発生し続けているものの、事務所SSWの助言は生かされており、加害者への理解、支援も意識したいじめ対応がなされている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 235 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人は1年生で両親と3人家族。小学生の頃から朝の登校を渋るようになり、母親と一緒に学校に連れて行くようになった。徐々に教室にも入れずに保健室で過ごすことが増えていった。支援員による支援や通級など特性に合った指導を行っていたが、母親は適切な指導を行ってもらっていないという不満を持っていた。小さい時から療育センターや発達クリニックにもかかっていたが、中学校に入るとユーチューブの視聴やゲームに夢中になり、自分の部屋に籠ることが多くなった。母親と約束してもタブレットの使用時間等が守れなくなり、朝学校に行くこともできなくなった。そのことが原因で親子喧嘩に発展して、暴言を吐いたり、物を投げつけ合ったりするまでになっていた。たまたま家庭訪問に訪れた担任がその様子を見て、虐待の疑いがあるということで報告を受けた。

②学校内での方針の検討

校内でのケース会議を開き、情報の収集、アセスメントと対応を検討した。担任から家庭内での生活状況や家族関係等について詳しく聴いた。S Cと本人とのカウンセリングの設定やS S Wと両親との面談等について、担任や特別支援教育コーディネーターと相談の上、それぞれの分担を設定した。それまでに自治体の福祉課への連絡と要対協の個別支援会議の開催等に向けて、小学校の時の様子等の情報を集め、関係機関とも連携をとりながら対応していくこととした。

③支援の実施

S S Wとして母親、両親との面談を繰り返し、子どもに対しての対応の仕方、県立但馬やまびこの郷の体験、体罰等によらない子育てなどを紹介した。父親に対しては仕事の関係で日中寝ていることが多いが、母親への支援、協力や家庭環境の改善について強く求めた。母親へは、特に子に対しての不満、ストレスの緩和を目指して面談を行った。また、教育相談センター等の関係機関も紹介して積極的に相談などに行くことができた。本人とは相談施設の先生との面談を行うなどした。

④経過観察

面談等を通して母親の息抜きともなり、表情も穏やかになってきたような気がする。県立但馬やまびこの郷の体験への参加等もあり、計画的な生活が送れるようにユーチューブの視聴時間、学校に行く時間、家庭学習の時間等を本人に決めさせて、それが少しずつ守れるようになってきた。そのため、母親も落ち着いてきており、精神的に安定してきている。守れたことに対しては褒めることを多くすることで自尊感情を高めて、次の意欲に繋げていこうとしている。現在、母親から以前のような激しい口調での言葉はなくなり、本人も遅刻はするがほぼ毎日登校して、少しずつ教室にも入れるようになっていく。

(3) 成果

虐待疑い生徒数 3名

うち、S S Wが関わったことにより虐待が解消又は改善傾向にある生徒数 2名

S S Wが継続して関わっている生徒数 3名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 476 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校からの申し送りにより、不登校傾向が顕著であることと、家庭内の不和・貧困傾向が少なからず見受けられるので、なんらかの援助が必要であると判断した。

②学校内での方針の検討

学年会・生徒指導委員会での報告・検討を経て SSW が保護者と面談し、事実確認をすることとした。
本人が小学校の時に、母が多額の金を使い込み、夫婦喧嘩を繰り返した挙句に離婚した。その後は、父親と暮らすようになった。そのころから本人は遅刻欠席を繰り返すようになった。父親は自営業を営んでいるが、夕刻から近隣でバイトをしている。そのため、夕刻から深夜まで父親は留守。子ども手当等の公的な援助を受けながら、特に借金をするようなこともなく生活できている。父親は子どもの世話には前向きであるが時間的な余裕がなく行き届きにくい。以上のような状況を踏まえ、SSW、SC と学校が連携をして支援することとした。

③支援の実施

SSW による事実確認の後、学級担任と SSW とで家庭訪問し、担任は本人と、SSW は父親と面談を行った。本人に、SC と面談できるよう勧めたところ、翌週からほぼ毎週 SC との面談にのみではあるが登校できるようになった。また、SSW もほぼ毎週家庭訪問し、父親と面談している。その面談の中では子どもの状況と家計の 2 点に重きをおいて、その都度助言を行っている。

④経過観察

毎週、継続的に面談を行っているが、目に見える変化はない。本人が SC と面談できる家庭環境にあるのか、また、家計が赤字になっていないかどうかを注視している。

(3) 成果

本人が、SC との毎週の面談ができるようになったことが、目に見える成果である。また、母が遠くに引っ越すなどした影響からか、父親と SSW との毎週の面談も途切れがちになりながらも継続できている。

SC と本人、SSW と父親の互いの信頼関係は深まっており、遠い先ではあるが小さな明かりは見えている。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 214 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 52 週/週 4 回/1回あたり 7.25 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

３年生のＡは、義父、母、祖父、きょうだいの５人暮らし。中学入学時より、遅刻や欠席が多く、身だしなみに無頓着な傾向がみられた。保護者面談の中で担任は、家庭の経済的な問題が、保護者の養育意欲の低下を引き起こしていることに気づいた。母親はＡにきょうだいの世話や祖父の介護を任せており、Ａの学業や進学に影響を及ぼすと懸念した担任は“チーム学校”で情報共有を行った。

県のＳＳＷは、学校訪問を通してヤングケアラーの問題徴候を把握し、当該中学校に配置されている担当ＳＳＷにスーパービジョンの提案を行った。

②学校内での方針の検討

厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」を参考に、本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか、Ａ本人の認識や意向はどうか等の確認をするため、Ａの学校での様子や家庭の状況をアセスメントし、支援体制を整えていく方向で話し合いが行われた。

注意点として、「母親が悪い」「子どもがだらしがない」という見方にとどまるのではなく、「何かネグレクトにならざるを得ない困り感があるのかもしれない」という多角的な視点を持った。

③支援の実施

担任と担当ＳＳＷは、月２回の家庭訪問を行い、家族の状況、Ａの状況、Ａの認識や意向について、具体的な話を聴き出した。母親は、認知症を患う祖父の世話のことで、食事や衛生面には気をつけている様子だった。母親は、金銭的な悩みはあったものの、Ａの進学について「本人の意思を尊重したい」という思いがあった。

祖父は認知症の症状が進み、家の中や外を歩き回る徘徊行動が見られた。

Ａ自身は「ヤングケアラー」という自覚がなく、自らの境遇の問題点に気付いていないことが伺えた。Ａは「整体師になりたい」という希望があったが、学校生活に溶け込めないことや不登校が続いていて学力が足りないことを心配していた。

④経過観察

担当ＳＳＷは、保育園に通うきょうだいについて、今後も福祉的な支援が必要になるため、地域の福祉課や教育相談などの行政機関と連携した。また、Ａの進学について、Ａが納得する選択肢を一緒に考えた。

県のＳＳＷは、祖父が利用できる支援制度に関する情報を提供し、デイケアの利用を増やすことや、日中の居場所として、地域の認知症カフェの利用をすすめた。

（３）成果

- ・Ａは就学支援金制度のあるフリースクールに進学が決まる。担当ＳＳＷは、Ａが卒業する前に、包括支援センターのケアマネージャーに在宅介護困難者（ヤングケアラー）の存在を把握してもらい、今後の生活状況を注視してもらうようお願いをした。
- ・祖父のデイケアを週２回に増やすことができた。今後祖父の介護度が進むことを踏まえ、在宅介護サービスの紹介や施設入所の待機順序を繰り上げる「ケアラー向けの相談窓口」の情報を伝えた。

奈良県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間12回のスーパービジョン会議を開催した。当会議では事例検討を中心に行い、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）がアセスメントやプランニング等を互いに出し合い、協議することで実践力の向上を図った。

また、すべての会議においてスーパーバイザーより助言を受け、SSWの専門性の向上に努めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

市町村教育委員会や派遣校の担当者を参加対象とした連絡協議会を年2回開催した。第1回連絡協議会では「奈良県スクールソーシャルワーカー活用マニュアル」を配布し、本県SSWの在り方の周知に努めた。また、第2回ではSSWによる活用事例の紹介及び学校における先進的な取組の実践報告を行い、理解促進に向けた情報共有や協議を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

前年度のいじめ等の県独自調査の結果、児童生徒数、市町村教育委員会等の連絡・連携の中で共有した情報や本県SSWからの聞き取り内容等をもとに派遣計画を作成した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校でのSSWの活用が広がり、そのニーズは高まってきている。しかし、SSW担当コーディネーター（以下、コーディネーターという。）の在り方については、各校での理解の違いがあり、SSWの効果的な活用及び教育相談体制の構築に差が生じた。

その原因は、本事業の目的が教育相談体制の構築であること、及びそのためにはSSWではなく、コーディネーターが中心となった相談体制が重要であることへの十分な理解が進んでいないことにある。また、学校におけるSSWの活動においても、ケース相談の多さにより相談対応が中心となってしまう、コーディネーターを中心とした相談体制の構築を意識するまでに至っていない現状もある。

②課題解決に向けた取組内容

連絡協議会での先進的な取組をする学校の実践報告やSSWによる教職員への校内研修などを通し、本事業の目的が教育相談体制の構築であることや、そのためにコーディネーターが中心になることが重要であることへの周知に努めた。また、SSWに対しては、事例検討会等の研修や個別スーパービジョンを実施し、教育相談体制の構築を意識した学校支援ができるようスキルの向上を図った。

③成果

本事業の目的は徐々にではあるが浸透し始めている。派遣校において、コーディネーターが相談ケースの収集・管理、ケース会議の企画等を主体的に行う学校が増加し、SSWの効果的な活用及び教育相談体制の構築につながっている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 20 週/週 1 回/1回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒Aは小学校の頃より不登校傾向にあった。中学校入学後は、放課後に登校できそうな場合は登校させたいという意向を保護者はもっていたが、放課後時の登校においても実現しない状況が続いていた。そのような中、コーディネーターがAについての相談をSSWに行った。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を開催した。ＳＳＷからは本人の状況や本人・保護者の意向を事前に整理することを提案し、その会議では本人の気持ちに寄り添った支援の在り方について話し合われた。その結果、登校することだけに拘らず、本人が自分のペースで学校や学級とつながりをもつことのできる支援を大切にすることが決まった。

③支援の実施

オンラインで授業や活動に参加する環境を整え、本人・保護者にいつでも自分のペースで参加できることを伝えるとともに、本人や家庭の状況を判断しながら家庭訪問を行った。

④経過観察

当初はオンラインで参加する回数は少なかったが、徐々に参加回数は増え始めた。オンラインであっても授業に参加することで、Ａやクラスメイトが互いにクラスの一員として認識し合えるようになっていた。そのことをきっかけに、校外学習やエプロンづくりなど自分のペースで、登校できるようになっている。

(3) 成果

校内ケース会議を開いたことで、担任の抱え込みを防ぐことができ、ＳＳＷも含めた複数の視点をもって支援を計画、実行することができた。当該校における教育相談体制の構築につながった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 20 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒Ｂは同じ部活動に所属する生徒と仲が良かったが、Ｂはその生徒から陰口などを言われるようになり、部活動に参加しなくなった。Ｂから相談を受けた担任よりＳＳＷに情報共有がなされた。

②学校内での方針の検討

いじめ防止対策委員会を開催した。ＳＳＷからは双方の学校での様子だけでなく、家庭の状況等を把握した上で支援することが望ましいことを伝えた。その会議ではＢの気持ちに寄り添った支援の在り方について話し合われ、Ｂが安心して学校生活を送れるよう支援することとなった。また、加害生徒に対しては、毅然と対応するとともに、加害生徒がもつ課題についても支援しながら、同じことを繰り返さないように指導することとなった。

③支援の実施

教室内では担任が中心となり、Ｂが安心して過ごせるよう支援を行った。また、ＳＣによるカウンセリングも勧めたが、担任との信頼関係が構築されていることからカウンセリングは不要となった。加害生徒への指導・支援は、部活動顧問が中心となって行った。加害生徒にもカウンセリングを勧めることで、本人の反省と成長が促されるよう取り組んだ。なお、学年主任が本ケースのコーディネートと保護者への連絡を担当した。

④経過観察

Ｂは部活動を休んでいたが、徐々に気持ちも安定し参加できるようになった。また、被害生徒・加害生徒の人間関係も改善されているが、見守りを継続中である。

(3) 成果

本ケースは、チーム学校として組織的に対応し役割分担することで、被害生徒及び加害生徒への効果的な支援を行うことができた。当該校におけるいじめ事案での組織力・対応力の向上につながった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 20 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童Cは遅刻や欠席が多く、家庭とは連絡が取れないことが頻繁にあった。また、教科書や体操服などを持って帰ると、再び持ってくるできないことが多かった。さらに、朝食を食べずに、給食が始まる時間帯に登校することが常態化していた。この状況について、コーディネーターからSSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

担任からCの家庭の様子をSSWに共有した。その詳細な情報から、SSWはネグレクトの疑いがあることを学校に伝えた。学校は要対協と福祉部局にその旨を連絡し、今後の支援のための情報共有と協力を依頼した。

③支援の実施

学校の支援として、本人や母の精神的な負担等も考え、まずは遅刻してもいいので登校することを目標とし、登校した日は本人の意向を確かめた上、遅れている学習のフォローなどを行った。また、登校の有無に関わらず、担任が定期的に家庭訪問を行い、母と話す機会を確保した。一方で、学校と関係機関は情報共有を密にし、連携を図った。

④経過観察

Cは自分のペースで登校できるようになり、欠席する場合は母から学校へ連絡が入るようになった。また、福祉部局の働きかけにより、母は福祉部局に自ら支援を求めるようになった。

(3) 成果

SSWが福祉的な視点を学校に提供したことで、今後、当該校の教職員が、教育的な専門性に福祉的な視点を取り入れた支援を行うことが期待できる。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 320 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 20 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童Dは父子家庭であり、父は生活保護を受給しながら、就労支援を受けている。父はネグレクト傾向にある反面、時にしつけが厳しくなるため要対協の管理ケースとなっていた。Dは友人や担任とのトラブルが多く、落ち着きがない学校生活を送っていたことから、担任からSSWへ相談があった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を行い、Dの学校での落ち着かない様子は、貧困も含めた家庭環境にも原因があるかもしれないと判断した。SSWからは、学校が行う支援と関係機関が行う支援との整理が必要であること、

また、そのためには要対協によるケース会議を行うことが重要であることを伝えた。

③支援の実施

要対協によるケース会議では、父の就労状況や家庭状況を整理することができた。また、学校での本人の状況も関係機関と共有することができ、支援の役割分担ができた。学校が行う支援として、放課後、定期的に学習支援を行い、その中で担任がしっかりと本人の話を傾聴する時間を確保した。

④経過観察

Dは放課後の学習支援に自ら参加するようになり、担任とのトラブルは減っていた。また、友人との関係も徐々に改善している。また、ケース会議後も学校と関係機関との情報共有が継続的に行われ、家庭への支援については、関係機関が主体となって取り組んでいる。

(3) 成果

学校が行う支援と関係機関が行う支援に分けて、取り組むことができた。今後、当該校が抱え込みをせず、関係機関と連携しながら、子どもたちを支援していくことが期待できる。

<学習に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 20 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童Eは授業に集中できず、立ち歩きが多い。また、授業中、他の児童とトラブルになることもある。そのような状況の中、担任からSSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

SSWと関係職員で、Eが在籍するクラスの状況及び他のクラスの状況について情報を共有した。その結果、落ち着いた状況で授業が行えていないのは当該クラスだけではないことが分かった。SSWからは、Eへの個別ケースとして捉えるのではなく、学校アセスメントを行い、学校の課題として取り組むことを提案した。

③支援の実施

注意することや立ち歩きを止めさせることだけに重点を置かず、授業中に立ち歩きや集中していない児童の様子(教科や時間帯、きっかけ)を整理し、その児童が落ち着かない背景を探ることに主眼を置いた。また、教職員の児童への言葉がけを見直し、伝え方を工夫することを意識した。

④経過観察

Eは徐々にではあるが、自席に座っていられる時間が増えてきている。また、クラスにより効果の差はあるものの、授業中の立ち歩きが減り学校全体が落ち着いてきている。

(3) 成果

Eの個別課題としてケースが挙がったが、学校アセスメントを行い、学校の課題として取り組んだことで、学校全体に効果をもたらした。また、学校アセスメントにより、当該校の課題と強みを把握し、整理することができた。

和歌山県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○連絡協議会：1回・4月に実施。

【目的】スクールソーシャルワーカー等の業務内容について理解を促すとともに、資質向上を図るため有識者による研修を実施し、チーム学校の一員としての機能充実に資する。

【内容】市町村教育委員会・県立学校担当者との協議。「多職種連携を考える」をテーマとした協議。

○研修会：7回

- ・全体研修会 2回 5月・8月実施
- ・経験年数別研修会 4回 5月2回、10月、1月実施
- ・いじめ対応研修会 1回 11月実施

【目的】スクールソーシャルワーカー等に対し、事業理念の共通理解を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある様々な課題に対する効果的な働きかけや、学校と関係機関等との円滑な連携に資する。

【内容】講義及び協議

テーマ：「スクールソーシャルワーカーとして必要な知識」、「スクールソーシャルワーカーとしての発展的活躍について」、「要保護児童生徒や虐待対応における法的知識の理解について～事例から学ぶ虐待対応～」、「救えたはずの命から託された願い～多機関連携で子どもを守る～」、「心理支援及び教育相談過程で出会う判断に迷う事態について～主に倫理的な視点から～」、「自殺予防教育」、「発達支持的生徒指導に基づく学級づくり」、「心理支援及び教育相談過程で出会う判断に迷う事態について（主に倫理的な視点から）」、「教育現場と法律①・②」、「いじめ対応研修」、「いじめ事例のケーススタディ①・②」、「学校教育における性の多様性」、「被災地における学校現場で必要な支援」、「非行における対応について」、「いじめ・不登校対応の事例検討①・②」、「問題行動等の対応について」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・連絡協議会では、市町村教育委員会担当指導主事及び県立学校担当者にも参加を求め、スクールソーシャルワーカー等との協議の機会を設けた。また、市町村教育委員会担当指導主事及び県立学校担当者を対象とした分科会を行い、児童生徒のアセスメントやスクリーニングをする際のスクールソーシャルワーカー等を活用することの重要性について、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーによる講義を実施した。
- ・県内の学校管理職に向けた「不登校に特化した研修」において、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカー等の効果的な活用を含め、実例を交えた不登校対策の講義を実施した。
- ・県立学校生徒指導部長会議、市町村立学校担当教員及び市町村教育委員会指導主事を対象とした生徒指導研究協議会で、それぞれスクールソーシャルワーカー等を含めた「チーム学校」による生徒指導体制を構築することで期待できる効果等について、外部講師による講義を実施した。
- ・県立学校における連絡協議会を10回実施した。スクールソーシャルワーカー担当指導主事が、県立学校担当者に対してスクールソーシャルワーカー等の活用について所管事項説明を行った。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

①学校が抱える課題に応じた配置上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される申請書に基づき、スクールソーシャルワーカー等の勤務日数の調整を行った。
- ・単独校配置対象ではない学校については、近隣の学校が拠点校となり、スクールソーシャルワーカー等が訪問等を行い、対象校として対応した。

②教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取組を促す配置上の工夫

- ・拠点校の小学校・中学校に限らず、近隣の小学校・中学校に対し支援を行える配置を行った。
- ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーと学校訪問を実施し、本人から聞き取りを行うとともに、管理職に職務内容の確認や指導助言を行った。

③福祉との連携による配置上の工夫

- ・各市町村教育委員会は、スクールソーシャルワーカー等の配置に係る申請書に、各学校における重点課題（虐待、貧困、不登校・いじめ対策等）や配慮が必要な事由の記載を併せて行った。
- ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーが、訪問型スーパービジョンを行い、本人から聞き取りを行うとともに、管理職に職務内容の確認や助言を行った。

④他の事業を活用した配置上の工夫

- ・スクールカウンセラー等、訪問支援員、不登校児童生徒支援員の配置とスクールソーシャルワーカー等の配置を併せて検討した。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- ・勤務日数が少ないため、教職員との情報共有の機会が少ない。
- ・スクールソーシャルワーカー等を効果的に活用するための教育相談体制の構築に係るスーパービジョンの実施回数を増やすことや、日ごろからスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーに相談をしやすい体制をつくること、スクールソーシャルワーカー等が学校に助言する機会をできるだけ多く設定する必要があった。

【原因】

- ・学校で相談を受ける機会は徐々に増加しているものの、一部の学校で活用方法の理解が進んでいないことや、スクールソーシャルワーカー等の対応力に個人差があった。

②課題解決に向けた取組内容

- ・効果的な活用方法や活用に向けた体制づくり促進のため、研修内でスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーによる講義と演習を実施した。
- ・対応が困難な事例が生じた場合、スクールソーシャルワーカー等が、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから直接助言や指導を受けることができる体制を整えた。

③成果

- ・連絡協議会等を実施したことで、学校はスクールソーシャルワーカー等の活用について理解が進んだことで、効果的な活用がなされ、対応が進展した事案が増えた。また、一部のスクールソーシャルワーカー等からは、学校で相談を受ける機会が増加し、対応する時間が足りないといった声も聞かれるようになった。今後も研修や訪問型スーパービジョン等を通じて、学校のスクールソーシャルワーカー等の活用に向けた理解が進むよう促すとともに、様々な事案についての的確に対応できるようスクールソーシャルワーカー等の資質向上のための取組を継続した。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童数 約400名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年42週/週1回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・5月頃、児童から登校意欲低下の訴えがあり学校が把握した。

②学校内での方針の検討

- ・スクールソーシャルワーカー等が、正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成した上でケース会議を行った。
- ・担任等による生徒、保護者と面談を継続し、関係構築に努めた。
- ・児童の学習保障や学校行事に参加できる環境を整えた。
- ・児童相談所と連携し、支援方針の決定を行った。

③支援の実施

- ・児童相談所が家庭への介入を実施した。
- ・教職員等が児童と関わりや繋がりを持ちながら、児童の見守りと支援を行った。

④経過観察

- ・児童の学習支援をおこなうとともに、児童の友人関係の構築の手助けをし、学校行事等への参加を促した。
- ・児童が学校行事に参加した際は、本人と教職員等が話をする機会を設け、心情及び目標等の確認を実施しながら観察を継続した。
- ・児童が欠席した場合には、家庭訪問を実施した。
- ・児童相談所との連携により保護者への支援ができた。

（2） 成果

- ・多くの教職員が、児童とコミュニケーションを取る機会を持ったことで、表情が明るくなった。
- ・不登校支援児童数8名
うち、スクールソーシャルワーカー等が関わったことにより登校する又は、登校できるようになった児童数3名
スクールソーシャルワーカー等が継続して関わっている児童数3名

＜心身の健康・保健に関する問題＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②生徒数約200名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年84週/週2回/1回あたり6時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・他の高等学校からの転入生で、欠席が続き、連絡がつかない状態であった。
- ・保護者は外国籍で、家庭支援が必要であった。
- ・当該生徒は、薬物の過剰摂取や自傷行為をSNSに投稿した。

②学校内での方針の検討

- ・スクールソーシャルワーカーが、福祉や保健行政から正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成した上でケース会議を行った。
- ・担任等による生徒、保護者と面談を継続し、関係構築に努めた。
- ・関係機関と連携し、支援方針の決定と学校の役割を整理した上で対応した。

③支援の実施

- ・担任が保護者に寄り添い関係作りを続けた。その際、保護者から相談したい思いや病院にも連絡したが伝わらず、どうしたらよいか分からないという話をしてくれた。
- ・担任が保護者と同行し、本人の年齢や状況を考慮した上で、精神保健福祉センターや保健所に相談した。
- ・保護者が本人を連れて精神科クリニックを受診した。

④経過観察

- ・家庭支援を継続的に行うことができた。
- ・学校は早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた協議を行った。

（３）成果

- ・スクールソーシャルワーカーが間接的にコンサルテーションを行い、複合的な事案を組織的に対応できた。
- ・心身の健康・保健に関する問題の支援生徒数10名
うち、スクールソーシャルワーカー等が関わったことにより状態が改善した生徒数0名
スクールソーシャルワーカー等が継続して関わっている生徒数8名

<家庭環境の問題>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童数 約200名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年42週/週1回/1回あたり6時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・小学校4年次に両親の離婚により、他地域から転入した。小学校5年になり、登校しぶりが見られ学校が把握した。

②学校内での方針の検討

- ・スクールソーシャルワーカーが、福祉や保健行政から正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成した上でケース会議を行った。
- ・児童の登校状況を安定させるため、学力保障や本人の受け入れ体制を整え心理的安定を図った。
- ・要保護児童対策地域協議会と連携し、支援方針を決定し対応した。
- ・他機関とのケース会議により、学校の役割を整理した上で対応した。

③支援の実施

- ・福祉や保健行政が家庭への介入を実施した。
- ・教職員等が児童と関わりや繋がりを持ちながら、児童の見守りと支援を行った。

④経過観察

- ・家庭支援は福祉・保健行政が中心に行った。
- ・児童の登校支援は教職員が継続的に実施し、本人の状況を観察した。
- ・関係機関と情報共有や協議を定期的に行った。

(3) 成果

- ・福祉や保健行政が継続的に家庭に介入し、保護者の支援をすることで、保護者の状況が落ち着いた。
- ・学校での学力保障や受け入れ体制を整えたことで、児童から「学校が楽しい」と話すようになり、遅刻や欠席がほとんど見られなくなった。
- ・家庭環境による問題の支援児童数 25 名
うち、スクールソーシャルワーカー等が関わったことにより状態が改善した児童数 2 名
スクールソーシャルワーカー等が継続して関わっている児童数 20 名

鳥取県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・新任研修1回、資質向上研修5回、連絡協議会1回、育成研修3回を実施。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・スクールソーシャルワーカーの職務や活動方針等を記載した「教育相談体制充実のための手引き」を平成30年7月に作成（令和元年9月一部改訂）し、県内の学校に通知するとともに、市町村教育委員会事務局職員等との連絡協議会や県教育委員会主催の研修会等で周知している。
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会において、学校で起こる緊急事態において早期発見・早期対応はいかに行うべきか、また事態が起こった場合には学校はどう対応すべきなのか、その際スクールソーシャルワーカーはどのように位置づけられ、どのように動くのかそれぞれの対応や支援について理解を深める研修を開催した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でSSWを配置し、対応している。（県内私立高等学校にも対応している。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でSSWを配置。
- ・スーパーバイザーの配置。県教育支援センターへ重点配置。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・令和4年12月の生徒指導提要の改訂でスクールソーシャルワーカーを含むアセスメント実施の重要性が示されているが、スクールソーシャルワーカーを含むアセスメントが十分に行われていない現状がある。

＜課題の原因＞

- ・全ての学校教職員にスクールソーシャルワーカーの職務内容やスクールソーシャルワーカー含むアセスメントの有用性が伝わっていないことなどが原因として考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、研修を通してアセスメントの重要性を示すとともに、所管する各学校へアセスメントの有用性の周知を図った。
- ・学校教職員向けの研修で、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用の紹介やアセスメントの有用性についての説明を行った。
- ・スクールソーシャルワーカーを対象とした精度の高いアセスメントを目指した研修を実施した。

③成果

- ・市町村教育委員会担当者の困り感を抱える児童生徒の要因・背景を見立てる力を向上させることで学校への指導・助言に繋がるとともに、学校でのアセスメントの重要性が広まってきた。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用実績が増加した。（支援対象となった児童生徒 前年度比10%増）

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年52週/週5回/1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

入学してから不登校が続いており、心配した先生がSSWに連絡した。

②学校内での方針の検討

＜課題の明確化・アセスメント＞

1）学校・家庭での様子

- ・自宅では、朝起きてよく犬の散歩をしている様子である。たまに、担任が家庭訪問すると気分がよければ世間話程度の会話は成立する。

2）現在行われている学校の対応

- ・定期的な連絡をすると共に家庭訪問を継続する。

＜支援内容の検討・プランニング＞

1）目標

- ・家庭訪問して生活の様子の聞き取りをする。
- ・登校できそうな教科・科目に誘ってみる。
- ・本生徒に社会資源（ハートフルスペース）の紹介をする。
- ・保護者の意向を確認する。
- ・市町のSSWと連携して支援会議を行い、現状の報告と今後の対応について協議する。

2）プランニング（手立て）

上記内容について役割分担を行った。

- ・家庭訪問して生活の様子の聞き取りをする。（担任）
- ・登校できそうな教科・科目に誘ってみる。（担任）
- ・本生徒に社会資源（ハートフルスペース）の紹介をする。（市町SSW）
- ・市町の重層的支援事業の対象者として登録を依頼した。（高校SSW）
- ・保護者の意向を確認する。（教育相談担当）

③支援の実施

- ・上記の内容を実施して市町も協力的に対応できた。

④経過観察

- ・訪問面接をして、現時点では休学手続きに至った。
- ・今後の進路について考慮中である。
- ・役割分担した支援を継続して実施している。

（3）成果

- ・SSWが関わることで、校内だけの支援に留まらず、生徒の中学時を知る市町のSSW、市町の福祉担当部局と連携するなど支援者を中心とした包括的な支援を行うことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年52週/週5回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は、高校入学後まもなく体調不良を訴え、保健室に来室。養護教諭は、生徒と面談する中で、生徒が家事の一部を担うことへの負担、食事が摂れていないことや両親の養育状況が気になったため、教育相談担当教員からSSWに相談があり、SSWが関わることとなった。

②学校内での方針の検討

<課題の明確化・アセスメント>

1) 学校・家庭での様子

- ・生徒は、家庭事情により、幼少期から叔父や叔母の家庭で育てられるなど、居を転々としながら養育されてきた。
- ・中学時から両親の元で生活しているが、基本的生活習慣・学習習慣が身につけていないため、授業中に居眠りをしたり、朝食を摂る習慣もなく顔色も悪く痩せている。
- ・両親は、夜、遊びにでかけることもあり、生徒に、下のきょうだいの面倒や家事の一部を担わせており、それが生徒の負担になっている。また、学校に通うのに必要なお金を渡してもらえず、安心した環境で学校生活を送ることができない。学校徴収金も滞納することが多い。
- ・生徒と両親との関係性も良好とはいえない。

2) 現在行われている学校の対応

- ・校内ケース会議を開催し、生徒の健康面や発達上の課題、学校生活 (生徒間の関係も含む)、家庭背景、意欲、関心等について多角的にアセスメントを行った。
- ・生徒は、朝食が摂れていなかったり、家事の大変さを養護教諭に話していることから、両親の養育が充分でない可能性が疑われる。生徒にとって家庭が安心・休養の場になっていないと思われる。
- ・朝食については、通学途上に祖父宅があるので、そこで朝食を摂らせてもらうようになり、徐々に生徒の体調も良くなってきた。
- ・生徒は、困ったときは先生に相談するなどSOSを出せる力があるので、学校は、生徒の訴えに、都度、対応している。
- ・SSWは生徒と面談し、今、困っていることやどんな生活を望んでいるか思いを聴きとった。併せて、家庭以外の居場所についてどんな福祉サービスがあるのか説明した。
- ・生徒は、以前、児童相談所が関わっていたことや親子関係の危うさも気になったため、SSWは、学校に対し、児童相談所と情報共有するよう提案し、児童相談所と繋がることとなった。

<支援内容の検討・プランニング>

1) 目標

- ・生徒が安定した環境で学校生活が送れるよう支援する。

2) プランニング (手立て)

- ・生徒の意向を踏まえ、関係機関の協力を得て、自宅以外の生活の場を検討する。
- ・親子関係の再構築を試みる。

③支援の実施

- ・SSWは、生徒が家を出て別の場所で暮らすことを望んでいたため、児童相談所に来校してもらい、生徒の思いを直接聴いてもらう機会を作った。
- ・その後、SSWは、児童相談所と自立援助ホームと学校の3者でケース会議を持ち、生徒の最善の利益と支援について検討した。その中で、自立援助ホームの入所も検討したが、さまざまな理由から入所には至らなかった。ただ、学校卒業後を見据え、生徒が困った時に相談できる社会資源の一つとして、定期的に、自立援助ホームの職員に来校してもらい、生徒が面談する機会を持った。

④経過観察

- ・その後、生徒は父親と些細な事で喧嘩し、父親から暴力を振るわれ怪我をしたため病院に搬送された。医師

が児童相談所に通告し、病院退院後、一時保護となった。その後、児童相談所が本人、保護者の意思を確認し、自立援助ホーム入所に至った。

- ・現在、生徒は、自立援助ホームから学校に通っている。生徒は、規則正しい生活習慣も身につけ、精神的にも身体的にも安定した学校生活を送っている。
- ・児童相談所は、定期的に両親と面談をしながら、子育ての悩みなど相談できる拠りどころとして関わっている。

(3) 成果

- ・児童虐待に加えてヤングケアラーや心身の健康、保健に関する問題など複合的なケースに対して、SSWが学校と関係機関の連携を的確に行い、家庭を含めた支援体制の構築及び支援を展開することができた。

島根県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県内のＳＳＷに向けて、初任者等基礎研修会（５月）、連絡協議会（８月、２月）、研修会（１２月）。
- ・近隣の市町のＳＳＷ、派遣指導主事、教育事務所指導主事での定例会（年３回）。
- ・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況。

- ・年度初めの小中校長連絡会にて、ＳＳＷ活用事業に係る説明およびＳＳＷの自己紹介。
- ・指導主事や家庭支援課等による学校訪問へＳＳＷの同行。
- ・ＳＳＷの業務に関するチラシの作成と配付。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・教育支援センターに配置している地域では、学校や関係機関との連携を密にした。
- ・中学校校区で担当者を決め、各学校にＳＳＷの顔がみえるようにして活用を促した。
- ・長年地域に在住するＳＳＷを継続任用し、地域資源を活用した。
- ・離島では島内の人材を任用し、柔軟かつ早急に対応できるようにした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）ＳＳＷの人材確保や資質向上。

＜原因＞保護者や児童生徒の悩みや困り感が多岐にわたる。ＳＳＷへの相談や対応依頼件数が増加。

（課題）初期段階でのＳＳＷによる対応が困難。

＜原因＞学校内のＳＳＷへの認識不足、家庭内での課題意識の希薄さや世間体を気にしている風土等。

②課題解決に向けた取組内容

- ・関連部署（子ども家庭支援課・地域福祉課）とのチーム連携による組織的対応を実施。
- ・要対協に係るケース会議等（教職員が参加するもの）にＳＳＷも出席して専門的な助言を実施。
- ・社会福祉士会等の他機関に対してＳＳＷ任用時の協力要請を実施。スーパーバイザーとも連携。

③成果

- ・他機関との連携により、問題を一人で抱えない体制の構築につながった。
- ・校内支援組織の一員としての認識が広がり幅広い対応をすることができた。
- ・心理職を経験した新たなＳＳＷを任用することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（ 小学校 ）

②児童生徒数 40 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）、配置方法（年 15 週/週 1 回/1回あたり 2 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・学校からのＳＳＷ派遣要請により、学校と教育委員会で情報共有を実施。その後、保護者、児童との面談を経て、課題の発見につながった。

②学校内での方針の検討

- ・校内でできることと保護者、児童のニーズのすりあわせを行うため、校内で拡大ケース会議を開催して情報共有とそれぞれの方針の統一を図った。

③支援の実施

- ・家庭訪問や公民館などで面談を行い、児童の思いを聞き取り、必要に応じてアドボケイトを行った。また、一緒に体を動かしたり、絵を描いたり、勉強を教えたりするなど、児童のニーズに合わせて支援を実施した。保護者には家庭での接し方や子ども理解のための助言を行った。学校に対して、情報共有とコンサルテーション、定期的なモニタリングを行った。

④経過観察

- ・学校環境の変化、保護者の認識の変化により、次第に学校へ気持ちが向き、気力も回復してきたことで、学校復帰に至った。

(3) 成果

- ・不登校児童数３名うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童数２名。ＳＳＷが継続して関わっている児童数２名。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 64 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)、配置方法 (週 2 回/1回あたり 3～4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・保護者から学校への訴えによるいじめ事案の認知後、教育委員会へ報告があり、校内対応会議の開催(報告・相談のため指導主事とＳＳＷも同席)して課題を発見。

②学校内での方針の検討

- ・校内対応会議を開催し、事案についてＳＳＷも同席して対策協議を実施。
- ・保護者への対応、生徒への対応、校内体制の確認等を行い、ＳＳＷとＳＣが連絡を取り情報を共有。
- ・被害、加害生徒に対する面談の実施やその方法について協議し、対応の確認をした。

③支援の実施

- ・校内対応会議にＳＳＷが参加。保護者対応等への助言。
- ・ＳＳＷが、担任、生徒指導担当者と面談。状況や情報の整理。
- ・関係生徒の個別面談時の待機教室で、ＳＳＷも生徒と一緒に待機し生徒の様子の把握。
- ・加害生徒保護者との面談に、教育委員会とＳＳＷが同席。

④経過観察

- ・担任、生徒指導担当、ＳＳＷが定期的に情報共有を行った。
- ・関係生徒および保護者に対する面談を実施。

（３）成果

- ・校内対応会議にＳＳＷが出席することで、学校の対応方針や校内の支援体制の情報共有を行うことができた。ＳＳＷとＳＣの連携により、生徒への相談対応をスムーズに行うことができた。

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 408 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）、配置方法（ １回あたり 1～2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・児童の日記に「虐待を受けている（ネグレクト）。家でも通報や裁判所のことを考えた。」と書かれているのを担任が気付き、対応について学校からＳＳＷへ相談。児童は学校から保護者に話すことを拒否していた。

②学校内での方針の検討

- ・学校と保護者との面談予定があったため、伝える内容について再度児童と話し合い、内容を確認した後、保護者面談を実施した。

③支援の実施

- ・ＳＳＷと話すと児童の気持ちが晴れる面があり、面談を継続した。その後、ＳＳＷからＳＣに児童面談を交代して継続。家を出たい気持ちがあるのか等、児童と確認して支援を続けた。

④経過観察

- ・支援を継続するなかで児童からの訴えが無くなり、話題は関心のある事柄に変わっていった。家族の異動などで自分の部屋ができたり、病気の時に保護者に看護してもらったりした経験も児童にとって充足感につながり、安定していった。

（３）成果

- ・ＳＳＷが関わったことにより改善した児童数 １名
- ・ＳＳＷが継続して関わっている児童数 １名

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 211 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）、配置方法（ 年 35 週/週 5 回/１回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・教育支援センターを利用している生徒から、家庭内の困り事を相談してきた。夜中に保護者が薬を過剰摂取し意識がないと連絡があり、急遽家庭訪問を実施し、理由が経済的なことだとわかった。

②学校内での方針の検討

- ・小学校、中学校、教育委員会、福祉部署（子育て支援課・社会福祉課）との連携。

③支援の実施

- ・要対協ケースになり、子育て支援課が中心となり支援。SSWは生徒からの情報や小学校からの情報を確認しながら状況を共有。生活保護受給につなげることができた。家から出ている親戚とも相談し、保護者の体調を整えるため医療受診を勧めた。また、進学について保護者と生徒と共に相談した。

④経過観察

- ・保護者の体調不良が改善し、就職活動も実施。その後、保護者は就職し、経済的な心配がなくなり生徒も安定した。他のきょうだいの不登校等の課題も改善した。

（３）成果

- ・子どもたちの変化や様子のキャッチは相互関係ができていないと困難であるが、日頃からの関わりや何気ない時間を大切にしてきたことで、子どもからSSWに発信ができたことが、家庭へのアプローチにつながった。

<家庭環境>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 高等学校 ）

②児童生徒数 279 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）、配置方法（ １回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・生徒より、家庭内での保護者の暴言や精神的に不安定であることについて、担任に相談があった。両親の離婚は既に成立しており別居状態であるが、生徒への接触があり、その言動が怖いという訴えだった。

②学校内での方針の検討

- ・SSWに介入してもらい、現状の確認とできる支援について検討してもらった。担任が生徒の様子を確認と声かけを行った。

③支援の実施

- ・SSWが保護者と面談を行い、現状の確認を実施。離婚が成立していたので直接的な関わりはせず、家庭でできることを整理し、保護者に対して助言をしてもらった。また、生徒との面談も実施し、不安の聞き取りと具体的な対処方法について助言をもらった。

④経過観察

- ・保護者へ各機関への相談の実施状況について確認しながら、生徒との面談も適宜行った。

（３）成果

- ・接触を図ってきた保護者への支援が入り、生徒への接触がなくなり、安心して過ごすことができた。

岡山県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間通して、新規採用者対象研修を3回（9時間）、実地研修を合計6時間。全員対象の研修を年間3回、地区別研修会を年間3回。スーパービジョンは、各市町村ごとや地区ごとのグループスーパービジョン及び必要に応じて個別のスーパービジョンを随時、実施した。

内容としては、スクールソーシャルワークの専門性や学校教育への理解（学校組織の理解や義務教育と高校の違いなど）、個別の支援ケースの検討、長期欠席・不登校対策について、特別支援教育への理解や性被害の現状に関する講話及びSSWの役割等についての協議を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ① 年間3回の市町村教育委員会担当者との連絡協議会、学校の生徒指導主事研修会や教育相談担当者研修会において、SSWの職務の理解を図るとともに、教育相談体制の状況や課題を共有し、さらなる充実に向けて協力を要請した。
- ② SSWが緊急の対応がなくても定期的に学校へ訪問し、各種会議への出席や校内を巡回することにより、些細な事からSSWへ相談できるような状況を作ること、学校教職員とのコミュニケーションが図られ、SSWの職務の理解促進につながっている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ① 県内各市町村を複数のSSWが担当。岡山市立学校を除く、県内全公立小・中・高等学校・義務教育学校・中等教育学校に、担当SSWを割当てた。
- ② 県立特別支援学校は、別枠で5名配置した。
- ③ 担当校を巡回訪問すると共に、要請のあったケースについて、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援した。
- ④ 各市町村教育委員会の担当指導主事等と地区担当SSWによる定例会議と、各リーダー（各市町村にリーダーを配置）と県の事業担当者及びスーパーバイザーとの会議を月1回程度実施した。
- ⑤ 新規採用者は原則、小学校の担当のみとし、その校区の中学校担当のSSWがフォローできる体制を整えた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

① 課題とその原因

課題は、各市町村や学校におけるSSWの効果的な活用には差があることである。問題行動等の未然防止や、早期に支援につなぐことの重要性を理解してもらうと共に、窓口となる教員だけでなく、全教職員にSSWの役割について周知していく必要がある。

原因の1つとして、担任によるケースの抱え込みがあったりSSWとの連携体制が脆弱であったりし重篤化してからSSWが対応することがあり、その場合はSSWが介入しても改善を図ることが難しく、効果的な活用として教員の実感が伴わないため、SSWを活用する機会が少なくなってしまうことがある。

② 課題解決に向けた取組内容

学校とSSW、関係機関等との連携によりケースが好転していく成功体験を、お互いに積み重ねるために、ガイドラインや改訂された生徒指導提要等を基にSSWの効果的な活用に向けた理解を進める。また、SSWが研修で学んだこと活かして、事業方針やSSWの役割を学校に周知し、SSWとの連携体制を強化させる。

③ 成果

- ・SSWの役割を周知し、SSWと学校との連携体制を強化させるために、12月に不登校対策担当者121名とSSWとの合同研修会を実施した。「SSWの活動内容を知り、新たに支援充実に向けてSSWと連携して取り組みたい」等の肯定的な意見が多く、充実した研修会となった。
- ・SSWに関する各校のアンケートにおいて、「SSWが関わることで、児童生徒の課題を把握してからの対応はSSWが関わらない場合と比べて早くなったか」という項目において、91%の学校が肯定回答、9%が変化なしと回答しており、SSWと学校の連携体制の強化はすすんでいる。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 610名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 巡回方式
配置方法 年 52週/週 0.6回/1回あたり 2.7時間

（2）対応内容

①課題の発見

児童はゴールデンウィーク後に欠席が続くようになった。昼夜逆転の生活になったことで深夜徘徊することがあり、児童相談所が介入した。

②学校内での方針の検討

SSWは、学校と各関係機関（児童相談所、子ども相談センター、地域生活支援センター）と情報共有を行う。また、登校に向けた体制づくりについて、各機関が共通認識を持ち役割分担を明確にするために、拡大ケース会議の調整を行った。

③支援の実施

拡大ケース会議では、支援の方向性とそれぞれの役割分担について協議した。また、SSWは家庭と一緒に関係機関と日程調整を行い、学校と関係機関が連携しながら支援を継続していった。

④経過観察

2学期は断続的に保健室登校や教室に入ったりできるようになり、本人の笑顔がふえた。3学期になると継続的に登校し、音楽発表会にも参加できた。また、養護教諭が学校の調整役となり、学校と家庭及び教職員と児童との繋がりが広がっていった。

（3）成果

不登校児童生徒数 14名

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 9名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 5名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 66名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 巡回方式
配置方法 年 52週/週 1.1回/1回あたり 1.4時間

（2）対応内容

①課題の発見

欠席が多くなっていた児童に対して、学校からSSWへ児童と保護者の面談依頼があった。SSWが家庭訪問した所、母親は児童がいじめを受けていると訴え、いじめ対策委員会設置を望んだ。しかし、以前に母親は学校へいじめ相談をしたが改善されなかったことに不信感があり、学校との連携を渋っていた。

②学校内での方針の検討

SSWからの情報提供により、学校は保護者の求めに応じて、いじめ対策委員会を設置した。SSWは児童や保護者に寄り添いながら課題整理して、学校と情報共有しながら、いじめ対策の方針を決めた。

③支援の実施

SSWは定期的に本人・保護者の意向を確認し学校へ情報提供するなど、学校と家庭との調整役を担った。

④経過観察

保護者は学校のいじめ対応に対して一定の理解を示し、本人は登校する日が増えた。

（3）成果

いじめに関する継続支援対象者数 1名

うち、SSWが関わったことによりいじめが解消・好転した対象者数 1名

SSWが継続して支援している対象者数 0名

令和4年度から令和5年度におけるいじめ解消率において、67%上昇した

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 110名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 巡回方式
配置方法 年 52週/週 0.4回/1回あたり 3.9時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生徒は自ら、母親から虐待があることを児童相談所に連絡し一時保護された。しかしその後、生徒は不登校になり自分の部屋に引きこもるようになった。学校は、本人・母親が孤立しないように母親に対してSSWを紹介した。SSWは、母親と面談し困り感と支援ニーズについて把握した。

②学校内での方針の検討

SSWは、校内ケース会議を開催し、情報共有した上で、具体的な支援について確認した。母親の教育熱心さが過剰になり心理的虐待に発展したことや身体的虐待も小学校からあることが分かった。また、母親は、本人が不登校になったことで不安と苛立ちを募らせ不安定な状態となっていた。

③支援の実施

SSWは、学校と母親を交えて定期的な支援会議を開催し、学校と母親の負担を軽減していくことやスモールステップの登校について共通理解を図るなどした。担任は、本人に電話連絡をして信頼関係の構築に努めた。また、SSWは要対協の関係者会議に出席し、他職種連携の支援を要請し家庭の見守り依頼をした。

④経過観察

部屋に引きこもっていた該当生徒はリビングで家族と過ごせるようになり、登校できるようになった。大学進学目標もでき、県立全日制高校に進学することになった。

(3) 成果

虐待に関する継続支援対象者数 2名
うち、SSWが関わったことにより虐待が解消・好転した対象者数 1名
SSWが継続して支援している対象者数 1名

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 340名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 巡回方式
配置方法 年 52週/週 0.6回/1回あたり 2.5時間

(2) 対応内容

①課題の発見

遅刻や欠席が多くなっている生徒について、学校からSSWに相談があった。生徒は著しく痩せていて家庭で食事を十分に摂れていない様子であった。SSWは母親と面談を実施し、母親は知的障害と難病があり、経済的にも困窮している状況が分かった。

②学校内での方針の検討

情報共有及び支援の検討・役割分担を行うために、SSWと学校で校内ケース会議を開催した。

③支援の実施

学校は、本人の悩みや不安を解消できるように話せる機会を設けた。S S Wは、関係機関と連携を図り、福祉サービス（日中一時支援）に繋ぎ、フードパントリーや子ども食堂が利用できるように母子に同行した。また、本人への虐待の疑いもあるため、子ども支援センターに情報提供した。さらに、関係機関との拡大ケース会議を実施し、本人が登校しやすい環境をつくるために、情報共有と役割分担を確認した。

④経過観察

学校と各関係機関は母親を根気強くサポートしたため、本人の悩みは解消され欠席なく登校できるようになった。

（３）成果

貧困に関する継続支援対象者数 2名

うち、S S Wが関わったことにより貧困が解消・好転した対象者数 2名

S S Wが継続して関わっている対象者数 0名

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類 高等学校

②児童生徒数 550名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

配置方法 年 52週/週 0.6回/1回あたり 1.9時間)

（２）対応内容

①課題の発見

父親から家庭の事情で欠席させると連絡が入って以来、生徒の欠席は続いた。S S Wは学校から、母親が精神不安定で未就学の妹を世話できず、父親も経済的に余裕がなく仕事を休むことができないために、本人が妹の世話と母の様子を見るという状況であると相談を受けた。

②学校内での方針の検討

学校とS S Wで家庭と本人を支援していくための役割分担を確認した。学校は、担任が定期的に家庭訪問で状況確認を行い、学校内で情報共有するとともに学習のサポートをした。S S Wは、父親と連携しながら、親族や各関係機関と連絡調整を行う。

③支援の実施

祖父母は、直接支援をすることは難しい状況であったが、経済的支援をすることになった。S S Wは、子ども相談センターと保健所と連携し、母親のサポートを行った。児童相談所は、妹の一時保護や保育園の所属に向けて動いた。

④経過観察

母親は入院治療により回復し妹の世話をできるようになったため、本人は学校に復帰することができた。S S Wは、父親に生活再建のために生活自立相談支援センターを紹介した。また、母親に対しては保健所、妹に対しては児童相談所等が、継続して支援していく体制を整えた。

（３）成果

ヤングケアラー援対象者数 2名

うち、S S Wが関わったことによりヤングケアラーが解消・好転した対象者数 2名

S S Wが継続して支援している対象者数 0名

広島県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○第1回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】

- ・令和5年4月28日（金）

【目的】

- ・スクールソーシャルワーカーの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、スクールソーシャルワーカーの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】

- ・講義「学校、家庭、地域をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割について」
- ・協議「困難な状況にあるこども支援について」

○第2回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】

- ・令和5年9月28日（木）

【目的】

- ・スクールソーシャルワーカーの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、スクールソーシャルワーカーの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】

- ・講話「性的虐待の理解と対応について」
- ・実践発表「校内外の連携の在り方について」
- ・協議及び演習等「児童虐待に係る連携の在り方等について」

○第3回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】

- ・令和6年1月24日（木）

【目的】

- ・スクールソーシャルワーカーの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、スクールソーシャルワーカーの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】

- ・協議「『チーム学校』におけるスクールソーシャルワーカーの役割について」
- ・実践発表「スクールソーシャルワーカーとしての組織的な連携と支援について」
- ・実践交流「勤務校の教育相談体制に係る今年度の成果と課題等について」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

設置要綱をもとに、「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」を作成し、各配置校へ配付し、スクールソーシャルワーカーの基本的な役割や職務内容、効果的な活用のための支援体制、業務遂行に当たって配慮すべき事項等の周知を図った。

また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが配置校への学校訪問及びスクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会等の機会を通じて、管理職等に対して、各学校の状況に応じたスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について指導及び助言を行っている。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町の派遣申請を受けて、県内 22 市町の 48 中学校区へ配置した。また、県立高等学校においては、拠点校配置を行い、県内全域の高等学校を支援対象とした。なお、各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

○課題

- ・ S S W の配置へのニーズが高まっているが、希望するすべての学校に配置できていない。
- ・ 状況が好転するに至るまでの、継続した支援を行うことができないことがあった。

○原因

- ・ 配置効果を高めるため、中学校区や高等学校において拠点校方式をとっているが、ニーズに応じた配置までには至っていない。
- ・ 各学校において家庭環境等に課題を抱える児童生徒や保護者からの相談件数が増加する一方で、配置時間数の関係上、相談に対応する時間が十分に確保できていなかった。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 要望に応じた県全体の配置拡充を進める。
- ・ スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる学校訪問やスクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会等を通して、スクールソーシャルワーカーが、関係機関等との連携の下、家庭教育に対してより具体的な助言・支援を行うことができるよう、スクールソーシャルワーカーの力量の向上を図るとともに、組織的にスクールソーシャルワーカーを活用するための学校の相談支援体制の一層の充実を図る。
- ・ 連絡協議会において、スクールソーシャルワーカーを全 13 グループに振り分け、各グループごとに課題（テーマ）設定した仮説をもとに研究を進めることができるように内容を改善し、系統的な研修を実施していく。

③成果

県内の配置校数について、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、中学校区を 6 校、県立高等学校を 2 校増加した。

令和 5 年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校 1,795 人、中学校 1,710 人、高等学校 434 人であった。

多くの学校において、課題を抱えた児童生徒についてのケース会議を実施し、組織的なアセスメントやプランニングを行った上で計画的に支援したり、不登校児童生徒等の家庭訪問を行い、実態把握をした上で関係機関につなげたりするなど、チーム学校として取組を進める上での重要な役割を果たした。

また、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」について、「問題が解決」又は「支援中で

あるが好転」となった全体の割合は、60.8%であった。その他の項目の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった割合は次のとおりである。

	いじめ、暴力行為 非行等の問題行動	児童虐待	家庭環境の問題	発達障害等に 関する問題
令和4年度	68.5%	69.6%	59.3%	54%
令和5年度	57.3%	47.4%	56.1%	67.1%

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 257 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 48 週/週 2 回/1回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、妹が生まれたところから欠席が続くようになり、今後の対応について学級担任からスクールソーシャルワーカーに支援依頼があったことにより、課題を発見した。

②学校内での方針の検討

- ・スクールソーシャルワーカーは、担任や管理職から家庭の状況について情報収集を行うとともに、母親同席のもと、担任や管理職を含めた支援会議を開催し、具体的な支援策を検討しながら共通理解を図った。

③支援の実施

- ・母親への面談や家庭訪問による当該児童への支援を実施した。
- ・当該市子育て応援室や地域の子育て支援センターとの連携による母親を中心とした家庭支援を実施した。

④経過観察

- ・支援を実施する中で、当該児童は母親に強い愛情を求めている様子であったため、母親及び当該児童に対してスクールカウンセラーによるカウンセリングを行った。
- ・定期的な支援会議を開催し、現状報告及び支援方針の検討等をしながら具体的な支援を行った。

（3）成果

- ・母親及び当該児童への支援を通して、当該児童への母子分離不安の軽減につながり、親子の関係性の変化等の不登校に係る好ましい変化が見られた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 584 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 48 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

・ いじめ事案に係り不登校となった当該児童について、教職員とスクールソーシャルワーカーと連携する中で課題を発見した。

②学校内での方針の検討

・ 校内のケース会議等を行う中で、いじめ事案に係る関係児童への支援方針について検討を行った。

③支援の実施

・ スクールソーシャルワーカーの視点から児童及び保護者、学校の立場を考慮しながら学校の対応について助言及び援助を実施した。

④経過観察

・ 校内の会議において、支援方針の検討を重ねるとともに、対応教諭への助言等を実施した。

(3) 成果

・ 学校による組織的な対応の結果、関係児童の保護者の対応が変容し、当該児童の登校へとつながり、いじめが解消した。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 462 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 48 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

・ スクールソーシャルワーカーが当該児童と面談し、家庭での生活について聞き取る中で、当該児童等が食事作りを強いられる、保護者から1時間叱責され続けるなど、家に居場所がないと話していたことから課題を発見した。

②学校内での方針の検討

- ・校長、教頭、学級担任、スクールソーシャルワーカーでケース会議を開催し、当該児童及び家庭支援の方針を検討した。

③支援の実施

- ・学級担任による当該児童の様子の見守りを実施するとともに、学級担任及びスクールソーシャルワーカーが随時当該児童と面談を実施しながら支援を行った。また、一人一台端末を活用しながら学級担任等と当該児童の連絡体制を整えた。

④経過観察

- ・学級担任が当該児童母親と面談を行うとともに、スクールソーシャルワーカーが継続して家庭訪問を実施し、家庭及び当該児童等の状況把握を行った。

(3) 成果

- ・当該児童に対する母親の関わりに好ましい変化が見られたとともに、当該児童は睡眠がとれ、食事の量が増えてきたと話しており、生活の状況が好転した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 291 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 48 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は生活保護受給世帯であるとともに、要保護児童対象者である。当該生徒の不登校支援で家庭訪問や登校支援を継続する中で、当該生徒の家庭的な背景にある課題を発見した。

②学校内での方針の検討

- ・家庭訪問での状況や登校支援、市町内適応指導教室での様子等、生徒に係る情報を学級担任や教育相談担当者、管理職等で共有し、支援方針を検討した。

③支援の実施

- ・市町の子育て支援課や社会福祉課と連携及び情報共有を定期的に行いながら、当該生徒への支援をスクールソーシャルワーカーが行い、家庭支援は子育て支援課等が行う等、役割分担を明確にさせながら支援を実施した。

④経過観察

- ・当該生徒について、自分の思いや考えを伝えることができない場面があったため、学校内で支援方針等を協議しながら、思いを伝えやすい問いかけや言葉選び、選択肢の提示などを工夫しながら支援を行った。

（３）成果

- ・当該生徒の保護者について、支援当初と比較して変容した様子が見られ、子育て支援課や学校等の取組に対して協力的になってきており、当該生徒を巡る家庭環境等について状況が好転した。

＜発達障害に関する問題＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 68 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 48 週/週 2 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・小学校在籍時から登校渋り及び他の児童とのトラブルが見られたが、中学校入学後における保護者の事故死等を契機として、当該生徒は専門機関カウンセリングや各種検査等を受けた結果、発達障害及び書字の困難さを抱えていることが分かった。また、発達障害が当該生徒の登校渋りや学習への不適應に関係していると考えられることが分かったことにより、明確な課題を発見した。

②学校内での方針の検討

- ・当該生徒及び家庭の思いを聞き取りながら、学校内の管理職及び学級担任等と校内委員会で支援方針を検討した。

③支援の実施

- ・定期的な家庭訪問を実施し、当該生徒及び母親への支援を実施するとともに、当該生徒や家庭の状況について学校と情報を共有した。

④経過観察

- ・当該生徒の書字の困難さに対応するため、一人一台端末を活用した学習の導入を図る等、学習環境を整えるとともに職員研修を通して共通認識をもつ場を設定した。

（３）成果

- ・高等学校への進学意欲の向上等、当該生徒の状況が好転した。

山口県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・SC、SSW、FR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー連絡会議（年1回、令和5年7月20日実施） ※SVによる講義・事例検討等の研修を含む。

（目的） 外部専門家、市町教育委員会指導主事等が一堂に会し、いじめ・不登校等の対策に係る国の動向や県の方針等についての理解を深めるとともに、児童生徒の課題や家庭問題等について事例検討・協議等を行い、専門家同士や関係機関と連携した支援の在り方等について研鑽を積み、もって各事業の効果的な実施、外部専門家の効果的な連携及び支援の質の向上を図る。

- ・市町教育委員会ごとに、ループリック評価を活用したSSWの活動点検や教育委員会との連携強化を図る研修（年1回、令和5年10月下旬以降、各市町教育委員会で実施日を決定し実施）

（目的） 「スクールソーシャルワーカー資質向上指標」（以下、ループリック評価）を活用して、県のスクールソーシャルワーカー活用事業における支援体制の強化や県内配置のスクールソーシャルワーカーの資質能力の向上を図る。

- ・山口県社会福祉士会や山口県精神保健福祉士協会等の職能団体が実施する研修の後援

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。
- ・県教育委員会HPに「SSW活用マニュアル」を載せている。
- ・年度当初に県が実施する連絡会において、SSWの活用事業について市町教育委員会指導主事等に対して周知を図っている。
- ・市町教育委員会の生徒指導担当指導主事が参加する協議会で、SVが講義をしている。
- ・県立特別支援学校を対象に、「SSWの業務に係る校内研修への講師派遣」を行い、SSW業務への理解や事例へのコンサルテーション等についての研修を実施している。
- ・教職員が受講する研修において、SSWが講義を実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- ・やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象SSW）し、エリアSVが市町SSWにスーパーバイズを行っている

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・SSWのニーズが高まっている一方で、SSWの人員の確保や育成が十分にできていないこと。
- ・SSWの家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しているため、SSWの専門性を高めるための研修やオンラインを活用した支援の充実、情報交換の機会を確保する必要がある。

＜課題の原因＞

- ・予算には限りがあるため、SSWの増員等、事業の拡充が困難であること。

- ・限られた配置人数や勤務時間の中で、児童生徒の支援に勤務時間が費やされ、地域ごとの情報共有や事例検討等、ＳＳＷの研修を行う機会が少ないこと。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校が支援の必要な児童生徒を早期発見・早期対応するために、校内研修会等で、ＳＳＷが講師を務めるなど、教職員等の資質向上を図る。
- ・ＳＳＷがケース会議等に参加した際、その他のケースにおいても学校の相談に応じたり、学校へ助言したりするなど広く支援を行う。
- ・ＳＳＷが専門性やスキルを高め、学校や関係機関と連携強化を図るために、ＳＶが市町のＳＳＷや指導主事等が対応している事案をともに支援したり、助言したりするなどを通して、児童生徒支援者の資質向上を目指す。場合によっては、ＳＶが支援ケースの経過確認も行う。

③成果

令和３年度～令和５年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」について

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ件数	９８７件	８２６件	９１１件
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	３７８件	３５４件	４３４件
継続支援対象児童生徒の抱える問題の好転率 (解消＋好転)	３８．３％	４２．９％	４７．６％

「支援の対象となった児童生徒数」について

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支援の対象となった児童生徒数	７８８人	７３８人	８２０人

- ・令和５年度に、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は９１１件、継続支援対象児童生徒の抱える問題の好転率（解消＋好転）は４７．６％であり、前年度と比較すると総件数、好転率ともに増加している。
- ・支援の対象となった児童生徒数は８２０人であり、前年度と比較し８２人増加している。
- ・学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つＳＳＷが早期に対応したり、他機関につないだりすることで課題の解決につながっているケースが多くある。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②生徒数 ２２１ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 ____ 週/週 ____ 回/ 1 回あたり ____ 2 ____ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

不登校状態になっている生徒母親から担任へ相談あり。本人が自宅で引きこもってしまい、困っているとのこと。担任がよく話を聞くと、引きこもっているだけでなく自傷行為や家庭内暴力もあることがわかった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議で協議。ＳＳＷが家庭訪問し、本人や保護者と話をしていくこととなった。ただし、学校と本人との関係性が途切れないよう、学校からの連絡は引き続き行っていくこととなる。

③支援の実施

家庭訪問し、本人・保護者と面談。本人の自傷行為の背景には、被虐待経験があることなど、複雑な家庭環境であることが明らかになった。ＳＳＷからは、登校は長期的な課題とし、短期的には本人自身の健康を身体・心理・社会面から支援していくこととした。また、保護者へもカウンセリングを行うことで、保護者の精神的な安定も図れるよう配慮した。

④経過観察

介入して数か月経過し、本人とＳＳＷは良好な関係性を構築できた。その頃から、一緒に運動したり話をしたりすることで、本人の精神面は安定。自傷行為は自然と減っていった。家庭内暴力もなくなり、保護者も安定。その後、本人は自分自身の体調を考えながら登校するようになっていった。

（３）成果

- ・ 1 ケースごとの依頼のため、学校全体の不登校に関する児童生徒数は把握していない。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②生徒数 383 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 ____ 週/週 ____ 回/ 1 回あたり ____ 2 ____ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本人の欠席が目立ち始めた頃、保護者から学校へ「子どもがいじめられている」と相談あり。校内いじめ対策委員会にて協議され、学校の対応等への助言を求め、ＳＳＷの派遣要請があった。

②学校内での方針の検討

当該生徒本人・保護者への対応を行うことと並行して、どの生徒も安心安全に楽しく学校生活を送ることができるよう、教育相談体制の強化を図る取組を始めた。

③支援の実施

月１回程度学校訪問を実施し、教職員と協議、体制づくりへの助言を行った。当該生徒への面談を定期的に実施し、本人保護者の困り感を聞き取り、学校との調整を行い学校生活への不安感の払拭を目指した。

④経過観察

面談を通じて本人の気持ちを言語化することができるようになり、また、学校との調整の中で、学校への信頼感が回復し、自ら、担任や教育相談担当教諭へ相談できるようになった。組織的に当該生徒に関わることで本人の安心感も得られたようだった。欠席もなくなり、課外活動にも積極的に参加する姿が見られるようになった。

（３）成果

- ・１ケースごとの依頼のため、学校全体のいじめに関する児童生徒数は把握していない。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②生徒数 36 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 回/ 1 回あたり 2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

市の要保護児童対策地域協議会のケース。本人は学校で自傷行為が多く、教員が本人へ話を聞いたところ、虐待を受けていると話あり。その後、学校からＳＳＷの派遣要請となった。

②学校内での方針の検討

本ケースはひとり親家庭であり、本人自身にも特性があることから、保護者も苦慮していることが予想された。校内の協議では、①定期的にＳＳＷが家庭訪問し本人・保護者の話をそれぞれ聞くこと、②

緊急時では軽微な虐待であれば市、中～重度であれば児童相談所へ通告すること、の2点が決まった。
検討の場面では「学校教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参照した。

③支援の実施

S S Wが家庭訪問し、本人とは一緒に運動しながら話を聞き、保護者とは別の場面で話を聞くこととした。介入してしばらくして、本人・保護者との信頼関係が構築でき、それぞれの話に折り合いをつけることで、本人と保護者の関係性も良くなってきた。

虐待については、市や児童相談所と連携しながら、本人の思いを聞いていくように努めている。

④経過観察

特性のある本人の子育てについて、保護者が一人で抱え込まないようにしてから安定。本人の自傷行為は減り、虐待もなくなった。

(3) 成果

- ・1ケースごとの依頼のため、学校全体の虐待に関する児童生徒数は把握していない。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②生徒数 148 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人から教員へ相談あり。保護者の体調が悪く、仕事ができない状態になり、生活が厳しいとのこと。本人の学校生活はそれまで順調であったが、その頃より部活にも参加できなくなるほど、落ち込んでしまうようになった。家庭内の支援が必要との判断で、S S Wの派遣となる。

②学校内での方針の検討

生活保護受給家庭であったが、保護者の体調を確認しながら、他に経済的な支援が活用できないか検討することとなった。

③支援の実施

S S Wは家庭訪問し、保護者の体調を確認。体調不良により必要な社会保障制度が申請できておらず、支援が必要ということが明らかになった。保護者の了解を得た上で、ケースワーカーと連携し、必要な手続きを行った。また、フードバンクを活用し、生活の質が高まるよう配慮した。

④経過観察

S S Wが介入して少し経過したところから、本人の状態は改善。学校生活も良好になり、部活も参加するようになった。その後、本人は無事に進路が決まり卒業となった。

(3) 成果

- ・ 1 ケースごとの依頼のため、学校全体の貧困に関する児童生徒数は把握していない。

<心身の健康>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②生徒数 768 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中学時代から過食嘔吐を繰り返しており、高校では授業中に行方不明になったり、教室で自分の首を絞めて倒れていた等々の自殺企図があった。自己肯定感が低く「自分が生きていても学校に迷惑がかかる」と言ったりもしており、病院では発達障がい診断を受けていた。学校に電話をかけて自殺をほのめかすことを言ったりするため対応する教員が疲弊し、保護者にも度々連絡をしていたが協力が得られず、対応に困っていたためS S Wが介入。

②学校内での方針の検討

受診の際には、学校からも医師に情報を説明したり医師からの診断結果を聞いたりするなど、情報の共有はしていた。しかし、月1回程度と間隔が長い間近隣の学校医に通院を勧めたが継続はしなかった。

本人の行動に対して学校で安全管理も保障できない状況であるため、本人の調子が悪い時には自宅で見てほしい旨を両親へ伝えていたが、「本当に死ぬと思っているのか？」と危機感を感じず、仕事が忙しいように対応してもらえなかった。以前から保護者にS S W等への相談を勧めていたが拒否されていたが、その後「本人には親以外の話し相手が欲しい」と了承された。

学校では、本人に対し教育相談担当が定期面談をしており、S Cの面談も勧めていたが、1年間で2回実施したのみで継続にはならなかった。

③支援の実施

対人関係を築くのに時間がかかるため、本人との信頼関係が構築できるまでは週1～隔週1で会い、負担の少ない短時間での面接から開始した。

精神的安定を図るための塗り絵などを一緒にしながら面接を続け、家で苦しくなった時のSOSとしてLINEの交換もした。援助関係が続くことを大切にし、本人のつらい気持ちを受け止めた。

教員が少しでも安心して本人の対応ができるように校内で情報共有や役割分担をし、学校（教員）へ向いていた本人の行動が少しでもSSWに向くようにした。両親との面接も実施し、まずはしっかりと労い、病院との連携の了承をもらい、本人の緊急時にはSSWから母親へ連絡できるようにした。主治医とも連携をとり本人の現状をその都度共有した。また、危機発生時のために学校と消防とで連絡ができる環境を整えた。

④経過観察

本人の対応に追われ疲弊していた教員は負担と不安が軽減し、適度な距離をとって本人と関わることができるようになった。また、保護者とSSWがつながったことで、家庭と学校の連携がとりやすくなった。

本人は少しずつこれまで抱えてきた親への思いなどを言語化することができるようになり、自己肯定感も徐々に回復し、過食嘔吐は減っていった。

大学進学へのこだわりも和らぎ、アルバイトを始めてからはさらに自己有用感が高まった。通信制へ転学し、自分のペースで勉強に取り組み、卒業することができた。

本人の回復に伴い、保護者の苛立ちやストレスも軽減し、家庭内環境は穏やかになった。

（３）成果

- ・ 1 ケースごとの依頼のため、学校全体の心身の健康に関する児童生徒数は把握していない。

徳島県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ア 第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和5年4月19日）

イ 第2回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和6年2月27日）

グループ協議や事例検討により資質の向上を図った。

ウ 3S連絡協議会（令和5年8月22日）

スクールカウンセラー、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーが、研究協議を行い、互いの職務内容を理解し、連携を深めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

徳島県スクールソーシャルワーカー設置要綱および実施要綱を作成し、公立学校の校長会及び生徒指導主事研修会において、スクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成し、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用や業務に当たって配慮すべき事項について通知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

定期的な配置と、学校からの要請に応じた派遣を組み合わせることにより、継続的な事案と緊急的な事案に対応できるよう工夫している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

① 課題とその原因

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、課題に応じた適切な支援や対応を行っていく必要がある。そのために、課題解決に向け各専門家との連携を行うため、スクールソーシャルワーカーの協力が不可欠となっている。

② 課題解決に向けた取組内容

各専門家とスクールソーシャルワーカーの参加する研修を実施する。

③ 成果

3S連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡協議会にスクールロイヤーに参加してもらい、互いの職務内容を理解し、連携を深めることを通して、資質向上を図ることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

① 学校の種類

（小学校）

② 生徒数 112名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年42週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

① 課題の発見

発達障がいのある不登校児童を継続して3年間、支援してきた。

② 学校内での方針の検討

登校に波があるので、先生方と協議し家庭訪問や児童への関わり方を工夫していく。教育支援センターの先生とも連携しチームとして取り組む。

③ 支援の実施

3年間、支援してきてじっくりと相談にのることができ、母親や本児と信頼関係ができている。途中、父母が離婚して生活環境も大きく変わったが、市教委と連携して区域外通学や就学援助をはじめ、児童扶養手当や特別児童扶養手当の申請を行い、経済的に支援できる環境を整えている。

④ 経過観察

家族に寄り添うことで、保護者にとっても気軽に相談でき、大きな安心感につながっている。

(3) 成果

給食の時間を中心に、ほぼ毎日登校できるようになった。

<不登校>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校)

② 児童数 83名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年31週/週1回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

小6女子で母親が緊急入院。母親しか運転ができない。ケース会議にて社会福祉協議会等と連携してお弁当の配達を受けている。

② 学校内での方針の検討

担任の先生と共に、家庭訪問を続ける。兄弟の先生と連携をとる。

③ 支援の実施

ケース会議への参加。

中学校への情報提供の会にて、2年間かかわってきた内容を伝え、中学校でも出席できるようにお願いした。

④ 経過観察

母親の病気が難病であることが判明し、医療費が公費負担されるようになり、経済面での心配は少し軽くなった。

(3) 成果

人が多い環境が苦手な、放課後、家庭科のトートバッグ作りのために登校できるようになった。

夏休み中、国語の学習に3回登校できた。

修学旅行に向けて、週2回給食を食べに登校することができた。

入浴の習慣がないという生活の課題がうかびあがる。

社会福祉協議会で、生活困窮者自立支援事業を使えるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(小学校)
- ② 児童数 454名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年42週/週1回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

小学4年の男子児童で姉は小学5年生。母親は夜勤勤務が多く、父は日中、朝から夕方まで仕事をしている。

小2時に通級による指導を受けるようになった。

姉が弟を起こして学校へ行く準備をしたり、放課後デイでお弁当がいる時には、お弁当を作ったりしている。

② 学校内での方針の検討

放課後デイからの提案で心療内科へ受診をすすめる。学校からも以前から提案していたが、保護者は、受診はしない、特別支援学級には入級しない、という状態であった。

③ 支援の実施

内服を開始し、授業中に席を立ち走って外に行ったり大声を出したりすることは減ってきた。

④ 経過観察

本人は特別支援学級入級を希望しているが、母は拒否。学校に対して否定的な発言が多かった。

(3) 成果

SSWと法務少年支援センターの方とが母親と面談し、学校が児童に対していかに勉強したり、友人関係の好転をはかろうとしたりしているのかを伝え、母親の学校に対するイメージを変えるように試みた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(小学校)
- ② 児童数 200名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式)
配置方法 (年42週/週1回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

外国人の母子家庭。前年度より虐待ケースで子ども女性相談センターや町福祉課が中心となり、家

庭・小学校と連携して対応している。

② 学校内での方針の検討

中学校進学後も家庭支援が必要なケースとしてＳＳＷに相談があった。

③ 支援の実施

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加、関係機関と連携し、家庭訪問等で密に関わる。

④ 経過観察

小学校卒業前の中学校入学説明会の後には、ＳＳＷは母親や対象生徒と面談し、中学校入学に際しての不安を聞く。小学校から受けている「日本語学び指導」を中学校でも引き続き受けたいとのことで、ＳＳＷは早めに（入学前に）その要望を中学校にあげた。

(3) 成果

家庭の心配事で、経済的なことが多々あるように感じたので、対象生徒とは別に母親に修学旅行費や学校費の払い方や事務処理について、その都度母親へ説明した。以降、ＳＳＷへ相談がよく上がるようになり、相談先の一つとして活用してもらえるようになった。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(高等学校)

② 生徒数 209名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年42週/週1回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

担任より相談があり、母親（透析治療中、身体障害者1級透析医療費助成あり）と二人暮らしで経済的に頼る親戚縁者もない。

母親が入院し本人から入院費等の費用が発生し、生活困窮に陥っているとの相談が担任に寄せられた。本人のアルバイトで生活費が何とか賄われているが、医療費自体の支払も滞納がある。

② 学校内での方針の検討

詳細な家計収入支出状況を確認の上、生活保護申請を提案する。

③ 支援の実施

役所の生活保護担当に相談に本人と伺い、母親の窮状を本人に代わり説明した。

④ 経過観察

母親の退院後は、母親の世話も加わり、精神的、身体的にも厳しい状態になった。

(3) 成果

本人のアルバイト料を一部学資預金に充てることにより、生活保護支給が可能になった。母親の障害福祉サービスもしくは介護保険サービスの利用をすすめている。また、母親自身の障害年金の受給の可能性も検討され、年金相談に同行した。

香川県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においては、
 - ①研修目的
S S W等の一層の資質向上に資する。
 - ②研修対象
公立小・中学校に派遣するS S Wと、市町が雇用するS S W（年12回）
 - ③研修内容
S S W等月例研修会では、関係機関からの講話、スクールソーシャルワーク専門領域（概論、アセスメント等）の講話・演習、事例検討、情報交換、警察O B等で構成するスクールサポートチームとの合同研修等を行っている。
- 県立高校・中学校（以下「県立学校」という。）においては、派遣するS C・S S Wと県立学校の教育相談担当教員もしくは教頭を対象に年2回実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 公立小・中学校については、
 - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
毎年度、S S W活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育委員会教育長会議や小中校長会等で周知している。県立学校については、S S Wの効果的な活用等についての内容のS S W活用ガイドラインを策定し、第1回教育相談連絡協議会で周知している。
 - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
年2回、県立学校の教頭、教育相談担当教諭、S C、S S Wが出席して連絡協議会を実施したり、各学校において、教育相談の現職教育研修会を設定したりしている。
- 県立学校においては、S S Wの効果的な活用等についてS S W活用ガイドラインを策定し、第1回教育相談連絡協議会で、教育相談担当教員に周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 公立小・中学校については、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がS S Wを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するS S Wを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するS S Wへのスーパービジョンや教職員へのコンサルテーションを行っている。
- 県立学校においては、S S Wの派遣要請の多い学校を拠点校とし、定期的に派遣する学校とグループにしている。グループ内で派遣日時の調整等を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- 公立小・中学校については
 - ・（課題）S S Wの資質向上 →（原因）S S W同士の活動に対する認知度の低さ、自己研鑽の場の確保とS S Wの専門性の共通理解への不十分さ
 - ・（課題）教育相談体制の充実 →（原因）学校の希望する派遣時間を確保できておらず、時間が限られており、S CとS S Wが連携できる時間が持ちにくい。チーム学校の教育相談体制がまだ十分に確立されていない。
 - ・（課題）市町におけるS S Wを活用したさらなる指導体制の充実 →（原因）市町におけるS S Wを活用した指導体制の不十分さ、市町教委とS S Wとが協働して体制を検討する場の未整備
- 県立学校においては
 - ・令和4年度の課題としては、S S Wの各学校への十分な派遣時間の確保ができていないこと、また、スーパーバイザーの存在や活用方法を十分に周知できておらず要請が少ないという課題があった。

②課題解決に向けた取組内容

- 公立小・中学校については
 - ・S S W同士の情報交換の確保
 - ・ガイドラインを活用し、S C、S S W及び学校がお互いの役割について理解を深め、効率よく連携を図ることによる教育相談体制の充実。
 - ・S CとS S W及び教員が互いの情報を共有できるよう、連絡協議会を開催し、連携を進める。
 - ・各種団体と連携したS S Wの育成・確保
 - ・指導主事会等へのS S W活動の周知
- 県立学校においては

- ・教育相談担当教員が、本来ＳＳＷが対応すべき相談内容をＳＳＷが不在のために代わりに対応した相談件数を調査し、令和６年度のＳＳＷ活用事業の予算確保に取り組んだ。
- ・ＳＣやＳＳＷ、学校の教育相談担当教員が集まる、教育相談連絡協議会で指導助言をしていただいたり、ＳＳＷの研修会を開き、スーパーバイザーの認知度を高めたり、活用を周知した。

＜ＳＳＷ活用事業の当初予算の推移＞

(千円)

	令和４年度当初予算	令和５年度当初予算	令和６年度当初予算
ＳＳＷ活用事業（県予算額）	13,059	13,630（＋571）	14,144（＋514）

＜スーパーバイザーの活用について＞

	令和４年度	令和５年度
スーパーバイザーの活用時間	20時間	6時間

③成果

- 公立小・中学校については
 - ・他市町の取組内容を参考に、アセスメント等の視点が広がった
 - ・他市町との連携の深まり
 - ・ＳＣ及びＳＳＷの認知が深まり、各学校での活用が増えつつある

●県立学校においては

令和５年度当初予算で、ＳＳＷの配置時間が９８時間分増加でき、各校の配置時間を増やすことができた。近年、生徒が抱える課題が複雑化しており、校内だけで解決できないことが多い。生徒を適切な福祉機関と繋ぐために、外部機関との連携が一層重要となっている。このことからＳＳＷの重要性が理解され、毎年少しずつ予算額が増額できている。

限られた配置時間の中で有効な助言をいただけるよう、校内での支援体制を整備するよう呼びかけるとともに、連絡協議会等で各校の効果的な好事例を共有していきたい。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 約 650名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（週 5 回 / 1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

２学期に入り、生徒の欠席が続いた。対応に関して、担任からＳＳＷへ相談がある。その中で、担任は保護者とは話せるが本人とは話せていないこと、親子関係に軋轢があることが分かる。まずは、現状把握も含めて、担任と一緒に家庭訪問をすることとなった。

②学校内での方針の検討

本人の現状が不明であり、保護者も本人への関わりに葛藤している様子だったため、まずは、本人と繋がる人と人間関係づくりを行った。最初は、ＳＳＷが担任と共に家庭訪問を行い、その後、ＳＳＷのみで週１回、継続的に行った。最初は本人とは会えなかったが、１・２か月経過後、手紙等を利用して会えるようになり、少しずつ本人の思いを語るようになってきた。その中で、本人が「頑張りすぎていた自分がある。自分なりに、自分の道を探してみたい」と漏らしたため、それを担任や保護者にも伝え、本人が目指したいものに合わせた進路指導を検討していくこととした。

本人が目指してみたいことをＳＳＷと共に探りながら、そこに合わせた進路や、そのために必要なこと等を担任から本人や家族に伝え、それに向けて取り組むこととした。

③支援の実施

○本人への伴走支援

定期的な家庭訪問の中で、本人の意向確認と気分転換をしながら、その意向に沿った進路を協議する。進路に関しては担任が担い、本人や家庭と相談しながら選択していく。

○本人と保護者との関係性への調整

本人と保護者の関係性が不調和であるため、保護者の気持ちも理解しながら、お互いの思いの調整を図っ

ていく。

○不登校対策委員会や校内での共通理解

本人の状況等について共通理解が出来るように、担任を中心に不登校対策委員や校内の教職員と情報提供・報告・相談をする。不登校対策委員会にはＳＳＷやＳＣも参加しており、本人や家庭への支援に関してコンサルテーションが行える状況になってきた。

④経過観察

本人が自分の思いを語った頃から、本人や保護者、学校と進路保障等について協議できるようになっていった。保護者は本人の思いに対して葛藤を抱く場面も多かったため、保護者の気持ちも支援しながら、本人の思いに添った支援を行っていく。その中で、本人が「我慢していた自分」や「しんどかった部分」も漏らすようになり、自分なりの進路選択を見出すことが出来てきた。途中、親子の意向に齟齬が生じる時もあり、その仲介にＳＳＷが入ることもあった。その繰り返しを行う中で、改めて、親子関係の在り方や本人なりの進路選択等を行うことができるようになっていった。

(3) 成果

ＳＳＷが本人と繋がる存在になれたこと、また、校内で共通理解ができたことが本人の意思を尊重した進路選択に繋がったといえる。進路指導が、本人なりの自己決定等を促す場にもなり、親子関係の再構築の機会にもなった。また、本人への支援において、担任や教員、ＳＣ、ＳＳＷが協働する場にもなり、次への支援へと検討しやすい土壌にもなったと考える。

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 670 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (週 1 回 / 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ＳＮＳトラブルに関する悩みを本人が家族に相談し、家族が学校と警察へ連絡・相談をしたところ、事案が把握されたものである。過去にも何回もトラブルになっている生徒同士である。本人は加害生徒と接することへの不安も強く、家族が学校へ相談に来た日から欠席が続いている。

②学校内での方針の検討

担任を中心に生徒宅へ毎日家庭訪問をしながら、本人の思い等に寄り添って対応を続ける。暫くは本人の不安も強く、担任以外とは誰とも会いたくない状況であったため、家でゆっくり休む時間として設定する。ただ、受験も気になっているため、出来る範囲で担任と一緒に学習も進めていた。

同時に、本人の進路指導の問題や加害生徒への指導、ＳＮＳに関しての校内での再度指導体制等を検討する。その際、加害生徒への指導に関して、警察や弁護士、ＳＳＷとも相談をし、校内での支援体制を検討する。また、本人に登校の意志が生じた時には、安心して登校できる状況をどのようにするのかを検討することとした。

③支援の実施

㊦本人への支援

毎日担任が家庭訪問を行い、本人の状況を見ながら、落ち着いているときは一緒に勉強等をして過ごす。その中で、本人に「学校で勉強したい」という思いが芽生えてくる。担任は、そのような生徒の変化を管理職へ伝え、学校での体制づくりについて協議する。本人は他者への不安もあったため、別室を確保し、教室とオンラインで繋ぎ、別室で授業を受けることが出来るようにした。また、別室へ移動する動線も協議し、加害生徒との接触に関しても事前に打ち合わせを行った。

別室では、落ち着いて過ごしており、関わる先生達と一緒にＳＮＳ等への振り返りも行っていた。本人のペースで学習や学校生活を進める中で、3学期中旬頃には、校内での移動も安心して行うことができるようになる。また、一部ではあるが、同級生や下級生とも話す場面も見られるようになる。

㊦加害生徒や周囲の生徒への支援

加害生徒に警察等が関与していたため、ＳＮＳに関する全体指導を行う機会を設定した。併せて、加害生徒への見守り・伴走支援を行った。加害生徒や周囲の生徒たちが動揺しないように、教員同士も体制等を共通理解し、毅然と一致団結した対応を心掛けた。

㊦学校と家庭との連携体制

校内での共通理解は勿論、家庭とも各担任が綿密に連絡調整等を行いながら、本人や加害生徒、周囲への

生徒への対応を行っていた。その関係性は日常的な関係性の中で構築されてきたものであり、必要に応じて管理職や生徒指導主任も同席して、保護者も安心できるような対応が行われていた。

④経過観察

本人が卒業するまでの間、校内全体で教職員が適宜声掛け等を見守り体制を継続していた。そのため、本人だけでなく加害生徒や周囲の生徒たちの状況を素早く察知し、必要に応じて個別対応を重ねていた。

(3) 成果

本人の進路保障や学びの保障、安心して学校で過ごせる環境づくり

- ・加害生徒や周囲への生徒への、学校としての対応
- ・家庭との連携体制
- ・校内での連携・協働体制

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (高等学校)
- ②児童生徒数 500 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (要請があれば拠点校から派遣)

(2) 対応内容

- ①課題の発見
本人から担任に食事に困っているという相談があった。
- ②学校内での方針の検討
本人の希望で保護者に伏せつつＳＳＷと面談をし、必要な支援を提案。
- ③支援の実施
 - ・社会福祉協議会やＮＰＯと繋がり定期的に食料の供給を受ける。
 - ・家族が障がい者年金を受給できるようにした。

④経過観察

定期的に面談し、生活面だけでなく進路も含めた支援を継続している。

(3) 成果

家族から就職を勧められていたが、本人の希望通り進学への道が開けそうである。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 740 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (週 2 回/1 回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

保護者のパートナーからの児童相談所通告により、「ネグレクト」として要保護児童地域対策協議会のケース台帳にのり、要支援家庭となる。

②学校内での方針の検討

以前から保護者の養育能力に関しては理解を示しながら、家庭連絡等を頻繁に行っていた。今回の児童相談所への通告から、改めて本人のおかれている状況等を理解できるよう、児童相談所や家庭児童相談室にも参加してもらい、要保護児童対策地域協議会事務局主催で個別ケース検討会議を行い、役割分担等を行った。

その中で、経済的な状況や衣食住の不安定さ等も理解し、生活保護や地域の子ども食堂等の利用も含めて検討を行った。本人との関係性については、以前から担任やＳＳＷが構築していたこともあり、本人との関わりは学校が、保護者への関わりは関係機関が中心に行うこととした。

③支援の実施

本人は毎日登校しているため、日々声掛け等を行いながら経過観察を行った。しかし、学校で子ども食堂等の話をすることは難しかったため、放課後にＳＳＷが家庭訪問を行い、家庭での状況や地域の社会資源等の利用に関して、本人の意向も確認しながら協議していく。その中で、最初は不安な様子だったため、本人の希望もあり、ＳＳＷと一緒に子ども食堂や学習支援の場へ行き、繋がるまでの間は継続的に同行した。

なお、生活保護への申請やごみ屋敷等への課題に関しては、保護者が関係機関等と進めることができた。その後の生活や就労に関しては、関係機関等が保護者へその都度働きかけながらサポートしていく。

④経過観察

登校時や子ども食堂等を訪問時に本人の様子観察や声掛けを行いながら、本人に現状等を確認して関わっていく。また、家庭の状況の変化に関しては、その都度学校へ関係機関から連絡等が入るため、適宜情報共有を行いながら、本人や家庭への支援を行った。

(3) 成果

元々、本人と繋がり強い関係性を担任やＳＳＷが持っていたことや家庭の養育能力は低くても何とかしたい思いがあることが強みとなり、本人や家庭への支援が行われていったといえる。ただ、当初は繋がりにくい保護者でもあったため、関係機関からの地道な働きかけも強みともなった。学校や関係機関が信頼関係を創りながら、協働して対応できる状況は今後への支援の土台にもなったのではないだろうか。

愛媛県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

(1) スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を対象とした研修の実施状況

ア 研修対象

県内ＳＳＷ34名

イ 研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年1回 3管内別に6月～8月に実施）

ウ 研修内容

スーパーバイザー（ＳＶ）による講義や各ＳＳＷの活動事例に基づくグループ協議を行った。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷの具体的な役割や効果的な活用方法、ＳＳＷの業務遂行に当たって配慮すべきこと等についてガイドラインにまとめ、各学校に配付するとともに、各種研修会等において、ガイドラインの内容を周知した。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

19市町が34名のＳＳＷを配置した。また、県教育委員会が3名のＳＶを配置し、要請に応じて市町に派遣する体制を整えた。34名の配置の内訳は、拠点校型15名、派遣型10名、巡回型9名であり、原則1日4時間、年間90日として、各市町の実態に応じて工夫して配置している。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞ＳＳＷの専門性やスキルに地域や個人によって差があること

＜原因＞ＳＳＷの経験や資格保持状況が異なるため

②課題解決に向けた取組内容

県教育委員会にＳＶを3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、ＳＳＷの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制を整えた。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

③成果

ＳＶによる講義やＳＳＷへの個別指導、活動事例に基づくグループ協議等を行うことで、ＳＳＷの専門性やスキルの向上につながっている。また、連絡協議会はＳＳＷ同士で不安や悩みを共有する機会となっており、そこで生まれた横のつながりがＳＳＷの安心感につながっている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②生徒数 65名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（年90日/1回あたり4時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

対象生徒は、小学校の卒業前頃から次第に欠席が目立つようになり、不登校となった。

②学校内での方針の検討

小学校において、学校関係者や保護者、教育委員会関係者、保健師、ＳＳＷ等でケース会議を開き、対応を検討したほか、年度末には小・中学校の教員とＳＳＷが参加する中学校進学に向けての引継ぎ会を開き、本人や家庭の状況、保護者の意向を踏まえた上で、生徒への声掛けや定期的な教育相談を行うことな

ど、今後の対応を検討した。

③支援の実施

中学校入学後は時々欠席する程度であったが、人間関係が安定せず、次第に欠席が増えた。友人関係の不安から、授業等への参加を渋るようになったため、SSWや教職員、SCなどが本人の話をじっくりと聞き、保護者と連携を図りながら支援をした。

④経過観察

主任児童委員と連携して家庭環境の把握に努めるとともに、保護者からの相談にも応じながら、支援を継続した。

(3) 成果

関係者間で情報を共有し、本人の意向や状況に寄り添った支援の継続により、欠席はほとんど無くなった。

<R5不登校支援に係る相談状況>

相談件数	594件
うち、問題が解決	11件
支援中であるが好転	119件

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

②児童数35名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態(単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式)

配置方法(年90日/1回あたり4時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象児童は、自分の興味のあることに気が取られる傾向があり、入学当初より他の児童と同じように行動することが難しい場面があった。そのため、周囲の児童から本人に対して心ない言葉が掛けられることがあり、心配した保護者から相談があった。

②学校内での方針の検討

学校関係者や教育委員会担当者、SSWで本事案について情報を共有し、保護者と連携を図りながら支援を進めること、SSWが本人への教育相談をはじめ、定期的な生活の見守りをする、毎月行われる教育委員会との連絡会で助言を受けながら支援を進めることなど、今後の対応を確認した。

③支援の実施

SSWは授業を参観したり、休み時間に一緒に遊んだりしながら本人と関わり、信頼関係を築くとともに、生活状況を確認した。支援を続ける中で、本人が友達との間で起きたことや学習の状況などを話すようになり、教育相談が機能するようになった。また、次第に友達と遊ぶ姿も見られるようになり、周囲の児童の態度にも変容が見られるようになった。

④経過観察

経過観察をする中で、本人が十分に認識できていない友人とのトラブルについても把握した。関係者が連携して対応に当たり、解決につなげた。

(3) 成果

学校生活支援員の援助を受けながら、自分のペースで学習を進めることができるようになった。周囲の児童も、本人の特性に理解を示しており、温かい雰囲気の中で学校生活を送ることができている。

<R5いじめ、暴力行為、非行等の問題行為に係る相談状況>

相談件数	21件
うち、問題が解決	0件
支援中であるが好転	1件

<虐待>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

② 児童生徒数 95 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 90 日 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

対象児童は、幼少期より友達とのトラブルがあった。小学校入学後は、集団行動が難しく、授業に集中できない状況が続いていた。家では保護者の言う事を聞かなかったときに、暴力を振るわれていた。本人への指導とともに家庭への支援も行っていたが、学年が上がるにつれ、教室で学習することが更に難しくなり、SSWが関わるようになった。

② 学校内での方針の検討

学校関係者や教育相談員、SSWがそれぞれ情報を持ち寄ってアセスメントし、別室における指導方針を明確にするとともに、医療や福祉機関と連携しながら支援すること、家族の養育態度への助言を行うことなどを確認した。

③ 支援の実施

別室では、本人の思いや実態に寄り添いながら学習や生活支援を進めるとともに、ソーシャルスキルを身に付けられるように指導に当たった。また、病院と連携しながら本人の特性を把握し、適切な支援につなげた。

④ 経過観察

支援の経過を観察すると同時に、家庭への働き掛けも継続した。本人が保護者に認められ、褒められる場面が増えるよう、本人の頑張りを家庭に伝えるなどして連携を図った。

(3) 成果

別室において学習や遊びを本人のペースで行うことで、少しずつソーシャルスキルを身に付けている。家族の養育態度については依然として心配な面があり、随時、状況を把握しながら支援を継続していく必要がある。

< R5 児童虐待に係る相談件数 >

相談件数	6 件
うち、問題が解決	0 件
支援中であるが好転	4 件

<貧困>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

② 児童生徒数 183 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 90 日 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

対象生徒の家庭は、衛生面・経済状況などで課題があった。本人の問題行動がきっかけで児童相談所が

介入し、SSWが関わるようになった。

②学校内での方針の検討

学校関係者や保護者、教育委員会担当者、SSW等が集まり、医療や福祉関係機関と連携して支援を進めることをはじめ、関係機関相互の情報共有を密に行うこと、ケース会議を定期的に行うことなど、今後の対応について確認した。

③支援の実施

定期的に本人や保護者との面談を行い、学校や家庭での生活の状況を確認するとともに、ケース会議を毎月開催し、関係者で情報共有を図りながら支援を行った。家庭環境の見守りと支援については、福祉関係機関と連携しながら行った。

④経過観察

家庭環境や子供の養育については、長期に渡って継続した見守りが必要であることから、担当者が変わっても支援が継続できる体制づくりを意識しながら、支援を継続した。また、適切な行動の仕方を身に付けさせる手立てや、今後の進路について保護者と一緒に検討しながら、本人の自立や社会参加につながるよう支援を工夫した。

(3) 成果

定期的にケース会議を行うことで、本人や家族の状況について把握し、関係者が連携を図りながら家庭環境全体の見守りと支援を行うことができた。また、関係者が情報共有できていることで、本人の突発的な問題行動にも早期に対応することができた。

< R5 貧困に係る相談件数 >

相談件数	12件
うち、問題が解決	0件
支援中であるが好転	4件

< 性的マイノリティ >

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 90名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 90 日 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象生徒は、性自認に対する違和感から徐々に不安定になり、不登校傾向となった。

②学校内での方針の検討

学校関係者とSSWが協議し、本人との個別面談を通して状況を把握すること、本人や家族の意向を踏まえて支援に当たることなどを確認した。

③支援の実施

定期的に教育相談を行い、本人の苦悩に寄り添いながら支援をした。また、家族の不安軽減や心の安定にも配慮しながら、関係者間で情報共有をしながら課題に向き合えるようにした。

④経過観察

養護教諭と学級担任が中心となって本人への教育相談や見守りを続けるとともに、適宜、家庭での生活の様子について情報提供を受け、必要な支援を継続して行った。

(3) 成果

教育相談等の支援を続ける中で、登校できるようになり、安定と不安定を繰り返しながらも、徐々に落ち着いて生活できる場面が増えた。

高知県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・初任者研修会・・・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）初任者に対して、年2回（5月、10月に実施）、SSWに関する知識や技能等についての理解を深め、専門性の向上を図るために行った。
- ・SSW連絡協議会・・・SSW、市町村担当者に対して、年1回（1月実施）、公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報を提供し、効果的な活動や行動連携が行える資質の向上のために行った。
- ・教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会・・・SSW、SC、市町村担当者、学校担当者（特別支援教育コーディネーター、養護教諭）等に対して、年2回（夏休み中）、3年間で県内6ブロックを一巡するような参加方法とし、事例検討や研究協議により支援の質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の相談体制構築に役立てるために行った。
- ・SSW研修会・学習会・・・年6回（2か月に1回程度）、県下のSSWに対して、SSWを取り巻く状況に関するテーマを設定したうえで、講師を招き講演等を行っていただき、専門性の向上を図るために行った。

(2) SSWの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・高知県スクールソーシャルワーカーガイドブック（令和6年度に完成予定）の中には、SSWの基本業務を明記しており、学校内等での研修に利用できるようにしている。
- ・SSW市町村委託要項及び県立学校派遣要綱には、事業の趣旨等を明示しており、SSW学校担当者や市町村担当者に行う年度初めの事業説明会においても、効果的な活用について適宜周知を図っている。
- ・教育相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会において、SSWの職務等について教職員への理解を図り、SSW等の専門的な見立てを活用した校内支援会の実施を促している。
- ・全公立学校に配布している校内研修資料の中で、SSWの効果的な活用についての内容を盛り込み、活用を促進している。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町村教育委員会（以下「地教委」という。）からSSWの配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」という。）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立学校には県教委から直接SSWを配置している。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

校内支援会でのＳＳＷの活用や、市町村福祉部署との連携が進んでいるなか、ＳＳＷの活用について市町村及び学校間で差があり、十分に活用できていない状況があるなど、ＳＳＷの支援力向上の充実が必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷを年度初めから活用するため、市町村と早期に委託契約を結びＳＳＷ活用事業を開始させた。
- ・ＳＳＷ連絡協議会で子ども家庭課から情報提供を行ったり、全市町村の要対協実務者会に県が雇用するＳＳＷが参加をして児童生徒の情報共有をするなど、福祉部署との連携の強化を図った。
- ・ＳＳＷの役割や職務を研修等で伝え、市町村や各学校で積極的に活用してもらうよう伝えた。

③成果

- ・市町村において、４月中からＳＳＷを活用できたことで、前年度からの引き継ぎや、課題の共有をスムーズに行うことができた。
- ・校内支援会やケース会でＳＳＷ等の積極的な活用を行っていることで、不登校児童生徒のうち学校内・外で相談・指導を受けている割合が、高知県は全国と比較して高くなっている。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約４００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 月１４日／１日６時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校低学年から登校しぶりがあり、教育支援センターに入室した。小中学校の式典への参加も難しく、中学校３年の途中まで欠席が続いていた。教育支援センターには中学になってから通室ができていなかった。

②学校内での方針の検討

学校、教育支援センター、ＳＣ、ＳＳＷが月に１度定期的に集まって支援会を行い、現状（今行っている対

応）、見立て（支援方法）、今後の対応・具体的な支援（誰が、いつ、どのように）について話をした。

③支援の実施

中学3年の途中までは、外部からの働きかけに本人の動きは殆ど無かったが、その間も担任や教育支援センターは家庭訪問を欠かさず行い、SSWは家庭訪問や保護者とのやり取り（電話や電子メール）を続けた。学習サポート、中学校に初めて登校する時や高校見学の際に、付き添いを行った。

④経過観察

3年の冬頃、「高校に行きたいので勉強を教えて欲しい。」と本人から意思表示があった。その日以降、教育支援センターに一日も休まず来室し、SSWや教育支援センターの指導員が学習指導に関わった。

3学期からは、教育支援センターに勉強に行った後、学校へ給食を食べに行くこともできるようになった。

（3）成果

本人の気持ちが熟するまでに時間はかかったが、学校等による連携した支援、母親の気持ちのサポートの継続が、本人や母親の気持ちへの変化へと繋がった。高校入学後も、休まず登校できていることの報告が母親からあった。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約30 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年6日/1回あたり2時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

以前より面識のあった保健師に、保護者が相談したことで、SSWにも報告があり発覚した。

該当児童2人は、お互いがいじめ、いじめられている状況であった。

②学校内での方針の検討

校内支援会でSSWは保護者支援を担当し、情報共有することを確認していた。

いじめの加害児童との過剰な接触をなるべく控えるように、教員による見回りの実施を行った。

教員に対しては、外部機関による特別支援教育に関する校内研修を実施し、児童には人権教育の重点化を行った。

③支援の実施

保護者との面談で思いを聞き取り、医療機関の受診へ同行し、専門家の意見を共有した。

外部機関（放課後等デイサービス職員、精神保健福祉センター心理士）にも参加してもらい、校内支援を実施した。

④経過観察

児童同士は、お互いに関わりたい気持ちを持っているなかで、教員が適度に介入し、トラブルの未然防止に繋げることができた。

（３）成果

保護者も学校への対応に不満を訴えることがなくなり、関係は改善された。

対象児童の一人が卒業したこともあり、在校している児童は落ち着いた学校生活を送っている。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（ 週 1 回 / 1 回あたり 5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校入学時より本児にＳＳＷが関わっており、母より、「多動」「落ち着きのなさ」等困り感の相談があり、医療にも繋いだ。その後、ＳＳＷが医療受診同行し、母と不定期ではあるが面談を続けながら見守ってきた。中学年になった時、本児から「父に叩かれた」との話が担任にあり、父に確認すると叩いたことを認めた。

②学校内での方針の検討

関係者が集まり情報を共有し、今後の支援の方法等を検討し役割分担をした。福祉事務所にも学校から通告し、その後、福祉事務所とも連携を図った。

③支援の実施

不定期ではあるが両親と面談を実施した。両親から福祉事務所との面談の際に「同席して欲しい」との要望があり、同席し不安の軽減を図った。医療の受診同行も継続した。

④経過観察

学校でのトラブルを家庭に報告した時や、本児の家庭での態度に問題がある時等に、父親の感情が高ぶり手を上げてしまいそうになることがあった。学校からは、父親に本児の学校での頑張りを毎日伝え、褒めることのできる機会を確保できるように取り組むこととなった。トラブルが起きたことを保護者に報告する際も、本児の良い部分や成長した部分を伝えるなど報告の仕方に工夫をして、父親の感情の高ぶりから虐待につながることはないようにした。本児も学校でのトラブルを回避するための行動を起こせるようになってきた。

（３）成果

両親と面談を継続していくことで、子育てのしんどさや困り感を気軽に話してくれるようになり、「聞いてもらえて楽になった。」との発言もあった。父親も反省しており、本児と２人で楽しい時間を過ごすように時間調整をしたり、腹が立って手を上げそうになったらその場を離れたりと、父親なりにいろいろ工夫しており、虐待もおさまった。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 週 1 回 / 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

教員から、生徒の家庭が困窮しており、入学時より教科書等の購入ができない、ホーム費が支払えないなどの報告を受けた。また、保護者の薬を医療機関に取りに行くため、学校早退させて欲しいとの発言が度々ある

との報告もあった。

②学校内での方針の検討

過去の経験から生徒は、家庭の困りごとを学校に話すことを拒否していたため、無理矢理に聞き出さず、学校の中では、生徒の情報共有を定期的に行い、本人からのＳＯＳがあることを待った。

③支援の実施

３年になって、初めて本人から、家庭の中で本人への制限が厳しいこと等を教員に相談したことを受け、ＳＳＷと繋がり、週に１回面談を行った。

④経過観察

ＳＳＷが、兄弟児のＳＳＷとの情報共有を行いつつ支援の方向性の検討を行った。関係機関等との情報共有を図り、生徒の家庭状況を細かに把握した。

（３）成果

ＳＳＷとの面談を継続することで、家庭での困り感などを、率直に伝えられるようになった。卒業後、金銭的に困った時、保護者の病状が悪化した時、就職してから必要な手続き（口座開設の手続き）などについて、それぞれの窓口を紹介し、今後の見通しをもたせて卒業させることができた。

兄弟児が家庭の困りごとを学校で話した事で、関係機関につながり、卒業後も生徒の見守りも続けることができた。

<家庭環境の問題、発達障害等の問題>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 90 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 週 1 回 / 1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

４月当初、児童の登校しぶりをしていることと、服薬を辞めてからエスケーブが増えたと担任から相談があ

った。また、学校へ登校しても、友人とのトラブルが多く、教室で過ごすことができなくなりつつあった。

②学校内での方針の検討

担任を中心に支援を構築した。定期的に担任、養護教諭、管理職、ＳＳＷなどが見立てを行った。学校では担任と児童との関係性構築、家庭とはＳＳＷと保護者の関係性の構築を行った。

③支援の実施

保護者や祖母との面談、学校での見守り、個別ミーティングを行った。

④経過観察

支援を行っていく中で、家庭と学校での様子の違いが分かってきた。保護者からも、服薬を辞めてからの変化に気づいており、医療との繋がりには切らないことが必要だと双方が考えた。

しかし、徐々に担任と本児の関係性がうまくいかなくなっており、そのなかで愛着不足の傾向が見られるという助言があり、愛着への課題が見られる子への支援方法も取り入れることとした。

（３）成果

愛着障害児への理解を校内で深めてもらうことで、児童に支援が合致し、担任との関係性も良くなった。そしてエスケープが減少し、クラスの中で過ごせる時間が増えていった。また服薬も再開したことで、聞き取りがうまくいくようになり、授業に参加する機会も少しずつ増えていった。

家庭内では、保護者と面談することで、学校、保護者の考えや関わりが見えてきて支援に生かすことができるようになった。

福岡県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【令和5年度スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー連絡協議会】

○ 目的

スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーによる効果的な支援や指導の在り方について協議することを通して、スクールソーシャルワーカーの資質向上に資する。

○ 内容

- ・実践交流「令和4年度SSWSV活動の実際について」
- ・協議「令和5年度SSWSV活動の効果的な運営の在り方について」
- ・報告「各教育事務所管内におけるSSWSV活動の実際について」
- ・協議「令和5年度重点的推進事項を踏まえた今後の支援の在り方について」

○ 実施時期

- ・第1回 令和5年4月27日（木）
- ・第2回 令和6年1月19日（金）

【令和5年度スクールソーシャルワーカー運営協議会】

○ 目的

スクールソーシャルワーカーの効率的・効果的な活用及び取組内容等の普及啓発を図るため、教育委員会、配置校及びスクールソーシャルワーカーが児童生徒を取り巻く生活環境改善事業推進上の諸問題等について情報交換を行い、もって学校や教育委員会の教育相談体制の充実に資する。

○ 内容

- ・事業説明「事業の概要と事務手続について」
- ・実践発表「学校内における子どもの居場所づくりについて」
- ・講話「『多様』な子どもたちが生活しやすい学校教育環境の創出」

○ 実施時期

- ・令和5年4月27日（木）

【令和5年度スクールソーシャルワーカー連絡会議】

○ 北ブロック（北九州教育事務所、筑豊教育事務所、京築教育事務所）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・第1回 令和5年 6月15日（木）中間市 | ・第6回 令和5年11月16日（木）川崎町 |
| ・第2回 令和5年 7月13日（木）田川市 | ・第7回 令和5年12月14日（木）嘉麻市 |
| ・第3回 令和5年 8月 3日（木）みやこ町 | ・第8回 令和6年 1月18日（木）みやこ町 |
| ・第4回 令和5年 9月 7日（木）嘉麻市 | ・第9回 令和6年 2月15日（木）中間市 |
| ・第5回 令和5年10月19日（木）大任町 | |

○ 南ブロック（福岡教育事務所、北筑後教育事務所、南筑後教育事務所）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・第1回 令和5年 6月 9日（金）大牟田市 | ・第6回 令和5年11月10日（金）志免町 |
| ・第2回 令和5年 7月21日（金）朝倉市 | ・第7回 令和5年12月 8日（金）大牟田市 |
| ・第3回 令和5年 8月25日（金）志免町 | ・第8回 令和6年 1月19日（金）朝倉市 |
| ・第4回 令和5年 9月 8日（金）大牟田市 | ・第9回 令和6年 2月16日（金）志免町 |
| ・第5回 令和5年10月20日（金）朝倉市 | |

○ 内容

事例検討（報告、質疑、協議）、指導助言

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各教育事務所が実施する生徒指導主事研修会において、スクールソーシャルワーカーの職務や連携の在り方等について説明を行っている。
- ・配置校において、スクールソーシャルワーカーの役割や専門性、効果的な連携の在り方等についての校内研修を実施している。
- ・「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Ｑ＆Ａ（以下、Ｑ＆Ａ）を策定し、学校及び市町村教育委員会に対して校内研修におけるＱ＆Ａの積極的活用について通知している。なお、Ｑ＆Ａは県教育委員会のホームページに公開している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県教育委員会は、全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置に向け、各市町村（指定都市及び中核市を除き、学校組合を含む。）が、管下の各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置する事業に対し、その経費の３分の１以内の額を予算の範囲内において補助する。
- ・県教育委員会は、生徒指導上の諸課題の実態を勘案し、支援の必要性が高いと認められる市町村（９市町村）を生徒指導・教育相談体制強化推進市町村に原則として１年間指定し、推進市町村が指定した推進中学校区内の小学校、中学校及び義務教育学校のうち１校にスクールソーシャルワーカーを週８時間から１２時間の範囲内で配置する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・学校とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実。
- ・スクールソーシャルワーカーが機能するマネジメントの推進。
- ・スーパーバイズ機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取組の充実。

②課題解決に向けた取組内容

- ・全教職員がスクールソーシャルワーカー活用について共通理解するための職員研修の実施。
- ・スクールソーシャルワーカー・支援スタッフ・担当教員の実務者会議の定例化。
- ・スーパーバイザーによる配置学校関係者へのスーパーバイズ活動の実施。
- ・各教育事務所によるスーパーバイザーの継続的な派遣調整。
- ・教育委員会による学校及びスクールソーシャルワーカーへの支援体制の整備。
- ・不登校支援等における連携と各教育事務所における積極的な活用。

③成果

- ・子どもたちの居場所づくりを行ったことで、異学年の交流の場となり、子どもたち同士がつながり、スクールソーシャルワーカーとつながり、子どもが自ら相談しやすい環境をつくることができた。また、活動を通して子ども・家庭・学校がつながりやすくなり、スクールソーシャルワーカーがストレングスの視点で子どもと関わることで、子どもの長所を伸ばしたり、自己肯定感を高めたりする効果があった。
- ・中学校区での研修を行うことで、スクールソーシャルワーカーの活用や取組を全体に周知することができ、校内での取組や支援の在り方について検討する機会が増え、中学校区での情報共有や意見交換を通して連携を深めることができた。
- ・拠点校である小学校での展開を中学校においても実践できるよう、事前に教育委員会とスーパーバイザーが話し合い、中学校でのいじめ不登校会議にスクールソーシャルワーカーが参画することとなった。また、中学校での展開にあたり、会議中のファシリテートや個別ケースのコンサルテーションを引き受けたことで、スクールソーシャルワーカーの活動や役割が中学校区の教員にも浸透し、市のスクールソーシャルワーカーと協働して取り組んだことで、市のスクールソーシャルワーカーの活用促進にもつながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校） ②児童生徒数 162 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
- 配置形態（拠点校方式） 配置方法（年 35 週/週 1 回/1回あたり 8 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

Aは、特別支援学級に在籍（自閉症スペクトラムの診断あり）。友人関係のトラブル等があり、一学期の途中から欠席が続き、その後入院。母親はAの精神状態によって不安定になることが多く、介入が難しい状況だった。Aの退院が決まり、今後の支援体制を整えるため、スクールソーシャルワーカーに相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・ ケース会議の実施。
- ・ 主治医の助言を基にした学校におけるAの支援体制の整備（校内における居場所づくり）。
- ・ Aと母親との関係づくりと支援。

退院前の顔合わせ、交換ノート、学校以外の場所（地域の集会所等）での面談、母親との面談

③支援の実施

- ・ 学校、母親、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当者、病院関係者が参加したケース会議を実施し、Aの支援体制について共有した。
- ・ 退院前に病院と連携を取り、退院後のAや母親へのスムーズ支援につなげた。
- ・ スクールソーシャルワーカーの勤務日には学校及び母親と取組の進捗状況や今後の動きについて確認を行うとともに、Aと段階的な目標設定を行い、Aのペースで登校できるよう支援を行った。

④経過観察

- ・ 支援者で定期的に取り組を共有しながら、Aや母親の安心感につながるよう配慮しながら支援を継続した。

（3）成果

連携して取組を進めたことで、母親と学校は見通しをもちながら、Aのペースに合わせた支援を段階的に行うことができた。また、校内でAの現状や支援方針を共有することで、教職員がそれぞれの役割認識をもちながらAの支援を行い、Aが安心して過ごせる環境を整えることができた。現在、Aは少しずつ登校できるようになり、学習にも取り組んでいる。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（小学校） ②児童生徒数 145 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
- 配置形態（拠点校方式） 配置方法（年 35 週/週 1 回/1回あたり 8 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

多動な様子が見受けられていたBは、同級生とのトラブルから相手にハサミを向ける行為に及んだ。被害児童とその両親の不安感を察したBの両親は、Bを登校させないことを学校に申し入れた。Bのきょうだいは多く、父親は多忙、母親は育児休暇を取得、きょうだい児が不登校。学校は家庭への支援が必要だと考えていた。また、Bには登校したいという思いがあり、Bの意思を尊重して両親に登校を促し続けたが、協力

が得られず、スクールソーシャルワーカーに相談が寄せられた。

②学校内での方針の検討

- ・ B と被害児童との関係修復といじめ解消に向けた見守り・支援。
- ・ B の登校に向けての段階的支援（まずはオンラインで学習に参加できる環境を整備）。

③支援の実施

- ・ 2 学期から別室にて級友数名と給食を食べることを開始 → 2 学期後半からは教室内で給食。
- ・ 教室にて B のペースで学習できる環境を整備。
- ・ 小学校巡回日は B と会い、B の気持ちや行動の変化、強みを捉え、学校と共有。
- ・ B 及び保護者と医療機関を受診し、B の持つ特性や合理的配慮について把握し、学校と共有。
- ・ 中休み、給食、昼休みの時間は B と担任の交流を図るよう促した。
- ・ 特別支援教育巡回指導員に支援に入ってもらい、B のソーシャルスキル育成に取り組んだ。

④経過観察

- ・ B は被害児童と和解することができ、いじめの解消に至った。
- ・ B は自分の特性を理解し、自分の気持ちや得意・不得意を言葉で伝えることができるようになった。

（３）成果

学校は B の学習環境等を整備し、スクールソーシャルワーカーは各関係機関と連携し、医療機関や放課後等デイサービス、特別支援教育巡回指導員とつながりながら支援を行ったことで、B の持つ強みをさらに伸ばすことができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校） ②児童生徒数 9 2 6 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式） 配置方法（年 3 5 週/週 1 回/1 回あたり 8 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

他地域より DV で避難してきた母子家庭であった。生活保護受給中である。子どもは 4 人、それぞれに不登校、夜間外出等の問題行動があり、DV の心的被害の後遺症に加え、日々の育児の困難さから母親には鬱症状の心配があったが、未受診のままであった。子どもの登校状況も不安定であり、学校としても子どもそれぞれに支援が必要だがどこから手を付けてよいか、また母親は現状をどう捉えているかなどの聞き取りが母親のストレスになることを心配し、介入が難しい状況であったため、スクールソーシャルワーカーへ支援の依頼があったケースとなる。

②学校内での方針の検討

子育て支援課と母親が話をできる機会をスクールソーシャルワーカーが調整、同行同席して母親の気持ちを代弁、一人親家庭の支援システムへの申請サポートを行った。子育て支援課へ継続支援を依頼した。

スクールソーシャルワーカーが学校側に母親の想いを伝え、就学相談に繋がるように担任と連携、それぞれの子どもの状況にあった学びの場を提案できるように教育相談担当及び教頭へ調整を依頼した。

③支援の実施

母親との面談や訪問同行後は、必ず兄弟に関わる全担任と管理職、養護教諭が参加したフィードバックミーティングを開催した。支援者の立ち位置や今後の方向性等を共有し、それぞれの担任も同じように家庭の状況を理解した上で、学校として統一した関わりをもつことを意識した。また、兄弟児それぞれの担任がバ

ラバラに連絡することで母親が混乱することを避けるため、母親への連絡は一貫して長子の担任が担うなど校内での役割分担を明確にして、継続的に支援した。

(3) 成果

・母親個人との信頼関係の構築

母親と繋がる際にじっくりと時間をかけて母親の話を聞き、体験や思いについて共感的立場から面談を進めた。信頼性の構築を重ねてからようやく本人の状況の改善に向けた支援に入ることが可能になった。

・校内における役割を明確にした支援

家庭への支援方針は校内会議で共有し、方向性が見える形で行った。兄弟児が4人いる家庭であるため、それぞれの担任の役割とスクールソーシャルワーカーの役割がわかるように整理しながら支援を進めた。

・行政機関を巻きこんでのサポート体制づくり

子育て支援課や適応指導教室担当者、地域の民生委員との繋がりを活用しながら支援の進捗を伝え、各機関からのアドバイスを生かしながらサポート体制をつくっていった。

<その他>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校） ②児童生徒数 210 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式） 配置方法（年 35 週/週 1 回/1回あたり 8 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

学級内での児童同士の関わり方について複数の課題があるため、学級集団への支援や働きかけが必要だと判断し、スクールソーシャルワーカーへ支援の要請があった。

②学校内での方針の検討

- ・対象となる学級と同学年の他学級を観察（個別ケースの把握）→ アセスメント。
- ・対象となる学級だけでなく、同学年の学級に対してSSTを実施。
- ・教職員と事前の打ち合わせを行い、現状と課題を整理。学級の課題に対してアプローチ。

③支援の実施

- ・スクールソーシャルワーカーがゲストティーチャーとして学級に介入。「言葉の遣い方」について想定されるシチュエーションを提示し、児童の声を拾いながら、言葉の遣いやフレーズについて学級全体で共有した。
- ・児童にとって肯定された（褒められた）という実感が得られるよう、スクールソーシャルワーカーと担任が協働して学級全体での共有（フィードバック）を行った。

④経過観察

- ・SST実施後は、SSTの内容を学級内で意識することができているかを振り返りながら、うまく実践できている時は褒めること、好ましくない発言があった時はどういう言葉の遣い方がよかったのかを考えさせることを、担任と連携しながら、継続して支援を行った。

(3) 成果

日々の生活で起きている場面を想定したことで、児童は「普段自分たちがどのような言葉を遣っているか、それを聞いた人がどう感じるか」などを客観的に捉えたり、気付いたりすることができ、それらを学校生活の中で生かそうとする姿が数多く見られた。今後は、スクールソーシャルワーカーが特性をもった児童への支援を行いながら、担任がメインとなって学級での取組を継続していく必要がある。

佐賀県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年1回実施

内容：外部講師による講話及び事例研究

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ガイドラインの作成

内容：S S Wの活用のねらい、S S Wの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とS S Wの活用について、S S Wの具体的な活用事例等を記載

周知方法：市町教育委員会、教育事務所へ配布、教育センターのHPに掲載。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町立学校については、県内20市町全ての教育委員会が、教育事務所を通じ、S S Wの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間560時間を上限とし、学校からの申請を受けて、随時派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題：S S Wの資質向上。

原因：S S Wの活用で求められる支援内容が多岐にわたり、様々なケースに対応するための知識や実践能力を向上させる必要があるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・県や教育事務所主催の事例検討会や研修会の実施
- ・新人研修の実施。
- ・他課や民間等が行う研修会の紹介。

③成果

- ・事例検討会では、S S W同士で活動事例を共有し、対応の工夫を検討することができた。
- ・研修会では、大学教授を招聘して講義を実施し、専門的知識や指導方法の知見を深めることができた。
- ・新人研修では、スーパーバイザーが、新人S S Wの指導や支援を行い、新人の育成を図った。
- ・他課や民間の研修会の紹介を積極的に行い、S S Wの資質向上を促した。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 102 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年 43 週/週 2 回/1回あたり 5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

Aは1年生で、5月くらいから学校へ行かなくなってきた。Aは学校へ行く意味がわからないと話し、母親はAの学校に代わる居場所がないかを感じていると話した。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーに相談し、ケース会議を実施してどのような対応ができるかを検討した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーによる母親の面接を行った。Aの居場所を探すため、子どもの居場所、教育支援センターを学校と併せて利用した。また、地域の絵画教室への参加を促した。

④経過観察

Aに教育支援センターにおいて、勉強することは何のためなのかを理解してもらい、子どもの居場所の利用と並行して活動することで、遊びと学びを楽しみながら「やりたい」を見つけることにした。

（３）成果

Aの生活リズムが安定して、家族との会話が増えた。母親からは、子どもの変化を感じる喜びのメッセージが聞かれるようになった。子どもの居場所では、高校生が作るクッキーのパッケージに、Aのイラストを採用してもらった。地域の絵画教室にも参加し、年齢を超えいろんな人と付き合うことが出来るようになった。そのような中で、SNSの中でしか話せる人がいなかった世界が変わり始めた。

現在、Aは学校に週1回、適応教室に週2回、帰りは子どもの居場所で過ごし、土曜日は地域活動に参加する日々を過ごしている。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 788 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 39 週/週 2 回/1回あたり 5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

Aは5年生で、2学期末になって欠席が増えた。休みの事由を確認すると、母親が弁当の日は休ませる、入浴させられないから欠席、文化発表会の日には登校させない、などだった。Aもこれまでの経緯から、母親に学校に行きたいと言っても無駄だと思い始めていて、諦めてしまっている状況であった。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーへ相談し、今後の対応を検討した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーから祖母から母親に福祉課や生活保護課の他、母親が通う医療機関、Aが利用している放課後等デイサービス等との連携を伝えてもらい、母親の了承を得て関係機関との連携を図った。また、朝食が取れているかという懸念や給食が1日の栄養摂取に欠かせない状況もあり、子ども宅食での食糧支援に繋いだ。

④経過観察

母親の医療機関との連携では、母の受診促進や状態の改善のために、医療ソーシャルワーカーと直接母親又は祖母自身が相談できるように体制を整えた。

(3) 成果

生活保護課と医療ソーシャルワーカーの連携も可能になり、一体的な支援体制ができた。教員とスクールソーシャルワーカーの役割分担で、Aは学校において、体験型学習など可能なところで参加できるようになり、成長した姿が見られるようになった。その後も連続欠席はせず登校できるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 516 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 43 週/週 2 回/1回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aは3年生で、1年生の9月から完全不登校となり、誰も会えない状態が続いていた。

②学校内での方針の検討

1年次からスクールソーシャルワーカーへ相談し、継続して支援を検討及び実施した。

③支援の実施

1年生の2月から支援を開始し、家庭訪問を続けた。Aの精神的不安が見られたため、福祉課に相談し、病院受診につなげた。Aは、高校進学希望があったため、卒業後の支援も含めてNPO法人を母親に紹介した。

④経過観察

面談を重ねる中で、母親も精神的・肉体的な問題を抱え仕事を辞め、経済的に困窮状態にあることが分かった。社会福祉協議会へ同行支援し、経済的支援、フードバンクの利用につなげた。母親の体調が回復するのを待ち、就職支援を開始した。また、Aは高校受験が迫り、本人の希望でNPO法人の学習支援を

利用した。

(3) 成果

家庭は以前よりも、収入が増え、安定した生活が送れるようになった。また、AはNPO法人の支援者と良好な関係を築くうちに、家庭訪問をしていた担任も会えるようになった。受験間近には学校に面接練習に行けるようになった。無事受験を終え、卒業証書も学校で受け取ることができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 282 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 40 週/週 3 回/1回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

3年生のAと6年生のBは、姉妹で二人とも徐々に登校渋りが始まり、年度後半はほとんど登校できていなかった。母子家庭で下に3歳の妹がいて、Aが妹の面倒をみるが多かった。また、母親は代行業に従事しているため、朝は寝ていて学校からの電話を取ることはなかった。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーに相談し、ケース会議を開き、支援経過と現況について情報を共有し、各機関が担う役割や支援について確認した。

③支援の実施

学校は、毎朝家庭と連絡を取り合った。スクールソーシャルワーカーとこども家庭相談センターは家庭訪問を行い、児童相談所には情報共有を行った。

④経過観察

学校は、A・Bの所在確認が取れないということがないように、こまめな連絡を心掛け、子どもたちの所在の確認と登校を促し、場合によっては迎えに行った。スクールソーシャルワーカーは家庭訪問で家庭や子どもたちの生活状況を把握し、学校に情報提供し、学校の動きを支援した。こども家庭相談センターは家庭訪問をして保護者の意識を喚起した。児童相談所は、情報を共有し緊急事態へ備えた。

(3) 成果

各機関の役割を明確にして連携することで、連絡が取れない状況は改善され、A・Bが学校に通う日が増えた。Bは今春中学に進学し、新たな課題も出てくると思われるが、今後も小学校、中学校と連携し、関係機関も継続して家族を支援していく。

長崎県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ① SC・SSW新規採用者研修会（4月）
目的：SC・SSW新規採用者の資質向上と連携強化
内容：事業説明、SC・SSWスーパーバイザーによる講話・職種別講義、グループワーク
- ② SC・SSW配置校研修会（オンライン研修）（5月）
目的：SC・SSW・配置校教職員の事業・相互理解の促進と連携強化
内容：事業説明、SC・SSWスーパーバイザーによる職種別講義
- ③ SSW活用事業運営協議会（9月）
目的：SSWの資質向上と活用事業の円滑な運用
内容：市町教育委員会取組発表、外部講師による講義、グループワーク
- ④ SC・SSW・配置校コーディネーター等合同研修会（12月）
目的：SC・SSW・配置校コーディネーター（教員等）の資質向上と連携強化
内容：外部講師による講義、グループワーク

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「SC・SSW活用の指針」を各市町教育委員会、各県立学校に配付するとともに、教職員を対象とした研修会開催時にSSWの効果的活用について説明し、理解促進に努めている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

中核市を除く全19市町に1名以上配置し、全小中学校に対応している。県立学校においては、拠点校方式により、より多くの県立学校に配置するとともに、離島部の県立学校や定時制高校にSSWを配置する等効果的な運用に努めている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・個々のSSWの一層の資質向上に向けた取組。
SSWとしては勤務経験が少なく、基本的に1人勤務のため個々の能力に因るところが大きい。
- ・各配置先におけるSSWのより効果的な運用方法
教職員等にSSWの職務や活用方法について、十分理解されていない部分があるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・スーパーバイザーによるグループ研修を実施し、SSWの基礎部分を補完した。
- ・各種研修会や配置先訪問の機会にSSWの効果的な活用について研修、助言を行った。

③成果

- ・個々の能力向上につながり各学校からのSSWに対する評価が上がった。
- ・SSWの活用が増え、相談件数の増加につながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 818 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- 1 年次 2 学期より不登校、その後 SC 面談を実施した。その際、心療内科の受診を提案されるが本人は拒否した。
- 2 年次も不登校状態が続いたため、本人の現状と必要な支援機関のアセスメント（見立て）のために、SSWに繋いだ。

②学校内での方針の検討

- ・2 年次までの登校できない時期は、担任・学年の教員を中心に家庭や本人との連絡を行い、担任会や月 2 回程度の支援会議にて情報交換を行った。
- ・担任や学年主任と本人、保護者との話の中で SSW への面談希望に応じて、SSW との面談を実施した。その面談を受け、担任会や支援会議にて SSW より経過報告や復帰に向けての取り組みなどやアドバイス等を頂き、その後の対応

を決定していった。

③支援の実施

- ・ 体調不良に対する医療機関の紹介を行った。
- ・ S S W面談で、保護者と本人の意思疎通ができるように支援を行った。
- ・ S S W面接に教員も同席することによって、登校の不安を具体化し、不安の解決方法を一緒に模索した。

④経過観察

- ・ 医療機関の受診については、強い拒否感があるため、現在を基準とし悪化するようであれば受診できるように情報提供を行った。
- ・ 長期欠席について、それぞれの思いや不安を親子で共有できたことで、ありのままの自分を家族と本人が受け入れることができた。
- ・ 登校についての不安の言語化、不安解消のための取り組みが、本人と保護者の自信に繋がり、前向きな発言や柔らかい表情も見られるようになった。
- ・ 学級担任や学年主任からも各時期にS S Wと相談することで、安心して取り組むことができた。

(3) 成果

不登校児童生徒数 3 名

うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 1 名

S S Wが継続して関わっている生徒数 1 名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 1 8 4 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 3 5 週/週 3 回/ 1 回あたり 6 ~ 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校から配置先にS S Wの派遣要請があった。内容は小3女の「登校渋り」に関する相談で、S S Wは所属長と共に小学校を訪問し、教職員(校長、養護教諭)との面談を行った。後日、学校は母と面談を行い、母にS S Wへの相談を勧め、S S Wは母の話を聴く機会を得た。

②学校内での方針の検討

S S Wは母から聴き取った母の思いや家庭状況を学校に報告。当面、S S Wは母との電話相談や面談を継続して信頼関係の構築を図り、家族が抱える課題背景を明らかにしながら、本児や家庭にできるところから取組を促していくことになった。また、学校と保護者が課題解決に向けて一緒に取り組んでいくために、S S Wは保護者支援に継続して関わっていくことを学校と確認した。

③支援の実施

S S Wは電話相談や面談を通して、母の「学校では話せなかった思い」を受け止め、母の心に残る「いじめ」の問題で、相手の保護者に更なる謝罪を求める気持ちはないことを確認し、母の了解を得て、その旨学校と共有した。また、学校と協働し、母・本児の意向を尊重して、保護者同伴での保健室登校を促した。

④経過観察

本児は登校渋りから一時期は不登校状態であったが、現在は週に一度程度の別室登校(母の同伴登校)を継続している。

(3) 成果

S S Wが関わったことにより、週1度ではあるが、別室登校できるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 7 1 2 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法（年 35週/週 3回/1回あたり 6時間）

（２）対応内容

①課題の発見

R4年度の入学時に実施した、SC・SSWによる一斉スクリーニング面談にて、母が帰宅せずに生徒のみで暮らしており、自宅はゴミが散乱し、犬が放置飼われているネグレクト状態であることが発覚した。

②学校内での方針の検討

校内ケース検討にて、行政子育て部局と児童相談所へ情報提供及び情報提供依頼を行い、連携を開始、今後の支援方針について協働しながら対応を行うこととした。

③支援の実施

関係諸機関と協働しながら一時保護に向けた対応を行っていたが、本人が一時保護を希望しなかったため、面談を行いながら状況観察と本人支援を継続的に行った。

④経過観察

面談の中で、現状打開のために一時保護に向けた動機付け面接を継続的に実施しながら、母面接も同時並行して実施し、自宅の清掃について意見した。加えて、行政子育て部局への相談も行った。

（３）成果

R5年度、母が清掃実施の日程を決めたもののキャンセルしたことがきっかけで、本人がSSW面接にて一時保護に同意。一時保護中に母が自宅を清掃したため、一時保護解除となり家庭復帰し生徒は安心して登校継続することができている。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校）

②児童生徒数 1,384名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（常駐・年 35週/週 1回/1回あたり 6～7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

（父）母・長女（中2）・長男（小6）・次女（小4）の5人家族。※R5離婚し4人家族へ

R4年度より長男の不登校傾向への対応に苦慮している母親にSC面談を実施していた。R5年に入ってから両親が離婚を検討している旨の話があり、経済的不安があるとのことでSSWに紹介あり。

②学校内での方針の検討

それぞれの在籍校は以前より以下の点について気にかかると感じていた。

- ・児童のやせが目立つ。特に長男は体重が成長曲線の範囲外。長女は拒食傾向
- ・長女が入浴していない様子で、体臭が気になる。髪の毛のべたつき、数日同じ服装であることはよくある。
- ・不登校傾向
- ・母親との連絡がとりづらい
- ・次女は家事を行っており、母親が深夜まで仕事の為不在だと話している。
- ・長女は自分が家事を行っているとっており、きょうだい手伝わないことへの不満を漏らしている。

小中学校どちらも家庭の状況について詳細を確認するきっかけがつかめなかったことから、離婚をきっかけに家庭へ介入する方針。

SC・SSWそれぞれの面談（もしくは合同面談）で母の困り感への支援・経済的状況の確認と支援の具体的提示を行う。

③支援の実施

母親はそれぞれの学校に対して、きちんと養育しているとアピールしていたことから、母親・児童にはSC・SSWが直接的関わり・関係機関との調整を行う。SSWは主に母親の就労・制度紹介・利用手続きの支援。

- ・行政の子ども家庭支援部局を通し、福祉事務所に繋ぎ、生活保護制度受給
- ・社会福祉協議会が実施する食糧支援（2/M）、食育・居場所支援（1/M）利用
- ・離婚されたあとの児童扶養手当・養育費の手続き支援
- ・制度利用で母親の深夜就労を削減。母子の時間をつくる。母親の精神的サポート
- ・子どもの痩せについて、養護教諭と連携し視覚的に母親にわかるよう準備

④経過観察

子どもたちは一時保護され、生活環境（家屋のかたづけ、母親の就労環境の調整）がなされた。

生活保護受給し経済的安定が得られたことで生活基盤は整えられたと思われる。
しかし、これまで経済的課題により表面化しづらかった、母親の養育能力の低さによるネグレクト傾向や、子どもたちの無気力感など、家庭の本質的課題が顕在化している。
就労時間が短くなったものの、母子の時間は増加しておらず、母は空いた時間を自分のためにあてている。
貧困・ネグレクトを課題として要対協ケースとしてとりあげ、学校・行政・児童相談所・福祉事務所・保健所・主任児童委員・社会福祉協議会など家庭に介入する関係機関の支援チームができた。

(3) 成果

貧困で対応した児童生徒数 20 名
うち、SSW が関わったことにより貧困問題が好転した児童生徒数 6 名
SSW が継続して関わっている児童生徒数 7 名

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類
(高等学校)
- ②児童生徒数 138 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 30 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

該当生徒は欠席や遅刻が多く、友人や教員とも関わりをあまり持たず、校納金もいつも遅れて納金されていた。そこで、(副)担任がよく話しかけて気を配っていた。

体調が悪い時に、自宅に送り届けた際に、父母とも不在で、長女である本人が親代わりに中学生と小学生のきょうだいの衣食住の世話、学校の提出物の準備をしていることが分かった。父は長期単身赴任で、母は自分の用で(宗教活動等)で不定期に1~3週間ほど家を不在にしていた。これまで、このことを本人は、周囲に知られたくなかったが、話を聞いてくれた教員を信頼し、家の状況を少しずつ話すようになったことで、本人を取り巻く状況がわかり、学年や相談部で情報を共有し、SSW に対応を相談し対策を立てた。

②学校内での方針の検討

3年生になり、学年や部活動顧問と情報共有、生徒サポート委員会での全体での共有と、SSW による本人との面談を定期的に行った。本人は直接は親にアプローチしないで欲しいとの願いがあったので、SSW から市の子ども支援センターに報告し、きょうだいの学校からも家庭の状況を把握してもらい、状況の改善を図った。

③支援の実施

SSW により以下の支援を行った。

- ・本人へは、定期的な SSW との面談による状況把握を行い、親に相談するなどのアドバイスで精神的な負担を軽減した。
- ・市へは18歳未満(児童福祉法)の枠組みで、家族と本人の承諾がとれていない状態での情報共有を申し入れた。目的は、①就職後の家事、妹弟の養育負担軽減、②相談支援機関の本人への紹介、③家庭の現状把握と関係機関への妹弟の支援継続の依頼。
- ・市からも家庭の状況の情報提供を受けた。

④経過観察

当該生徒は無事に就職が決まり、これまで、本人が家族に相談できなかった状況から、両親にも相談できる状況になったようである。卒業後も家事等で負担にならないように、家庭で困った時の相談窓口を紹介し、不安やストレスの軽減を図った。

(3) 成果

後半はほとんど欠席や遅刻が無くなり、明るく学校生活を送れるようになった。

熊本県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸課題に加え、災害等の影響による諸課題の解決に向けたスクールソーシャルワーカーの活動について、継続して支援を行っている児童生徒及びその家庭に対して、より効果的な支援が図られるようにすることを目的とし、以下の研修を実施した。

年3回（8月24日・11月30日・2月9日）、県立拠点校配置SSW及び各教育事務所等配置SSWを対象に「県連絡協議会」を開催し、講師やSVによる講義及びグループ協議を実施した。

また、年3回「地域事例研究会」として、各教育事務所等に担当SVを派遣し、SSW及び教育事務所担当指導主事を対象に、事例研究及びスーパービジョンを実施した。

さらに、月1回「定期連絡会」として、県立学校SSWを対象に、事例研究を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

熊本県教育委員会では、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づき、熊本県スクールソーシャルワーカー設置要項を定め、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として実施要項を作成し、学校に対して職務内容の周知を行った。

令和5年4月に改訂した「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する指針」を県立学校及び教育事務所、市町村教育委員会、小中学校、義務教育学校に配付し、各学校等において職務内容や活用についての理解が一層深まるよう周知を図った。

スクールソーシャルワーカーを講師とした校内研修の実施や県立学校においては、管理職研修や特別支援教育コーディネーター等の研修でスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行い、スクールソーシャルワークの理解促進を図った。また、市町村立学校においては、各教育事務所等の指導主事研修で事業の説明を行い、各管内の研修会等で周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、学校、家庭及び関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行った。

県内すべての教育事務所等10か所と県立高校7校（拠点校）に配置し、児童生徒及びその家庭を対象に支援を実施した。配置人数は、小中学校（義務制）19人（精神保健福祉士のみ2人、社会福祉士のみ10人、両資格所有7人）、県立学校8人（社会福祉士のみ5人、両資格所有3人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格取得後、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、原則として1日6時間、週1日～5日勤務とした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

各学校からのSSWへの支援申請は依然として増加傾向にある。支援内容も児童生徒の心身の問題とともに、家庭や友人関係など環境に課題がある事案も多い。そのため、SSWによる保護者、教職員等への関係機関に関する情報提供や、保護者と教職員間の調整、相談支援といった職務を同時進行で行うことが求められる。その資質をいかに向上させられるかが課題である。

また、各学校に対するＳＳＷ支援についての周知が進み、支援件数は増えてきている。一方で教育相談コーディネーター等の引継ぎがうまくできておらず、支援ニーズへの把握が不十分なまま対応したケースや、学校によっては、課題の解決や個別の支援をＳＳＷに委ねてしまうといったケースも見受けられた。

原因として、学校に係る事案とともに家庭に係る複雑な事案、ヤングケアラーや性被害など家庭環境及び保護者への支援が必要となる事案の増加があげられる。また、支援件数の増加により学校現場での有用な支援方法やソーシャルネットワークに関する知識・技術に関する研修機会の減少が考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

１点目は、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確にするとともに校内人事が入れ替わったとしても、ＳＳＷと連携し適切な支援ができる体制づくりを構築する。

２点目は、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、児童虐待等については、事案が発生してからではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が求められることから、ＳＳＷを含め組織としての相談体制の構築や支援体制を構築する。

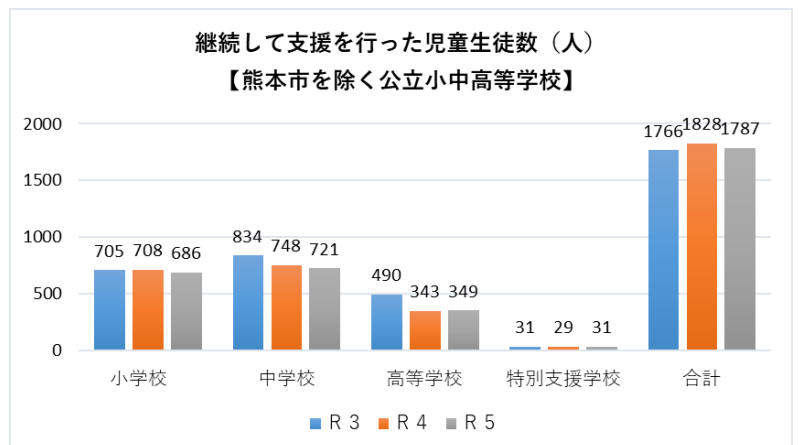
３点目は、ＳＳＷのニーズに応じた研修内容と機会を設け、資質向上を図る。

③成果

ＳＳＷの役割や職務内容についての周知が進み、ＳＳＷへの支援は高いニーズが継続している。令和５年度は継続して支援した児童生徒数が１７８７名であった。

ＳＳＷを活用したことにより、学校だけでは解決が難しかった家庭の問題等について、ＳＳＷが専門性を発揮し、外部専門機関との連携を図り、児童生徒の心理面だけでなく環境面に働きかけたことで、状況の改善へとつながっている。

ケースのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）だけではなく、複数の視点で検討できるケース会議の事前調整での活用も増えてきており、様々な方面からの支援により環境等の改善につながっている。状況が悪化する前に関係機関とつながるケースが増えてきている。



【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（特別支援学校）
- ②児童生徒数 170 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（年 48 週/週 30 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

- ①課題の発見
学校に登校できない本人を心配した母親に、担任が S S W について知らせたことで申請につないだ。
- ②学校内での方針の検討
いじめ不登校対策委員会において、学校内外の関係機関との連携を図る。
- ③支援の実施
本人や母親への面談をととしての情報収集、医療機関の紹介を行った。
- ④経過観察
本人が精神的に安定してきて、学校への登校が徐々に増えていった。

（3）成果

不登校に関する総件数延べ 8 5 5 件
うち、S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった総件数延べ 1 7 5 件
S S W が継続して関わっている総件数延べ 6 6 6 件

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 201 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（年 48 週/週 30 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

- ①課題の発見
級友からのいじめが原因で不登校になり、家庭訪問時に保護者から担任へ S S W の申請があった。
- ②学校内での方針の検討
いじめ不登校対策委員会において、学校内外の関係機関との連携を図る。
- ③支援の実施
S S W が保護者に対し医療センターを紹介し、本人の受診へとつながった。
- ④経過観察
定期的に面談を重ね経過観察を続けた。年度末には教室に復帰することができた。

（3）成果

いじめに関する総件数延べ 3 8 件
うち、S S W が関わったことにより解消した又は好転した総件数延べ 1 3 件
S S W が継続して関わっている総件数延べ 2 3 件

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ）
- ②児童生徒数 337 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 48 週/週 19.5 回/1 回あたり 6 時間 ）

(2) 対応内容

- ①課題の発見
父親から本人への虐待で児相通告があった。本人も感情の抑制が効かないことから S S W を申請。
- ②学校内での方針の検討
要保護児童対策協議会において、学校内外の関係機関との連携を図る。
- ③支援の実施
児童相談所や社会福祉協議会等との連携により、本人や母親への面談を定期的に行った。
- ④経過観察
父親が暴力をふるうことはなくなったが、本人や母親への面談は継続中である。

(3) 成果

虐待に関する総件数延べ 115 件
うち、S S W が関わったことにより解消した又は好転した総件数延べ 26 件
S S W が継続して関わっている総件数延べ 88 件

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（ 高等学校 ）
- ②児童生徒数 348 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 年 48 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間 ）

(2) 対応内容

- ①課題の発見
ひとり親で生活保護世帯だが、生徒は寮で生活している。経済的に困窮しており、校納金と寮費が滞納されており、事務職員が担任に報告し、S S W への申請につながった。
- ②学校内での方針の検討
要保護児童対策協議会において、学校内外の関係機関との連携を図る。
- ③支援の実施
保護課をはじめ関係機関等による状況確認や、保護者との面談を重ね社会資源の紹介を行った。
- ④経過観察
使える制度を紹介したことにより申請へとつながったが、解消や好転までにはつながっていない。

(3) 成果

貧困に関する総件数延べ 22 件
うち、S S W が関わったことにより解消した又は好転した総件数延べ 0 件
S S W が継続して関わっている総件数 21 件

大分県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

・スキルアップ研修会年３回 連絡協議会年２回 計５回（３時間／回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

・学校の教育相談コーディネーター対象の研修で、スクールソーシャルワーカー活用の在り方を説明。
・学校にスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを派遣。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

一部市町村教育委員会に重点配置校を設定し、週４日の勤務体制をとった。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

課題：スキルアップ 原因：研修機会不足

②課題解決に向けた取組内容

年３回のスキルアップ研修

③成果

R4 SSW 取組件数 ３９６６７ → R5 SSW 取組件数 ４３０９９

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類（中学校）②児童生徒数 １９２ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式） 配置方法（年 ４８ 週／週 ２ 回／１回あたり ７ 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

起立性調節障害の生徒が、登校時、頭痛やふらつき、過呼吸などの症状が出ることから、登校への精神的な負担が大きいのではないかと学校の見立てにより児童精神科受診も検討することになり、医療機関への円滑な繋ぎのためＳＳＷに介入の依頼があった。

②学校内での方針の検討

登校時に症状が出るため、登校の促しが難しく、医療機関の意見を聞きながら、生徒の現状に合わせた体制を整えるため次のような方針を検討した。◆児童精神科受診を勧め、主治医の意見を聞いたうえで、学校内での対応を決定、◆本人とＳＣの面談、◆保護者とＳＳＷの面談、◆ＳＣ、ＳＳＷが参加しての定期的なサポート会議開催

③支援の実施

ＳＳＷは、◆保護者と面談して不安な気持ちを受け止め、信頼関係構築をめざして、◆児童精神科受診に同行、◆受診結果を学校に報告し、学年部で方針統一を行った。

本人、家族は、◆主治医から「精神的な不安定さが身体症状に出ている可能性がある」「学校はしばらく休んで登校刺激もしない方が良い」との助言を受け、本人、家族で話し合い、学校はしばらく休む選択をした。

④経過観察

主治医の助言に従い、学校を休んだところ、家では身体症状は出ず、リラックスして過ごすことができ、また、家族も本人の状態を理解して必要以上に干渉しないよう心がけた。この間もSSWは、病院受診に同行し、主治医より「心の状態が安定してきており、登校したい気持ちがあれば登校しても良い」との助言があったことから、本人なりに無理なく登校できるよう保健室や別室で対応できる体制を整えた。また、教育支援センターを紹介し、利用するようになった。

(3) 成果

生徒の調子が良い時に登校ができている。また、通院の継続ができ、SSWが仲介することで情報共有でき、生徒の状態に応じた体制を整えることができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 242 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 48 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

友人関係でトラブルがあり、教員が間に入って何度も話し合いをしたが、だんだん学校に行けなくなる。学校に来た際には特定の相手に話しかけられると、パニックになり、教室を飛び出す、フードをかぶって塞ぎ込む様子あり。保護者が知人の紹介でSSWの面談希望を担任に伝え、派遣依頼がある。

②学校内での方針の検討

<アセスメント> ◆本人は感情のコントロールが難しい。◆保護者は学校と相手側への憎悪が強い。

要因・背景として、本人自身の感情特性もありそうだが、保護者と本人の関係にも課題がある。

<プランニング> ◆SSWと家族、本人面談の設定。 ◆医療機関へのつなぎ。

家庭と学校が本人理解と対応を共有し対応。医療機関受診し、治療やカウンセリングの検討も必要。

③支援の実施

SSWが保護者と面談し、生育歴、現在の生活状況の聞き取り、目指したい未来の確認。保護者の怒りが軽減した段階で、児童の状態から病院受診の必要性を話す。保護者と本人の許可をとって、医療機関へ情報提供、診療の調整を行う。SSWが受診同行を行い、今後、病院、学校、家庭が連携して、取り組んでいく方向性を確認。

⇒定期通院で薬の処方とカウンセリングを継続し、学校では服薬後の体調と心の変化を観察していく。

④経過観察

医療・心理による見立てを共有。学校では本人の話を傾聴し、頑張っていることを認めていくことを強化して観察していく。保護者は、学校での本人への対応について相談できる第三者（病院）ができたことで、子どもへの関わり方も安定してくる。

(3) 成果

登校できる日が増えてきて、登校した日も学校を飛び出すことは少なくなった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校) ②児童生徒数 336 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式) 配置方法 (年 48 週/週 2 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

養護教諭 (以下養教) から、生徒 (以下A) が保健室に来て、体調不良と家庭環境についての困りを話しているとのこと。依頼を受け、SSWはAと個別面談を行った。

Aは「保護者が食事を用意してくれない」「保護者のパートナーから酷いことを言われ眠れない」と話し、入学後から体重が3kg減。SSWから、現状を学校から児相に連絡することについてAの了承を得た。

②学校内での方針の検討

SSWは教育相談担当教諭 (以下教相) に、主旨を伝え、児相への連絡とAの見守りや今後の対応について校内支援会議を行うことを提案した。管理職、担任、教相、養教で検討し、管理職から児相に連絡すること、担任、教相、養教でAの聞き取り、外見の変化等の見守りを行うことを決定した。

③支援の実施

管理職から児相に連絡すると、Aには被虐待歴があり、親子で児相に通所させ家庭内調整をしていたが、改善がみられたので前年度に終結。今は親子とも通所を希望していないため、まずは学校での対応をお願いしたいという話で、SSWは管理職から、今後児相と連絡を取って連携を図ってほしいという依頼を受けた。

SSWが情報整理する中で、Aには軽度の知的障害があり、聞かれる人によって、食べた、食べていないと発言の食い違いが見られた。また、AはSNS上の発言をきっかけにクラス内の生徒数名とトラブルになっており、教室に入れない状況が発生していた。SSWの提案で再度、校内で話し合いを持った。

<再アセスメント> ◆Aの軽度知的障害に起因し、家庭内不和や対人関係の不和が起こりうる。保護者も養育力が低く、対応が十分にできない。◆虐待の可能性もゼロではないため、Aの様子を注意深く把握する必要がある。

<プランニング> 継続して、◆Aの見守りと困りの聞き取りを行う。◆担任の介入により教室内的の問題解決と、Aの対人関係改善を支援する。◆必要時は適宜情報共有する。

④経過観察

その後、Aの聞き取りの中で食事を取っていないということは聞かれない。体重の変化もなく、外見も目立った変化は見られない。担任の介入によってクラスメイトとの間で和解ができ、現在は教室に入れている。また、小さな対人トラブルは起きても、担任の介入や、SC、SSWとの面談で気持ちの整理を行い、Aも落ち着きを持てている。

(3) 成果

学校全体での支援体制づくりが必要であることを共通理解できた。

問題発見から迅速に面談、協議、支援展開へと動くことができた。

児童相談所との連携で、リスクマネジメントができた。(必要時は児相の再介入を親子とも内諾している。)

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校）②児童生徒数 339 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式） 配置方法（年 48 週/週 3 回/1回あたり 7 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

登校時、服が汚れており、いつも同じものを着ている。食事を摂っていない様子がある。集金の支払いができていない。また、発熱時に養護教諭が、病院受診を促したが、病院に連れて行く様子がなかった。このようなことから、◆貧困で困っているのではないか、◆ネグレクトではないか、◆必要な機関に繋いでほしいとSSWに関わりの依頼があった

②学校内での方針の検討

SSWは、管理職とコーディネーターからケース概要を聴取し、課題の明確化を行った。◆就学援助の申請は行っているが、未収金が多くなっている、◆保護者自身の養育力にも課題があるのではないか、そのうえで◆保護者には、困りを発することへの抵抗感があり、児童からもSOSを発することが難しいのではないか。

SSWは、管理職から保護者へSSWとの面談と、その後の関係機関とのケース会議開催を提案した。

<プランニング>

◆保護者と信頼関係を構築して事実把握、◆見守り支援事業の利用、◆生活困窮の窓口紹介、貸付や就労支援の利用、◆子ども食堂の利用 などを通して、保護者の就労実現と生活基盤の安定を図る。

③支援の実施

◆保護者の生育歴や現在の生活状況等について聞き取り、◆関係機関とのケース会議、◆子ども食堂の利用支援。

④経過観察

◆見守り支援事業の弁当配達時に、家庭の様子を確認し、児童と母の相談を受け、変化を見守り。

◆光熱費滞納の際に、緊急小口資金の利用し、また、就労へ向けての助言を受け、保護者が就労開始。

◆子ども食堂の利用を通して、保護者の他者交流が実現し、保護者の居場所にもなってきた

◆児童は、定期的な声掛けや聞き取り、エンパワメントにより、家庭の話を担任やSSWに行えるようになってきた。学校生活でも意欲的に学習するようになった。

(3) 成果

食事が摂れないような困窮状態は解消し、学校生活でも意欲的に学習するようになった。

宮崎県教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ア 各教育事務所において、月に１回程度のペースで研修を実施した。

※ 市町村任用のスクールソーシャルワーカーとの行動・情報連携を目的として、県任用のスクールソーシャルワーカー対象の上記研修に市町村任用のスクールソーシャルワーカーも任意で参加できるようにした。

イ スクールカウンセラーとの合同研修を年に２回実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ア 教育事務所管轄地区ごとに行う小・中・高・特別支援学校の生徒指導主事等を対象とした研修において、スクールソーシャルワーカーによる講義や演習を実施した。

イ 各学校で実施される職員研修において、スクールソーシャルワーカーによる研修を実施した。

ウ 理解促進を目的とした研修資料（プレゼン資料）を県任用のスクールソーシャルワーカーへ配付し、自身の啓発や学校で実施する職員研修で活用できるようにした。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ア 県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図られるように、各教育事務所（中部・南部・北部）に配置するとともに、独自雇用を希望した市町村に対して、県の補助を活用して配置を行った。

イ 配置状況

（ア）教育事務所配置（８人）：中部３人／南部２人／北部２人

（イ）市町村配置（１３人）：国富町／綾町／日南市／串間市／西都市／都農町／都城市
小林市／えびの市／高原町／延岡市／日向市／椎葉村

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

ア 課題とその原因

（ア）課題：スクールソーシャルワーカーの人材確保・資質向上

（イ）原因：学校における生徒指導上の課題の複雑化や家庭環境の多様化に伴う要支援者数が増加している中、それに対応しうる有資格者や活動経験のある専門人材が不足している。

イ 課題解決に向けた取組内容

（ア）大学や退職校長会、社会福祉士会、精神保健福祉士会等の関係機関・団体との連携

※ 関係機関・団体への情報提供・相談、大学による実習の受け入れ等

（イ）スクールソーシャルワーカー及び教職員対象の研修の実施及びその充実

ウ 成果

人材の確保及び資質向上に向けた連携体制を構築することができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 約４００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（ 1回あたり1～3時間程度 ）

（2）対応内容

①課題の発見

兄弟姉妹、いじめをきっかけとし、ゲーム依存にて不登校。適応指導教室へ通級。時折休む傾向にあったため、学校より支援依頼。

②学校内での方針の検討

校内にて、教職員、社協職員、保護者にてケース会議開催し、家庭内環境の共通理解を図る。

③支援の実施

- ・ 欠席の都度家庭訪問実施。登校支援を図る。
- ・ 不衛生な家庭環境、生活困窮にて社協へ相談。
- ・ 社協職員の同行による家庭訪問実施。

④経過観察

- ・ 福祉の支援により、家庭の衛生面が改善された。
- ・ 欠席が減少した。

（3）成果

- ・ 不登校児童生徒数 9 名
- ・ うち、SSWの関与により登校する又は登校できるようになった児童生徒数 2 名
- ・ SSWが継続して関わっている児童生徒数 2 名

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 460 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1回あたり1～3時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童が繰り返すいじめの加害行為・人間関係のトラブルに対し、学校が指導をする中で、校長よりスクールソーシャルワーカーに支援依頼があり、支援介入を開始した。

当該児童は、こだわりが強く、友人との間のトラブルが絶えなかった。保護者は、クリニック受診やカウンセリング等を検討するも、状況が改善しないことに疲弊している様子であった。

②学校内での方針の検討

管理職との情報共有及び対応協議。関係機関と連携し、当該児童本人及び保護者への支援を行うことを確認した。

③支援の実施

- ・ クリニック受診を取り付け、診断に基づいた支援を受けられるようにした。
- ・ 発達障害者支援センターに接続し、本人及び保護者のニーズに応じて心理士による相談・助言を受けられる体制を整えた。

④経過観察

- ・ 保護者に心理的余裕が生まれ、当該児童と前向きな関わりができるようになった。
- ・ 当該児童による対人関係のトラブルが減少した。

（3）成果

- ・ 不登校児童生徒数 6 名
- ・ うち、SSWの関与により登校する又は登校できるようになった児童生徒数 3 名
- ・ SSWが継続して関わっている児童生徒数 3 名

<虐待>

（1）学校の概要

①学校の種類（ 高等学校 ）

- ②児童生徒数 約80名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（1回あたり1～3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

ネグレクト家庭。母親と連絡が取れず、5月に突然母親が男性と家を出る。その後は音信不通状態。当該生徒は異母姉とその子どもと同居。中学は不登校でゲーム三昧。本人はアルバイトと学業の両立に努力。妊娠騒動等の問題も発生した。

②学校内での方針の検討

家庭環境調整で支援介入すること及び市SSWと連携して対応することとした。

③支援の実施

本人面談と家庭訪問を繰り返して信頼関係構築。当該生徒本人より自立したいと申し出があり、自立援助ホーム（NPO）を検討するも断念。卒業までは姉との同居を学校と一緒に勧め、姉も納得。異性関係への支援継続（避妊の指導等）。就職は、当時のアルバイト先を希望しているが他にもチャレンジしたい考えはある。完備された会社の寮に入ることも検討。

④経過観察

本人は今後母親との親子関係は全く望まなかったため、本人支援を中心に考え、福祉に接続した。抑うつ傾向になった時もあったため、医療への接続も検討。本人は姉を信頼し頼っているため、関係を持続させるための支援を行った。異性関係の支援についても継続した。

（3）成果

- ・ 不登校児童生徒数33名
- ・ うち、SSWの関与により登校する又は登校できるようになった児童生徒数3名
- ・ SSWが継続して関わっている児童生徒数3名

<貧困>

（1）学校の概要

- ①学校の種類（高等学校）
- ②児童生徒数 約660名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（1回あたり1～3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

校納金滞納及び生徒本人の校外活動が制限されている状況があり、学校を通じてスクールソーシャルワーカーへ支援介入依頼あり。

②学校内での方針の検討

市役所こども課、福祉課、A社協とケース会議を開催。家庭へのアプローチを検討

③支援の実施

結果として、生活保護世帯→A市役所福祉課と連携。保護費支給日に父と高校事務担当もその場へ出向き、校納金納付を行う。

④経過観察

スクールソーシャルワーカーの業務として、不登校生徒の家庭訪問、ケースによっては行政や上記関係機関へ出向き情報収集し、学校担当教諭へ報告。

校内において上記関係機関とのケース会議の実施。状況に応じて生徒・保護者参加して実施。

（3）成果

- ・ 不登校児童生徒数6名
- ・ うち、SSWの関与により登校する又は登校できるようになった児童生徒数2名
- ・ SSWが継続して関わっている児童生徒数4名

鹿児島県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【目的】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

【実施】

連絡協議会 1 回、研修会 1 回

※ 連絡協議会においては研修を含む内容を実施。

※ 研修会についてはスクールカウンセラー研修会と同時開催とし、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの情報交換や連携方法の確認等を含めた研修を実施

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 各関係機関との連携（鹿児島中央児童相談所、鹿児島県精神保健福祉センター、鹿児島県社会福祉士会）
- ・ 広域スクールソーシャルワーカーによる講演及びスクールソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカー相互の意見交換（児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進、支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携について）
- ・ 研修会等での紹介（スクールソーシャルワーカーの職務、対応事例等について）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

県広域スクールソーシャルワーカー 3 名を県教育委員会に設置、市町村との委託契約については令和 3 年度をもって終了し、県内 4 3 市町村中 4 1 市町村が独自にスクールソーシャルワーカーを雇用し、活用する体制となっている。

県が雇用する広域スクールソーシャルワーカーについては、県立学校における事案への対応と、スクールソーシャルワーカーを配置していない 2 村から要請があった場合の対応、さらには市町村が雇用するスクールソーシャルワーカーによる対応が困難な事案について、スーパーバイザーとして対応することとしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】 スクールソーシャルワーカー事業の予算拡充

【原因】 令和 4 年度はスクールソーシャルワーカーの派遣回数が前年度に比べ増加し、かつ 1 事例当たりの派遣回数が複数回に渡る場合が多く見られた。

②課題解決に向けた取組内容

予算の拡充を検討している。

③成果

令和 6 年度は、予算拡充により派遣回数が大幅に増加した。（R5 26 回 ⇒R6 50 回）

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 95 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 50 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

兄妹で不登校傾向。父子家庭で、父親と連絡が取れず、校納金の未納などもあった。祖母が面倒をみていたが、祖母が亡くなり、完全不登校になったため、担任が管理職に相談し、S S W派遣申請を依頼した。

②学校内での方針の検討

S S W・担任・教育相談係とのケース会議

③支援の実施

兄弟が在籍している中学校との連携

市のS S W、福祉課とケース会議の実施

④経過観察

定期的にケース会議を開催

（3）成果

当該地域の支援体制について情報共有し、支援へとつなげることができた。

＜虐待＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 50 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

養護教諭との面談の中で、飲酒した際の父親の乱暴な行動や暴言から、過呼吸を起こし、不眠などの症状が出現していることがわかった。

S Cとの面談の中で、「父と離れたい」との発言があり、母親は「父親はそういう人だから。」と理解してもらえず、父親の顔色を見ることに疲れたと訴えた。本人がどこで過ごすのが安心なのかを第一に考え、医療機関及び福祉との連携が必要と判断され、S S W派遣申請を依頼した。

②学校内での方針の検討

S S W ・ 管理職 ・ 担任 ・ 養護教諭とのケース会議

③支援の実施

児童相談所への相談 ・ 通告

医療機関との連携

④経過観察

今後安心して学校で過ごせる体制をつくるために、母親の了承を得た上で、医療機関と連携を図りながら、経過観察の実施。

(3) 成果

医療機関と連携を図りながら、母親とも連絡を取り合い、対応することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 50 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

高校3年生の新学期、教科書代や学校の諸会費が未納であったため、担任が父親に連絡をする。4月に弟が小学校に入学し、その支度金に費用がかさみ、当該生徒への諸会費に回せないと言われた。その為、教科書も購入できていない状況であった。

さらに、交通費がなく、通学に支障が生じてきていること、食事も弟が優先で、十分に摂れていない。と本人から担任に相談があったため、S S W派遣申請を依頼した。

②学校内での方針の検討

S S W ・ 担任 ・ 管理職とのケース会議

③支援の実施

市の福祉課とケース会議の実施

④経過観察

定期的にケース会議を開催

(3) 成果

安心して生活・通学できるよう、関係機関と連携しながら情報共有し、支援へとつなげることができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 140 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 50 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ヤングケアラーとして中学校から引き継ぎのあった生徒。

家族全員が新型コロナウイルス感染症に感染し、そこから母親がほとんど終日寝たきりの状態となった。

高校入学後一学期は、欠席はほとんどなく過ごしていたが、この件をきっかけに学校に登校できない日が増えた。

登校した際、「母親の状態が心配で早退したい。」と養護教諭へ本人が相談したことがきっかけで、家庭内の現状を把握した。

福祉による介入が必要と判断され、S S W派遣申請を依頼した。

②学校内での方針の検討

S S W・担任・養護教諭・管理職・市の家庭相談員とのケース会議

③支援の実施

今後を見据えて、小中学校の関係者同席でケース会議を実施し、支援方法の検討

④経過観察

定期的にケース会議を開催

(3) 成果

当該地域の支援体制について情報共有し、支援へとつなげることができた。

沖縄県教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

- (1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況
 - ・ 県スクールソーシャルワーカー合同研修会（7月）。
 - ・ 地区教育相談員等連絡協議会 年6～7回（教育事務所開催）。
 - ・ 生徒指導担当者研修会や教育相談担当者研修会等にも参加。
 - ・ 内容はスーパーバイザー・外部講師による講演会、事例検討会、関係機関の施設見学等。
- (2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
 - ・ 学校訪問、管理職研修会や教育相談担当者研修会等での事業説明。
 - ・ 各種研修会等で「県SSWガイドライン」を活用し、SSWの職務内容や活動事例を周知。
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
 - ・ 学校の実態及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等により、各教育事務所と協議、連携しSSWの配置が必要な学校を選定し配置を行っている。
 - ・ 離島地域においては学校からの要請等に応じて多くの学校に対応できるようにしている。
- (4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等
 - ①課題とその原因
 - 【課題】
 - ・ SSWの役割、活用の理解促進。
 - ・ 多くのケースに対する十分な支援。
 - 【原因】
 - ・ 教育相談等研修会参加者以外の教職員に対し、SSWの役割や活用についての周知不足。
 - ②課題解決に向けた取組内容
 - ・ SSWが校内の教育相談等の各種連絡会に参加し、学校職員との役割分担を行う。
 - ・ SSWの業務内容等について研修会での周知を図る。
 - ③成果
 - ・ 教職員向けへの研修・講演活動の回数が増えた。（R4年 17件 R5年28件）また、教職員等とのケース会議の回数も増えた。（R4年 1,025件 R5年 1,205件）課題に向けた取組活動が、SSWの業務内容への理解につながり、必要な支援を連携して行うことができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

- (1) 学校の概要
 - ①学校の種類
(中学校)
 - ②児童生徒数 約 600 名
 - ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 44 週/週 2 回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校でのケース会議の際にＳＳＷ同席の予定はなかったものの、別ケースでも関わりのある計画相談員からＳＳＷ同席を依頼された。本児は月に数回ほどは学校へ登校することもあった。計画相談員から本児とその保護者の精神的な不安定について相談があり、継続的な支援が必要と判断した。

②学校内での方針の検討

- ・本児の世帯支援。
- ・関係機関との連絡調整。
- ・中学卒業後の進路、つなぎ先。

③支援の実施

ＳＳＷが家庭訪問や関係機関との連絡調整を行いながら、受診同行、訪問看護に同席、本児との面談、高校見学同行等々を行った。また、関係機関とも連携を図り要保護児童対策地域協議会に登録することで、積極的な介入が行われた。

④経過観察

本児の特性もあり、学校生活や生活場面において過剰に適応してしまう様子が見られたが、その都度関係機関やＳＳＷが連携を取りつつ本児の気持ち寄り添った支援を行うことで、家庭環境の複雑さやそれに対しての想いも語ってくれることが増えた。

保護者のメンタルヘルスの課題に対しても市の保健師や本児の訪問看護を含めて対応を重ねていった。本児の高校に進学したいという想いを中心に、学校の教職員ともその都度ケース会議を重ねて、本児の特性に合わせた配慮を行った。

(3) 成果

本児の登校頻度が増加し、高校受験にも合格した。高校進学後は、生徒会や部活動に所属し活発に活動を行っている。

不登校児童数は約５０ケース。ＳＳＷが継続した支援を行っているのが約２０ケース。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 44 週/週 1 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童より担任へ相談。担任は管理職へ報告後、ＳＳＷとも情報共有を行い、児童の支援にあたることを確認。

②学校内での方針の検討

校内でのケース会議でＳＣとの連携も図りながら被害児童の心のケアを優先すること確認。また、加害児童への対応についても管理職を含め対応することを確認した。

③支援の実施

- ・ S C とも連携した被害児童への面談を実施。
- ・ 管理職を含め、被害児童、加害児童へのケアを行った。

④経過観察

校内でのケース会議で児童の様子を関係者全員で共有し、気になることがあれば常に報告、連携していた。

(3) 成果

S S W が関わることで、対応する上での配慮事項や家庭環境について情報共有することができ、児童への支援を迅速かつ丁寧に行うことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 900 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 44 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

毎日、朝食を摂らずに遅刻して登校し、学習に身が入らない。身の回りの片付けもままならず、着ている服が洗濯されていないことや入浴していないこともあった。保護者との話し合いを計画するが、なかなか連絡が取れない。本児の話によると、保護者が夜間不在になる事もあり、本児が兄弟の食事を準備することもある。また、朝も保護者が起きることができず、本児は自身で起床、準備し登校すること。外部機関による家庭への介入を保護者は好まず、関係機関との関わりが持てない。

②学校内での方針の検討

- ・ 本児の学習支援及び生活支援を行う。
- ・ 保護者との面談を行う。
- ・ 関係機関との連携。
- ・ ネグレクトへの対処。

③支援の実施

- ・ 拠点型居場所につなぎ、週 3 日は通所、学習、生活支援（食事、風呂、衣服の洗濯等）を行っている。
- ・ 学校より登校支援を毎日行い、家庭状況を把握し、本児をできるだけ登校につなげている。朝 10 時過ぎにしか登校できないので、一旦保健室に登校し、身なりを整え、支援員が作ったおにぎりを食べさせながら、養護教諭が生活状況の聞き取りを行い、入室させている。
- ・ 担任は、随時保護者に連絡を取り、学校での状況を伝えるようにしている。
- ・ 関係機関と本児の状況を密に伝達し合い、生活に関する事で必要な時は相談員より保護者に伝えるようにしている。
- ・ 児童相談所に保護者の夜間不在の事実が発覚した場合、一時保護の検討を行うよう依頼している。

④経過観察

S S Wは、関係機関からの依頼で支援を始め、関係者会議への出席、登校支援、本児より聞き取りを行っている。登校支援の際には、保護者の負担にならないよう配慮しながらの関わりを行っている。拠点型居場所が期限付きなので、経過をみながら、放課後等デイサービス等の福祉サービスの提案を検討中している。

(3) 成果

- ・一学期は、登校支援でほぼ毎日登校できるようになり、保護者からは「登校支援はありがたいです。」と感謝の言葉があった。
- ・登校した際に家庭状況を聞くことができ、家庭での変化があれば、すぐに対応可能となっている。
- ・本児が職員と信頼関係を築くことができ、登校した際には笑顔を見せる場面が多くなっている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年42 週/週 2 回/1 回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生徒指導部会で本児の欠席日数が増えていたことを情報共有。担任より欠席日数の増加だけでなく校納金等の未払い、保護者と連絡が繋がりにくいことが判明。就学援助について学校より案内しているが、未申請ということ教育委員会とも連携して確認を行った。

②学校内での方針の検討

担任、管理職と情報共有を行い、まずは就学援助の案内という形で、S S Wによる介入を行うという支援方針を立てる。

③支援の実施

当初保護者とは会えなかったが、関係機関より頂いた食料を何度か配布しているうちに、保護者と会うことができた。保護者に寄り添い困り感を聞くことで、徐々に信頼関係を築き、関係機関と連携し支援を進める中で校納金等を支払うことができた。

④経過観察

本児が登校できた日は、担任や養護教諭からの丁寧な声掛けもあり、元気な様子を見ることができた。家庭生活の安定にはまだ時間がかかることから今後も関係機関と連携しながら、支援を行っていく。

(3) 成果

S S Wや関係機関が寄り添いやサポートすることで、保護者の心の安定が図られ、本児の登校日が増えた。また、就学援助の手続きもサポートすることで、申請することができた。

札幌市教育委員会

取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 初任ＳＳＷ研修を２か月に１回、中堅ＳＳＷ研修を７月に１回、巡回ＳＳＷ研修を７月と９月の２回実施。内容はいずれも事例検討とした。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 年度始めに、「スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について」を全市立学校に通知した。通知には、ＳＳＷの職務や事例を記載した「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を添付した。この他、各種教職員向け研修の中で、ＳＳＷとの連携について説明した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 福祉関連の資格を所持しているＳＳＷを１４名（スーパーバイザー３名含む）委嘱し、学校から派遣依頼があった場合に、必要に応じて市立学校にＳＳＷを派遣した。
- ・ 拠点校を基に担当地区小学校を巡回訪問し、スクリーニングを行う巡回ＳＳＷを５名委嘱し、学校で把握した事案のうち、継続的な福祉支援が必要なものについて、ＳＳＷの継続支援につなげた。
- ・ 市内を３エリアに分け、それぞれのエリアについて経験豊かなスーパーバイザー１名と、３名または４名のＳＳＷが担当した。１か月に一度エリア毎にミーティングを行い、情報共有やスーパーバイザーからの助言を受けられるようにした。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 複雑化、困難化するケースが増加する中、ＳＳＷの対応時間が限られ安定的かつ十分な支援がしづらい。また、対応が困難となった段階で学校から依頼を受けてＳＳＷを派遣することが多いため、予防的取組が必要である。
- ・ 派遣型有償ボランティアという雇用体制上、ＳＳＷの人材確保が難しい。また、人員が入れ替わりやすく、支援の質の担保が課題となる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 人材育成の研修体制を強化した。実践的な研修機会を増やすとともに、経験年数により研修内容を工夫した。
- ・ 早期発見・対応が可能となるＳＳＷの配置や、より適切な支援が可能となる事業体制について検討した。

③成果

- ・ 事例検討を主とする研修機会を増やしたことにより、具体的な支援について学ぶことができおり、資質向上に有効だったと考える。
- ・ Ｒ６年度からＳＳＷを会計年度任用職員化し、事業体制の拡充と充実を図ることとなった。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 440 名程度

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（１回あたり 2 時間 頻度は支援状況による）

（２）対応内容

①課題の発見

巡回 SSW が定期的に学校訪問していた際に心配な家庭として名前が挙がっていたケース。本児とそのきょうだいも不登校傾向あり、欠席、遅刻が多かった。本児が小学５年生のころにはほとんど登校せず。保護者は精神疾患もあり、育児、家事負担も強く感じていることから家庭児童相談員の支援を受けていた。要対協ケースでもあるが、状況に大きな変化もなく、本児が卒業を迎えることから SSW に今後の中学校生活に向け家庭へのサポートの依頼があった。

②学校内での方針の検討

これまでの支援経過を学校にて管理職、コーディネーター、担任とともに確認。小学校低学年の頃に両親が離婚し、母親ときょうだい４人で生活保護をうけながら生活。母は精神科通院をしており、病状は不安定。母は金銭管理や家事を苦手としており、相談支援事業所の調整で家事援助を利用していたが、不在の日が続き、サービスを受けられていない状況がみられていた。学校で必要なものが揃わず、登校できない日もあった。要対協を開催し、家庭にかかわる各機関の支援状況を共有し、役割分担を行うこととした。

③支援の実施

- ・母とコーディネーター、SSW で面談を実施し、母の困り感、中学に向けての意向を聞きとり、母の了解を得て各機関と共有した。
- ・本児、担任、SSW で面談を実施し、中学校生活への不安や本人の希望を聞き取った。今後、担任、SSW が定期的な家庭訪問にて本児と面談し、学校の予定の確認、行けるときには一緒に登校することとした。
- ・本児、母の意向を確認したうえで、要対協を開催し、各機関の役割分担を行った。相談支援事業所を中心に、医療情報を踏まえ各サービスの再調整を行った。
- ・小学校は中学校と連携し、丁寧な引継ぎ、中学校見学の個別の実施等を行った。

④経過観察

- ・上記支援を継続して行い、３学期からは登校日数が増え、クラスメイトとかかわる時間も増えていった。卒業式には学校の手助けも借りながら、母も本児も参加することができた。中学校では特別支援学級を選択された。

（３）成果

長い期間、さまざまな支援機関がかかわっていたケースであったが、本児、保護者も含めた支援チームの中で優先順位をつけ、改めて見通しを持ち支援目標を共有し課題解決を行うことで、チーム内で共通認識をもち支援を行うことができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 80 名程度

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり 2 時間 頻度は支援状況による ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校の不登校傾向のある当該児童が実母のパートナーから「叩かれた」という話を担任が聞き、保護者と児童相談所への連絡をおこなっていく段階で、SSW の要請あり介入。その後の本児への聴き取りから、食事が取れてないこと、夜間放置があることなどが判明。

②学校内での方針の検討

これまでの学校での様子や保護者との関り、世帯状況や生活状況などを学校全体で確認。児童相談所の判断を仰ぎながら、児童相談所・保護者への連絡を取り合うことに。

③支援の実施

児童相談所・保護者とのやりとりの中で、保護者の児童相談所への拒否が強く、面談（指導）が困難な状況に。児童相談所と学校・SSW で検討した上で、SSW が学校での本児の様子を確認し、学校で保護者と面談実施する方向に。保護者からは、本児が不登校であり毎朝登校渋りであること、夜中まで他のきょうだい（中学生）と遊んで夜更かしをしていること、きょうだいの方が嘘をつくなど手がかかり大変であること、パートナーによる躰の一貫での身体虐待であったことなどの話があがる。また、きょうだい（中学3年生）で進路のことでも悩んでおり、中学校とのやりとりにも困っているということで、保護者の意思を確認しながら、SSW が保護者・中学校間の調整（担任と保護者の面談同席など）を行う。きょうだいの小・中学校含めた支援体制の構築、関係機関の調整・連携を行う。

④経過観察

本児への虐待については児童相談所と母が面談を通し関わる一方で、小学校では担任・管理職・養護教諭・SC が中心となり本児・保護者との信頼関係の構築、登校支援を行い、中学校では担任が中心となり、進路選択に向けた（寄宿舍のある高校含めた）高校見学をきょうだい・保護者と協働して行い、進路決定につなげる。

(3)成果

小学校から上がってきたケースではあったが、きょうだいの中学校とも連携することで、背景にある様々な要因を把握し、世帯の全体像を関係機関含めて把握できたこと、また、本児・きょうだいを中心とした支援体制の構築、保護者と関係機関との仲介・調整を行うことができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 400 名程度

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1 回あたり 2 時間 頻度は支援状況による ）

(2) 対応内容

①課題の発見

中学校3年生の生徒について、母子世帯・生活保護家庭であるが、保護者の金銭管理の苦手さから経済的不安を感じており、また家事負担も強く感じていることから進路選択に不安を抱えていた。学校は本人が安心して進路選択ができるよう、保護者へのサポートをSSWに依頼。

②学校内での方針の検討

学校にて管理職・担任と共に、本人の状況について確認。不登校傾向があり、現在は別室登校を行っているが体調不良を訴え欠席がちでもある。母は金銭管理や家事を苦手としており、能力的な課題がある様子が見られた。本人も非常に真面目な様子があり、母の態度に批判を強め、親子関係の悪化につながっている。校内でスクールカウンセリングを継続しており、また本人の不安傾向から医療受診も行っていることが確認された。母の背景や実際の経済状況、本人の高校生活に向けた希望や実際の選択肢を確認し、希望する進路実現に向けてSSWより各所の情報を得ることとした。

③支援の実施

- ・ 本人とSSW・担任で面談を実施し、高校生活への意欲や本人の希望、生活保護世帯であることからの金銭面の条件を伝え、SSW支援を行うことを確認した。
- ・ SSWと保護者・担任で面談をし、実際の生活状況や、高校進学に向けた保護者の意向を聞き取り、SSW支援を行うこと、情報収集のために関係各所に連絡をとることの了承を得た。
- ・ SSWより生活保護課に連絡し、高校入学後の金銭的支援について確認。また母親への就労指導の状況から、母の能力的課題を把握する。本人が希望する高校の学費について、保護者及び本人に支出のイメージを持たせ、安易な入学・退学にならないよう支援を行うことを保護課・中学校・SSWの間で確認する。
- ・ SSWから本人の希望する高校（通信制と通学制を併設）に連絡をとり、生活保護世帯の生徒の入学状況や学費の問題について詳細を確認。
- ・ 上記状況を本人、保護者に伝え、3年間の学費納入の見通しや本人がアルバイトをしながらどの程度学費負担が可能か、保護者のやるべきこと、本人の努力が必要なことを担任も交えて一緒に整理を行う。その中で、本人が経済状況に不安を感じていること、家事負担に不満を感じていることを本人の口から改めて母親に伝え、また母の思いも伝えられ、母子関係の修復を図った。

④経過観察

上記支援の経過を経て、本人と保護者の同意の中から希望通りの進路を選択。受験に向けての準備は本人なりに入念に行い、担任からの精神的支援を受けながら無事に高校合格を果たしている。

（３）成果

学校が行う進路指導を、本人や保護者の言葉だけを頼りにするのではなく、家庭背景やそれぞれの能力的な問題も踏まえて見通しを持って行ってきたことから、学校の支援力の向上につながった。

仙台市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

研修会は１２回実施。（４/１７、４/２４、５/２９、７/２４、８/２１、９/１１、９/２６、１０/１６、１１/２０、１２/１２、１/２２、２/２６）事例検討やスーパーバイズの機会を確保し、専門性の向上や様々なケースに対応する実践力を高めることを目的とする。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

令和５年度末にガイドラインを策定し、ＳＳＷの職務について明確に示し、活用を促した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

一部に拠点校方式を取り入れ、小中連携を意識した支援を行っている。また、教育委員会内にＳＳＷ８名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校現場におけるＳＳＷ活用が不十分な点が課題である。ＳＳＷの専門性と職務内容の理解不足が原因と考えている。

②課題解決に向けた取組内容

ＳＳＷ活用のガイドラインを令和５年度に策定し、全市立学校に周知した。また、令和４年度に作成したスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを校内研修等で使用するよう指導した。

③成果

ＳＳＷの職務内容の理解が少しずつではあるが、進んできた。各学校からの派遣要請も増加しており、今後さらなる活用が見込まれる。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 ８８６ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 常駐 １回あたり６時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

欠席がちな生徒Aは、夏休み明けから「体調不良」ということで欠席が続いた。母子家庭で、母親も就労時間が長く、子育てに悩んでいる状況があったため、学校が市教委にSSW派遣要請を行った。

②学校内での方針の検討

本世帯の状況がよく分からないので、必要な情報を整理したい。その上で、学校ができる支援をSSWと一緒に考えていく。

③支援の実施

学校で本児母とSSWが面談を行い、家庭の状況や母親の困り感を聞くことができた。また、SSWが本児とも面談することができ、本児の学校に対する困り感を聞くことができ、学校で対応を考えることにつながった。

④経過観察

母親とSSWの初回面談から2か月後に、本児が別室に登校できるようになった。SSWが学校との母親の間に入って、母親の思いを傾聴し、学校との関係調整を担うことで、学校と家庭の間に信頼関係が生まれ、本児ともつながることができた。

(3) 成果

不登校児童生徒数 8 名

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 2 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 2 名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 2 8 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 3 5 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童Bは同じ服を着ていることが多く、担任が気に掛けていた。5月に行った二者面談の際に、何か困ったことはないかと本児に聞くと、「服装のことを同級生からいじられる」といじめの被害を訴えた。

②学校内での方針の検討

児童Bから話を詳しく話を聴き、いじめの対応を行うこととした。また、家庭の経済状況を把握し、公的支援が受けられるかSSWにも入ってもらい、対応を検討することとした。

③支援の実施

本児母にいじめの対応経過について説明した。併せて、母親が困っていることはないかを聞くと、母子家庭で、母親自身も体調が悪く、収入が不安定になっていることを話した。ＳＳＷの存在を紹介し、面談につなげ、継続的に相談する体制を構築した。

④経過観察

家庭健康課や保護課ともつながり、母親が公的支援を受けられる手続きを進めることができた。家庭が安定し始めたことにより、本児も明るく学校生活を送ることができるようになった。

(3) 成果

いじめの相談をＳＳＷに行った児童生徒数 2 名

うち、ＳＳＷが関わったことにより状況が改善した児童生徒数 1 名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 1 名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 269 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童Cが養護教諭に「兄に殴られた。家に帰りたくない」と相談した。本家庭は母子家庭で5人兄弟である。以前に母親から子育ての悩みを担任が聞いていた経緯がある。

②学校内での方針の検討

母親と面談し、兄の行為について確認を行う。また、母親にＳＳＷの存在を紹介し、相談につなげていくことを考えた。

③支援の実施

学校において、ＳＳＷが母親と面談した。一番上の兄が粗暴で、家では母親にも暴力を振るうという話だった。そのため、児童相談所に相談するよう促し、様々な相談機関があることを伝えた。

④経過観察

児童相談所が介入することで、兄の行動に変化が見られるようになった。また、母親は、児童相談所やＳＳＷと定期的に相談を続けることで、子育ての困り感が軽減している。

(3) 成果

虐待を受けた児童生徒数 1 名

うち、S S W が関わったことにより状況が改善された児童生徒数 1 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 1 名

< 貧困 >

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(中学校)

② 児童生徒数 4 1 9 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常駐 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

生徒 D は野外活動について「宿泊等で費用がかかるため」という理由で不参加だった。来年度に控えている修学旅行についても父は「参加させる気はない」と話していたので、S S W と学校が情報共有した。

② 学校内での方針の検討

担任が本児父と面談し、家庭の状況を確認することとした。公的援助が受けられる要件があれば、修学旅行には参加させたいと学校としては考えている。

③ 支援の実施

本児父と担任、学年主任が面談した。現在、本児父は疾病のため失業中ということであった。S S W がいることを紹介したところ、相談したいということだったので、S S W との面談につなげた。

④ 経過観察

公的援助が受けられることが分かり、S S W が伴奏支援を行った。また就労支援にも携わり、新たな勤め先も決まり、事態の好転が見られた。本児自身も心の安定が見られ、修学旅行にも参加できる見込みがついた。

(3) 成果

貧困の相談を受けた児童生徒数 2 名

うち、S S W が関わったことにより状況が改善された児童生徒数 1 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 1 名

< 発達障害 >

(1) 学校の概要

① 学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 3 8 7 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 常駐 1 回あたり 6 時間 ）

（ 2 ） 対応内容

①課題の発見

児童Eは音に敏感であり、教室のざわめきや運動会等が苦手である。また、ノートをとることも苦手であり、教室では孤立しがちであった。担任が母親に学校での様子を伝えるが、「そうですか。分かりました。でも家では問題ないので、とりあえず大丈夫です」ということだった。

②学校内での方針の検討

児童Eがどうすれば充実した学校生活を送ることができるか、まずは校内で考え、必要な支援について考えたい。いずれは、母親も交えて支援策を共有したいと考えている。

③支援の実施

発達に関する専門機関に相談したいが、保護者との調整が上手くいかない。学校と保護者の間に S S W に入ってもらい、相談機関の情報提供と必要性を説明してもらった。

④経過観察

本児が専門機関につながり、両親も発達の特性に関する理解が進んだ。学習の取組も以前より意欲的になり、授業の中でクラスメイトとも協働して学習することができるようになった。S S W が専門機関とつながる必要性を説き、本児保護者が納得できた部分が大きかった。学校が説明しにくい部分を S S W が担うことで、学校との関係性も損なわれずに支援につなげることができた。

（ 3 ） 成果

発達についての相談を受けた児童生徒数 3 名

うち、S S W が関わったことにより状況が改善された児童生徒数 1 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 1 名

さいたま市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①研修内容

- ・子ども家庭総合支援拠点職員との連携（令和５年９月実施）
- ・ＳＳＷの役割や業務内容（令和５年４月実施）
- ・ヤングケアラー支援について（令和５年４月実施）・事例検討会（令和５年９月実施）

②研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ合同連絡協議会１回　・ＳＳＷ地域連携会議４回　・ＳＳＷ研修会１回

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「さいたま市スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員ガイドブック」（ガイドライン）を作成し、すべての市立学校に配布した。
- ・年度当初に管理職を対象とした研修会において、ＳＳＷの服務や役割等について周知した。
- ・各校の教育相談主任を対象にＳＳＷの役割やＳＳＷの対応について理解を深める研修を実施した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

全ての市立小学校に配置し、市立中・高等・特別支援・中等教育学校へは要請があった場合に、小学校から派遣する。全ての市立学校でスクールソーシャルワーカーの支援が受けられる体制を整備した。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上
- ・地域の機関との連携

＜課題の原因＞

- ・資質能力の向上
- ・関係機関職員との顔の見える連携の機会が乏しい

②課題解決に向けた取組内容

- ・常勤精神保健福祉士によるスクールソーシャルワーカーへの助言
- ・ＳＳＷ地域連携会議の実施
- ・ＳＳＷ地域連携会議に子ども家庭総合支援拠点の職員が参加

③成果

- ・常勤精神保健福祉士による訪問、助言により、スクールソーシャルワーカーの専門性も高まり、３５名全員が社会福祉士や心理士等の資格を取得している。
- ・地域連携会議の実施により、関係機関への連携が密になった。
- ・地域連携会議に子ども家庭総合支援拠点の職員に参加していただき、行政との連携がより密になった。ＳＳＷが関係機関と連携した件数も３，３８６件となり、学校の教育相談体制において、今後もＳＳＷの役割が重要になると考えられる。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 4 回/ 1 回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

教育相談部会にて、該当児童について担任から「ゲームにのめりこみ不登校が続いている」報告があった。

②学校内での方針の検討

S S W が母の支援をし、担任が児童の支援をすることとした。

③支援の実施

母に対して、S S W が訪問や、面接を行ったところ、母が、児童に強い叱責をしていることで、母と児童の関係が悪化していることや、母が以前から、児童の養育の仕方に悩んでいることがわかった。SSW が母に対し、児童の接し方の助言を行った。

担任が訪問し、児童と児童の好きなゲームの話をし、関係作りを行った。

④経過観察

母もしだいに、児童に対して温かく接するようになった。児童も、訪問が来ることを楽しみにするようになった。

（3）成果

児童は、休みながらも登校できるようになった。母も、児童が休んでも叱責せずに児童を受け止める対応をするようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 週/週 4 回/ 1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

時折休む児童の面談を S S Wが行っている際に、児童の頬に痣があることを確認した。

②学校内での方針の検討

- ・ 管理職への児童相談所への通告
- ・ S S Wによる児童や母への支援
- ・ S Cによる発達検査

③支援の実施

児童相談所に通告したところ、学校で、S S Wが母と面談したうえで、母が学校の要望に応じず暴力が継続する場合は、児童相談所が、介入することになった。

学校管理職から、母に連絡し、児童相談所に通告したことや、今後、同じことが起きないためにも、母や児童を支援したいことを伝えた。

S S Wが母に面接し、母も児童との接し方に困り、手を上げてしまうことを聴取した。

S Cが児童の心理検査を行い、検査結果をもとに、学校や母に児童への接し方を提案した。

④経過観察

担任が当該児童の頑張っているところを、より褒めるように関わっていったところ、本人の登校回数が増えた。登校の回数が増えることで、母の児童へのストレスが減った。S S Wは児童に面談を定期的に行い、児童に危害が起きていないか確認した。

(3) 成果

身体的な虐待は解消した。児童が継続的に登校できるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 4 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童が学校で、「死にたい」と話した。原因を聞いたところ、家庭が課題を抱えていることがわかった。

②学校内での方針の検討

S S Wによる家族支援。担任による児童支援。

③支援の実施

S S Wが訪問し、母と面談したところ、母は心身の病気を抱え、働けず、父は家を出てしまい、時折帰宅し、生活費はおいていくが、食費や医療費についても母は苦心しているとのことであった。家庭はごみ屋敷であった。

S S Wは区の支援課と福祉課と連携した。支援課職員が父と面会し、父も離婚を希望していることがわかった。離婚成立後は母子の経済的な支援のため、福祉課による生活保護の支援が行われた。

S S Wは、母子の面談を継続し、生活上の困りごとを集約し、福祉課、支援課、母の受診先の医療機関に情報提供した。

④経過観察

・生活保護を受給し、経済的に家庭は落ち着いていった。

(3) 成果

貧困が解消し、児童の死にたいという発言もなくなった。

千葉市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・月に１回程度、定例会を実施し、行政説明や事案の事例検討を行った。加えて、スーパーバイザーが中心となり、ＳＳＷの自己研鑽・資質向上を目的としたグループスーパーバイズを年６回実施した。また、ＳＣの研修会にも年２回参加し、ＳＣとの連携も深めている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷの役割、申請方法、支援の流れについてガイドラインを作成し、各学校に配布した。
- ・管理職や教育相談担当者を対象に、ＳＳＷの職務の内容や活動事例を取り入れた研修を行い周知に努めた。
- ・ＳＳＷが担当校を訪問し、顔合わせとともに改めてガイドラインについて説明を行った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・行政機関である教育委員会に２名、教育センターに２名、養護教育センターに１名を配置している。また、６つの行政区ごとに拠点校を設定し、それぞれ１名ずつ配置（前年度の事案数が多かった花見川区は２名を配置）し、計１２名を配置した。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・継続的な支援が必要な事案における、進学先への情報の引継ぎ。

②課題解決に向けた取組内容

- ・高等学校を担当している県のＳＳＷとの連絡会を実施し、継続的に支援が必要な事案について共有した。

③成果

- ・県のＳＳＷと連携を図ることで、継続的支援を図ることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 4 8 週/週 3 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

A（女子）は父母の離婚後、欠席が多くなった。家庭訪問した担任教諭がAのリストカットの傷を見つけたため、事情を聴くと、以下の家庭状況が見えてきた。

世帯は父・A・小学生の弟の三人である。母は離婚後、同じ市内で一人暮らしをしている。父は仕事で忙しい。

Aは母と暮らしたい思いが強く、しばしば母宅を訪れていたが、母が再婚したため行きづらくなってしまった。家では家事や弟の世話を頼まれることが多く、しばしば父と口論になっている。Aの支援を検討するため中学校からＳＳＷの派遣依頼が出された。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷはケース会議を開催した。会議には、教頭・特別支援教育コーディネーター・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー（以下ＳＣ）・ＳＳＷが参加した。そしてAに関する情報共有・課題の整理・

校内支援体制・必要な外部機関などについて話し合った。

課題として、(1) 家庭環境の変化による心理的影響 (2) 家庭内に相談できる人がいない (3) 家事や弟の世話でヤングケアラーの状態であることが挙げられた。これに対し (1) 担任と S S W による家庭訪問を実施し、A の思いや悩みを聴く (2) A を S C につなげる (3) 父親と S S W が面談し、ひとり親家庭向け支援を紹介して A の負担を軽減するという支援計画を作成した。

③支援の実施

- (1) 担任と S S W が家庭訪問し、A の思いの聴き取りをした。そして S C 面談を勧めた。
- (2) S C は A と面談し、A の自傷行為のことや、不安感の聴き取りをした。
- (3) S S W は父親と面談し、子ども家庭総合支援拠点に繋がった。父は相談員から、ひとり親家庭向けの各種支援について説明を受け、家庭生活支援員（ヘルパー）を利用することにした。

④経過観察

S S W は、A および家庭の支援について、中学校や子ども家庭総合支援拠点の相談員と情報共有や連絡調整をおこない、必要な支援が届いているかモニタリングを継続した。必要に応じ、学校と子ども家庭総合支援拠点との合同ケース会議の開催をコーディネートした。

(3) 成果

A は S C と面談するため登校するようになった。また S C 面談に加え、別室学習や保健室で養護教諭と話したりもするようになり、登校回数が増えていった。

家庭には、家庭生活支援員（ヘルパー）が入り、A の家事負担が減少した。父は、娘への向き合い方について家庭児童相談室で相談するようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

- | | | | |
|----------------------|-----------------------------------|--------|--------------|
| ①学校の種類 | (小学校) | ②児童生徒数 | <u>400</u> 名 |
| ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | | | |
| 配置形態 (派遣方式) | 配置方法 (年 48 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間) | | |

(2) 対応内容

①課題の発見

B (男子) はクラスで孤立しがちだった。ある日、B が学校を欠席した。母から担任教諭に電話があり、「クラスの男子が B の肩を小突いたためケガをした。これはいじめではないか」と怒り口調で話した。担任は当該の男子に尋ねたが、「ぶつかったが、わざとではない。ちゃんと謝った」と話した。担任は B 母子に面談を呼びかけたが、母は「いじめた男子を他のクラスに移してほしい」と要求するばかりで、面談には応じなかった。家庭訪問をしても会うことができず、B のケガの具合も確認できていない。一方で、母から学校への電話は連日に及び、当該男子のクラス替え、担任の変更など要求がエスカレートしていった。学校は S S W を要請し、対応を検討することとした。

②学校内での方針の検討

S S W は校内のいじめ問題対策委員会に参加した。B はコミュニケーションが得意ではなく、いつも一人でいること、ときどき本当か嘘かわからないような発言をすること、B にぶつかった男子は体が大きく、活発でハキハキものを言うため、一部の児童から怖がられていることなどが見えてきた。話し合いの結果、以下のような支援体制を組んだ。

- (1) B の様子確認や事実の聴き取りのため、教頭と S S W が家庭訪問をする。

- (2) 母の連日の電話、エスカレートする要求への対応について、校長がスクールロイヤーへ相談する。
- (3) クラスの雰囲気・人間関係について担任に加えて生徒指導担当、ＳＣなどがいじめ対応マニュアルのチェックリストに基づいて見守りをする。

③支援の実施

- (1) 家庭訪問の結果、Bは病院受診まではせず回復していた。母は、学校が対策を取るまでBを登校させないと話した。S S WはBの学習継続の方法について母子と話し、教育センターの家庭訪問相談員につなぐこととした。
- (2) 校長はスクールロイヤーの助言をもとに、B母の長時間電話・強い要求に対する対応を統一した。
- (3) クラスの児童のパワーバランス、雰囲気を複数教員で見守り、S Cの助言をもとに席替えなどの環境調整を実施した。

④經過觀察

Bは卒業まで家庭訪問相談員との学習や対話を継続した。家庭訪問相談員はBの思いや悩みを聴き、中学校では適応指導教室（教育支援センター）を利用することを提案した。Bの所属していたクラスには、生徒指導担当、SCなどが適宜訪問し、児童それぞれが発言の機会を持ち、活躍できるようサポートした。

S S WはBの卒業間際に、小学校・進学先の中学校・教育センターなどが集まるケース会議を開催し、Bの支援について申し送りをした。またB母への対応について小学校の体制を伝えた。

(3) 成果

Bは中学校進学後、適応指導教室（教育支援センター）を利用しながら登校を続けた。対人関係構築については、教育センターのグループ活動に参加して経験を積むこととした。SSWはBが中学校でも切れ目のない支援が受けられるよう、機関連携のパイプ役を務めた。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 400名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
- 配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年48週/週3回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

C（男子）は性的な関心が強い。ある日、匿名の保護者から担任教諭に相談があった。Cの家は男子児童が何人も出入りする溜まり場となっている。そこにはCの父もいて、集まった男子にアダルトビデオを見せている。心配なので指導してほしいとのことだった。

Cの父は、数年前に離婚しており、現在はC父・C父の交際女性・Cの三人で暮らしている。C父は無職であり、放課後にCやCの友人たちと遊んでいる。担任と生徒指導担当が児童に聴き取り調査をすると、Cの父からアダルトビデオを見せてもらったという話が出た。

担任は管理職に相談し、教育相談委員会で対策の話し合いをおこなった。SSWもこの会議に参加した。

②学校内での方針の検討

教育相談委員会では、C父への事実確認、アダルトビデオを見たCやCの友人たちへの心のケア、C宅にたむろする児童それぞれの家庭事情と支援の必要性について意見交換が行われた。SSWは、子どもにアダルトビデオを見せることは、性的虐待になることを指摘し、学校から児童相談所へ通告することを提案した。

③支援の実施

学校長は児童相談所に通告をおこなった。通告を受けた児童相談所が調査した結果、Cは家庭で日常的に性的虐待を受けていたことがわかり、児童心理治療施設に措置されることとなった。

学校は、児童相談所に協力するとともに、C宅にたむろしていた児童一人ひとりの支援について、児童相談所の助言を受けながら、SSWも交えて、検討をおこなった。SSWは、児童それぞれの事情に合わせ、ひとり親家庭向け支援、子ども食堂や無料学習支援などの情報提供や申請サポート、連絡調整を担った。

④経過観察

児童相談所の指導を受けたC父は、就労支援を受けることとなった。これによりC父が小学生と遊ぶことがなくなった。C宅に集まっていた児童および保護者とSSWが面談し、放課後児童クラブ、子ども食堂、学習支援など安心・安全な居場所につないだ。SSWはその後も各機関と児童の情報共有をおこなった。学校は青少年サポートセンターと連携し、放課後の見守りパトロールを実施した。また子ども向けの性教育の機会もつくった。

(3) 成果

SSWは、会議で速やかに児相通告をおこなう必要性を主張し、Cが虐待から脱せるよう努めた。

居場所が無く、非行やトラブルに巻き込まれるリスクのあるCの仲間への支援についても検討し、青少年サポートセンターや地域資源との連携体制づくりを行った。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 800名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年48週/週3回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

SSWが担当校を訪問した際、教頭からD(女子)について相談を受けた。母子家庭であり、生活保護を受給している。Dは大学進学を希望しており、卒業後は家を出たいと話している。母との関係性が良くないらしい。母は病気があり、家事やDの世話などはほとんどできていないという。このような家庭状況だが、Dの大学受験、卒業後の自立生活などは可能なのだろうかとのことだった。

②学校内での方針の検討

SSWは校内ケース会議を実施し、教頭・担任・進路指導担当・教育相談担当の教諭から情報収集をおこなった。Dが志望している大学、出願時期、必要な受験料、奨学金の予約申請の状況、入学後の学費などを共有した。またD、D母とSSWが面談を実施し、Dの独立を応援する承諾を得た。SSWは生活保護ケースワーカーと連携し、Dの大学受験と卒業後の自立について支援を検討していくこととした。

③支援の実施

Dと生活保護ケースワーカーが面談を実施し、進学準備給付金、世帯分離などの説明をした。

生活保護費だけでは足りないお金は、社会福祉協議会の教育支援資金を申請することとし、SSWが窓口への同行支援をおこなった。

SSWは、Dの自立支援・卒業後の相談先として、子ども若者総合相談センターを紹介し、同センターが必要なお金の試算や住まい探しなどの支援をおこなった。

子ども若者総合相談センターは、一人暮らしで必要となる知識や生活スキルについてDに伝えた。

④経過観察

Dは大学受験や自立について相談できる支援者を得て、不安が解消され、受験勉強に専念することができ

た。また、受験にまつわる書類作成や受験料振り込みについて、各支援者がDをサポートして手続きをした。Dは第一志望の大学に合格し、大学の学生寮に入ることとなった。入学後のお金の使い方や生活状況について、子ども若者総合相談センターが中心となり、見守りを続けていくこととなった。

(3) 成果

S S WはDが大学に進学し、自立生活を送れるよう、高校・生活保護ケースワーカー・子ども若者総合相談センターなどと連携し、費用や各種手続きなどの支援をおこなった。生活保護世帯でネグレクト気味であったDが、社会的自立を実現できるよう、必要な知識の提供に努めた。

<発達障害>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校) ②児童生徒数 300名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年48週/週3回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

E (男子) は発達障害の診断を受けており、通院や服薬をしている。入学当初、本人は環境の変化になかなか馴染めず、離席し、授業を抜け出してしまうことも度々見られた。Eの離席などの行動はエスカレートし、次第に教室に入れなくなった。Eの支援のため、中学校から派遣申請が出た。

②学校内での方針の検討

Eの障害特性に合わせた環境調整を目的とした校内でのケース会議を開催し、管理職、担任教諭、養護教諭、S C、S S Wが参加して支援を検討した。ケース会議では、父母と学校の話合いを設け、本人の障害特性に合わせた環境整備を行うこと、対人関係構築、学習の支援等について専門機関への相談を行うこと、本人の主治医と連携を図り、医療的な視点から本人の今後の支援について助言を得ることの3つが話し合われた。

③支援の実施

別室での個別学習や、通級型の学習支援、民間施設の学習支援を受けるなど、支援体制が構築された。また、父母に対しては、本人の発達障害に対してより理解を深め、家庭でも環境整備の協力を得るため、S Cを中心に定期的に面談を実施した。

④経過観察

進級後も学校内外の支援体制のもと、比較的落ち着いた学校生活を継続することができている。S S Wは、定期的・随時にケース会議開催を呼びかけ、外部の支援者・支援機関と学校で情報共有を行っている。

(3) 成果

これらの支援により、本人の離席行為は収まり、教室に入れる時間も増えていった。また、父母の発達障害に関する理解が深まり、Eへの接し方などに変化が見られ、家庭での生活リズムも整ってきている。

今後の進路決定に向けて、父母の学習への期待感が高まることが予想されるため、本人のペースに合わせた学習や進路決定を行うことができるよう、S S Wは、外部の支援者も交え、父母と話し合いの場を設定する予定である。

横浜市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①新任研修（4月：3日間、5月～3月：月1日）

- ・ 服務規程、教育委員会と教育総合相談センターの概要、福祉行政、子ども青少年局について、児童相談所について、学校文化について、チーム学校について、SC業務の実際
- ・ こどもの権利・アセスメントについて
- ・ 発達障害
- ・ 就学時健診と幼保小連携について
- ・ いじめ
- ・ ファシリテートについて
- ・ 問題解決型ケース会議
- ・ 児童虐待・貧困
- ・ 自傷行為・医療連携・SC連携
- ・ 保護者対応

②全体研修（8月：2日間）

- ・ 修復的対話に関する研修
- ・ ファシリテーションに関する研修
- ・ 児童相談所、区役所における虐待対応に関する研修

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを改訂し、学校とスクールソーシャルワーカーが共通のハンドブックの下、共通理解の促進を図っています。

また、年度始めに教育総合相談センター事業説明会にて学校向けにスクールソーシャルワーカー活用事業説明を実施しています。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

小・中学校担当スクールソーシャルワーカーを学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当スクールソーシャルワーカーを人権教育・児童生徒課に配置し、指導主事等を含めた課題解決支援チームの一員として学校を巡回支援しています。

スクールソーシャルワーカーへの指導や助言を担う常勤の統括スクールソーシャルワーカー1名とOJTを担当する会計年度任用職員のトレーナースクールソーシャルワーカー1名を各学校教育事務所に配置し、事業の管理・育成体制の強化に取り組んでいます。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ スクールソーシャルワーカーが会計年度任用職員ということもあり、様々な理由により年度末の退職者が多くなっており、人材の確保が困難となっています。
- ・ 合わせて、1，2年目の職員の比率が大きく、新任の育成に追われてしまうところがあります。
- ・ 学校における児童生徒が抱える様々な課題の対応において、あらゆることに（ソーシャルワーカーや福祉の範疇を超えて）対応せざるを得ない状況があり、支援に苦慮している場合があります。
- ・ 本市の状況に合わせた研修プログラムの組立てや講師の選定に困難を感じます。

②課題解決に向けた取組内容

- ・スクールソーシャルワーカーの紹介、周知をホームページに掲載するとともに、スクールソーシャルワーカー教育課程のある大学や専門学校と連携した人材確保を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験年数に寄らない支援体制の検討を行います。
- ・スクールソーシャルワーカー同士や学校教育事務所の指導主事とともに連携し、組織対応ができるように支援しています。
- ・統括SSWとともに研修内容、講師選定を行い、研修内容の充実を図っています。

③成果

- ・引き続き、スクールソーシャルワーカーの周知に向けて、また、効率的かつ効果的な支援体制の検討に取り組んでいます。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 498 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（年 20 週/ 1 回あたり 5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童は小学校5年生の12月頃から欠席が続くようになり、学校は担任教諭らによる継続的な家庭訪問や当該児童母との面談を通じて当該児童の登校復帰に向けて支援を続けていた。
- ・ 当該児童母は学校に対して協力的であり、当該児童も家庭訪問に応じるなどしていたが、当該児童は「人の視線が怖い」と言い引きこもりがちになるなど、登校状況は改善されず、学校は支援に手詰まり感を抱くようになった。また、当該児童母からも担任教諭に対して「どうして良いかわからない」と困り感を訴えるようになっていた。
- ・ そのため、翌年（当該児童6年生時）の5月に、学校は巡回に訪れたSSWに対して、当該児童への支援について相談をするに至った。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校は担任教諭を中心に、当該児童宅への家庭訪問を毎週継続していた。当該児童母との面談も定期的に行い、その中で、プリントなど補助教材の提供、校内の別室（特別支援教室）への登校や教育支援センターの利用などを提案していたが、当該児童が登校に向けて動くことはなかった。
- ・ 学校は当該児童母に対してSCとの面談を提案し、実現に至ったが、その時点では当該児童母のカウンセリングに対するニーズは高くなく、面談は一度のみで継続しなかった。
- ・ 学校は当該児童及び当該児童保護者と関わりを持ち続けることを重視するとともに、当該児童へ学ぶ

機会を保障すべく、本人にふさわしい学びの場を紹介していくことも視野に入れていた。

③支援の実施

- ・ S S Wはまず、学校の教職員（主に児童支援専任教諭および担任教諭）より、当該児童をめぐる状況・経緯・課題などについての情報収集およびアセスメントに努めた。その上で、S S Wとの面談を学校から当該児童母に対して提案してもらうようにし、S S W・当該児童母・児童支援専任教諭とで面談をするに至った。
- ・ 以後、原則、月1～2回の学校への定期訪問の日に合わせて、S S W・当該児童母・児童支援専任教諭との面談を継続し（途中何度か児童支援専任教諭が抜けることがあったが）、面談の中で、家庭での当該児童の様子・思い・意思などを当該児童母とともに確認するようにした。S S Wは、当該児童母と当該児童との関係性は良く、当該児童母が当該児童の思いなどをよく理解できていると捉えていた。
- ・ S S Wは当該児童母との面談に基づきながら、主に次のような支援を実施していった。
 - 学校から当該児童への働きかけ・登校支援について、そのふさわしいタイミング・内容などを当該児童の様子・思いなどを確認しつつ、当該児童母・児童支援専任教諭とともに打ち合わせた。
 - 民間のフリースクール・居場所に関するリスト・情報などを当該児童母へ提供し、当該児童と当該児童母の間で建設的な話し合いができるよう促した。後に、当該児童本人から「山村留学をしたい」という要望が出た際には、山村留学について新たに調べ、当該児童母へ情報提供した。
 - 当該児童母より、当該児童に（手洗いや確認作業が過度になるなどの）強迫神経症のような様子が見られると聴取した際には、医療機関への受診を促し、結果、医療機関に繋がった。その後、当該児童母の承諾を得て、児童支援専任教諭とともに当該の医療機関を訪れ、主治医より治療方針・必要な配慮などに関する情報提供を受けた。
 - 当該児童母の養育・家庭内における頑張りを労い、エンパワーメントするようにした。
- ・ 当該児童の生活に大きな変化が見られない状況が続いたが、小学校6年生の1月になり事態が大きく動き、当該児童はS S Wが紹介したフリースクールに通い始めるとともに、中学への進学を見越し、進学予定先の中学校の特別支援教室の見学にも行くようになった。
- ・ 中学校へ進学すると、在籍学級への登校は叶わなかったが、特別支援教室を定期的に利用するとともに、小学校より通っていたフリースクールに週3回のペースで通い続け、元気に学んでいる様子も報告されるようになった。
- ・ S S Wは進学先中学校の担当S S Wでもあったことから、月1度の学校訪問に合わせ、当該生徒母との面談を継続している。面談には中学校の生徒指導専任教諭も同席し、小学校の時と同様、当該生徒の様子などについて共有するとともに、学校からの必要な働きかけ・支援などについて当該生徒母との話し合いを続けている。

（3）成果

要保護児童等 7 名

うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 4 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 4 名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 509 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 18 週 / 1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

・ 課題の発見

- ・ 入室困難で別室対応中の小学 6 年生女子児童の保護者が学校に対して攻撃的になっており対応に苦慮していると学校より S S W が相談を受けた。
- ・ その理由として、5 年生での友人関係トラブルに起因する担任教諭の対応、及び 6 年生の担任教諭 (5 年生の担任教諭とは異なる) の対応に関する当該児童と当該児童母の学校不信が関係していた。
- ・ S S W は当該児童と当該児童母に関わる中で、当該児童の希死念慮、及び当該児童母から当該児童への虐待を把握するに至った。
- ・ ほどなくして S S W は学校より、当該児童弟 (4 年生) に不適切な行動が多く見られ、学校が当該児童父母に個別支援級への転級を促しているが理解を得られないとの相談も受けるようになった。

・ 学校内での方針の検討

- ・ S S W は教職員とともに本件に係る課題を整理し、今後の支援の方向性について検討した。その結果、まずは 5 年生時のトラブルについて、当該児童と当該児童母から再度聞き取りを実施することになった。その際、当該児童母の学校への不信が強い為、当該児童母との面談は S S W が、当該児童との面談は当該児童が信頼を寄せる音楽教諭がそれぞれ担い、思いや要望などについて確認していくことになった。
- ・ また、本件をいじめとして認知することとし、事実確認から再度丁寧に実施していくこと、別室でできる内容の学習を計画的に提示し当該児童の学習を保障していくことなども確認された。

・ 支援の実施

- ・ 学校が当該児童・関係児童からの聞き取りを進める一方で、S S W は当該児童母との面談で当該児童母の気持ちを受け止め、信頼関係を構築しつつ、当該児童母の困っていることについて整理した。
- ・ また、S S W は当該児童の気持ちを確認する中で、当該児童より家庭内での生活の様子、身体的・心理的虐待の内容が語られたため、学校と共有し、児童相談所へ通告することとなった。その際、当該児童より「帰りたい」との発信があったため、児童相談所は当該児童を一時保護することになった。S S W は学校の意向等が当該児童母の気持ちに届くよう伝え方を工夫し、学校の代弁をした。
- ・ その後、S S W は学校とともに児童相談所との情報共有を進め、当該児童の対応は学校、当該児童母の対応は S S W、父親を含めた家庭への介入は児童相談所と役割分担していくことになった。
- ・ S S W は当該児童母のイライラの中に、当該児童弟の子育ての難しさがあることを見取ったため、当該児童弟への支援も同時に検討していくことを当該児童母、学校、児童相談所とともに確認した。

- ・ 当該児童からの「帰りたいくない」との発信による一時保護は、当該児童母を傷つけ心理的に不安定にしたため、SSWは当該児童母の気持ちに寄り添い続けた。また、当該児童母へ医療機関への受診も促した。
- ・ 当該児童の一時保護は2週間程度で解除となったものの、児童相談所による家庭への指導・介入が始まると、当該児童母がより不安定になる様子が見られたため、SSWは当該児童母の苦しさを受け止めながら、当該児童父との面談も実施するようにした。また、当該児童母の児童相談所に対する不信感が高まった際には、適宜、当該児童母と児童相談所の間で仲介・調整役も担うようにした。
- ・ SSWは、児童相談所が家庭支援をどのように行っていくのか、その上でSSWは当該児童母をどのように支えていくのかについて、児童相談所と共有しながら実施していった。

・ 経過観察

- ・ SSWは当該児童母との継続面談の中で、当該児童母の対応を労い支持しながら、子ども達への理解や関わり方、感情のコントロールの仕方などについてともに考えるようにした。
- ・ 面談を重ねる中で、当該児童母自身の生い立ちやコンプレックスなどについて表出されるようになり、「子どもの愛し方がわからない」と泣きながら訴える場面もあった。
- ・ 当該児童母に感情コントロールの難しさが散見されたが、当該児童弟の育てづらさに起因していることも多く、当該児童弟への理解、具体的な対応策、家庭内でのルール設定などについて当該児童母と一緒に考えることにより、徐々に当該児童母の不安が軽減していく様子が見えてきた。また、当該児童弟自身の生きづらさについても、当該児童母の理解が進んだ。
- ・ 当該児童の5年生時のトラブルについて、当該児童は「もう良い。大丈夫」と言うようになったが、当該児童母については関係児童への処罰感情が強く残り、陰性感情がおさまらないこともあった。
- ・ 当該児童は、小学校の卒業式に参加し、中学校へ進学してからは在籍学級で学習することができ、友達との関わりも増えた。
- ・ 当該児童弟は、5年生から個別級に転籍し、気持ちの安定に繋がった。それにより、当該児童母は「もっと早く個別級に転籍してあげればよかった」と振り返るようになった。
- ・ 当該児童母は、困った時にSSWなど外部の人間へ発信するなど、一人で抱え込まないようになった。
- ・ 当該児童母は、継続的に医療機関を受診し、メンタルの不調が軽減した。
- ・ 当該児童母は、5年生時のトラブルについて、気持ちの切り替えをすることができた。
- ・ 児童相談所の介入により、父親の家庭への関与が増し家庭内を顧みるようになった。

(3) 成果

要保護児童等 24 名

うち、SSWが関わったことにより解消又は改善した児童生徒数 2 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 0 名

川崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①専門研修 ７回（４月・６月・７月・９月・１１月・１２月・１月）

- ・ＳＳＷが支援している事例について、ＳＳＷ同士がアセスメントや支援方法等を検討し、大学教授より指導・助言（スーパーバイズ）を受けることで、各ＳＳＷの専門性の向上を図った。

②スクールカウンセラーとの合同連絡会議・研修会 ３回（４月・１０月・２月）

- ・ＳＣとＳＳＷが合同で連絡会議を行い、地区・中学校区ごとに好事例や地域資源等の情報を共有することで、ＳＣとＳＳＷが連携しながら学校支援を行っていく体制の充実を図った。

③不登校対策連絡会議 ２回（７月・１月）

- ・学校と不登校児童生徒支援に関わる施設、機関との連携を強化し、不登校の総合的対策を講じることを目的として開催している会議にＳＳＷが参加することで、不登校に関する情報を共有した。

④福祉部局が主催する研修 数回（各ＳＳＷの経験年数等に応じて）

- ・「ヤングケアラー関係機関等職員研修」に福祉部局の職員や教職員とともに参加することで、ヤングケアラーの早期発見のポイントや関係機関との連携方法等について、理解促進を図った。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①児童生徒指導連絡会議 ４回（４月・５月・１０月・１月）

- ・ＳＳＷが児童生徒指導担当と地区・校種・中学校区ごとに情報共有を行う機会を設けるとともに、ＳＳＷが市の福祉に関するサポート等の情報を提供することで、学校と関係機関との連携の充実を図った。

②支援教育コーディネーター連絡会議 ２回（５月・１０月）

- ・５月には、全校種の支援教育ＣＯに対して、ＳＳＷの活用方法や事例等について周知した。
- ・１０月には、高校の支援教育ＣＯを対象とした連絡会議で、各校の教育相談や生徒指導等に関する事例についての情報を共有し、ＳＳＷを含めた関係機関との連携方法等について、理解促進を図った。

③学校オリエンテーション訪問 １回（４月～５月）

- ・年度初めに、各区の教育担当（担当課長、指導主事、ＳＳＷ等）で全学校を訪問し、校長・教頭等に事務局の支援体制（ＳＳＷ等）について説明するとともに、学校の状況や課題等について情報共有を行った。

④学校巡回訪問 複数回（６月～ 要請が少ない学校を中心に）

- ・ＳＳＷが各学校を訪問して、支援教育ＣＯや生徒指導担当等から当該校の不登校児童生徒の支援状況等を聞き、ＳＳＷから関係機関の活用等について情報提供を行った。また、ＳＳＷ活用の具体的なイメージがもてるように、ＳＳＷ関わった区内の学校の事例について紹介した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○行政区（７区）に配置 ○配置数：１２名（５区に各２名、２区に各１名） ○配置形態：派遣方式

- ・行政区に、学校教育部の区・教育担当（担当課長、指導主事、学校運営推進職員 等）のチーム支援体制の一員としてＳＳＷを配置し、学校からの要請に対し派遣している。
- ・行政区に配置することで、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」で情報共有する等、福祉部局等との連携強化による総合的な子ども支援を推進している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・不登校の児童生徒の増加に伴い、不登校支援を行うＳＣと心理臨床相談員等の相談件数が増大する中で、ＳＣ等が関わる相談ケースについて、福祉的アプローチを専門とするＳＳＷを効果的に活用する取組を充実していく必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

- (ア) S C との合同連絡会議において、不登校等の状況の共有や各 S C ・ S S W の勤務シフト表や連絡先、昨年度の S C ・ S S W の連携の好事例等を共有する機会を設けた。
- (イ) 巡回訪問等を活用して、不登校相談の内容及びアセスメントについて、S C や支援教育 C O と S S W が共有する機会を設定した。
- (ウ) 家庭への支援が必要なケースについては、S C と S S W が児童生徒と保護者への支援の役割を分担することで、効果的に支援を行えるように連携した。
- (エ) 不登校児童生徒の中学校や高等学校への進学に当たり、必要に応じて学校の支援教育 C O や進路相談担当者、S C とともに、S S W も支援に加わる機会を設けた。

③成果

- (ア) 年度はじめに S C と情報共有することで、昨年度のケースの引継ぎや今年度の学校の支援体制の確認等ができ、4 月当初から連携体制を整えることができた。また、本市の学校支援に関する施策や不登校やいじめ等の情報を共有することで、S C ・ S S W が共通の支援方針で学校支援をすることができた。
- (イ) 学校への巡回訪問や継続支援で学校訪問している機会に、個々のケースについて、S C や支援教育 C O と情報を共有する機会を持つことで、関係機関との連携や家庭環境への働きかけ、福祉的アプローチ等が必要だと見立てた相談について、S S W が効果的に支援をするケースが増えた。
- (ウ) S C だけでは解決が難しいケースについて、S S W がケース会議に参加し、S S W の強みを生かして家庭支援の役割を担うことにより、解決した好事例を、各連絡会議等において、区内の学校（S C や支援教育 C O 等）に横展開を図ることで学校からの要請が増えた。
- (エ) 小学校から中学校への進学に当たり、保護者面談に各学校の支援教育 C O と S C に加え、S S W も加わることで、家庭への支援も含めた切れ目のない支援を行うことができた。また、中学校から高等学校等への進学に当たっては、区役所の地域支援課のケースワーカー等と進学の状況や家庭状況等を共有するなど、学齢期以降の支援や見守りが継続できるようした。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校） ②児童生徒数 1000 名 ③配置形態（派遣方式）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校高学年より不登校で、中学校進学を機会に支援級入級の希望があり、S S W が中学校の支援級の見学の同行支援、特別支援教育センターへのつなぎ等、特別支援級入級への支援を行った。中学校進学（特別支援級入級）後も不登校が続いたため、再度 S S W に派遣要請があり、不登校の支援を再開した。

②学校内での方針の検討

- ・学校での面談で登校することから支援をはじめ、中学2年時より、定期的に月2回の登校と面談（本児と保護者、担任、S S W）で支援を行う。
- ・S S W が、放課後デイや学習サポートの情報を提供する等、学校外の居場所づくりの支援を行う。

③支援の実施

- ・月2回の登校時に、S S W が本児の趣味を共有する等、信頼関係を築きながら、生活状況等を確認する面談を行った。学習と進路の話題では、本児と保護者の意見がぶつかるため、保護者と本児を別々に面談するようにした。本児との面談で、学習への意欲を引き出しつつ、学習支援を行う N P O を紹介することで、週1回の通所を開始した。

④経過観察

- ・月2回の学校での面談を継続し、学習支援の通所先での状況を確認した。学習支援の通所回数は、週2回に増やして順調に進んだ。
- ・今後は、学校は進路の話題を少しずつ提供しながら、本人の意向を引き出し進学の支援をしていき、S S W は福祉サービスの利用や本児の障害受容、居場所づくり等についての支援を中心に行っていく。

（３）成果

- ・不登校等児童生徒への支援では、ＳＳＷが学校への登校支援に加えて、学校外の学習や生活等ができる居場所の提供等を行うことで、学習機会の確保や社会的自立に向けた支援を充実することができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ） ②児童生徒数 1100 名 ③配置形態（ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・いじめが原因で不登校になり、学校の対応の遅れ等により保護者が不信感を募らせ、学校との関係が悪化した。学校外の教育支援センターを利用するようになったが、当該施設の利用で困り感を訴えたことを契機に、ＳＳＷに要請が入り、保護者と本児の面談及びケース会議の参加を開始する。

②学校内での方針の検討等

- ・当初学校は保護者との関係が悪化し、保護者の意向や要望を把握することが難しくなった。ＳＳＷには両者の間に入って思いを聞き取ることが求められた。月１回の学校と保護者とのケース会議に、ＳＳＷと担当指導主事が参加して支援について検討することとした。

③支援の実施

- ・親子面談（本児、母）を２名のＳＳＷで役割を分担しながら実施（８回）した。親子面談を通じて、本児が楽しめるゲームや本児が得意なマジック等ができる場づくりをして、信頼関係を築いた。遊びを通して、本児がフリースクールや塾、習い事、夜のスポーツ教室等、学校以外の活動が本児にとって負担になっていることを保護者に伝えるように支援した。
- ・初回のケース会議で、学校側から「こうなるといい」という要望を伝えるような会議となり、保護者の思いと対立的な構図であったため、ＳＳＷが本児の現状の理解を踏まえて、できることを考えそれぞれが担当することを話し合う会議になるよう提案し、保護者からも同様の要望があり、その方針に沿った会議として実施（６回）した。以後のケース会議では、本児の困難さや意欲的に取り組んでいるもの、特性についての理解が進み、登校へ向けての支援と中学校進学への適応移行・進学の支援が話題の中心となった。

④経過観察

- ・最後のケース会議では、保護者から感謝の言葉が語られるようになり、最終的には学校との関係も改善した。ケース会議中に、保護者から養育上の相談事も語られるようになり、参加者が子育てについて助言するというような温かい雰囲気になった。本児が自分の気持ちを伝えられるようになり、登校時間や教室以外の場所の選択等を相談できるようになったことで、少しずつ登校ができるようになった。
- ・中学校への適応に関して、中学校の協力を得て、部活動を見学して体験する機会を設けることができ、部活動を中心にできるだけ期待感を育てるような段階を形成できた。中学校での登校支援について、保護者が気軽に相談できるよう相談先を増やし、必要に応じてＳＳＷも伴走支援を継続することにした。

（３）成果

- ・いじめが要因の不登校支援では、いじめの被害者への支援だけでなく、当該事例のように、ＳＳＷが学校と家庭の間に立ち、保護者の思いに寄り添いながら学校の願いも伝えるように支援をすることで、児童生徒の取り巻く環境の改善ができた。

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 950 名 ③配置形態（ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・中学３年生姉は、毎日保健室や個別学習室等の別室登校で過ごす、母のパートナーが家に来るようになり、「家に帰りたいくない」と訴えた。また、中学１年生弟は、遅刻早退が多く、身体不衛生で、朝食を食べていないことも多く、ネグレクトの傾向があった。母は妊娠中で、不登校の要因は家庭内の問題も絡んでいると考えられるため、ＳＳＷに要請が入る。

②学校内での方針の検討

- ・SSWが母との面談を実施して、子どもたちが不登校傾向にあることへの心配、出産により働けなくなるため経済的に不安、出産費用の捻出の不安、両親との関係性不和で再就労した際に子どもを見てくれる人がいないなど、不安感が大きいことが分かった。SSWは、母に寄り添い、必要に応じて関係機関につないでいくこととした。

③支援の実施

- ・定期的に家庭訪問を継続し、不登校傾向である子どもの心情を理解し、子どもが安心できる家庭環境にする必要があることを母に伝えた。また、生活で改善できること（朝食の準備、洗濯等）を具体的に示して支援した。出産関係については、地域支援課の保健師とケースワーカーにつなぎ、出産費用を含む経済面については保護課につなぐなど、区役所の窓口に同行する支援を行った。
- ・中学校と区教育担当（SSW等）、保健師、児童相談所等の各担当者で、ケース会議を開催（3回）し、それぞれの役割を確認した。母への精神的支援、生活保護費の受給、出産費用の確保、出産後の保育園への入所、当該児童への見守り、進路指導など、それぞれの機関による具体的な支援を行った。

④経過観察

- ・母は、子どもたちとの生活を第一に考えられるようになり、生活は安定した。中学3年生女子は、無事第一志望の高校に進学することができ、元気に通学している。弟も行き渋る傾向がなくなり、元気に登校できるようになった。母は、就労を再開し、生まれた子どもは元気に保育園に通園できている。

（3）成果

- ・虐待（ネグレクト）の環境を改善するために、SSWがその背景を把握し、それぞれの問題を解決するために適切な関係機関と連携をとること（保護者への寄り添い支援、ケース会議等）で、家庭の環境改善が進み、児童生徒が安心できる環境を整えることができた。

<貧困>

（1）学校の概要

- ①学校の種類（小学校） ②児童生徒数 890 名 ③配置形態（派遣方式）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学生女兒は、体調不良が続き、病院受診のため欠席が増えたことで勉強がわからなくなり、登校を渋ることが増えた。家庭連絡をしてもなかなか協力が得られないため、SSWに要請が入る。

②学校内での方針の検討

- ・SSWが、家庭の状況を確認（生活保護受給、母子家庭、要対協ケース）し、ケース会議に参加した。下校後の午後受診を勧めるなど登校の機会を確保できるように家庭に協力を依頼すること、放課後に担任や先生方と勉強する曜日を決め、学習習慣の定着を図ることを目標とした。

③支援の実施

- ・SSWが面談で、家庭の外に出る時は母親も本人も不安が強いことがわかった。児童には、学校の楽しさが実感できるように児童本人との関係づくりを第一に支援をした。保護者には、SSWが定期的な面談を行いながら、母親の生活上の困り感に寄り添い、安心して生活できるように支援した。

④経過観察

- ・保護課の担当者や児童相談所の担当者と情報を共有して、母親の気持ちを考えた関係づくりを継続している。
- ・欠席日数が減り、学校生活も積極的になってきた。学校では、年下の児童のお世話をするなど学校内で居場所を見つけて明るく自信をもって生活できるようになってきた。

（3）成果

- ・要保護世帯等で、学校が家庭と連絡がとりづらいケースでは、SSWが保護課のケースワーカー等と連携をとることで家庭での状況を把握することができた。SSWが学校と家庭、関係機関とをつなぐ役割を担うことで、児童生徒への支援のネットワークを広げることができた。

相模原市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スーパービジョン…年間7回開催 SSW 会議…年間4回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

本市では、SSW の活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定している。

年度初めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明をしている。

具体的には、指導主事や社会福祉主事が学校を訪問する中で、管理職や担当教諭（支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭、生徒指導担当教諭）にスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行っている。また、スクールソーシャルワーカーや主事が教職員向けにスクールソーシャルワーカーの役割等について研修を行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

「拠点・巡回校型」として配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題と原因

＜課題＞

- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上
- ・より効果的な配置
- ・学校における予防段階での取組や「チーム学校」の一員としての支援体制の構築

＜原因＞

- ・ケース内容の複雑化・多様化
- ・不登校の低学年化
- ・SSW との連携経験が浅い（SSW との連携の仕方が分からない）

＜解決に向け実施した取組＞

- ・「拠点・巡回型」での配置を活かした早期対応と未然防止

②課題解決に向けた取組内容

- ・諸課題の早期発見のための拠点校における教職員との更なる連携の強化を図る。
- ・不登校が低学年化していることもあり、小中学校における切れ目ない支援の実現を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る。

③成果

- ・SSW を増員することで、不登校や養育などの相談件数が増加しており、課題の早期把握とより連携した支援につなげることができた。
- ・拠点・巡回校型へ配置を変更したことで学校にとって身近な存在になっている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ **小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 512 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ **巡回方式** ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 51 週/週 2 回/1 回あたり 7.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

学校からの相談

②学校内での方針の検討

担任が変わるたびに、学校で一貫した指導や支援が難しいことから、SSW が情報整理の役割を担う。

③支援の実施

生活の場が、学区外になっていることも登校しぶりの要因になっていることもあり、学籍担当課等とも連携しながら対応した。また学校とのつながりが切れないよう、タブレット端末等の活用（オンライン朝の会の参加など）や、校内での居場所も用意し、いつもで受け入れができる状況を学校とともに整えた。

④経過観察

コミュニケーションが得意ではなかったり、独特な価値観をもったりする保護者の負担感、苦悩を理解し、保護者の考えを否定しないことを実感してもらうようにした。

（3）成果

学校が継続して連絡を取り合える関係を築くことができた。今後の成長や中学進学後のイメージが持てるよう一緒に考えていくことができるようになってきた。

＜家庭環境関係＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ **小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 380 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ **巡回方式** ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 51 週/週 2 回/1 回あたり 7.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

②学校内での方針の検討

母と子を合わせて支援 子は通院希望あるが、母が日本語不得手なため、SSW が母子の支援にあたる。
状況に合わせて学校と SSW が登校支援を行う。

③支援の実施

SC と母がつながっており、その関係から子と SSW がつながり、母、子、SC、SSW の 4 者で面談することができた。

SSW が病院の候補を示し、同行受診もすることを通して定期的な通院につなげた。受診や服用の成果もあり、子の情緒が安定し、学習や通学への意欲が生まれた。

④経過観察

毎週月曜日に定期的の子を SSW が迎えに行き、通学につなげた。学校の支援担当者と登校支援を行いながら登校することができた。自分の学級だけでなく、相談室や保健室、図書室など子の状況に合わせて、教員や SSW がともに時間を過ごしながら学習や交流に取り組むことができた。

(3) 成果

小学校 5 年末までは、登校することができなかったが、6 年生になり週 1～2 回程度登校ができた。

中学校に進学後は一人でも登校できるようになっている。SSW も中学校を定期的に訪問し、子とコミュニケーションをとりながら、心のエネルギーを与えるようにしている。人とつながり、様々な大人の支援により、登校したい、学びたいという意欲が高まった。

また、母親が在宅しているときは、学校に送る（登校）ように SSW から促すなど、保護者としての強みが引き出せるように働きかけることで、母親の役割が明確になり、保護者としての自覚が芽生えた。

新潟市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上や個別事例についての検討及び情報交換を目的に研修を実施。
- ・新潟市教育委員会主催研修会の参加（学校支援課生徒指導班内研修、スクールカウンセラー研修、ゲートキーパー研修等）
- ・新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会の参加（年3回）
- ・スーパーバイズ（年6回）
- ・その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を年度初めに市立学校・園へ送付するとともに、校長会、園長会、スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの役割と活用について紹介。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカーの派遣要請は増加傾向にあるが、ソーシャルワーカーの配置人数が不足している。県や他の政令指定都市と比較すると新潟市の雇用待遇が低いことが大きな原因と考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

スクールソーシャルワーカーの増員と雇用待遇の改善を市に要望していく。

③成果

今後も具体的な根拠をもとに要望を続けていくことで優れた力量を備えたスクールソーシャルワーカーの人員確保につなげていく。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 約150名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週4回）

(2) 対応内容

①課題の発見

中学3年の夏休み明けから不登校になる。それまでは特に問題なく登校し、学校行事などに積極的に参加していた。担任の家庭訪問では本人も特に変わった様子もなく会話をしていたが学校での母親面談を行う中で母親の困り感が強く、本人との関わり方についての相談が出てきた。

②学校内での方針の検討

校内での情報共有を行い、担任による定期的な家庭訪問を行い、学校とのつながりを維持していくこととした。しかし、登校については本人の拒否の意思が強く、学校とつながらない状況が続いた。また、本人と話をしても不登校となった要因が見当たらなかった。手詰まり感からSSWの介入となった。

③支援の実施

SSWより母親面談や両親面談を行い、家庭環境を確認。同居家族による本人への期待感が強く、本人の本来の意向や思いが全く見えてこなかった。また、本人の意欲もあり、学校からも積極的に声を掛け、英語スピーチ大会や学校行事への参加について声を掛けていた。SSWと本人面談を繰り返し行って本人の意向を少しずつ聞き出し、本人の意向に沿った応を母親や学校と共有した。

④経過観察

本人面談を繰り返し、一日の出来事日記を記載させることで本人自身の振り返りを行った。そのことで、周りの期待に応えようと一生懸命頑張ってきたことに疲れが出ていたことが分かった。また、学校からの評価を気にし、「わからない」「できない」と言えなかった。遅れた学習については本人の希望で家庭教師を利用し取り戻すこととした。生活リズムの崩れを医療機関の受診をすすめて改善するようにしていった。本人のペースで生活できるように、周囲の大人も「本人の意向を尊重する」ことを共有し、学校と家族が協力しながら午後から1時間の別室登校をスタートさせ、少しずつ登校時間を早めながら、在校時間を増やしていった。本人に過度のプレッシャーを与えないようにしながら進学に向けての指導を行った。母親面談を行い、母親の気持ちを傾聴していくなかで、母親自身も本人に対する接し方が変わっていった。

(3) 成果

本人が周囲の期待に合わせ、本来の自分自身を抑制していたが、少しずつ自分を出せるようになってきた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 約100名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週4回）

(2) 対応内容

①課題の発見

進級後、生徒が不登校になり非行傾向が見られるようになってきた。学校が本人に理由を確認すると、「クラスの女子からの悪口があったり自分に対する態度が変わった」との訴えがあった。

②学校内での方針の検討

学校は本人から名前のあがった女子生徒から個別に話を聞いた。小学校からトラブルがあった生徒たちだ

ったが、悪意はないことが分かった。校内では本人が訴えた「いじめ」の対応に対応するとともに、不登校や非行問題については、家庭環境要因も否定できなかったためＳＳＷ介入となった。

③支援の実施

ＳＳＷは母面談、本人面談を継続して実施。母の本生徒に対する気持ち態度の整理、また本生徒の気持ちを丁寧に聞き取り、校内適応教室（ＳＳＲ）を紹介した。また本生徒が「自分はＡＤＨＤかもしれない」と言い出したため、医療機関へとつないだ。私は「相手の気持ちを理解するのが苦手」ということが意識できた。

④経過観察

教室に行けない理由で不登校になったが、校内適応教室（ＳＳＲ）に通うことができるようになった。また、医療機関を通じて自分自身を見つめなおすことができるようになってきた。高校進学にも気持ちが向いてきた。

（３）成果

いじめを訴え教室に行けなくなった生徒に対して家庭支援ができ、高校へも進学ができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 約４００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週４回）

（２）対応内容

①課題の発見

教育相談により生徒が「父親から暴力を受けている」と担任に訴えがあった。

②学校内での方針の検討

学校はすぐ両親を呼んで話を聞いた。父親はしつけの一環との認識。母親は父親の顔をうかがい話せない状況だった。父親には暴力はよくないことは指導した。母親からは、生徒が家庭内暴力をしているとの相談あり、ＳＳＷ介入となる。

③支援の実施

ＳＳＷは両親面談を行う。父親は、根性論で暴力暴言で本生徒に接していた。そのため本生徒には、トラウマとして残り、家庭内で暴言暴力となって現れた。ＳＳＷは両親面談を別々に行うと共に本人面談も実施。医療機関につないだ。また児童相談所や警察の介入も提案した。

④経過観察

母親は本生徒への接し方に苦しんだ。本生徒は不登校になり、調子がいい時に学校に行く生活となった。父親は自分がいるせいだと感じ、別居した。しかし、本生徒が父親に「帰ってきていいよ」と告げ、父親は家に戻った。本生徒の不登校が解消されることはなかったが、母親は本生徒を全面的に受け入れることを決め、寄り添った。母は自分が本生徒を父からの暴力から守ることができなかったことを心から悔やんだ。本児の家庭内暴力は減少していった。

（３）成果

父親からの暴言暴力が発覚し、本生徒は乖離現象から家庭内暴力に苦しんだ。母親もまた苦しい胸のうち

をＳＳＷに吐き出すことができた。父親は暴力をふるうことがなくなった。本生徒を思春期外来につなげることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②児童生徒数 約１００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週４回）

(2) 対応内容

①課題の発見

学区外通学で支援学級在籍の児童。それまでは母親が送迎し、登校できていたが欠席したり、遅刻することが増えてきた。また、内服がきちんとされていないため、学校での不適応行動が目立つようになってきた。学校と母親が面談を行い、母親の生活状況に変化があり、養育に支障が出てきていることがわかった。

②学校内での方針の検討

家庭環境の要因が大きいため、ＳＳＷが介入して、アセスメントを行うことで母親の困り感を受け止め必要な福祉制度につなげていく。

③支援の実施

ＳＳＷと母親と面談を定期的に行った。母親のプライベートな要因が大きいため、家庭訪問を行った。福祉行政について相談や母親自身の心療内科への受診を勧めたが拒否。母親との関係を築くことから始め、学校や福祉行政との情報共有を行いながら、ＳＳＷが中心となり、本人の家庭での状況について母親と確認していった。就学支援制度などの手続きも母親は「よくわからない」状態であり、手続きを一緒に行っていった。母親は精神的な不調のために仕事を辞めたことなどがわかり、金銭面で生活が苦しくなってきたことを吐露し始めたので、生活保護の申請を提案。拒否は強かったが、一緒に福祉行政に相談に行くことから始め、福祉とのつながりを持たせ、保護の申請手続きにも同行した。

④経過観察

母親の精神的な疾患から人間関係の形成に時間がかかるために、助言や同行しながら生活保護の受給の継続を支援。また、母親の心療内科への受診も勧めた。経済的な安定から母親自身の精神面も安定していき、別居家族との関係も改善。心療内科への受診も母親自ら決めた。

(3) 成果

教職員には言いにくい母親自身のプライバシーに関する相談内容だったが、ＳＳＷという立場であることから母親も話をしてくれた。時間をかけながらも福祉行政とのつながりをつくり、金銭面の不安を軽減できた。金銭面が安定することで、生活環境も改善され、子どもの登校状況や服薬状況も安定した。

静岡市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・年に４回、スクールソーシャルワーカー連絡協議会を行い、スクールソーシャルワーカー同士や教員との協議・情報交換を行っている。
- ・連絡協議会以外に、市教育センター主催の研修や、市が行う関係機関連携に関わる研修の中から年に２講座以上選択し、研修を行っている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市の校長会や教頭会、生徒指導担当者会等において、スクールソーシャルワーカーの具体的な業務や連携する意義について説明するなど、市教育委員会より周知を図っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市立の全小中学校を１２の支部に分割し、それぞれの支部に「拠点校」を設け、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置する「拠点校配置」を行っている。
- ・拠点校以外については、「派遣校」として派遣依頼に応じて対応している。
- ・スーパーバイザーを定め、特に新任スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズとして、ケース対応の相談等を充実させている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・課題…教職員のスクールソーシャルワーカーの業務内容や活用方法等の認知不足
- ・原因…スクールソーシャルワーカーと連携しているケースに関わりのない教職員は、普段の接点が少なく、スクールソーシャルワーカーの具体的な業務内容について知る機会が少ないため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・市の校長会等での市教育委員会からの周知に加え、各校のコーディネート担当教員が中心になり、職員会議や打ち合わせ等で本事業の周知や活用事例の紹介をしたり、校内研修でスクールソーシャルワーカーが講師を務め、職員の理解を深めたりした。
- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、教育相談員等の勤務日をそろえたり、校内ケース会議へ参加したりすることで、教員との情報の共有や課題の整理、的確なアセスメントを行えるように努めた。

③成果

- ・一緒に検討する時間を増やすことで、スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方を校内へ広めることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童数 500～1000 名規模
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 週1回 ）

（2）対応内容

①課題の発見

母子世帯、小学生双子のケース。小学校低学年時から2人とも不登校になり、児の対応のために母が退職したことで、学校に相談が入り、スクールソーシャルワーカーにつながった。

②学校内での方針の検討

母が過去に精神科通院歴があることや2人の特性（ADHD、ASD）があることなどから、スクールソーシャルワーカーは学校と母の間に入り支援しつつ、2人が次年度から特別支援学級へ入級するための手続き支援、放課後等デイサービスや教育支援センターとの接続支援を進める方向で検討した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーと母の相談の結果、放課後等デイサービスにつなぎ、2人が毎日通う習慣づくり、学習機会を確保した。また、教育支援センターとつなぎ、相談員と母が面接を継続した。

④経過観察

放課後等デイサービスの利用が継続し、ひきこもり状態だった2人の児童の状態が改善。対人交流も少しずつできるようになってきている。しかし、学校への登校の復帰はまだ目途が立っていない。

（3）成果

本校にスクールソーシャルワーカーが関わったことにより登校できるようになった児童は 0 名
本校に不登校に関してスクールソーシャルワーカーが継続して関わっている児童生徒数 2 名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童数 300 名～500 名規模
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 週0.5回～1回 ）

（2）対応内容

①課題の発見

特別支援学級に所属する中学年の児童のケース。本児の保護者とスクールソーシャルワーカーは別件

でもともとつながりがあり、ある日、スクールソーシャルワーカーが母から子どもがクラスでいじめを受けているようなので、学校にいじめ対策委員会を開いてほしいという相談を受けたことがきっかけとなった。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーは教頭や担任、学年部へ報告した。学校は児童本人への聞き取り調査を行った上で、該当加害児童に指導した。さらに、スクールソーシャルワーカーは道徳の時間を活用し、クラス全体への修復的対話を実践することで、児童に内省を促し、学級の雰囲気を変えていく役割を担う方針を検討した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーは月に1回15分の修復的対話実践を合計4回実施し、ファシリテートを行った。自分がどういう気持ちでこのクラスにいるのか、クラスの中の暴力についてどう思っているか、暴力のないクラスのために自分は何ができるか、などを問いかけた。児童からは、「イライラした子には声をかける、距離を取る」などの発言が見られた。また、暴力をふるっていた当事者は、振り返りの際の自己採点を高くつけるなど、内省を促す効果が見られた。

④経過観察

スクールソーシャルワーカーは修復的対話実践の内容や児童の様子、児童の発言を紹介しながら保護者にフィードバックした。クラス内では、小競り合いなど、ちょっとしたもめ事がまだ起こってはいるが、加害者も意識して生活している様子が被害の保護者にも伝わり、一定の納得を得られた。

(3) 成果

本校にスクールソーシャルワーカーが関わったことによりいじめ問題が改善した生徒数 1 名
本校にいじめ問題に関してスクールソーシャルワーカーが継続して関わっている生徒数 2 名

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②生徒数 300 名～500 名規模
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (週1回)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児が小学校3年生時、養護教諭から経済面や抜毛等が気になる父子家庭に関わってもらいたいと相談があり、継続して関わっている。抜毛の理由が父からの暴力であることが小学校4年生時に分かった。

②学校内での方針の検討

欠席が続いたため、関係機関も含めたケース会議を開き、役割分担を確認した。本児の支援は学校、医師、スクールソーシャルワーカー、前養護教諭等が行う。父の支援はスクールソーシャルワーカー、

児相ケースワーカーが行う。経済面の支援は生活支援課が行う。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが間に入り、本児が医療につながった。初診の際、父と共に同行した。その後も、スクールソーシャルワーカーが通院に同行支援することあった。また、スクールソーシャルワーカーが父と面談を重ね、生活保護申請につながった。

④経過観察

家出等の問題もあったが、児童相談所や医療とつながったことで、徐々に本児が安定してきている。また、前養護教諭や教頭の働きかけにより、話ができる教職員が増え、登校頻度も上がった。

(3) 成果

本校にスクールソーシャルワーカーが関わったことにより虐待が改善した生徒数 1 名

本校に虐待に関してスクールソーシャルワーカーが継続して関わっている生徒数 1 名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童数 500～1000 名規模

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週1回)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校預かり金が数か月未納になっている母子家庭があり、経済的に困窮しているかもしれないので、保護者と面談して状況の確認をしてほしいと学校から依頼があった。

②学校内での方針の検討

保健福祉センターが主催となり、関係機関を交えたケース会議を開催した。その結果、子どもの支援は保健福祉センターが担当、母親の就労支援は障害者支援機関が担当した。学校と支援機関の連絡調整はスクールソーシャルワーカーが担当した。

③支援の実施

経済的な支援として、学校では就学援助制度の申し込みを支援した。スクールソーシャルワーカーは生活保護制度や日常生活自立支援制度の利用を支援した。

④経過観察

母が学校の支払いを優先したため、生活が困窮した。親族の支援もあったが、生活保護や就学援助だけでなく、母の就労が始まったことで状態は改善した。しかし、まだ本児に朝食を食べさせないことがあったり、持ち物や登校準備ができなかったりするなどの課題が残り、その後も継続した支援を行った。

(3) 成果

本校にスクールソーシャルワーカーが関わったことにより子どもの貧困問題に改善が見られた児童は
5 名

本校に子どもの貧困問題に関してスクールソーシャルワーカーが継続して関わっている児童生徒数
6 名

＜ヤングケアラー＞

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 300～500 名規模
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

高校生の兄弟、祖母、叔父と暮らす中学生。祖母の入院とその後の認知症発症に伴い、家族介護や家事、経済的課題、進路決定などの課題を抱えていた。高校が県のヤングケアラーコーディネーターへ相談し、その後、子育て支援課、高校と中学のスクールソーシャルワーカーが相談を受けた。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーが中心となり高校や関係機関を交えたケース会議を開催し、役割分担を行い、本生徒、祖母、家庭全体へのサポート体制を構築した。

③支援の実施

本生徒へは担任・部活動顧問が日ごろから気を配り、本生徒が SOS を発することのできる関係を継続した。スクールソーシャルワーカーは高校スクールソーシャルワーカーや子育て支援課と情報共有を図り、家族全体への支援体制を構築した。子育て支援課は家事援助ヘルパー利用を促した。高齢者支援課は祖母の介護申請や施設入所の手続き等をサポートした。

④経過観察

高校側が、本生徒の姉を「ヤングケアラー」の視点でとらえ、支援機関に相談したことで、中高のスクールソーシャルワーカーの活用につながった。その後、学校と子育て支援課が中心となり、関係機関との素早い連携体制を構築することができた。各機関の対応によって、祖母の施設入所、家事援助などのソーシャルサポートネットワークが出来上がった。

(3) 成果

本校にヤングケアラーに関してスクールソーシャルワーカーが継続して関わっている児童生徒数
7 名

浜松市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ＳＳＷ連絡会（月１回）全ＳＳＷと事業担当指導主事が参加。
- ・ＳＳＷエリア会議（月１回）各エリアで４名程度とＳＶが参加。
- ・小中学校の教職員対象の生徒指導研修会やいじめ対策研修会、虐待対応研修会への参加（年間５回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ガイドラインを作成し、年度当初に教育委員会から各学校へ案内。
- ・全小中学校を対象とした地区の生徒指導主事・主任者研修や養護教諭研修会にて、ＳＳＷとの連携について講話した。
- ・各校で管理職から職員会議等の中でガイドラインの周知し、就学指導委員会や生徒指導委員会、校内いじめ対策委員会等に出席し、ＳＳＷの役割や関わり方について理解がなされるよう働きかけている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市内各区の１～３小学校に拠点校型ＳＳＷを配置し、配置校に近接する複数中学校区を担当する。
- ・問題の未然防止や早期発見のために、担当する小・中学校への定期訪問を推進する。
- ・ＳＳＷの経験年数や実績等から適切な人員配置を行い、各区内のＳＳＷ相互の情報共有や相談体制を構築する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・市内の学校数に対する配置人数が少なく、直接ＳＳＷと連携して対応に当たる教職員数が少ない。
- ・ＳＳＷのキャリアや経験によって、専門性や関係機関との調整能力に差がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・配置校を２～３年周期で変更し、配置経験校を増やしていくことで市内全域の共通理解を図る。
- ・教育委員会で行う連絡会に加え、学校における生徒指導上の諸問題に関する研修に参加する機会を増やし、ＳＳＷの専門性を高める。

③成果

- ・各学校への定期訪問や要請訪問等で情報共有や問題行動等を把握することができ、支援を要する児童生徒の早期発見・早期対応や虐待等の未然防止に繋がっている。そのため、学校や保護者からの相談ニーズも高く、結果的に対応件数が増えている。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 650 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて訪問 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学6年2学期から不登校となり、小学校からの相談を受けてS S Wが支援をしていた。中学校入学当初は登校できていたが、切れ目のない支援を実現するために、中学校としてもS S Wに継続支援を依頼した。

②学校内での方針の検討

小学校からの引き継ぎ内容（本児の様子、生育歴、家庭環境、支援経過等）を入学当初から校内で共有し、アセスメントに基づき、欠席が増えた場合の対応として校内の居場所を活用する方針を立てた。

③支援の実施

担任、特別支援教育コーディネーター、S S Wが適宜協議を行い、以下の支援を実施した

- ・生徒と保護者に対して、校内の居場所の説明と見学を実施し、登校習慣の継続を図った。
- ・校内の居場所においては、学習以上に教員や支援員とのコミュニケーションを重視し、生徒が安心して過ごせるように配慮した。
- ・保護者から承諾を得て、小6から受診を開始した医療機関との連携を実施し、校内支援について助言を受けた。

④経過観察

S S Wは面談や見学に同席し、生徒、保護者と教職員の話し合いが円滑に進むように支援した。教職員との相談関係が構築され、生徒は安定して校内の居場所に通級できるようになった。さらに生徒の教育的ニーズについて検討を進め、就学相談を経て在籍学級を変更することとなった。

（3）成果

当該中学校においては、各学年の学年会にS S Wが参加し、不登校生徒の状況を確認し、対応について協議する機会をつくった。これにより具体的な支援策が促進された。

不登校生徒数 45名 うち、支援の見直し、相談関係の構築につながった生徒 19名

S S Wが継続支援した生徒 10名

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて訪問 ）

（2）対応内容

①課題の発見

アンケートにより発見されたいじめ事案の対応協議（いじめ対策委員会）にS S Wの参加を依頼した

②学校内での方針の検討

いじめ対策委員会において、管理職と関係教職員、S S Wが事案の詳細な共有を行い、被害児童への即時的継続的な支援策を検討した。さらに加害児童の発達特性の理解と支援を促進する必要があることを共有した。

③支援の実施

- ・学校外の専門機関とも連携し、被害児童、保護者との相談関係の構築を図った
- ・安心して過ごすための校内支援策を提案し、被害児童、保護者との話し合いを継続的に行った
- ・加害児童、保護者に対しても、いじめ事案としての対応を丁寧に説明し、指導した。
- ・加害児童が受診している医療機関との連携を保護者の承諾を得て実施し、支援策について助言を得た

④経過観察

継続的な協議（臨時いじめ対策委員会）にSSWも参加し、支援の見直しを行った。SSWは加害児童の保護者との面談に同席し、学校と保護者の相談関係の構築に努めた。加害児童の行動は徐々に落ち着いていき、欠席がちになっていた被害児童も安定して登校できるようになった。

（３）成果

いじめ対策委員会にSSWが継続的に参加することにより、いじめ事案に対する適切な対応に加えて、加害児童に対するアセスメントに基づく支援を実施することができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 52 週/週 1～2 回/1回あたり 7.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

近隣からの通告で児童相談所が介入した母子家庭の児童が、教室でクラスの児童に手を出し怪我をさせた。児童は日頃から落ち着きのない行動が目立っていたこともあり、学校は母親との面談にSSWの同席を依頼した。

②学校内での方針の検討

面談に先立ち、暴力行為への対応を話し合う校内ケース会議にSSWも参加した。暴力行為の背景には虐待的な養育が疑われ、さらにその要因となっているのは育てにくさではないかというアセスメントに基づき、児相の介入を母子関係の改善につなげることができるように対応するという方針を立てた。

③支援の実施

- ・管理職から母親に対し、暴力行為に対する指導の面談にSSWの同席を提案。SSWは母親の子育ての困難感（ゲーム依存、反抗的態度）を傾聴したうえで、児相への相談を提案し了承を得た。
- ・管理職は母親の承諾を得て児相担当者に事情を伝え、母親への指導とともに相談対応を依頼した。
- ・児童に対しては暴力行為の指導と共に、その背景を校内で共通理解し、声かけや会話を増やすように努めた

④経過観察

介入に拒否的であった母親が、暴力行為を契機に児相の相談につながり、児相の助言を得て児童との関わりを見直した。学校における児童の行動も、落ち着きをみせるようになった。

（３）成果

児童の問題行動への対応をSSWが入ったケース会議においてアセスメントを基に検討したことにより、虐待の解消、学校における児童の理解と支援の深化につながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 52 週/週 1～2 回/1回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

友達のお金や高価な道具を盗ることが重なった児童について、養育環境の問題を懸念した学校がSSWに支援を依頼した。

②学校内での方針の検討

SSWは校内ケース会議を提案、児童のこれまでの様子、生育歴、家庭環境等の情報を教職員と共有しアセスメントを実施した。担任が児童との相談関係を築き、校内の支援を手厚く行うことはできていたため、SSWから家庭支援をひとり親である父親に提案することとした。

③支援の実施

- ・SSWが父親と面談、生活歴、生活状況を聞き取った。大病で就労ができなくなり生活保護の受給にはつながっていたが、金銭管理ができず困窮していることがわかった。
- ・父親の承諾を得てSSWは生活保護ケースワーカーと連絡を取り、児童が金銭感覚を身につけるためにも家計管理が必要であることを共有。ケースワーカーによる定期的な家計簿の確認につながった。

④経過観察

SSWは定期的に父親と面談し、家庭状況の確認と児童との関わりについて助言。
児童、父親、担任、SSWの四者面談も適宜実施し、父子の意思疎通を支援している

(3) 成果

問題行動の背景にある養育環境の課題を懸念した学校がSSWを活用したことにより、関係機関と連携して経済的な困窮に対する具体的な支援を進めることができた。

名古屋市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【子ども応援委員会】

- ・４月～７月 コンプライアンス、公務員倫理等について
- ・４月～１２月 教育や学校文化等の理解について
- ・５月～９月 心理・福祉にかかる専門内容に関するものについて
- ・５月～２月 スクールソーシャルワーカーとしての資質向上に関するものについて

【学校福祉専門員※】

※本市において子どもの置かれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐため実施しているスクリーニングに際し、スクリーニング会議等の運営や支援検討の際の助言等を行うため配置している会計年度任用職員

研修対象：３３人

研修実施時期：月４回程度

主な研修内容：・スクリーニング会議等の進め方に関するもの
・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの
・学校福祉専門員としてのスキル向上に関するもの

【教育センター】

・臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、相談員１人あたり年間約２５回のスーパービジョンを実施した。
・事例検討会では、指導主事１人・臨床心理士１人・スクールソーシャルワーカー６人のグループで１事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「ケースの見立て」と「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
・４月と９月の全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育、教育相談・就学先決定のしくみ、進路に関わる相談等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

【子ども応援委員会】

各中学校に配置しているなごや子ども応援委員会コーディネーター（各校担当教員）を対象に、学校となごや子ども応援委員会との協働や、各職種への理解を深めるための活用事例について研修を行った。また、生徒指導提要に記載されているＳＳＷとの連携を促すための講演会を行った。

【学校福祉専門員】

スクリーニング実施校向けの説明会や各実施校で行う現職教育の中で、学校福祉専門員の役割を紹介し、スクリーニング会議等が円滑に実施できるよう取り組んでいる。

【教育センター】

・名古屋市教育センター（以下「当センター」）で行われる教育相談に関わる研修において、訪問相談の概要や事例を情宣する。
・年度初めに、当センターの事業資料において、訪問相談の概要や事例について、全名古屋市立小・中・特別支援学校の管理職に周知する。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

【子ども応援委員会】

スクールソーシャルワーカーを各区役所・支所の福祉部門に併任配置することで、教育と福祉の連携を強化した。

【学校福祉専門員】

教育委員会事務局新しい学校づくり推進課に配置し、スクリーニングを実施する５２校（小学校４４校、中学校８校）の会議等に合わせて派遣を行った。

【教育センター】

当センターに配置している生徒指導相談員を、スクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

【子ども応援委員会】

ＳＳＷの人員が足りておらず、多職種で対応すべきケースに対応できなくなっている。

【学校福祉専門員】

（課題）

- ・スクリーニングの進め方について、学校及び他の専門職との役割分担が不明瞭であった。

（課題の原因）

- ・学校福祉専門員の勤務体制が原則週１日の派遣型であったため、会議日程等学校の予定に合わせて勤務することが困難だった。

【教育センター】

家庭が訪問相談を申し込んだものの、児童生徒本人が相談を希望していないために、直接会って話をする事ができないことがあった。この原因として、児童生徒や保護者が、訪問相談の意義や進め方を正しく理解しておらず、社会的自立に向けた支援に対する必要性を感じられていないことが考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

【子ども応援委員会】

市内をブロック分けしてＳＳＷを配置しているが、各行政区に対応したブロック数へ拡充してＳＳＷの配置人員を増加した。

【学校福祉専門員】

学校福祉専門員の配置時間を拡充することで学校訪問の回数を増やすとともに、役割分担を明確にした。

【教育センター】

- ・指導主事が各学校への研修や広報を通して、訪問相談の意義や進め方について丁寧に説明する。
- ・相談員が保護者との相談の際に、児童生徒本人に適した社会的自立に向けた支援について話をする。その際に、他に適した相談機関があれば、児童生徒本人の了解のもと、支援を引き継ぐことができるようにする。

③成果

【子ども応援委員会】

ブロック数の拡充、ＳＳＷの増員及び区役所への併任配置により、各行政区との連携が強化され、子ども応援委員会だけでは対応困難な家庭の問題や虐待などのケースに対して、すみやかにきめ細やかな支援を行えるようになった。

【学校福祉専門員】

会議への参加や児童生徒の行動観察をする時間が増えたため、会議の運営支援や専門的な助言をする機会が増え、より円滑に支援につなげることができた。

【教育センター】

訪問相談の新規ケースにおいて、児童生徒本人と一度も会うことができずに終結となってしまいうケースが減少した。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校・貧困・虐待（ネグレクト）＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 699 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（常駐）

（2）対応内容

①課題の発見

本人と担任の雑談の中で「食べるものがない」や、「部屋が穴ぼこだらけで、歩くのも大変」と話したことから、生活困窮しているのではないかと推測されてSSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

SSWが母との面談を実施し生活状況を聞き取った。

SSWが支援計画を立て、教員と共有。SSW中心で支援を実施する。

生活状況の把握や本人への助言は担任が行う。

③支援の実施

子ども食堂やフードパントリーの食料支援を活用するとともに、SSWが区役所へ同行して就学支援金の申請、給付型奨学金、生活保護を申請。本人の愛護手帳申請も行う。

中学校の頃は、不登校だったが、家庭への支援が入って以降は、本人は毎日登校できた。

④経過観察

障害者基幹相談支援センターや社会福祉協議会の重層的支援のつながりを借りながら、母、本人に対して家計管理や、障害者就労継続支援等の体験を行っている。卒業後は就労継続支援B型に通うこととなった。

（3）成果

SSWが、利用可能な社会資源について検討し、誰が、どのように支援するか役割分担した。

本人の生活状況の把握、本人への助言は、担任が行った。社会福祉協議会の重層的支援が母への支援を担い、本人に対しては障害者の支援機関や生活保護係とのチームを作ったことにより、卒業後も継続的に家庭を支援する体制を構築することができた。

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 307 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 週/週 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

転入してきた児童につき、スクリーニングにて支援検討が必要と確認できた。

②学校内での方針の検討

チーム会議で学校、学校福祉専門員及び関係者間で対応を検討した。その結果、スクールソーシャルワーカーにより家庭状況を確認し、必要によりスクールカウンセラーとの連携をとることを支援方針として決定した。

③支援の実施

ひとり親家庭であることから、スクールソーシャルワーカーから学校へ社会資源に関する情報提供を実施。懇談の際に、担任から保護者へ情報提供を行った。

④経過観察

学校福祉専門員が定期の学校訪問により経過の確認を行い、情報収集並びに助言を行った。

(3) 成果

スクリーニングによる課題の発見及び学校福祉専門員とスクールソーシャルワーカー等との連携した対応により、対象児童の様子に変化が見られた。その後も、学年職員はじめ、管理職含む多数の大人による声掛けや見守りが継続された。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 311 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 1 回/1回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校4年生の2学期から特に原因は分からないが週に1日程度休み始め、84日欠席。その後の5年生と6年生もほとんど登校できなかった。

②学校内での方針の検討

学校と保護者は何度か話し合いの場を設け、学校以外の教育支援施設への通所を検討したが、児童は昼夜逆転の生活になっており、通所することが難しいと判断したため、訪問型の支援を求めて6年生の2月、訪問相談を申し込むに至った。

③支援の実施

相談員は、児童と一緒にカードゲームやボードゲームなどをしながら、児童の興味のあるアニメやTVゲームの話をして、過ごすことができるようにした。また、月に1回、相談員が学校を訪問し、訪問相談の様子や経過を伝えたり、学校から家庭への連絡状況を聞いたりして、学校との連携を継続的に行うようにした。

④経過観察

中学校入学後も、訪問相談を継続している。また、生徒に登校の意思が見られるため、相談員が訪問相談と併せて登校支援も行っている。生徒は、自分の在籍する学級に入ることにはなかなかできないが、中学校が設置している校内フリースクールに通い、自分のペースで学習を進めている。

(3) 成果

引きこもり傾向のある生徒数 1 名

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 1 名

SSWが継続して関わっている生徒数 1 名

京都市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーを対象として、月1回程度の頻度で研修会を実施している。各回においてテーマを決め、テーマをもとに子どもたちを取り巻く環境の現状や子どもたちが抱えている課題への対応策等について議論・検討し、スクールソーシャルワーカー同士で情報交換を行うことで、個々人のスキルアップを図っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度当初、全校及び全スクールソーシャルワーカーに対してガイドライン（活動の概要・主な業務・活動時の留意点等について記載）を通知し、指針を示している。その他、例年、スクールソーシャルワーカー担当教職員（コーディネーター）を対象として、果たすべき役割について理解を深め、校内の教育相談体制の強化を図るためのコーディネーター連絡協議会を開催している。コロナウイルス感染症対策の関係で令和2年度以降開催を見合わせていたが、令和5年度は開催することができ、事例をあげながら情報共有を図る有意義な場となった。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

1. スクールソーシャルワーカー配置年数の短い学校における
 - ・校内ケース会議の更なる定着
 - ・アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の充実
 - ・スクールソーシャルワーカーコーディネーター（主として新任）の研修機会の確保
2. スクールソーシャルワーカーによって支援の効果に差がある

＜課題の原因＞

1. アセスメントやプランニングの必要性について、教職員の理解にばらつきがあり、また、ケース会議の効果が伝わりきっていない。
2. スクールソーシャルワーカーの個々の知識やスキル・経験に違いが生じているため。

②課題解決に向けた取組内容

1. 拠点校だけではなく、対象校においてもスクールソーシャルワーカーによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催を進めるとともに、主に新任コーディネーターを対象とした研修会の実施（集合形式での実施を再開）
2. スクールソーシャルワーカー対象の研修会や、継続的なスーパービジョンの実施

③成果

②の取組を実現することで、拠点校以外でもケース会議等が開催される他、学校間のスクールソーシャルワークに関する情報共有もなされるケースが増えてきている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 約50 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 41 週/週 1 回/1回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒の欠席が夏休み明けから増加しているという担任の報告を受け、アセスメントを実施。通学中に生じる不調が過去のトラウマに直結しており、登校できない状態にあるとの推測が導かれた。

②学校内での方針の検討

アセスメントに基づき、本人の不安軽減と保護者支援に関する支援方針を策定した。

③支援の実施

本人の不安に寄り添い、放課後登校を設定するとともに、保護者に学校への送迎の実施を依頼した。登校時は本人の興味関心に基づいた活動を役割分担して実施した。また、同時に保護者へのカウンセリングを実施し、保護者に寄り添った関わりを一緒に考えた。

④経過観察

アセスメントシートを活用した継続的なケース会議を行い、プランニングが効果的に機能しているかを評価した。本人のストレングスであるの興味関心を大切にしつつ、学校でできることをスモールステップで増やす関わりや手立てを切れ目なく講じた。

（3）成果

本人は、放課後登校により登校への不安が軽減され、他者との関わりをもちたい思いが強まったことで昼休み登校に移行し、最終的に毎日登校できるようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ **義務教育学校** ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 約 7 5 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 4 1 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

校内委員会において、生徒Aの教師反抗や授業妨害、他の生徒への暴言などが増加している報告があるとともに、他の生徒への言動に敏感に反応し声を出す今年度転入してきた生徒Bについての報告もあった。Bが抱えている困りをアセスメントした結果、Bに対するいじめが潜在しているという認識を共有したため、校内いじめ対策組織で対応することとした。

②学校内での方針の検討

ケース会議において、A・Bのアセスメントを行った。Aに関しては本児が抱えているストレスや困り、ストレングスを確認し共有を図り、Bについては前籍校からの引継ぎ情報をあらためて確認・共有し、不足している情報を本人及び保護者から聞き取る方針とした。また、アセスメントに基づき、悪循環となっているパターンを未然に生じないようにするための働きかけをAとBに行う方針とした。

③支援の実施

ケース会議で確認されたことに基づき、複数の教員で役割分担し、A・Bまたその保護者との面談を実施し、働きかけを行った。スクールソーシャルワーカーは、これらの支援の実施に際して、スクールカウンセラーとも連携しながら教員に対して生徒・保護者面談における留意点などのコンサルテーションを行った。

④経過観察

スクールカウンセラーの面接や医療機関の関与などもあり、A・B間での衝突は減っていった。スクールソーシャルワーカーは、経過観察の中で、いじめ事象としての記録が重要なこと、いじめ再発リスクがまだあること、Aの持っているクラスを引っ張る力を強みとして捉え、本人が活躍できる機会づくりがいじめ予防につながることなどのコンサルテーションを行った。

(3) 成果

スクールソーシャルワーカーは、A・B間のトラブルについて校内いじめ対策組織の場を使い、学校として共通認識ができるように働きかけ、当該いじめ事象に対して、組織的・構造的な対応がなされるようサポートした。その結果、複数の教員による共通理解のもとでの関心が当該クラスに向けられたこと、教員や他の生徒のAやBに対する理解が進んだこと、A・Bそれぞれが自らの言動を意識することができるようになったことなどによって、いじめ行為は解消した。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 約 220 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 4 回/1回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人はスクールカウンセラーとのカウンセリングの中で、家族関係に悩んでいることを訴えていた。また、継続的な希死念慮が確認されたため、校内委員会で情報共有を行った。

②学校内での方針の検討

希死念慮の背景に心理的虐待があると判断し、児童相談所に通告した。要対協ケースとして関係機関、医療及び前籍校と連携しながら対応していくことになった。

また、ケース会議を定期的実施し、状況の変化や緊急時に即時対応できる体制をとった。

③支援の実施

本人との信頼関係を深めながら、スクールカウンセラーとの面談を継続して行うなど具体的な約束ごとを設定することを徹底し、特に連休や長期休業中には本人の動向を把握するなど、容易に自死を企図できない環境をつくるようにした。

④経過観察

本人が、自死についてしばしば言及しており、2学期以降、登校意欲も減少し、自死を企図するような行動をとった。3学期に入りスクールカウンセラーとの約束も拒否するようになったため、精神科への入院が急務であると考え、児童相談所及び医療との連携のもと、保護者の理解・協力を得られるように働きかけを強化した。

(3) 成果

本人の保護のために関係機関と保護者が綿密に連携し協働することで、本人が入院による治療を受け入れ、自死を回避することができた。入院により、本人が安心した環境で睡眠や食事をとることを経験し、本人及び家族にとって、今後のお互い関係性を見直していくきっかけともなった。現在も治療およびスクールカウンセラーとの約束の設定、保護者との連携などリスク回避の体制を継続している。

大阪市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スーパーバイザーを活用し、対象者別に月2回実施した。
- ・学校への支援について共通理解を図ったり、事例検討や情報交換を行った。
- ・行政説明や通知等を伝達した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各区配置のSSWが担当校を訪問し、管理職や生活指導担当者等に説明した。
- ・学校からの要望に応じて、SSWが校内研修会を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・区役所へ配置したり、生活指導上の課題を顕著に抱えている学校に配置するなど、事業の内容・目的に応じた配置形態や方法を検討のうえ、配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・様々な課題に対して適切なアセスメント及び支援計画の作成ができる人材や多岐にわたる支援要請に応えられる人材の確保及び育成が課題である。
- ・一定経験を積んだ即戦力になる人材の確保が困難であることが原因である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・経験者や有資格者を多く確保できるよう、いくつかの勤務条件（勤務日数、報酬月額等）を設定した。
- ・見識や力量を高められるよう研修会を充実させた。
- ・スクリーニング会議によるアセスメントやプランニングの利点について学校と共有する中で、必要に応じてスーパーバイザーによる個別スーパービジョンを活用した。

③成果

- ・SSWの採用枠を増やし、SSWを増員させることができた。
- ・チーム学校の一員として学校が抱える課題や問題への支援数が増加した。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童数 321 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（週 3 回 / 1日 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

4月に学校への行き渋りや給食拒否等の理由により、欠席しがちとなった。そこで、校門まで登校をして教室には入らずに下校したり、昼食を別室で食べたりする等の対応を担当が中心となって行っていた。6月末に保護者が対応に対する不満を学校長へ申し出たため、管理職より相談を受けた。

②学校内での方針の検討

当該児童・保護者の思いや状況を聞いたり、対応の意図を伝えたりする必要があることから面談を行うこととした。当該児童は同席できなかったが、保護者の不安感を聞き取ることができた。保護者と学校の意向もあり、継続してSSWも関わっていくこととなった。

SCとも連携し、「好きなこと、得意なことや教科に目を向ける。」「自分のペースで学習できる別室や時間を設定する。」「雑談等を通じて当該児童の気持ちを聞き取る」ことを目標とした。

③支援の実施

当該児童と1時間程度、教員以外の職員とともに学校で話をする日を設定し、ゲームや遊びをとおして人間関係を築いた。面談では、生活リズムの維持、家での勉強や手伝い等、学校以外での過ごし方やできそうなこと、挑戦してみたいことなどを聞き、取り組み方を一緒に考え、保護者や学校と共有した。また、進捗状況を確認し、必要に応じて目標や取り組み方の修正等を一緒に考えた。

④経過観察

登校日数や時間を限定したことで安心感をもてたようで、校門までの登校に対して渋ったり、泣いたりすることなく、登校できるようになった。当初、面談時に保護者の同席を求めていたが、徐々に保護者がいなくても別室で過ごせるようになった。担任と日常会話をする時間が増え、放課後登校や夏休み中の登校などができ、担任と課題や調べ学習を行えるようになった。

(3) 成果

校門までの登校から教室への登校ができるようになり、徐々に教室で過ごす時間を増やすことができた。管理職以外の教職員と話ができる機会が増え、他の児童に関する相談を受けることが増えた。

S S W が関わったことにより児童6名が登校できるようになったり、改善の傾向にある。継続して関わっている児童3名はS C や区の子育て支援室と連携している。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童数 167 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式) 配置方法 (常駐 ・ 1 日 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

トイレで盗撮されたかもしれず、学校へ行きたくないと当該児童が言っているので確認してもらいたいという相談を保護者が管理職へしたこと、学校はいじめと認知し、教職員で情報を共有した。

②学校内での方針の検討

まず、「校内いじめ防止委員会」において、対応の検討を行った。調査として、当該児童への聞き取り、トイレを共有する学年を対象としたアンケート等を実施した。対応として、当該児童、保護者の要望や意見等を尊重し、心のケア及び学習支援を行いつつ、加害児童への指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うこととした。

③支援の実施

当該児童が「職員トイレを使用する」ということを全教職員で情報共有し、当該児童が安心してトイレを使用できるようにした。また、心理的支援の1つとしてS C との面談を定期的実施しながら、加害児童との距離を保つことができるよう学校生活を見直した。

④経過観察

保護者も含めた担任との定期的な面談で状況を把握し、具体的な支援について話し合った結果、当該児童が不安を感じたときはすぐに担任へ相談できるようになった。

(3) 成果

当該児童と加害児童との不適切な関わりがなくなった。

S S W が関わった13件のうち、3件が解消、改善の傾向にあり、継続して関わっている件数は10件である。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (義務教育学校)

②児童生徒数 797 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式) 配置方法 (常駐 ・ 1 日 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

幼少時から複雑な家庭背景を持つひとり親家庭の生徒で、S S Wが配置されてすぐに課題の大きい生徒として情報共有が行われていた。ある時期から当該生徒が朝に自宅を出ても登校せず行方不明になることが頻発し、その都度、教員や保護者が捜索する状況が続いていた。担任が保護者とやり取りを続け関係性を築いていく中で、しつと称して当該生徒に対して暴力を行っていることが判明した。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を実施し、児童相談所、区役所への通告を最優先とし、状況をどう伝えるか、経緯と要点の整理を行うこととした。当該生徒だけではなく、保護者の困り感も十分に理解できていたことから、校内で役割分担を行いながら当該生徒、保護者それぞれに寄り添った支援を行うこととなった。

③支援の実施

担任、特別支援担当者が当該生徒への声かけ、保護者への報告等を密に行った。また、学年教員は当該生徒への対応について情報を共有し、当該生徒が学校生活を安心して過ごせるよう別室（サポートルーム）の利用につなげた。生徒指導主事とS S Wは関係諸機関や教員との連携や連絡調整等を行った。

④経過観察

当該生徒は保護者との良好な関わり方や自身のペースで過ごせる別室（サポートルーム）の利用等により、朝に家を出て行方不明となることがなくなった。遅刻はあるが、必ず学校に登校することで生活リズムも安定し保護者の負担が軽減されるなど、当該生徒や家庭にとってより良い状況となった。

(3) 成果

虐待が解消されたことで、児童相談所の継続指導は規定どおり終了した。当該生徒も登校を続け、学校の取組みにも参加できるようになりつつあった。

S S Wが関わった12件のうち、3件が解決し、2件が好転し、6件が継続して関わっている。（転出1件）

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童数 266 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ） 配置方法（ 週 3 回 / 1日 6 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は、学習面や友だちとのコミュニケーション力に課題があったので、担任は日頃から特別支援担当者と連携していた。もともと行き渋りはあったが、両親の離婚により欠席が増えた。離婚後、保護者は生活状況や精神面が不安定となり、管理職より相談を受けた。

②学校内での方針の検討

担任、特別支援担当者から登校状況、学習面、家庭状況等を聞き取り、福祉支援が必要であると判断し、保護者と面談を行うこととした。離婚後、兄の病気が悪化し、高校に登校できておらず、保護者の不在時には当該児童が兄の対応を行うこともあった。保護者は当該児童を学校へ送迎しなければならず、パート勤務であったため収入が少なかった。また、離婚に伴う転居により家賃等の支出が増えたので、まずは家庭内の状況を整えることを最優先とした。

③支援の実施

担任と家庭訪問し、当該児童との人間関係を築きつつ、当該児童の安心につなげるために保護者への支援を行った。保護者には住居への不満があったため、市営住宅の窓口や区役所の生活自立相談支援窓口、生活保護の窓口とつなぎ、保護受給の可否等の相談へ行くよう助言した。

④経過観察

担任との家庭訪問や個別家庭訪問を続けた結果、当該児童と会話ができるようになり、担任や特別支援担当者との日記によるやり取りも定着するようになった。

(3) 成果

転居や生活保護受給によって保護者が精神的に安定し、保護者の在宅時間が増えた。その結果、当該児童が兄の病気対応をすることが減り、兄とともに精神的に落ち着いた。

S S Wが関わった家庭環境の問題を含む貧困に関する相談件数5件のうち、2件は家庭状況が改善し、残り3件もS Cや区と連携し、継続支援中である。

<発達>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童数 436 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式) 配置方法 (週 4 回 / 1 日 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

年長時に自閉症スペクトラム症、ADHDと診断され、幼少期からアトピー性皮膚炎も罹患していた。飲み薬と塗り薬を処方されていたが、当該児童は服用や塗布を拒み、怒ることもあったので、保護者はそれ以上促すことをしなかった。コロナ禍で登校日や登校時間が不規則となったことから、精神的に不安定になり、苛立つことが多くなった。ゲームへの依存が高くなったため、生活リズムが夜型へと変わり、小学5年から不登校となった。

家庭ではゲームをめぐってのトラブルが増え、保護者がゲーム機を取りあげると突飛ばすこともあった。保護者がゲーム機を取りあげたことに激高し、マンション8階のベランダから出て飛び降りようとした。保護者だけでは制止できなかったため、学校に架電すると教師2名が駆け付け、当該児童をなだめ落ち着かせた。保護者の精神的疲労を心配した学校から相談があり、保護者とつながった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議にて、学校が当該児童にとって楽しい場所になるよう「登校できた日は必ず大好きなドッジボールをする」「クラス内で自然に受け入れられる雰囲気をつくる」「座席を教卓の前にすることによって困り感があればすぐに対応できるようにする」「欠席時も連絡を取って放課後登校を呼びかける」「毎月の目標を担任と検討する」という方針を立てた。また、保護者との面談をとおして、成育歴や現状、保護者の要望等を確認したところ、当該児童がプログラミングに興味があることが分かり、支援先を関係教職員とともに検討した。

③支援の実施

学校での行動観察及び担任との情報共有、登校支援、利用している相談支援事業や放課後デイサービスとの連携、W I S C受検の提案を行った。

④経過観察

放課後デイサービスに通っていたが、他の利用者を幼く感じるようになり、行き渋るようになった。そこで、当該児童が得意とするプログラミングができる放課後デイサービスを案内したところ、休むことなく利用できるようになった。

訪問看護を週1回利用し始め、看護師から薬の服用や塗布について教えてもらい、どちらもできるようになった。保護者と子どもとが看護師との人間関係が良好で、保護者も子育てについて相談ができるようになった。

学校では担任が上手に学級経営をすすめていたこともあり、遅刻をして登校しても教室へ入って過ごすことができ、得意のドッジボールをする姿も見られた。

11月から2月まで登校支援を行ったところ、寝ていて登校できないときもあったが、話をすることはできた。

区のペアトレーニング講座の先生との親子面談の機会を設けたところ、保護者と子どもとが先生を信頼し、アドバイスを実践するようになった。

(3) 成果

12時までには就寝し、毎日登校できるようになった。パニックを起こすこともあるが、当該児童の自己理解が少しずつ進み、保護者も当該児童への対応方法に余裕が見られるようになった。

S S Wが関わった3件のうち、改善(解消)は本件のみで、残り2件の児童は卒業となったが継続支援となっている。

堺市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○SSW 研修会（年間１２回開催）

テーマ研修及び各 SSW からの活動状況報告や、SV への個別相談。また、堺市の現状や課題について、指導主事からの説明を行っている。

○GSV（グループ・スーパー・ビジョン）（年間１２回開催）

SSW 活動に必要なアセスメントとプランニングの力をつけることを目的とした研修。毎回、SSW が輪番でケースを提示し、全員で共有し、様々な見解や視点を出し合い、実践力を高めている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

拠点校において、SSW が教職員にむけた研修を行っている。また、年度当初に同区内の学校に挨拶等にまわり、積極的な活用を呼び掛けている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

９名を区担当（拠点型）として、９小学校に配置。各区との連携を図るために週に半日を２回区役所で勤務している。各区に１名を基本配置とし、区や学校の状況を考慮し、複数配置している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

SSW の活用に応じた課題は人材の不足である。令和５年度も含めこれまで、募集定員を満たしていない状態である。その原因の一つとして、全国的に問題行動等が深刻化し SSW の需要が高まる中、人材が不足している現状や、本市の勤務条件等が関係していることが考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

人材確保のため、ハローワークでの求人の掲載や近隣の社会福祉士・精神保健福祉士養成大学等に募集についての周知を行っている。また、他市との掛け持ちをしやすいう、週４日勤務に加え、週２日及び週３日勤務も募集している。

③成果

専門性や経験等を考慮すると採用まで至らないこともあるが、応募は継続的にある。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 ８７８名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式）

配置方法（常駐 ・ 年５２週/週４回/１回あたり７．５時間）

（２）対応内容

①課題の発見

当該校からの派遣依頼により把握した。以前から行き渋りがある児童で、保護者自身、本児への対応などに困り感をもっている。保護者の子育て不安を聞いてくれる人などが必要であり、保護者も SSW と繋がりたいと希望があった。

②学校内での方針の検討

当初は、当該児童が安心して学校に通えるような居場所づくりを一緒について協議を行った。しかし、SSW が関わる中で、登校を目標とするよりも当該児童への理解を深め、家庭をはじめとする環境の整理などが必要であるという方針に移行していった。

③支援の実施

- ・学校内でこの家庭等についての情報収集、情報共有を行う。
- ・SSW と教員が保護者との面談を行う。また、SSW と当該児童が関係構築をする。
- ・関わっている関係機関や支援者の情報収集、整理を行う。
- ・ケース会議を開催し、支援の方針を協議し、共有する。

④経過観察

- ・行き渋りの原因が、当該児童の特性だけではなく、保護者の関わりなどの環境的な要因もあるということが明らかになる。
- ・保護者自身の困難さとその背景が明らかになる。
- ・関わっている関係機関と連携し、支援の方向性を共有し、明確化する。

（３）成果

支援を継続的に行うことで、SSW 及び教員と母子との関係が構築できた。その結果、病院への受診などにつながった。支援前は母子ともに SOS を出すのが苦手であり、自分の思いをどのように表現すればよいかに悩んでいたが、本ケースを通して、支援を受け、事態が好転する経験ができた。成果について、定期的に支援者間で確認しながら、母子を理解し、母子のペースに合わせ、焦らず、継続的に支援することができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 630名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 52週/週4回 / 1回あたり 7.5時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒が1学期に校区内で小学生に抱き着く等の事案があった。学校から保護者へ伝えるが、当該生徒の発達特性等を理由に、支援への協力が得られなかった。同様の事案が繰り返すのではないのかを懸念した学校から派遣依頼があり、把握した。
- ・その後、当該生徒が同校生徒に対して自転車で自宅まで付きまとう事案が発生した。事案後、当該生徒は一時保護となる。学校は同時にいじめ事案として認知する。

②学校内での方針の検討

- ・いじめ対策委員会を実施し、組織的な対応を行う。
- ・SCの活用等、被害生徒が安心して登校できる環境作りを行う。
- ・関係機関と連携し、当該生徒への支援を行う。

③支援の実施

- ・子ども相談所・計画相談員・当該生徒保護者と面談し、今後の学校生活について検討する。子ども相談所と連携し、一時保護中の当該生徒と当該生徒保護者の面談に同席し、被害生徒への思いなどを確認する。

④経過観察

- ・当該生徒は一時保護解除後は福祉サービスと保護者の見守りの元で生活する。
- ・当該生徒は性加害プログラムを受講する。
- ・一時保護解除後に入試を受け、進路が決定する。

(3) 成果

- ・学校が早期の段階で当該生徒の課題を把握し、SSWが早期介入することが出来たことで、関係機関を含めた組織で継続的な支援をすることができた。またいじめ認知を学校が早期に行うことが出来た。
- ・保護者の同意を得て、当該生徒の進路先と入学前のカンファレンスを行い情報共有することが出来た。

<虐待・貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 574名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年52週/週4回/1回あたり7.5時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校からの派遣依頼により事案を把握した。欠席が多く、地域住民の方が、毎朝登校支援をしてくれている。学校では、教室から飛び出すことがある。学習に使用する物が揃わない、購入してもらえないという状

況であり、同じ服を数日着ていたり、サイズアウトの服を着ていたりする状態でもあった。長期休みに限らず学校のない日は、昼食が用意されていないため、食事を摂れていない日も多い。ガスも止まっている様子であった。

保護者は、学校からの連絡には、ほぼ出ない状況で、学校としても保護者との関係が切れること、当該児童が保護者から叱られることを危惧し、持ち物のことなどを強く伝えられない状況であった。

②学校内での方針の検討

- ・物が揃わないため、本人と担任と一緒に帰宅し、家庭環境を確認する。
- ・保護者が頼れる支援者を増やし、家庭の安定に繋がるようにする。
- ・本人の情報は都度、関係機関に報告し、危険な状況になる手前で、関係機関が介入できるようにする。

③支援の実施

- ・担任は、本人と放課後一緒に机の中を整理したり、一緒に帰宅しながら、家庭環境を確認する。
- ・担任がクールダウンカードを作るなど、個別の支援について検討、実施する。
- ・通級指導にて、きめ細かな学習支援を行う。
- ・体操服、給食袋の洗濯は、学校で行い、その他学習に使用する物については地域住民の方が準備する。
- ・SSW は、支援してくれる地域住民と共に、週に1度程度、一緒に登校支援をする。
- ・定期的にケースカンファレンスを開催する。

④経過観察

- ・支援を継続する中で、当該児童とSSWが徐々に関係構築でき、その結果、当該児童はSSWに家庭での悩み事を相談するようになったりする。そこで得た情報は管理職と共有され、関係機関にも報告する。放課後、地域住民の方の家の前で友達と遊ぶことも多く、自治会館で宿題を見ることも開始される。
- ・学校では、徐々に座って授業に参加できる時間も長くなる。
- ・工作や絵を描くことが得意で、作品を展示することにより自己肯定感が上がる。
- ・友達とのトラブルも減り、徐々に他者との関係を構築できる。

(3) 成果

- ・本人の欠席が減り、ほぼ毎日登校できるようになる。学校でも落ち着いて行動できるようになる。
- ・教員が、家庭背景を知って当該児童のことをまずは受容し、学校は安心して過ごせる場所と認識するように努められ、できることを増やすように支援されるようになった。

神戸市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- SSWの資質向上及び関係部局等との情報交換を目的とし、年間を通じて計9回実施した。
- 生徒指導に係る教育委員会事務局担当課の事業内容や他の関係部局の事業について情報共有するとともに、SSWが対応した事案について事例検討を行い、支援方法等について意見交換した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 令和4年2月、スクールソーシャルワーカーの積極的・効果的な活用を目的に、「スクールソーシャルワーカー活用マニュアル」を作成し、全学校園に発出するとともに、生徒指導に係る研修会や連絡協議会等で周知した。
- 生徒指導に係る研修会や連絡協議会にSSWが積極的に参加し、学校園と直接情報共有する機会を確保するとともに、SSWを積極的・効果的に活用するよう周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 担当区（エリア）内の学校園を巡回又は指導を行うとともに、校園長の要請に応じて学校園を訪問し支援に当たる「拠点校配置のスクールソーシャルワーカー」を市内に15ある拠点校に1名ずつ配置した。
- 支援を必要とする児童生徒及び保護者に対して、直接支援に当たる「アウトリーチ型スクールソーシャルワーカー」を市内6中学校校区に2名配置した。
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会事務局に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を行った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童生徒が抱える問題が多様化・複雑化しており、SSWが対応に苦慮するケースが増加している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・生徒指導に係る関係機関と情報共有を図り、組織的な関係を構築するとともに、精神科医やスクールカウンセラースーパーバイザー等の講師を招いて研修を実施するなど、SSWの資質向上に取り組んだ。

③成果

- ・関係機関と連携して対応することで、学校やSSWだけでは対応が困難なケースも好転に向かうことができた。また、専門家を招いた研修を実施することで、SSW全体の資質が向上し、効果的な支援につなげることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 273 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 33 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ S S Wが以前から本生徒の弟の支援を行っており、弟との関係が本生徒の不登校の要因になっている可能性を中学校に示唆し、対応することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ ケース会議を実施。本生徒の不登校と弟を中心とした家族関係に着目して情報収集することを確認。これまで通り家庭訪問や電話連絡を続け、家庭との連携を密にする中で、進路も踏まえて本生徒の思いを引き出していくこととした。

③支援の実施

- ・ 弟が在籍する小学校、兄弟ともに通う病院と連携し、病院にて兄弟の主治医、小学校、中学校、S S W、母親とでケース会議を実施。母親と面談を行い、母親の兄弟への思いや困り感を聴き取った。進路についての金銭的な相談にも応じ、進学について利用できる支援策について母親に伝えた。

④経過観察

- ・ ケース会議の結果、共依存関係の兄弟を別々の環境におく方針となり、本生徒は入院することとなった。その後、ケース会議の方針、本生徒の希望、母親の思いを鑑みて、全寮制のフリースクールを見学。入院中であつたが、卒業式は個別で参加することができ、退院後、全寮制のフリースクールの体験を経て、正式に入学が決定した。

（３）成果

- ・ 小学校や病院と連携することで、本生徒の不登校の問題を、家庭全体の問題として支援することができた。結果、本生徒と母親の思いに寄り添うことができ、本生徒や母親の意向に沿った進路指導を行うことができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類（ 小学校 ）

②児童生徒数 411 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 33 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 本児童の保護者から学校に、本児童が関係児童から心身に重大な被害を受けた旨の訴えがあり、対応することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・本件について警察と連携することを確認。また、教育委員会と連携し、いじめ重大事態として対応するとともに、本児童の心のケア及び関係児童の対応について、ＳＣ・ＳＳＷと連携して対応することとした。

③支援の実施

- ・本児童が安心して登校できることを最優先とし、本児童及び保護者の意向を丁寧に確認するとともに、ＳＣによるカウンセリングを提案。また、関係児童が児童養護施設に入所していたため、ＳＳＷが施設との連絡調整を実施。その後、関係児童への聴き取り及び今後の関係児童の動向について、学校と施設が連携して対応した。

④経過観察

- ・本児童は登校することができ、学校はＳＣのカウンセリングなど、本児童の見守りを継続。関係児童は、施設の措置により、別施設に異動したため、転校することとなったが、学校は施設との情報共有を継続して実施した。

(3) 成果

- ・ＳＣとＳＳＷが「チーム学校」として、それぞれの役割を果たすことができた。特に、日頃から各関係機関とつながっているＳＳＷが、施設との連絡調整を行ったことで、学校と施設との連携を円滑に行うことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 806 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 33 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・他都市から移管してきた虐待事案であったため、区のこども家庭支援室から学校に、本児童の見守り依頼があり、対応することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷとこども家庭支援室、学校とでケース会議を実施。保護者が精神疾患で、祖父母が本児童の養育の主な担い手であったため、祖父母のフォローも必要であったことから、こども家庭支援室が保護者対応を、学校は祖父母と本児童の見守りを担うこととした。また、ＳＳＷは学校と一緒に本家庭の見守り体制を考え、子ども家庭支援室と情報共有を行うこととした。

③支援の実施

- ・学校では、担任が本児童の様子を丁寧に観察し、積極的に声掛けを行うとともに、ＳＣが祖母と本児童のカウンセリングを実施した。また、こども家庭支援室が保護者から聴き取りを実施した。支援を続ける中で、祖母や保護者から経済的な不安や養育に対する不安が見られたため、ＳＳＷから就学援助や放課

後等デイサービスなどの利用を提案した。

④経過観察

- ・本児童から新たな訴えはなく、学校生活も特に問題なく過ごすことができた。保護者には自殺企図や病状悪化などが見られたが、その都度ＳＳＷとこども家庭支援室、学校で情報共有し、本家庭に対する支援を続けた。

(3) 成果

- ・ＳＳＷとＳＣが「チーム学校」として一緒に対応を考えることで、病状が悪化している保護者に対して適切に対応することができた。また、学校とこども家庭支援室が情報共有を密にすることで、本家庭の不安を軽減することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（特別支援学校）

②児童生徒数 114 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 33 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本生徒から担任に母親の借金について相談があり、対応することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議を実施。学校は本生徒に寄り添い、本生徒の思いや困り感を聴き取るとともに、本生徒の登校にあたり必要な支援を行うこととした。また、ＳＳＷは区の生活支援課と連携するとともに、母親に対して直接支援を行っていくこととした。

③支援の実施

- ・ＳＳＷの依頼により、生活支援課が本生徒宅を訪問したが、母親から借金の話は出なかったため、本生徒の同意を得て、生徒指導係、ＳＳＷ、母親とで面談を実施。複数の借金があることが判明したため、母親に同行し、弁護士事務所による無料相談を受けた。また、本生徒は子ども食堂から食支援を受けることとなった。

④経過観察

- ・本生徒は、こども食堂の食イベントの運営を手伝うなど、校内外で意欲的に活動するようになった。また、母親は生活困窮自立支援制度を受け、借金の目途が立ち、学校諸費の滞納もなくなった。

(3) 成果

- ・学校だけでは支援が難しいケースであったが、福祉の専門性を有するＳＳＷが直接支援することで、目まぐるしい好転に至った。また、本生徒が食支援を通じて、地域との関わりが深くなり、地域の見守りの中で生活できるようになった

岡山市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・年13回研修会を行った。事例検討や各関係機関についての見学や研修、連携について実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・活動の目的や業務内容を記載、学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者連絡協議会等で周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

③福祉との連携による配置上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を担う子ども相談主事を、本市の「子ども家庭総合支援拠点」である6福祉事務所内の地域こども相談センターに配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携を強化している。
- ・学校現場への理解かつソーシャルワーク機能を合わせ持つことにより、適切な相談や支援が可能となるよう、教員経験者や社会福祉士を子ども相談主事として採用している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童虐待等の対応の仕方などについて管理職を含め全教職員に徹底していくことが課題である。
- ・SSWの関わり方についての質的な向上が課題であり、福祉等の専門家からの助言を受けるなど場の設定をすることが課題である。

②課題解決に向けた取組内容

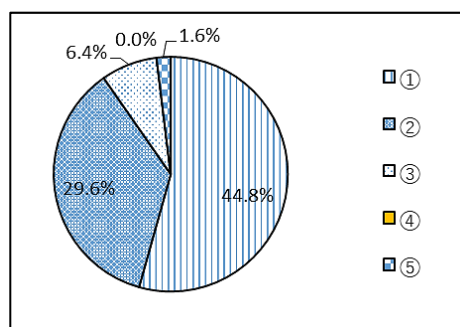
- ・年度当初に、学校の担当者への必修研修を実施したり、岡山市子ども相談主事へのスクリーニングや事例検討における専門性の向上を図ったりする研修会の企画・実施

③成果

- ・令和5年度岡山市スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）活動報告より
（学校から集めたアンケート）

子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果				
	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	32	24	56	44.8%
②まあまあ効果があった。	24	13	37	29.6%
③あまり効果がなかった。	8	0	8	6.4%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	1	1	2	1.6%

アンケート回答数				
小学校	回答数	87	/87	100.0%
中学校 義務教育学校含む	回答数	38	/38	100.0%
全体	回答数	125	/125	100.0%



○長期に不登校だった児童とその保護者について、家庭の情報や関わり方、また支援方法を一緒に検討して、その後ほとんど毎日登校できるようになった。

○授業の様子を観察する中で、児童のつまずきに気づいてくださり、管理職への報告があったので、ケース会を開き、その児童の支援について話し合うことができた。

○子ども相談主事が得ている情報と学校が把握している情報を共有することで、家庭環境の変化等の学校が得ることが難しい情報を把握することができ、早期対応や早期解決に結びつけることができた。

○虐待やネグレクト等の家庭に大きな課題があり、指導が非常に困難なケースにおいて、情報を共有することで学校が見とれていない部分が把握できた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 9 1 6 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 1 0 週/週 1 回/1回あたり 4 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

・学校勤務の折り、要対協登録児童ではなかったが、最近2か月近く不登校になっている児童について、何かよい手立てはないかと相談があった。

②学校内での方針の検討

・対象児童は、不登校になり平日の日中は登校できない状況だったが、週1回程度の放課後登校をしており担任との関係も良好なようだった。校内で、重症化しないうちに「関係機関に相談しよう」ということで子ども相談主事に話が合った。

③支援の実施

・子ども相談主事も、本児の不登校はまだ重症化前で回復の見込みがあると判断した。放課後登校できている点を重視し、できていること(放課後登校)を根気よく続け、しっかりプラスの評価をすること。また、本人が望むまで、放課後登校の回数を増やしたり登校したりするよう促さないことを続けてもらうようにアドバイスした。

④経過観察

・月1回の学校勤務の折り状況を聞いていたが、家庭にも旨を伝え週1回の放課後登校を続けていたが、3か月目に入って、朝から登校を再開した。本人から「今日から学校に来る。」と声が聞けた。

（3）成果

・重症化する前に学校としての対応ができていたこと、対象児童の状況の見立てが、ある程度うまくいったことなどで、児童の中に「登校しよう」という意欲が蓄積するのを待てたことが、登校再開につながったと感じた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 902 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 10 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・対象の兄妹はADHDの診断を受けており、幼少期から母は子どもたちの気持ちや言動を受け入れることが難しく、暴言暴力で対処していた。兄妹の喧嘩も頻繁にあり、父の協力を得られず、母は対処に困り手を出して解決していた。小学校時に母からのSOSもあり、子ども相談主事が関わってきた。
- ・小学校からの申し送り事項を熟慮し、中学校から兄らの生活の様子や懇談等の内容を子ども相談主事へ報告した。

②学校内での方針の検討

- ・兄からの聞き取り。母との面談。
- ・子ども相談主事との情報共有。

③支援の実施

- ・子ども相談主事の定期的な兄との面談。
- ・子ども相談主事の家庭訪問での母・父（時には兄を交えて）との面談

④経過観察

- ・担任から兄への聞き取り。
- ・子ども相談主事との情報共有。

(3) 成果

- ・子ども相談主事が兄と母の気持ちを受容共感的に受け止め、支援していくことで母子関係が改善した。

広島市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 県外の大学教授を招聘した全体研修を年2回実施した。
 - ・ 日時：9月5日（火） 内容：児童相談所との連携の在り方
 - ・ 日時：1月22日（月） 内容：ヤングケアラーケースへの支援の現状
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザー及び指導主事による新規採用者研修を月2回、全体研修を月1回実施した。
 - ・ 内容：スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討
本市スクールソーシャルワーカーの活動についての課題の検討、評価及び検証 等

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- スクールソーシャルワーカーを紹介するチラシを学校や各機関等に配付した。
- 管理職や生徒指導主事、教育相談・支援主任、養護教諭等を対象とした研修会等の場を活用し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法、具体的な実践事例等を説明した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から実態を考慮し、スクールソーシャルワーカーを配置する。近隣の中学校区と合わせて、4～5中学校区程度を担当するようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- 公募しても応募自体が少なく、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。

＜課題の原因＞

- 社会、経済情勢の変化等に伴うSSW業務の負担が増大している。
- 採用水準を満たす人材を選考するほどの応募がない。
- 他都市と比較して報酬が低い。

②課題解決に向けた取組内容

- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる系統的な研修を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。
- スクールソーシャルワーカーの増員に取り組む。
- スクールソーシャルワーカーの待遇の改善を図る。

③成果

- スクールソーシャルワーカーが関わった942件のうち651件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/月 1・2 回/1回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- 他県から当該学校へ対応児童の転入が通知される。当該児童の母の連絡から、本児は転入前の小学校では不登校であり、民間のフリースクールを利用していたことを学校は把握する。

②学校内での方針の検討

- S S Wがこういった形で介入ができるかを校長、S S Wで協議する。登校が出来る状態なのか、本児の特性はどういったところにあるのか、転入前はこういった支援を受けていたか、今後こういった福祉サービスや支援を受けることが適当なのか、といったことを明らかにした後に学校での支援体制を組む。

③支援の実施

- 市内、市近郊のフリースクールの情報、学習面で補填ができるような施設や制度についての情報を整理して、母からのニーズがあれば提供できるようにする。
- 本児の登校の回数や方法を学校と母で話しあい、放課後等デイサービスの利用と週2日程度、給食は除いた数時間の登校を試験的に始める。
- 本児の負担が大きくなりすぎないように、学校と家庭が相談しながら徐々に登校時間を増やし、給食の喫食、交流級へ行くことなどを試していく。

④経過観察

- S S Wは1カ月に一回程度、面談や電話を利用して母にヒアリングをする機会を設け、現状の把握や不安の解消に努める。
- 利用している放課後等デイサービスと情報共有し、養育的な課題やアドバイスを受ける。
- 学校での課題も放課後等デイサービスと共有し、困りごとにアプローチする養育をお願いする。

(3) 成果

- 担任の受容的な対応や、本児が年長者として他児から頼られる環境などから、本児の登校の意欲や行事に参加したいという思いが生まれ、毎日、全時間の登校が可能になった。
- 放課後一緒に遊ぶ友人を作ることが出来た。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ○ 中学校 ○ 義務教育学校 ○ 高等学校 ○ 中等教育学校 ○ 特別支援学校)

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ○ 拠点校方式 ○ 派遣方式 ○ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ○ 年 5 週/週 5 回/1回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- 母は、本児の発達特性について、本児が幼少期の頃からこども家庭センターの家庭相談員に相談しており、定期的に家庭相談員が関わっていた。
- 本児が野外活動に参加した際、他の児童とトラブルになったことが原因で登校の行きしぶりがあったため、母が、家庭相談員や民生委員へトラブル時の対応について担任への不信感を相談する。
- 家庭相談員が、母の困り感が強かったためS S Wを紹介し、S S Wが学校へ状況を確認したところ、野外活動でのいじめがあったことを把握する。

②学校内での方針の検討

- 母は、担任への不信感が強い(対応してもらえなかったと思っている)ため、校内ケース会議を開き、支援の役割分担をし、学年主任と生徒指導主事を中心に対応することを決定する。また、家庭相談員、民生委員、S C、S S Wが、母に寄り添い、助言することとなる。

③支援の実施

- 学校は、いじめの状況把握と解決のために校内体制を整える。
- 本児が、円形脱毛症がみられるほど学校に対する拒否感が強かったため、学校以外で本児が居場所となる一時的な場所について検討し、S S W、午前中の不登校枠で受け入れてくれる放課後等デイサービスを紹介する。並行してリモートで参加できる県教育委員会のフリースクールを紹介する。
- 母が、学校の対応に対する不信感が強く、また、発達特性がある本児への関わり方について、困り感が大きかったため、家庭相談員やSCなど様々な関係者が母に寄り添い話を聞く。

④経過観察

- 本児が、放課後等デイサービスの利用が安定し、他者との関わりがもてるようになったため、午前中の

放課後等デイサービスを利用した後、デイサービスの送迎で給食を食べに登校することを実施する。

- 本児が、学校にいる時間を延ばし、担任以外の先生が個別で学習支援を行い、不登校支援の別室「ふれあいひろば」を利用している児童との関わりを作る。

(3) 成果

- 年度末には登校できる日が増えた。年度が変わると最高学年になり、中学校に向けて「頑張りたい」という思いから、朝から教室で過ごすことができている。母も、本児が安定した学校生活が送れることで、学校に対する不信感は減っていった。

<虐待>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ○ 中学校 ○ 義務教育学校 ○ 高等学校 ○ 中等教育学校 ○ 特別支援学校)

② 児童生徒数 700 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ○ 拠点校方式 ○ 派遣方式 ○ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ○ 年 週/月 1 回/1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

- 本児が思春期になり、親子間で意見も違うようになり親子トラブルが多発する。母より子育ての困りごと、家庭内で暴言暴力があることを学校・SSWに伝えられ発見する。

② 学校内での方針の検討

- 関係機関と連携を図り親子を支援していく方針を立てる。

③ 支援の実施

- 親子間でトラブルが多く意見も違う為、親子を分離し、福祉・医療機関等と連携し、それぞれ対応する。福祉では、福祉サービスも導入し、家以外の本児の居場所作りも行った。医療機関は、訪問介護を実施し、親子の思いを受け止め対応する。

④ 経過観察

- ケース会議を行い、関係機関と情報共有を密にし、定期的に支援の方向性を確認し役割分担を行う。

(3) 成果

- 親子の思いを理解してくれる支援者が増えたことにより、家庭内でも暴言が少なくなり、親子のいい距離感を保てるようになる。母は、本児の自立を強く望まれるようになり、前を向くようになる。また、関係機関との連携により、本児の進路についても保証出来た。

<貧困>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ○ 中学校 ○ 義務教育学校 ○ 高等学校 ○ 中等教育学校 ○ 特別支援学校)

② 児童生徒数 400 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ○ 拠点校方式 ○ 派遣方式 ○ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ○ 年 週/月 2 回/1回あたり 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

- 次の理由で、SSWの派遣要請が上がり、SSWが対応したことによって把握する。
 - ・ 本児の多動性・学習困難により授業に集中できない。
 - ・ 多子世帯。母親の子どもたちへの言動が非常に乱暴である。
 - ・ 本児の家内の金銭持ち出しや万引き事件が起きた。

②学校内での方針の検討

- 本児の特性を理解するために医療機関につなぐ。
- 母親・学校・SSWの会議を折々に丁寧に行い、母親を労い、チームとしての支援力を上げていく。

③支援の実施

- 定期的に母親・学校・SSWの会議を行い、母親を根気よく労う。
- 医療機関で受診し、本児の特性の理解をし、支援に繋げる。
- 児童相談所・区のこども家庭センターへの情報提供を行い、支援の輪の強化を図る。
- 基幹相談支援センターへ繋ぎ、放課後デイサービス利用を目指す。

④経過観察

- 支援中に起きた、家内金銭持ち出し・万引きのたびに会議を持ち、その後の支援方針を確認する。
- 祖母（母親の実母）が仕事を退職し、同居を開始し、子どもたちのサポートを受け持つ。
- 母親の家事負担が減ったが、母親は仕事を短縮し、さらに子どもたちに懸命に向き合う。
- 学校は折々に母親・SSWとの会議を持ち、子どもたちと母親の気持ちに寄り添う。

（３）成果

- 母親の心の安定と経済的安定を図りつつ、子どもたちの特性を知り、学校・家庭・SSWが同じ目的を目指して、焦らず、着々とプランを進めた結果、本児宅の生活保護を解除するに至る。
新しい健康保険証で子どもたちの受診が出来たことを、母親は心から喜んでいた。

<家庭環境の問題>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ○ 中学校 ○ 義務教育学校 ○ 高等学校 ○ 中等教育学校 ○ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ○ 拠点校方式 ○ 派遣方式 ○ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ○ 年 週/2か月に 1 回/1回あたり 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- 学校が、本児の話を聞いて、ネグレクトの疑いがあると感じる。

②学校内での方針の検討

- 関係機関の情報を収集してケース会議を行い、学校が、母親に確認を取った上で、SSWが、母親との関係性を築き、関係機関につなぐという方針を立てる。

③支援の実施

- 学校、児童相談所が、本児を支援する。
- こども家庭センター、SSWが、母親に家庭への支援の話や子ども達の居場所等を提案する。

④経過観察

- 様々な関係機関が、母親が話を受け入れない中でも、アプローチし続ける。

（３）成果

- 様々な関係機関がアプローチした事によって、母親の思いに変化があり、仕事の合間に自宅に帰ったり、祖母の力を借りる事ができるようになる。
- 本児の姉、妹が、祖母宅で過ごす事もあり、本児と母親だけの時間が作れるようになる。

北九州市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

＜職場内研修＞

全SSW、新規採用者、経験年数に応じた内容で実践に必要な知識、技術を高めることを目的として講義、グループワーク、事例検討会等を実施。毎月2時間程度。

＜職場外研修＞

福岡県SSW協会の研修：新任者研修（4月）、コンサルテーションスキルの向上（9月）、SSWの中高連携（10月）、韓国から学ぶ学校ソーシャルワーク実践（1月）
北九州市子ども家庭局青少年課研修：ユースアドバイザー養成講習会（7月）
日本ソーシャルワーク教育学校連盟研修：スクールソーシャルワーカー基礎研修（1月）
日本学校ソーシャルワーク学会第17回全国大会 in 岡山（7月）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

指導主事研修において、SSW派遣の流れや業務等について研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

重大事態ケースやいじめなど学校が抱える課題に対して、SSWの経験年数や前年度の対応歴等を参考に配置先を合議して決定している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・SSWの配置定数を増やしたが定員に満たない上、中途退職等により人員不足となったため、通常SSWリーダー等の対応が求められる重大事態への対応や指導相談業務に影響が発生している。
- ・SSWが働きやすい環境整備や組織体制が不十分な状態であるため、離職率が高い。
- ・SSW1人あたりが担当する学校数が10～20校と多く、SSWの業務量が多い。

＜原因＞

- ・SSWリーダー1名で、1人あたり8～9人のSSWを常時指導している。加えてSSWリーダーも担当校を持ちケース対応を実施している為、指導助言の時間が確保しづらい状況にある。
- ・SSWリーダーが多忙なためSSWリーダーに相談しやすい環境が整っていない。結果、SSWが1人で抱え込みやすくなり、負担が増加し、離職につながる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・正規雇用で採用されたSSWが統括業務を担い、SSWリーダー制は継続して実施している。
- ・SSW統括とリーダー、課長との合議制の仕組みをつくった。
- ・チーム制を確立し、1チームに所属するSSWの人数を少人数にした。

③成果

- ・SSW統括とリーダーが指導や助言を行うことでSSWの育成や資質の向上に取り組める体制ができた。
- ・SSW統括とリーダー、課長との合議制により組織的に活動できる体制が整った。
- ・1チームに所属するSSWの人数を少人数にしたことで、指導しやすいユニットとなった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 中規模校 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 0.5 回/ 1 回あたり 1.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・低学年の間は特に問題なかったが、友人トラブルをきっかけに不登校となる。
- ・友人との距離感等に課題が疑われる。
- ・トラブルに対する学校の対応に母が過剰に反応し、学校との関係構築が難しい状態。

②学校内での方針の検討

- ・本児は保健室登校を基本に学校生活を送る。
- ・友人トラブルについては両児童、保護者と謝罪の場を設定する。
- ・場の設定過程で母の頑なさや子育てへの困り感、精神的に不安定であることが判明する。
- ・母の支援、本児の医療受診を S S W に依頼。

③支援の実施

- ・母との面談で子育ての困り感等を共有し、一緒に手立てを考えた。
- ・姉妹それぞれに特性が疑われたため発達外来のある小児科に繋いだ。
- ・本児の学校での様子を共有し医療連携を図った。

④経過観察

- ・母との面談を定期的実施した。S S W に電話やメールで相談できるようになる。
母の状態と S S W の対応を学校と共有した。
- ・小児科受診への同行を継続した。学校での本児の様子、友人関係、母の状態等を共有し、学校対応について助言をもらう。
- ・学校で起きた本児に関わる些細な事案を学校と S S W が共有し、母が学校対応に過剰な反応をしないようフォローを継続した。

（3）成果

不登校児童生徒数 29 名

うち、S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 1 名

- ・小児科受診により、母は子の特性を理解し、主治医からその対応に助言をもらうことができた。
母は、子に自信をもって対応できるようになり、子育てに余裕ができた。
- ・本児は、主治医に学校での困り事を相談して助言をもらい、友人とのやり取りがうまくできるようになった。
- ・母の状態を学校と共有し、対応について協議した。学校は、保護者の話し合いの場に父の同席を求め学校の対応に理解を得ることができた。
- ・本児には、保健室登校を軸に友人との関わりを持たせ、教室に戻る支援を本児のペースに合わせて段階的に実施した。少しずつクラスで過ごすことができるようになり、不登校は解消した。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 小～中規模校 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 0.5 回/ 1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 本生徒は、中学校入学当初、問題なく登校をしていたが部活に入り、友人関係のトラブルが生じる。
- ・ SNS で一方的に悪口などを投稿され、本生徒は自身の髪の毛を剃り、自ら外部との接触を拒否し、精神状態も不安定となる。
- ・ 学校との接触を拒否し不登校となる。

②学校内での方針の検討

- ・ 一連の事象についていじめと認定。いじめ検討委員会発足。
- ・ 加害生徒に対する指導を実施。二度としない旨を約束させる。
- ・ 加害生徒の保護者に説明を行う。改めて謝罪の場を設けるように学校が働きかける。
- ・ 本生徒の精神状態が安定していないことや外部との接触拒否の状態の為、謝罪の場については一旦見送ることとなる。
- ・ 今後の対応について学校が働きかけるが、本生徒の接触拒否の状態により、S S W介入となる。

③支援の実施

- ・ S S Wが第三者として本家庭に介入。本生徒の髪の毛を剃る行為について、自傷行為として精神科医療の受診を提案。S S Wも受診同席し、主治医とケース検討する。
- ・ 精神科医療の治療を支援の軸として学校のかかわり方を検討する。S S Wによる学校と医療の連携を実施する。
- ・ S S Wが学校と家庭の思いを代弁しながら関係性の再構築を行う。
- ・ 教育保障については、担任を中心に学年の職員でリモートでの授業や自宅でのプリント学習などを駆使して、遅れの無いように配慮する。

④経過観察

- ・ 本生徒への治療開始とともに精神状態は安定化する。あわせて精神科の心理士によるカウンセリングを開始する。徐々に自身の思いを伝えることができるようになる。
- ・ 本生徒の思いを学校にフィードバックすることで、学校に対する信頼感が再構築される。特に担任に対する信頼はより増している。
- ・ その結果、リモートでの授業の参加や、担任の家庭訪問によるプリント学習など学校に対する帰属意識が芽生えてくる。

(3) 成果

いじめ件数 7 件

うち、S S Wが関わったことにより解消したあるいは好転した生徒数 1 名

- ・ 学校、家庭の思いを代弁したこと、本生徒の回復状況を鑑みて学校、家庭の関係性が再構築される。

- ・その環境の変化から、本生徒は別室登校ができるようになり、最終的には教室復帰でき、不登校状態は解消する。
- ・本生徒への校内での見守りや担任を中心とした関わりなどから、いじめは起きていない。
- ・本生徒は高校進学に向けて安心して学校生活を送っている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 小～中規模校 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 0.5 回/1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・母は本児に対し、無視する・兄弟喧嘩で怪我をしそうになってもかばわない。
- ・本児が楽しみにしている学校行事に参加させない等、日常的に心理的虐待を繰り返していた。
- ・その事実が、相談支援事業所から学校への報告で分かる。

②学校内での方針の検討

- ・校内ケース会議を実施。
- ・担任を中心に本児の様子を観察し、日ごろから積極的に声をかけながら、必要に応じて個別で話を聞く機会を設けた。
- ・本児や家庭の様子で心配な点があれば、早急にケース会議が行えるよう段取りを図った。

③支援の実施

- ・本児の状態像理解のため、SSWが受診同行を継続的に行うことにした。
- ・見立てや支援方針の共有、役割分担の協議のため、拡大ケース会議を調整・開催した。

④経過観察

- ・拡大ケース会議にて、学校や関係機関からの母に対する声かけ・働きかけの足並みを揃えたことで、母は本児に対し、適切な関わりを心がけてくれるようになった。
- ・関係者でのケース会議だけではなく、保護者参加型のケース会議も開催することで、母を巻き込みながら本児の支援方針と一緒に検討することができるようになった。

(3) 成果

- ・拡大ケース会議で確認し、関係者がストレングス視点で母の適切な関わりに着目し、母をエンパワメントすることにした。そのことで、母も本児に対して余裕を持って関わるできるようになった。
- ・たくさんの関係者が日常的に本児に関わりを持つことで、本児の相談することへのハードルも下がり、困ったことや悩んでいることを積極的に家族以外の大人にも相談することができるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (特別支援学校)
- ②児童生徒数 ____ 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (常駐 ・ 年 4 週/週 1 回/ 1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・他県より転校してきた中学部3年生男子。
- ・転校当初は本人の不登校課題で保護者(母)からの相談が学校に寄せられる。
- ・母の相談から父の失業と浪費で生活困窮状態にあり、本人の登校どころではないことが分かる。

②学校内での方針の検討

- ・家庭の生活貧困状況を改善しないと本人の登校支援に至らないと判断し、家庭支援をSSWに依頼。
- ・SSWが保護者と話をしていき、学校が本人対応を実施することになる。

③支援の実施

- ・いのちをつなぐネットワーク(保健福祉課)へ母を繋ぐ。家計の見直しと今後の生活設計を図る。
- ・父は体調不良で働ける状態になく、母は本人の世話をしなければならず働くことが不可で、就業は困難。収入の見込みがない為、生活保護の申請となる。
- ・母に障害者基幹相談支援センターを紹介し、ヘルパーなどの案内をしてもらう。
- ・家庭状況が落ち着いてきたところで、学校が本人の登校について支援開始。

④経過観察

- ・本人の登校支援は週1日短時間登校から進める。
- ・生活保護を受給しても母の金銭管理能力に課題があり、引き続き支援は必要な状況。

(3) 成果

- ・当初の困窮状態からは脱出し、生活は安定してきた。
- ・全欠だった本人が少しずつ登校できる日が出現した。

<発達特性のある生徒>

(1) 学校の概要

- 学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 ____ 中規模校 ____ 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (常駐 ・ 年 ____ 週/週 0.5 回/ 1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・地域にて友人と金銭トラブルが生じる。本人が友人のお金を盗る。
- ・学校は本家庭と連携して本人への指導を実施。指導実施後、特段の問題行動は見られなかったが、家

庭でのお金を盗むことが繰り返され、両親は疲弊し、親子関係が悪化する。

- ・両親が担任、生徒指導主任の教員に本人の盗癖、関係性などを相談し、家庭の状況が発覚する。

②学校内での方針の検討

- ・本人に対して生徒指導主任が個別に指導実施。
- ・担任は、家庭内での困り感などないか寄り添いの相談を実施する。
- ・指導及び面談を行うが、家庭のお金を盗ることは改善されないため、ＳＳＷ介入となる。

③支援の実施

- ・ＳＳＷと両親の面談を実施。本人の成育歴を整理する。発達障害の可能性を検討する。
- ・ＳＳＷによる精神科医療受診の提案。本人の個別性の理解と両親への心理教育（発達障害理解）を行う。
- ・本人の個別理解を進めることで、親子関係の改善を図る。
- ・受診結果は学校、家庭で共有し、医療との連携体制を構築する。
- ・学校は本人の受診結果を基に個別の対応、就学相談を検討し学習環境を整備する。

④経過観察

- ・受診結果、本人は自閉症スペクトラムであることが判明した。服薬治療開始となる。
- ・本人へのかかわり方については、ＳＳＷが拡大ケース会議を実施し、両親、学校と共有した。
- ・本人は、学習面や教室環境などの困り感を担任、生徒指導主任に話すようになる。
- ・その結果、就学相談を実施することとなり、情緒学級へ転籍となる。
- ・心理教育など本生徒の理解が進むにつれ、親子関係は改善傾向。
- ・親子の関係性が改善したことでお金を盗ることは解消する。

（３）成果

- ・学校では問題なく学校生活を送っており、家庭でも落ち着いて過ごすことができている。
- ・本人は、発達特性に応じて学校で困り感などを相談できるようになった。
- ・友人とも問題なく関係を築けており、安心して学校生活を送っている。

福岡市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S W 職能研修（年2回） ・ C S W との合同研修（年1回） ・ 全体研修（年4回）
- ・ 各区の研修会（月1回程度） ・ グループミーティング（週1回程度）
- ・ S V（個別、グループ等 年間300時間程度） ・ 正規 S S W による支援や助言（適宜）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 年度当初の事業説明会において、全小中高特支の管理職に対して S S W 活用事業について説明を行い、周知している。
- ・ リーフレットや学校との連携ガイド等を作成し、教職員に対して周知をしている。
- ・ 各配置校、各区特別支援教育連絡協議会等において、教職員に対して業務内容や連携に向けての研修や実践事例紹介研修等を行っている。
- ・ S S W のスーパーバイザーによる研修動画を作成し、教職員が視聴できるコンテンツへ配信している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 全ての市立学校に週1～2日配置している。
- ・ 学校規模や児童生徒数などに応じて S S W を増員している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、S S W もそれらの変化に対応した能力が求められている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 福祉や心理の専門スタッフである S S W や S C が、教員や関係機関と連携を図りながら、教育・福祉・心理の面から、いじめや不登校などの課題を抱える子どもたちや家庭に対して支援を行うなど、教育相談体制の充実に努めていく。

③成果

- ・ S S W を全ての市立学校に配置してから、相談件数は約4,000件程度であり、児童生徒や保護者に関わった件数も増加しており、学校の教職員や関係機関と連携しながら、様々な課題を抱えた家庭や児童生徒の対応を行い、問題解決に資することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類
（小学校）
- ②児童生徒数 641 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（週 3 回/1回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

別室登校の利用をしており、学習の積み上げが難しい状況であった。また、母子家庭で母がダブルワークをしており忙しく、学校生活や学習に関することは本人に任せていることが多かった。兄弟らで家事を分担したりしておりヤングケアラーの傾向もある家庭であった。昼夜逆転になり生活リズムが整わず登校が難しくなっていた。

②学校内での方針の検討

本人への対応を S S W から担任、校長、教頭に相談した。担任と本人とのつながりが希薄になりつつあったため本人が別室で取り組んだ内容を担任に共有したり、担任の時間があるときに別室に本人の様子をみてもらい相談した。また養護教諭や学年にも本人の様子を共有し本人にかかわる支援者が増えるような体制づくりをおこなった。

③支援の実施

本人が登校した際には一緒に活動を行ったり、話をしたりした。また、担任と一緒に定期的に家庭訪問を行い本人との関係づくりと家庭状況の確認を行った。本人から、「行かないといけなくてわかってはいるけどめんどくさい」という思いを聞くことができた。当時昼夜逆転もしており、食事もしっかりとれていなかったところから、まずは給食の時間から登校することを本人に提案した。また、学校から母に食料配達の支援について紹介したところ利用したいという意向があったため、利用を開始した。

登校が安定してきたところで、別室を利用している他の児童と一緒に活動できるような時間を設けた。

④経過観察

給食の時間から登校を提案すると、月1～2回の登校が月3～4回ほどになった。また、給食を食べてそのまま学校

で過ごすことで、本人とかかわる時間や本人へかかわる支援者の数が増えた。担任と相談し、登校した際は学校で過ごした内容を紙に書き、担任からコメントをもらえるようなノートを作成した。担任からのコメントがあることや、ノートの受け渡しがあることで自然に担任と本人が会う時間が増え、本人と担任との関係も良好になっていった。

学習に関しては積み上げができておらず、また本人の意欲も低かったためまずは一緒にできる活動（折り紙や塗り絵、学校の掲示板に飾りつけの作成、掃除など）を行い、本人が主体的にできるものを行った。また、別室を利用して近い学年の児童と一緒に活動を行うことで、児童同士の関係性が良くなった。お互いが登校するきっかけになり、児童同士で学校のことやクラスの相談ができるような関係性になった。

家庭への支援としては、学校が母へ食料配達支援の紹介を行ったことで家庭と区がつながり、学校とは違った立場の支援者が定期的に家庭訪問をし、見守りを行う体制ができた。母や本人らの家事負担も減少し、食事も安定していった。

（３）成果

不登校児童生徒数約 20 名

うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 6 名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 5 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 537 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 3 回 1 回あたり 4 ～ 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

事務職員からの相談。教室に居づらいとのことで事務室へ来室することが多く、同じクラスの友人から嫌がらせを受けていると本人から主張がある。そのためＳＳＷに介入してもらうことは可能かとの相談であった。

本児について担任や主幹教諭への聞き取りを行うと、友人トラブルをおこしがちで、よく叱られる児童という印象であった。また、ひとり親家庭で、親が仕事で夜間、家を空けることが多い家庭であった。朝の送り出しが難しく、家庭と学校のやり取りが難しい家庭であり、親とのコミュニケーションが希薄な家庭であることが分かった。そのため、授業中に本児が事務室を利用しているにもかかわらず、事務室の先生に構ってもらいたくないのではないかという見立てであった。

この情報を受け、ＳＳＷは、本児の主張する「嫌がらせを受けている」ことに対して以下のように見立てた。

- ・嫌がらせを受けているという本児の主張が学校や家庭に届いていないのではないか
- ・家庭環境に起因した愛着の課題、本児の対人関係構築の苦手さがあるのではないか

②学校内での方針の検討

周りから見た本児の印象と、本児の主張に差が見られたため、ＳＳＷが面接を重ね、本児の主張を代弁していく役割を担った。代弁をしていく中で以下の方針となった。

- ・嫌がらせを受けていることを担任に共有し、クラス内での指導、個別の指導を行うこと
- ・別室での対応となるため、管理職や専科の職員にも情報共有を行い、本児を見守る体制を作ること
- ・別室で対応した場合は担任と接触する機会をつくり、担任との関係構築を図ること

③支援の実施

- ・ＳＳＷとの面接、別室での関係性構築（嫌がらせを受けていることの対応策を本児とともに考える）
- ・担任との関係性構築に向けたつなぎ（担任へのアドボカシー、担任と本児の間に入る）
- ・担任の配慮（別室で取り組む内容を本児専用として作成してもらう）

④経過観察

ＳＳＷとの面接を重ねることで、関係性を構築することができた。本児がＳＳＷへ依存するような様子も見られたが、それも家庭環境に起因すると再アセスメントすることができた。

担任との接触が増えてから、別室でＳＳＷと過ごす時間よりも教室に入る時間がだんだん増えていった。

（３）成果

嫌がらせを受けているという本児の主張から、本児の家庭環境や対人関係構築の苦手さが見えてきた。嫌がらせを受けて嫌な気持ちになるという主張は、ＳＳＷ介入後は本児からも担任からも聞かれない。

ＳＳＷや担任による、本児のソーシャルスキルを伸ばすことを目的としたかわりを続けたことが教室復帰につながったと考えられる。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類
(小学校)
- ②児童生徒数 613 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (週 2 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・全校生徒に配布したSSW紹介文を見て、本児自身から面談を希望。自宅の家事や障害のある兄弟の面倒を怠ると母からの暴言、暴力を受け、自宅にいるのが怖いと訴えあり。
- ・母からの暴言・暴力を話せる環境がなく、本児が自傷行為を繰り返す。
- ・母が片付け、金銭管理などが苦手で、欲しいと感じたものは借金をして手に入れようとする。自宅は物が散乱しており、衛生面も劣悪。母が以前病院受診した際にADHD傾向と診断をされているが、特に福祉サービスなどは介入していない。
- ・離婚した実父からDVを受けており、本児は男性への恐怖心が強い。
- ・母は男性依存症であり、交際相手が自宅に宿泊することで本児の精神的不安定が続いている。
- ・母側の祖母が自宅の家事や養育を助けているが、祖母は心身ともに疲弊している。

②学校内での方針の検討

- ・子どもが家事など担うのではなく、安心安全な中で過ごすことでできる環境を調整する。
- ・他機関と連携し、母の困りごとや悩み事を話せる環境を作り、母の精神安定を保つ。
- ・家庭環境を把握し、早急に対応できるように体制をつくる。

③支援の実施

- ・本児と月1～2回の面談を実施し、家庭の状況把握や本児のメンタルケアを行う。
- ・祖母と月1回の面談を実施し、母親の成育歴や子ども達への虐待について把握し、祖母のメンタルケアを行う。
- ・校区担当の子育て支援課と連携し、セーフケアサービスを導入。支援員が週1回訪問し母親や妹、弟と一緒に自宅を清掃する。また子どもとの関わり方についても支援員が母に資料や実践を踏まえて伝えていく。
- ・子どもの居場所確保や食生活支援として、本児と一緒に子ども食堂を訪問する。
- ・夏休み期間、食糧を確保するため、フードバンクを利用し、食料物資を自宅に届けながら、本児の気持ち聞き取りを行う。

④経過観察

- ・これまで本児は自分の気持ちを話せる環境がなく、自傷行為を繰り返していたが、継続的な面談を行うことで、自傷行為はなくなり、心身ともに落ち着きが見られた。
- ・セーフケアサービス（限度回数あり）を導入したことで、母の片付けに対する意識に変化が見られた。
3か月間の養育支援サービスを利用し、自宅を清潔に保てるようにしたいと母から希望あり。
- ・母親が障害について本を購入し、子ども達との関わり方について学び、実践する姿勢が見られた。

(3) 成果

- ・セーフケアと養育支援サービスを導入したことで、母親の自宅衛生面への意識が変わり、家事を積極的に取り組み、祖母への家事負担が軽減された。また自宅がきれいになることで、気持ちに余裕ができたと母自身が自覚し、金銭管理に意識を持てるようになった。
- ・母親の交際相手が宿泊することについて子供たちの精神的不安定に繋がることを母に伝えていくことで、自宅には訪問しなくなった。
- ・子ども食堂の存在を知ったことで、学校だけでなく、本児が安心できる場所を地域で確保することができた。
- ・子どもの苦手なことや得意なことを知って子どもとの向き合い方や関わり方を母が理解し、暴力をふって伝えるのではなく、言葉にして伝えるようになった。
- ・子育て支援課と健全育成係が母と繋がったことで、母の悩みを話せる環境ができたので、一人で抱え込み、ストレスで感情のまま子どもにぶつけることがなくなった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類
(中学校)
- ②児童生徒数 205 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 2 回/1回あたり 4 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・中3男子。両親不在で、祖母と暮らしている。生活保護受給世帯。
- ・要保護児童対策地域協議会の対象世帯。（福岡市では要保護児童支援地域協議会）
- ・在学中に祖母が亡くなり、親族と暮らすことになる。
- ・急な世帯の変化に伴い、本人の高校進学に関わる金銭的な余裕がなく、また親族の方も進路に向けた動きを把握されていなかったため、支援の必要性があり、SSWも関わる。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議を実施。（定期的に実施し状況を確認）

→・世帯や本人の状況分析を行う。

- ・本人の進路実現を大きな方針に掲げて役割分担を行った。
- ・本人の進路実現に向けた進路指導を行う【担任・学年職員】、進路実現に向けた家庭への支援・関係機関（子育て支援課・生活保護課）との連携【SSW・担任】を行うこととした。

③支援の実施

- ・市や県の奨学金、あしなが奨学金等の申込の手続きに関する問い合わせや説明。
- ・関係機関（子育て支援課・生活保護課）との情報共有。
- ・親族の方への、進学に向けた情報説明を行う場を設定し、一緒に資料記入や手続きを行う。
- ・親族の方に向けて、定期的な確認の電話や家庭訪問を行う。
- ・少しでも金銭的な足しになる支援として、合わせて食料支援も行う。

④経過観察

- ・担任の先生と一緒に、定期的な家庭訪問や電話連絡を行うことで、親族の方との関係が構築でき、早期的な困り感のキャッチ等を行うことができた。
- ・事前に状況を説明した上で、奨学金の申込も滞りなく行うことができ、貸与の審査も通った。

（3）成果

- ・本人や親族の方、先生方の努力により、第一志望校に無事に合格し進路を実現することができた。
- ・本人は、無事に卒業し、高校に通うことができている。

＜発達障害等に関する問題＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 956 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 1～2 回）

（2）対応内容

①課題の発見

本児（小2・男児）、母、母方祖父母の4人世帯。離席・校内徘徊・対人トラブルが多く、校内で支援員を付けて対応。本児の粗暴行為が落ち着かない時は祖母に迎えに来てもらうことも増え、本児の対応に母・祖母も疲弊している状態。母から家庭で怒られた時は朝から落ち着かない等、負の連鎖が続いており、支援につなげたいと相談依頼を受ける。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を実施（校長、教頭、担任、養護教諭、SSW）し、本児の情報共有・支援検討

本児はADHDの診断は出ているものの継続した通院歴はなく、現在の支援は週に1回の通級指導のみであった。

医療機関へ繋ぎ、適切な医療を受けられるようにするとともに、母が本児の対応について医師へ相談できるようにする。

福祉サービス（放課後等デイサービス）を利用し、本児の療育と母と祖母のレスパイトに繋げる。

就学相談に繋げ、特別支援学級への措置変更等も含めた本児の学習環境の整備を行う。

③支援の実施

SSWは母、祖母それぞれと面談を実施。本児の学校での状況を伝える等関係構築をし、校内で検討した支援を提案。

医療機関を紹介し、予約の取り方・受診時の説明等の支援を行った。その後、放課後等デイサービス利用にあたり、サービス内容の説明および手続きの支援を行った。

特別支援学級についての説明を行い、就学相談の手続きに関する支援を行った。

④経過観察

医療機関にて母の困り感を受け止めてもらうことができたことで、母が本人の特性と向き合えるようになった。家庭での対応に変化ができたことで、本人も情緒面で落ち着くことが増えた。また、医療機関から服薬指導も開始された。薬の量が安定するまでの間は落ち着かない時期もあったが、都度ＳＳＷが養護教諭と連携し母や祖母へ受診時の助言を行った。放課後等デイサービス利用により、療育支援を受けるとともに様々な体験活動ができ本人のストレスの解消にも繋がった。就学相談の結果、次年度から特別支援学級への措置変更が行われることも決定した。

(3) 成果

ＳＳＷから母・祖母へ医療機関と福祉サービスの説明を行うことでスムーズに繋げることができた。
毎日のように教室を出て校内徘徊をしていた本児も落ち着き、教室で授業を受けられるようになった。

熊本市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

SC・SSW 連絡協議会 1回 自傷とその対応 ～関係機関と医療との連携について～

SSW 研修 年3回

SV からの個別 SV 年3回

SV を招聘しての事例検討会 各拠点1回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度初めに管理職または担当者へ事業内容について説明

生徒指導主任主事会での SSW の紹介

熊本市いじめ・不登校対策ハンドブックに SSW について掲載している

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

各学校の不登校の状況や問題行動などの実態を踏まえて適切に配置している。

また、3つの学校に拠点の執務室を置き、SSW同士でケース相談ができるようにしており、各拠点のSSWの経験年数が偏らないようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

① 課題とその原因

派遣依頼数の増加に伴い、SSW一人当たりの対応ケース数が増加している。また、問題が複雑なケースも多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容の充実を図るとともに、SV体制を強化し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

② 課題解決に向けた取組内容

- ・SSWの対応の現状に合った研修を実施する。
- ・SSWの人員を確保する。

③ 成果

・SSW が関わったことにより、状況が好転しているという学校からの報告がある。また、教職員へのコンサルでSSW が関わることで児童生徒に対して適切な支援ができるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

① 学校の種類

（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

② 児童生徒数 730 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年 6 週/週4回/1回あたり 25 時間）

(2) 対応内容

① 課題の発見

小学5年男児。2年時に転校してくるも数日のみ登校しその後欠席。3年時には本人の拒否が強く学校が接触しようとしても目視確認すらできない状況となった。

不登校の支援、一人で抱え込んでいる母親の支援も含めSSWに介入依頼があがった。

② 学校内での方針の検討

学校と家庭とが切れてしまわないように、担任からだけではなく養護教諭からも母に連絡を入れるようにし、現状の把握ができるようにした。本人の参加ができなくても家族に行事への参加を促し、母と直接会って話をする機会を作るようにした。

教育相談を行い、教育支援センターやフリースクールの情報提供等を行いながら、本人との接触を試みたがうまくいかなかった。

③ 支援の実施

母との面談を実施。今までの経過や家庭の状況を聞き本人の置かれている環境についてアセスメント。

母から本人にSSWの説明をしてもらうことから始め、玄関先で顔を合わせることを提案。最初の数回は声のみ聴くことができ、回数を繰り返すごとに手だけ、顔だけと姿が見れるようになった。2か月後には家の中に入ることを許可してくれるようになり、面談ができるようになった。

④ 経過観察

言葉でのコミュニケーションが苦手な母が代弁しながら母親同席での面談を継続。徐々に学校に対しての気持ちも聞くことができるようになった。SSWとの面談にも慣れてきたため、担任との接触を試み、まずはオンライン上で週に1回やりとりを行うことになった。担任にも慣れた頃、SSWとの面談の場所を自宅から学校にうつし、学校の雰囲気を知ることや登校の練習も含め面談を継続。面談時には担任や養護教諭との顔合わせの場とすることも目的とした。

また、教育支援センターの見学・体験にも行くことができた。

(3) 成果

年度末には「4月になったら登校したい」と口にするようになり、事前に新しい担任との顔合わせを実施。不安に思うことを確認し学校と対応策を検討、受け入れ体制を構築することにより4月から登校することができるようになった。行事の参加も積極的にすることができている。

<いじめ>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

② 児童生徒数 398 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 4 週/週 4 回/1回あたり6.25時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

継続して支援していた本人の受診同行の際、診察場面で主治医より「何か困っていることはないかな？」との質問に対し、本児から「交流学級のお友達からいじめられている」との訴えがあった。主治医主導で状況の確認を行い、同席していてSSWが記録をとり、その場で本人、母の了承を得て小学校へ情報提供と対応について協議する旨の承諾を得た。

② 学校内での方針の検討

SSWが小学校へ訪問し、課題発見時の様子、本人の困り感、保護者の気持ちを管理職と支援学級担任へ共有。まずは、校内で相手児童を担当する交流学級の先生にも共有し、①支援学級担任から本児への聞き取り②交流学級担任による相手児童への聞き取り③情報のすり合わせまでを至急実施することが決まる。

③ 支援の実施

本児に対して、SSWから情報を得ていることを前提に、再度詳細の聴き取りを支援学級担任と副担任の複数で実施した。聴き取りの際に、本人が求めている解決方法も確認した。本児は、再度同じことが起こらないよう加害児童に話してほしいことを望み、交流学級での活動時にはまた仲良くしてほしいという希望を伝えており、本人の思いを尊重した対応を小学校に助言。また、保護者への説明の機会を設定した。

④ 経過観察

本児への聴き取り、相手児童の聴き取りの結果から、本人の訴えについて加害児童もその行為を認めたため、謝罪の場が設けられ本人への謝罪が行われた。その後、SSWは行動観察のため、小学校を訪問し交流学級での活動場面を中心に観察。また、先生方との情報交換を実施。その都度、SSWから保護者へは電話連絡を行い、進捗説明をおこなった。本人とSSWとの面談では、「もういじめられなくなった。先生たちがしっかり見てくれている安心感がある」との発言あり。

(3) 成果

保護者への説明の場に学校長を始め、関係する教職員が全員出席し、誠意をもって対応したことで、保護者の不安を速やかに解消することができた。保護者からの再発防止の要望に対して、学校側の対応を具体的に（学級全体への指導や障がいがあるお友達との関わり方についての講和を実施する等）説明した。また、今後の相談体制についても担任だけが抱え込むのではなく、学校組織としてチームで対応していくことを確認した。本人に対しては、担任による見守りや定期的な声掛け、SSWが学校訪問時に本児に気持ちの確認をしていくことで、「安心して学校生活が送れるよう」支援を継続していくことを確認した。

<虐待>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

② 児童生徒数 366 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・**派遣方式**・巡回方式）

配置方法（常駐・年___週/週___4回/1回あたり6．25時間）

（２）対応内容

① 課題の発見

生徒が不登校であったことから、学校から支援依頼があり介入。担任からの情報収集では、不登校の理由は不明瞭だった。母親との面談を実施したところ、父親が本人の発達特性を理解できておらず、これまで強く叱責したり暴言を吐いたりしていた事が分かった。保護者が本人の特性を理解し、適切な関わり方を学ぶ必要があると考えた。

② 学校内での方針の検討

母親との面談で把握できた家庭内の状況や家族関係、本人の特性から考えられる困り感などを担任、養護教諭と共有し、対応について検討した。本人や母親の負担にならないよう家庭訪問の頻度等を考慮しつつ、家庭の状況が把握できるよう母親との連絡を密に取れるよう支援体制を確認した。

③ 支援の実施

母親へ児童相談所への相談を促し、対応の助言をもらうことができた。相談時には本人と父親の関係は改善傾向にあったため、母親のみの相談で経過観察となった。また、本人の特性理解の為精神科クリニックを受診および発達検査の受検を勧めた。本人との面談も提案したが、家族以外の人に会うことに抵抗が強かったため、母と定期的に連絡を取り、家庭や本人の状況を確認した。

④ 経過観察

児童相談所への相談は、父親と本人の来所は難しく母のみとなったが、対応の助言をもらうことが出来た。精神科クリニックを受診し発達検査を受けたことにより、本人自身がこれまでの困り感と向き合い納得することが出来た。また、学校でも本人の特性を考慮しながら対応が出来るようになり、徐々に本人の学校に対する拒否感が軽減されたといった。

（３）成果

ＳＳＷが介入したことにより、家庭内で虐待の恐れがあることが分かり関係機関への繋ぎや対応の検討を行い、状況悪化を未然に防ぐことが出来た。また、父親の不適切な関わり方の原因と思われる本人の特性に対する支援を行ったことで、本人や家族、学校も適切な関わり方を徐々に理解が深まった。結果的に、学校からの支援依頼理由であった不登校に関しても改善傾向がみられている。

<貧困>

（１）学校の概要

① 学校の種類

（**小学校**・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

② 児童生徒数___369___名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・**派遣方式**・巡回方式）

配置方法（常駐・年___週/週___4回/1回あたり6.25時間）

（２）対応内容

① 課題の発見

小学生の児童。生来的な対人関係の苦手さ等が影響し、前年度末より不登校状態。学校からの依頼にてSSWの支援が開始。

SSWは児童と面談を行う中で、学校に居場所がないと感じ登校しづらくなっていること、家庭訪問での母親面談を通し、両親ともに無職であること、夫婦喧嘩が絶えず不仲であること、母親は体調不良にて起床出来ない等の家庭環境が明らかとなり、児童は生活の不安から登校継続が出来なくなった要因であることをアセスメントする。

② 学校内での方針の検討

SSWは管理職を含めたケース会議を提案し開催。家庭状況と支援体制の情報共有を図り今後の方針について二点確認を行った。

- 児童は学校への抵抗感が強いとため、スモールステップとして療育機関を検討し、児童の力が育まれるよう支援していく。
- 生活の安定を目指し、家庭に必要なサポートを検討する。

③ 支援の実施

SSWは児童に療育機関の情報提供や動機づけを行い、利用を促すと意欲を示し、見学に繋げることができた。

母親にも精神科受診の希望を確認し、病院の情報提供を行い受診ができた。また、母親の不安軽減のため、生活保護の申請にも同行した。

④ 経過観察

学校とは随時連携を図りながら、SSWは児童や母親との面談を継続、児童は放課後等デイサービスの体験にも積極的に参加できたことを確認した。また母親は病院に定期受診し、服薬にて少しずつ体調が安定しているのを確認することもできた。

（３）成果

定期面談や学校との連携を随時行うことで、児童や母親の声を聴きながら環境調整することができた。さらに関係機関への同行が、彼らのエンパワメントを高め、児童の居場所や母親の今後の生活の見通しなど、事故決定できる支援へとつなげることができた。現在、児童は放課後等デイサービスの活動に積極的に活動できている。

<発達障がい>

（１）学校の概要

① 学校の種類

（**小学校**・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

② 児童生徒数___482名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年___週/週4回/1回あたり6. 25時間）

（２）対応内容

① 課題の発見

小学6年の児童、小学校中学年から教室に入れないことが増え、学校側は保健室登校や行事の参加を促していた。高学年になっても状況が改善せず、医療機関を受診し、発達障害の診断がついた。両親は受容ができず、受診も辞め、学校とも十分な情報共有がされていなかった。

児童は保健室への短時間登校ができていたため、学校側は父に特別支援学級の提案を行った。すると父親が激怒し、学校の連絡を拒否するようになったためSSWへ介入依頼がある。

② 学校内での方針の検討

児童は先の見通しが立たないことへの不安が強く、大人数の教室では過ごすことができない状態だった。学校側は保護者、児童と話し合いの場を設け児童が安心して過ごせる環境を整えていく方針ではあったが、話し合いができないためSSWに関係性の構築を図ってもらいたいとのことだった。

③ 支援の実施

まず、父親との関係構築のため電話連絡を行いながら面談を設け父親の思いを確認した。父親は仕事を転々としている状況で経済的に厳しく精神的に疲弊していた。母親は精神的に不安定で、本人の特性理解ができず、親子喧嘩が絶えない状況であった。本人のことを考えたいが余裕がないとのことだった。

本人面談も並行して行った。本人はこだわりも強く、学習や作業を一つ一つ丁寧に行うため一斉の授業では追いつかないこと。教室では様々な状況を察知し過ぎ、すべて自分のこととして受け止めるため大人数の教室では過ごせないこと。母には自分の気持ちが伝わらないとのが分かった。生徒の思いをその都度、一緒に紙に書き出し、不安や気になっていることが解消できるよう、両親や学校に代弁した。父親には診断状況等、学校との共有の必要性を伝え、ケース会議で共通理解を図った。父も学校が丁寧に対応してくれることが分かり、徐々に関係性もよくなった。両親と児童には、安心して過ごせるように特別支援学級への転籍を再度提案した。その後、中学校の特別支援学級を数回、保護者、本人と一緒に見学に行き、中学校の先生との面談で不安なことを伝え、日課や行事、教室等の確認を行った。本人は最後まで転籍をすることを悩んだが、中学校から特別支援学級で過ごすことを決心した。

④ 経過観察

中学校では、入学後から安心して登校ができ、毎日教室で学習ができるようになった。現在も不安なこととはその都度担任が確認しており、SSWも本人、保護者からの相談を継続している。

（３）成果

発達障がい診断を受けたが、保護者の理解が得られなかった。実際に本人、保護者と一緒に特別支援学級を見学に行ったり、本人の特性をSSWが保護者に伝えたりして、特別支援学級への転籍につながり、進学後、本人が安心して学校生活を送ることができるようになった。